

令和元年九月 五日開会
令和元年十月 一日閉会

令和元年第三回定例会会議録

西之表市議会

令和元年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月五日（木）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
八板市長	七
一、議案審議	一
議案第一三号 西之表市教育委員会委員の任命について	一
八板市長説明	一
議案第一四号 消防ポンプ自動車売買契約について	一
大瀬総務課長説明	一
長野広美さん質疑	一
大瀬総務課長	一
議案第一五号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	一
長吉税務課長説明	一
議案第一六号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	一
川畑市民生活課長説明	一
議案第一七号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	一
大瀬総務課長説明	一

議案第一八号	西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	一八
大瀬総務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	一八
長野広美さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	二三
大瀬総務課長	・ ・ ・ ・ ・	二四
橋口美幸さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	二四
生田直弘君質疑	・ ・ ・ ・ ・	二六
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	二七
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	二七
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	二七
議案第一九号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	二七
大瀬総務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二七
長野広美さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	三〇
大瀬総務課長	・ ・ ・ ・ ・	三〇
議案第二〇号	令和元年度西之表市一般会計補正予算(第二号)	三一
奥村財産監理課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三一
議案第二一号	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	三三
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三三
議案第二二号	令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	三三
川畑市民生活課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三四
議案第二三号	令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	三四
中野農林水産課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三四
議案第二四号	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	三五
下川高齢者支援課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三五

議案第二五号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	三六
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三六
議案第二六号	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	三七
上妻水道課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三七
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	三七
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	三七
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	三七
認定第一号	平成三十年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	三八
奥村財産監理課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三八
一、決算特別委員会の設置及び構成	・ ・ ・ ・ ・	四〇
一、決算特別委員会委員の選任	・ ・ ・ ・ ・	四一
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	四一
認定第二号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	四一
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四一
認定第三号	平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	四三
川畑市民生活課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四三
認定第四号	平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	四四
中野農林水産課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四四
認定第五号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	四五
下川高齢者支援課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四五
橋口美幸さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	四六
下川高齢者支援課長	・ ・ ・ ・ ・	四六
認定第六号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	四七

	長野健康保険課長説明	四七
	橋口美幸さん質疑	四八
一、	休憩	四八
一、	再開	四八
一、	議案審議	四八
	長吉税務課長	四八
	長野健康保険課長	四九
	認定第七号 平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定について	四九
	上妻水道課長説明	四九
	報告第一二号 平成三十年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	五一
	中野農林水産課長説明	五一
一、	日程報告	五三
一、	散会	五三
第二号 九月六日(金)		
一、	開議	五九
一、	諸般の報告	五九
一、	一般質問	五九
	和田香穂里さん	五九
	森企画課長	六〇
一、	休憩	六一
一、	再開	六一
一、	一般質問	六一

内学校教育課長	一六
大平教育長	一八
八板市長	二〇
岩下経済観光課長	二一
一、日程報告	二七
一、散会	二七

第三号 九月九日(月)

一、開議	三三
一、一般質問	三三
渡辺道大君	三三
八板市長	三四
中野農林水産課長	三四
一、休憩	三五
一、再開	三五
一、一般質問	三六
奥村財産監理課長	三八
下川福祉事務所長	三九
古田建設課長	四〇
一、休憩	四七
一、再開	四七
一、一般質問	四七
橋口美幸さん	四七

一、休 憩	大瀬総務課長	一四七
一、再 開		一四九
一、一般質問	八板市長	一四九
	中野副市長	一五一
	中野農林水産課長	一五二
	中野農林水産課長	一五七
	下川福祉事務所長	一六三
一、休 憩		一六四
一、再 開		一六五
一、一般質問	長野広美さん	一六五
	八板市長	一六五
一、休 憩		一六七
一、再 開		一六七
一、一般質問	森企画課長	一六七
	中野農林水産課長	一六九
	中野農林水産課長	一七二
	川畑市民生活課長	一七三
	大平教育長	一七六
	内学校教育課長	一七六
	長野健康保険課長	一八一
一、休 憩		一八二

一、再 開	．．．．．	一八二
一、一般質問	．．．．．	一八二
田添辰郎君	．．．．．	一八二
内学校教育課長	．．．．．	一八三
八板市長	．．．．．	一八六
一、休 憩	．．．．．	一九〇
一、再 開	．．．．．	一九〇
一、一般質問	．．．．．	一九〇
森企画課長	．．．．．	一九五
一、日程報告	．．．．．	二〇三
一、散 会	．．．．．	二〇三

第四号 十月一日（火）

一、開 議	．．．．．	二〇九
一、諸般の報告	．．．．．	二一〇
一、議案審議	．．．．．	二一〇
議案第一五号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二一〇
河本総務文教委員長報告	．．．．．	二一〇
議案第一六号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二一一
河本総務文教委員長報告	．．．．．	二一一
議案第一七号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	．．．．．	二一二
河本総務文教委員長報告	．．．．．	二一二
議案第一八号 西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	．．．．．	二一三

河本総務文教委員長報告	二二三
橋口美幸さん反対討論	二二五
下川和博君賛成討論	二二六
和田香穂里さん賛成討論	二二七
議案第一九号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	二一九
河本総務文教委員長報告	二一九
橋口美幸さん反対討論	二二〇
田添辰郎君賛成討論	二二〇
議案第二〇号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第二号)	二二〇
小倉予算特別委員長報告	二二〇
議案第二一号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	二二二
小倉予算特別委員長報告	二二二
議案第二二号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	二二三
小倉予算特別委員長報告	二二三
中野 周君反対討論	二二四
長野広美さん賛成討論	二二七
一、 休 憩	二二八
一、 再 開	二二八
一、 議案審議	二二八
議案第二三号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	二二八
小倉予算特別委員長報告	二二八
議案第二四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二二九
小倉予算特別委員長報告	二二九

議案第二五号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	一三〇
小倉予算特別委員長報告		一三〇
議案第二六号	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	一三〇
小倉予算特別委員長報告		一三一
認定第一号	平成三十年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	一三一
川村決算特別委員長報告		一三一
生田直弘君質疑		一三三
川村決算特別委員長		一三四
園田農委事務局長		一三五
大瀬総務課長		一三八
森企画課長		一三九
一、休 憩		一四〇
一、再 開		一四〇
一、議案審議		一四〇
渡辺道大君反対討論		一四〇
田添辰郎君賛成討論		一四一
認定第二号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	一四二
川村決算特別委員長報告		一四二
渡辺道大君反対討論		一四三
木原幸四君賛成討論		一四四
認定第三号	平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	一四五
川村決算特別委員長報告		一四五
認定第四号	平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	一四五

川村決算特別委員長報告	二四六
認定第五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	二四六
川村決算特別委員長報告	二四六
渡辺道大君反対討論	二四七
長野広美さん賛成討論	二四八
認定第六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	二四八
川村決算特別委員長報告	二四九
渡辺道大君反対討論	二四九
橋口好文君賛成討論	二五〇
認定第七号 平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定について	二五〇
川村決算特別委員長報告	二五〇
渡辺道大君反対討論	二五一
鮫島市憲君賛成討論	二五一
陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書	二五三
田添辰郎君継続審査に対する反対討論	二五三
鮫島市憲君継続審査に対する賛成討論	二五三
一、休 憩	二五四
一、再 開	二五四
一、議案追加上程・議案審議	二五四
議案第二七号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	二五四
河本総務文教委員長説明	二五五
一、総務文教委員会所管事務調査報告	二五六

	河本総務文教委員長報告	二五六
	一、議員派遣の件	二五九
	一、閉会中の継続審査	二五九
	一、市長挨拶	二五九
	八板市長	二五九
	一、議長閉会挨拶	二六〇
	永田議長	二六〇
	一、閉会	二六一

令和元年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
九	五	木	委	員	会	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成、決算特別委員会委員の選任、議案審議（質疑・委員会付託）
六		金	本	会	議	決算特別委員会（正副委員長互選）
七		土	休	会		一般質問
八		日	休	会		
九		月	本	会	議	一般質問
十		火	休	会		
十一		水	委	員	会	付託案件審査 総務文教委員会
十二		木	委	員	会	付託案件審査 予算特別委員会
十三		金	委	員	会	付託案件審査 予算特別委員会

三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
			金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
			委員会	休会	休会	委員会	休会	休会	休会	委員会	委員会	委員会	委員会	休会	休会	休会
			各特別委員会・議会運営委員会			付託案件審査 決算特別委員会				付託案件審査 決算特別委員会	付託案件審査 決算特別委員会	付託案件審査 決算特別委員会	付託案件審査 各常任委員会			

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第一一三号	西之表市教育委員会委員の任命について	即決	九月五日同日意
議案第一一四号	消防ポンプ自動車売買契約について	即決	九月五日日原案可決
議案第一一五号	西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第一一六号	西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第一一七号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第一一八号	西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第一一九号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二〇号	令和元年度西之表市一般会計補正予算(第二号)	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二一号	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二二号	令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二三号	令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二四号	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二五号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	十月一日日原案可決
議案第二二六号	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	委員会付託	十月一日日原案可決
認定第一号	平成三十年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	十月一日日認
認定第二号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	十月一日日認
認定第三号	平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	十月一日日認
認定第四号	平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	十月一日日認

認定第	五号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	十月一	日認	定
認定第	六号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	十月一	日認	定
認定第	七号	平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	十月一	日認	定
報告第	一二号	平成三十年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について		九月五	日報	告

一、付議事件（追加分）

番号	事	件	名	審議方法	結	果
議案第	二七号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について		即決	十月一	日原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号	事件名	提出者	結果
陳情第一四号	「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCL P）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書	西之表市住吉三三〇五―三 種子島漁業協同組合 組合長 浦添 孫三郎 他五名	十月一日継続審査

本
会
議
第
一
号
（
九
月
五
日
）

本会議第一号（九月五日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年九月五日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和元年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第一三号 西之表市教育委員会委員の任命について

- 日程第六 議案第一四号 消防ポンプ自動車売買契約について
- 日程第七 議案第一五号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第八 議案第一六号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第九 議案第一七号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第一〇 議案第一八号 西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第一一 議案第一九号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第一二 議案第二〇号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）
- 日程第一三 議案第二一号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 日程第一四 議案第二二号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一五 議案第二三号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）
- 日程第一六 議案第二四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計

補正予算（第二号）

業振興公社経営状況報告について

日程第一七 議案第二五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算（第二号）

△会議録署名議員の指名

日程第一八 議案第二六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指

予算（第二号）

名をいたします。

日程第一九 認定第一号 平成三十年西之表市一般会計歳入歳

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、

出決算認定について

一五番議員渡辺道大君、一六番議員橋口美幸さんを指名いたします。

日程第二〇 決算特別委員会の設置及び構成

日程第二一 決算特別委員会委員の選任

△会期の決定

日程第二二 認定第二号 平成三十年西之表市国民健康保険特

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といた

別会計歳入歳出決算認定について

します。

日程第二三 認定第三号 平成三十年西之表市交通災害共済事

お諮りいたします。

業特別会計歳入歳出決算認定について

去る九月二日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の

日程第二四 認定第四号 平成三十年西之表市地方卸売市場特

会期は本日から十月一日までの二十七日間とし、配付してある日程

別会計歳入歳出決算認定について

表のとおりしたいと思います。

日程第二五 認定第五号 平成三十年西之表市介護保険特別会

これに御異議ありませんか。

計歳入歳出決算認定について

「異議なし」と呼ぶ者あり」

日程第二六 認定第六号 平成三十年西之表市後期高齢者医療

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

保険特別会計歳入歳出決算認定について

よって、会期は本日から十月一日までの二十七日間とし、配付し

日程第二七 認定第七号 平成三十年西之表市水道事業会計決

てある日程表のとおり決定いたしました。

算認定について

日程第二八 報告第一二号 平成三十年公益社団法人西之表市農

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第一三号から報告第二六号まで及び認定第一号から認定第七号並びに報告第一二号を一括して上程をいたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和元年第三回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、まことにありがとうございます。

九月に入りまして、残暑の中にも、朝晩は秋の気配を感じられるようになりました。八月の末には九州北部を記録的な豪雨が襲い、多くの被害が発生しております。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧復興を願うものであります。

それでは、第二回定例会以降の主な市の状況、出来事などについて御報告をいたします。

まず、農業の状況についてであります。

台風など災害の影響がありますが、台風十号についてはそれほど大きな被害は確認しておりません。しかし、塩害などの影響が心配

されますので、作物等の状況を注視してまいりたいと思います。

作物の生育状況につきましては、基幹作物であるさとうきびは、適期に降雨があり、順調に生育しているものの、収穫面積見込み面積は五百六十七ヘクタールと、前年よりもおよそ十五ヘクタール減少しております。地域経済への悪影響も懸念されるところであります。このようなことから、各種助成に取り組み、中でも国庫事業の活用による夏植・秋植の推進を図り、生産性の回復を図りたいと考えております。

園芸関連につきましては、安納いもの収穫が始まっております。生育も順調で、昨年以上の収量を期待しているところであります。

畜産につきましては、八月競り市の平均価格が、雌で六十二万七千百十八円、去勢で七十三万七千四百六十円と、七月競り市より若干価格は下がったものの、依然として好調な取引となっております。

また、八月十九日に雨の中で開催された第百七回西之表市畜産共進会において、各校区から選抜された四十六頭のうち、厳正な審査の結果、最優秀賞に十四頭が選ばれました。昨日開催されました熊毛地区畜産共進会にこの十四頭が出品され、団体戦において西之表市が優勝をいたしました。

また、安納校区の中園昌吾さんと住吉校区の瀬川実明さん所有の雌牛が第二部、第三部において最優秀賞に入賞し、今月二十八日開催の第六十八回鹿児島県畜産共進会に熊毛代表として出品されることになりました。県の共進会の上位入賞に向けて、畜産農家、そし

て関係機関の皆様には、一致団結して、さらなる精進を期待したいと存じます。

次に、農業以外の施策、行事等の状況であります。

七月十三日、本年度から特産品の販路拡大を目指して、本市のアンテナブースを設置している東京浅草の「まるごとにつぼん」において、出展自治体との合同イベントである、おすすめふるさと博覧会に参加いたしました。その中で、オープニングとして種子島火縄銃保存会による火縄銃の試射を行い、第五十回種子島鉄砲まつりとともに本市の特産品をアピールいたしました。

七月二十六日には、県内大手の不動産業者、川商ハウスと、空き家、空き地等の利活用を図るため、島内一市二町の行政と合同で、連携協定を締結しました。本市では、四月二十二日に既に市内の六つの不動産業者と連携協定を締結しており、島内外の事業者と連携できることで、市内の空き家の利活用がさらに加速され、種子島への移住・定住を考えている方々に、より多く、より速く情報をお伝えできることが期待されます。

また、八月一日、株式会社オートバックスセブン社及び株式会社地方創生テクノロジージャボ社と、IoT技術の活用による地域活性化及び地域課題の解決に関する包括連携協定を締結しました。

連携の第一弾として、八月下旬より、AI見守りロボットの実証実験に各校区の高齢者の皆さんの御協力をいただきながら取り組んでいるところであります。今後も、地域や庁内各課からの課題を同

社に提案し、先端技術を活用した課題解決を図ってまいりたいと考えております。

八月四日から八月八日にかけて東京都市大学二子玉川夢キャンパスで開催されたプラチナ構想ネットワーク未来人材育成塾に、種子島中学校から二名の生徒が参加しました。この塾は、全国の中学生を対象に、プラチナ社会実現に寄与する未来のリーダー育成を目的としており、各分野を代表する著名な講師による講義やグループワークを通じて、広く考える力を養いました。

八月二十日には、西之表市民会館におきまして、千葉大学、芝浦工業大学及び東京大学の協力のもと、にしのおもて未来ワークショップが開催されました。市内の中高生四十七名が参加しました。当日は、生徒たちが二〇四五年のにしのおもて未来市長に就任したと仮定し、未来の市長が対応しなければならぬ課題や、課題解決のためになすべき取り組みについてグループワークを通して考え、発表してくれました。

八月二十五日には、種子島鉄砲まつりが開催されました。本年度は特に五十回の節目となり、前夜祭、ポルトガルの夕べを催すとともに、当日は、島内外九団体の鉄砲隊による火縄銃大会を実施し、多くの市民とともに盛大な祭りとして開催することができました。

また、姉妹都市であるポルトガル共和国のヴィラ・ド・ビスポ市から、ソアレス市長、マルティンス議長、ゴメス秘書室長、それからプロボデイボーダーのシェンカーさんが来島され、両市の関係を

さらに深める交流がなされました。

スポーツ、文化面におきましては、第六十回県民体育大会熊毛地区大会が七月に一市三町で開催され、本市は二十七種目中十二種目で優勝しております。中でもゴルフが九連覇、サッカーが六連覇という輝かしい成績をおさめました。今月の二十一日、二十二日の両日開催される第七十三回県民体育大会では、熊毛の代表として全力を尽くしてくださることを期待します。

文化財関係では、旧上妻家住宅で発見された数千点の古文書類のうち、修復・復元を終えたおよそ四百点を七月二十六日から九月二十四日まで鉄砲館で展示し、市民が郷土の文化財に親しむ機会の提供に努めております。

八月二日から五日まで、第三十二回滋賀県長浜市・西之表市の少年スポーツ交流が本市で行われ、長浜市から指導者四人と団員十一人が来島しました。台風八号の接近により一部行程を組み替えるなどいたしました。マリンスポーツ交流を初め、レクリエーション活動等を通してお互いの交流を深めることができました。

八月十九日から二十三日まで、第十二回全国離島交流中学生野球大会が、全国より二十五チームの参加のもと、長崎県対馬市で開催されました。種子島中学校は初戦、二回戦と勝ち進み、準々決勝では優勝した石垣島はいーぐるズチームに敗れましたけれども、その勇姿は島民に感動と勇気を与える戦いぶりでありました。

八月二十四日には、鉄砲館の入館者が百五十万人に達し、記念セ

レモニーが行われました。百五十万人目の入館者は、沖縄県在住の新垣潤さんでした。来館中のヴィラ・ド・ビスポ市訪問団や一般来館者もセレモニーに参加し、種子島火縄銃保存会の試射演武などもあり、大盛況でありました。

最後に、馬毛島の状況について御報告をいたします。

私は市内十二校区で行われております地域と市長の語る会を通じて、馬毛島のFCLP施設設置について説明しております。特に、国が決めることだからといって、施設が当たり前のように設置されるわけではないという点であります。

実際、これまでの同施設の移転を巡る経緯を振り返りましても、地元の反対により断念された例が続いております。それが現状であります。また、国自体も、これまで一貫して、地元の理解を求めていくとしております。あくまでも地元に住む私たちが考え、結論を出すこととなります。移転に賛成する人も反対する人も、ぜひ、馬毛島がどういう島なのか、まずは知ることから始める必要があると思えます。

去る七月二十二日、昨年度に続きまして馬毛島体験学習を実施いたしました。馬毛島のありのままの自然を体験した子供たちは、馬毛島の持つ独特の雰囲気と島の歴史を体感し、近くて遠いこの島の魅力に気づいてくれたものと確信しております。

それでは、主な議案について御説明をいたします。

議案第一三号は、西之表市教育委員会委員の任命についてであり

ます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

議案第一四号は、消防ポンプ自動車売買契約を締結するため、地方自治法及び関係条例により議会の議決を求めるものであります。

議案第一五号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第一六号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例及び議案第一七号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例は、それぞれ関係法令の一部改正によるものであります。

議案第一八号及び議案第一九号は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度に関する条例を整備するとともに関係条例の整理を行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第二〇号から議案第二六号は、一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

議案第二〇号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

歳入では、普通交付税が確定したことに伴い、一億六千九百八十九万六千円を追加しております。また、平成三十年度決算に伴う収支の確定により、繰越金に二億七千三百三十一万一千円を追加しております。

歳出は、財産管理費、積立金に二億八千四百三十二万四千円を基

金積立したほか、児童福祉費、扶助費などを中心に三千五十八万四千円を追加し、十月一日より始まります幼児教育・保育の無償化にも対応しております。

次に、認定第一号から認定第七号までは、平成三十年度一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算認定であります。

平成三十年度一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百五十七億六千八百九万三千五百三十七円。歳出百五十二億五千七百三十六万八千九百九十七円で、歳入歳出差引額は五億一千七十二万五千三百五十八円、翌年度へ繰り越すべき財源一千百三万四千円を控除した実質収支額は四億九千九百六十九万一千三百五十八円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百十億一千二百四十一万三千八百三十円、歳出決算額百六億九千八百三十四万七千八百五十八円、翌年度へ繰り越すべき財源一千百三万四千円を控除した実質収支額は三億三百三十一万九千九百七十二円となり、実質単年度収支は黒字であります。

前年度の決算額に対しまして、歳入は七・六一％、歳出は七・四一％それぞれ増となりました。

特別会計では、歳入決算額四十七億五千五百六十七万九千七百七円、歳出決算額四十五億五千九百九十二万三千二百二十一円で、歳入歳出差引額は一億九千六百六十五万九千三百八十六円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額となりました。

前年度の決算額に對しまして、歳入は一二・三七％、歳出は一三・六八％それぞれ減となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は九三・五で、対前年度比二・四ポイント増加しております。健全化指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債費比率の三カ年平均は九・四で、対前年度比〇・二％の増加、将来負担比率は四五・九で、対前年度比〇・三ポイント増加しております。

財政の健全化は保たれていますが、各指標が増加傾向にあります。今後とも、財政の健全さを損なうことのないよう細心の注意を払ってまいります。

なお、決算を議会の認定に付するに当たり、主要な施策の成果を説明いたします書類といたしまして、本年度から、施策マネジメントシートを提出しております。本シートにつきましては、これまで長期振興計画の進行管理を行うために仕事を振り返り、改善するために活用しているものであり、今後、議会や市民の皆様とも共有の上、課題解決に向けて結びつけていけるよう期待するものであります。

報告第一二号は、平成三十年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてであります。地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

以上、議案十四件、認定七件、報告一件、合計二十二件であります。

提案いたしました議案及び認定につきまして、議員各位の御審議をお願い申し上げます。説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第一三号 西之表市教育委員会委員の任命について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第一三号、西之表市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第一三号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により委員を任命したいところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西町一八〇パレドオール平川五〇一。氏名、平川

浩。昭和四十五年八月二十八日生まれ、四十九歳。

履歴に関しましては、二ページをごらんいただきたいと思ひます。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより、投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

一 番 下 川 和 博 議 員
二 番 小 倉 初 男 議 員
三 番 竹 下 秀 樹 議 員
五 番 木 原 幸 四 議 員
六 番 川 村 孝 則 議 員
七 番 和 田 香 穂 里 議 員
八 番 河 本 幸 男 議 員
九 番 鮫 島 市 憲 議 員
一〇番 中 野 周 議 員
一 一 番 田 添 辰 郎 議 員
一 二 番 生 田 直 弘 議 員
一 三 番 橋 口 好 文 議 員
一 四 番 長 野 広 美 議 員
一 五 番 渡 辺 道 大 議 員
一 六 番 橋 口 美 幸 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第一三号、西之表市教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決しました。

△議案第一四号 消防ポンプ自動車売買契約について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第一四号、消防ポンプ自動車売買契約についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書三ページをお開きください。

議案第一四号、消防ポンプ自動車売買契約についてであります。

消防ポンプ自動車売買契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

車両は上西分団所属で、平成九年に整備をされ、約二十一年が経過しております。更新につきましては、二十年を目途に更新することとしております。

契約内容については一〇ページをごらんください。

契約の目的は消防ポンプ自動車、契約の方法は指名競争入札による契約、契約金額は二千三百三十二万円、契約の相手方は鹿児島市松原町一二番三二号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今回の入札に何社参加があったのか教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 入札につきましては、五社を指名いたしましたけれども、辞退等ありまして二社の参加となりました。

以上であります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△議案第一五号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第一五号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の五ページをお開きください。

議案第一五号、本案は西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

軽自動車税環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収することとされていることから、課税事務の円滑化や効率的な事務処理の観点から、日本赤十字社所有車両について、軽自動車税の非課税対象と自動車税の非課税対象を統一するため条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、第八十一条の二は日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を定めていますが、条文中の「救急用のもの」を「次の各号に該当するもの」に改め、同条の第一号に救急用のもの、第二号に巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの、第三号に血液事業の用に供するもの、第四号に救護資材の運搬の用に供するもの、第五号に前各号に掲げる軽自動車等に類する軽自動車等で市長が認めるものを追加するもので

す。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一六号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一六号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 説明いたします。

議案書の六ページをお開きください。

議案第一六号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定をすることにあります。理由といたしましては、住民基本台帳施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

西之表市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第五条第二項第一号中「記録されている氏名」の次に「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を、「通称」の次に「（令第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）」を加える。

第十三条の見出し及び同上第二項中「まつ消」を「抹消」に改める。附則、この条例は、令和元年十一月五日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

以上で質疑を終わります。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一七号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一七号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議題説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書七ページをお開きください。

議案第一七号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

成年後見人制度とは、精神上、障害によりその判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方々について成年後見人等を設けることによって、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護するというふうな制度であります。

成年後見人制度に關しましては、制度制定後、国などの機関での議論の中で、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないように、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされまして、平成元年六月十四日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律では、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みの改正が行われまして、整備に係る法律では、地方公務員法を含む約百八十の法律について見直しが行われたところであります。

本条例は、その法律の制定に伴い関係条例の整理を行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案書七ページをごらんください。新旧対照表もごらんになった

ほうがわかりやすいかと思しますので、新旧対照表のほうは三ページであります。一緒にごらんください。

第一条は、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

期末手当の条項でありますけども、成年被後見人になった場合に期末手当を受けられなくなる部分の改正をさせていただきます。

第一条、西之表市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第十五号中第一項中、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中、「若しくは失職し」を削り、「現在」を「現在」に改める。

ここでいう法律は地方公務員法のことでありまして、第十六条第一項に、職員になるための競争試験もしくは選考を受けることができないう者として、成年被後見人又は補佐人の規定がございまして。

二十八条は職員の降任、免職、休職等でありまして、その四項で地方公務員法での条ずれが生ずるところから、削除をしようとするものであります。同様に、以下の十五条の二、十六条につきましても、地方公務員法の関係法令の整理がなされることにより、条例を整理しようとするものであります。

第二条は西之表市職員等の旅費に関する条例の一部改正、第三条は西之表市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正、第四条は西之表市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条

例の一部改正であります。同様に地方公務員法の関係法令の整理がなされることにより、条例を整理しようとするものであります。

八ページをお開きください。

第五条は、西之表市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。同じく地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、成年被後見人等又は被保佐人の号を削るなど、条文を整理したものであります。

第六条は、西之表市職員等公務災害見舞資金支給条例の一部改正であります。地方公務員法の改正を踏まえまして、条文を整理したものであります。

附則として、この条例は令和元年十二月十四日から施行することといたしております。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の附則におきまして、地方公務員法の改正は、規定公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとされております。

関係法律の整備に関する法律が令和元年六月十四日に公布されているところから、六月経過後の令和元年十二月十四日から施行をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。
本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第一八号 西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第十、議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。
議題説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案書九ページをお開きください。
議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

多少時間がかかると思いますが、御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議案書九ページをごらんください。

条文中央あたり、目次にありますように、第一章で趣旨や定義など総則を、第二章でフルタイム会計年度任用職員の給与、第三章でパートタイム会計年度任用職員の給与、第四章でパートタイム会計

年度任用職員の費用弁償、第五章で必要な雑則を規定しています。

ちなみに、第二条の定義づけにおきまして、地方公務員法第二十条の二第一項第二号に規定されている、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの同一の時間である者をフルタイム会計年度任用職員と呼んでおります。

地方公務員法第二十条の二第一項第一号に規定されている、それより比して短い時間で勤務する者をパートタイム会計年度任用職員としております。フルタイムに比し、五分でも短ければパートタイムということになりますが、法律での規定のとおりであります。

議案書九ページ、第一章、総則から御説明をいたします。

第一条は、条例の趣旨説明です。

第二条は、給与など、本条例における定義づけを行うものです。

一〇ページをお開きください。

第二章は、フルタイム会計年度任用職員の給与についてであります。

第三条はフルタイム会計年度任用職員の給料についてであります。フルタイム会計年度任用職員の給料は、西之表市職員の給与に関する条例第四条の規定を準用することによりしております。

給与条例第四条は給料表の規定でございますので、常勤の職員の給料表と同じものを使用することとなります。

第四条は、職務の級に関する規定であります。給与条例第四条に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとしておりまして、

標準的な職務の内容は別表に定めております。

議案書一六ページをお開きください。

その別表であります。第四条関係として、等級別基準職務表を規定しています。一級を定型的又は補助的な業務を行う職務、二級を相当な知識又は経験を必要とする職務としています。よって、会計年度任用職員の給料は、常勤の職員の給料表の一級、二級を適用するということになります。

国が示しているマニュアルがありますけれども、示された考え方をそのまま運用いたしております。

第五条は、号給の規定であります。フルタイム会計年度任用職員の号給に関しましては、常勤の職員の勤務時間と同一であり密接に関係することもあり、常勤職員の格づけ級と初任給の給料月額を基礎として、学歴免許等の資格や経験を加味して号給を調整することが適切であると考えられ、再度任用するに当たっては、経験年数を通算して評価することが適切であると考えられております。

常勤の職員においては、初任給昇格、昇給等の基準は規則に委任されており、会計年度任用職員に昇格、昇給という考え方はないものの、同様に経験年数などを考慮して規定することが適切であると考え、規則に委任するものであります。

第六条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給の規定であります。給料に關しましては、フルタイム会計年度任用職員と常勤職員とで異なる取り扱いをする理由はないことから、給与条例を準

用するところであり。ただ、同条中の週休日の規定が会計年度任用職員にはそぐわない場合も考えられるところから、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日と読み替えをしたところであり。また、

第七条は、初任給調整手当に関する規定であります。初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職であり、通常は考えにくい職ではありますが、そういった状況が発生した場合を考えまして給与条例の規定を準用することといたしております。

第八条は、特殊勤務手当に関する規定であります。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な職務、その他著しく特殊な勤務で、給与条例上特別な考慮を必要とし、かつ、特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給される手当であり、職務給的な手当であります。よって、常勤職員とフルタイム会計年度任用職員とを区別する理由はないところから、給与条例を準用しようとするものであります。

しかしながら、実際には非常勤職員に規定されるような手当は少ないのが実情であります。現状、地籍調査を行う場合の国土調査業務手当、いわゆる地籍調査でありますけれども、そういったものが想定されてございます。

第九条は、通勤手当に関する規定であります。通勤手当も、費用弁償的な性格を持つ手当であり、会計年度任用職員と常勤の職員と

の区別をする理由はないところから、給与条例を準用するというようにいたしております。

第十条は、地域手当に関する規定であります。地域手当は、勤務する地域の民間の賃金水準及び物価等の差を調整する趣旨であり、常勤の職員の場合、東京など都市部に向向した職員に支給されているもので、西之表市に在住する限り関係のない手当であり、会計年度任用職員への適用は考えにくくはありますが、全く可能性はないとも言えないところから、準用しようとしたものであります。

第十一条は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の規定、第十二条は休日給の規定、第十三条は夜間勤務手当の規定、第十四条は宿日直手当の規定であります。

時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当に関しては、労働基準法で法令の規定に基づく基準を下回らないものとされ、これらの取り扱いでフルタイム会計年度任用職員と常勤の職員を区別する理由がないところから、それぞれ給与条例に準ずることとしており、曜日や時間など整理が必要な箇所のみ読み替えの規定をいたしております。

具体的には、常勤の職員と同様に、例えば、時間外勤務であれば普通の日、月曜日から金曜日までの十七時十五分から二十二時までの勤務であれば百分の百二十五、二十二時から翌朝五時までの勤務であれば百分の百五十の手当が支給されるということになります。

ちなみに、現在、宿日直手当は常勤の職員もほとんど考えられな

い状況ではありませんけれども、規定としては整備しており、それに準じて整備をするものであります。

第十五条は退職手当に関する規定であります。勤務をする日が六カ月を超える会計年度任用職員には退職金を支給できるとされており、給与条例に準じて規定するものであります。

第十六条は期末手当に関する規定であります。期末手当については、任期が相当長期にわたるものに対しては支給する必要があるものとされています。よって、国の考え方に倣って、任期の定めが六以上のフルタイム会計年度任用職員についても給与条例に準じて支給をしようとするものであります。

議案書一二ページをお開きください。

第十七条は、時間外勤務手当などの手当の算出に必要な一時間当たりの給与の算出方法について定めています。常勤の職員と同じ方法を定めております。

十八条は、定められた勤務時間中に勤務しない場合の給与の減額の規定であります。常勤の職員と同様に定めてございます。

続きまして、第三章、パートタイム会計年度任用職員の給与についてであります。

パートタイムと申しましても、これまでのいわゆるパートという捉え方と少し違っております。これまで支払われてきた賃金のかわりに報酬が支払われることとなります。また、営利企業への従事等の制限以外の信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限

などの常勤の職員と同様な服務及び懲戒の規定が適用されることとなりません。

第十九条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の規定であります。一項で月額給、二項で日額給、三項で時間給の計算方法が示されています。

パートタイム会計年度任用職員についても、職務給の原則、均衡の原則が適用されるとともに、常勤の職員やフルタイム会計年度任用職員との相違は一週間当たりの通常の勤務時間が短いということだけありますから、そういった前提で計算がなされております。

第二十条は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬の規定であります。パートタイム会計年度任用職員にしましては、フルタイムの場合と違って特殊勤務手当は支給されません。しかしながら、八条の特殊勤務手当で説明したように、職務給的な手当でありますので、フルタイムとパートタイムでは勤務時間以外の相違はないところから、同じように報酬として支給しようとするものであります。

第二十一条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の規定、第二十二条は、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の規定、第二十三条はパートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬の規定であります。

パートタイムの会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に関しては、国のマニュアルにより、正規の時間を超えての

勤務や休日などの勤務を命じた場合には、労働基準法の規定を踏まえて時間外勤務に相当する報酬を支給するなど、労働基準法の規定に沿って適切に対応すべきですとされています。そういったところから、常勤の職員の時間外勤務など、各規定に倣って、各割増率も同じ割合として報酬で支給する旨を規定したものであります。

なお、時間外勤務に関しては、同じく一週間当たりの勤務時間が短い、再任用短時間勤務職員と同様にしてあります。具体的な割増率は、フルタイム会計年度任用職員で先ほど触れましたけれども、同じであります。

第二十四条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定であります。期末手当に関しては、平成二十九年法改正によりパートタイム会計年度任用職員にも支給が可能になったことに鑑み、任期の定めが六月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給することが適切であるとされており、本市におきましても、法改正の趣旨にのっとり、期末手当を支給しようとするものであります。

なお、常勤やフルタイムの会計年度任用職員と違い、パートタイムの会計年度任用職員は期末手当の算定基礎が定められないことが考えられることから、パートタイム会計年度任用職員として在職した在职期間における報酬の一月当たりの平均額と読み替えることとしております。

また、支給される報酬には、特殊勤務手当や時間外勤務手当相当の報酬も含まれるところから、その部分を除くことにより、常勤職

員やフルタイム会計年度任用職員との均衡をとることとしておりません。

第二十五条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給についてであります。フルタイム会計年度任用職員は常勤の職員と同じ勤務時間ですので、給与条例の規定で足りませんが、パートタイム会計年度任用職員はその月の勤務実績に応じて支給することとなるため、翌月支給が基本になると考えられます。均衡の原則、情勢適応の原則等を考慮して、柔軟に規定するため、規則に委任しようとするものであります。

第二項は、日額又は時間額による報酬の基本的な支給基準を定め、第三項及び第四項は、月額による支給基準を定めたものであります。給与条例に倣って必要な部分を規定しています。

議案書一五ページをご覧ください。

第二十六条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の規定であります。パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算方法の規定であります。一、二号が月額による報酬、二号が日額による報酬、三号が時間額による報酬の計算方法の規定であります。

第二十七条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額の規定であります。一、二項が月額による報酬の減額の規定、二、三項が日額による報酬の減額の規定であります。時間額による報酬の場合、そもそも勤務しない場合には報酬は支給されないため、規定はござい

ません。

続きまして、第四章として、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の規定であります。

第二十八条は、通勤に係る費用弁償の規定であります。常勤の職員及びフルタイム会計年度任用職員は通勤手当が支給されますが、パートタイム会計年度任用職員には通勤手当は支給されません。しかしながら、地方自治法二百三条の二により費用弁償の対象とされているところから、費用弁償として支給をされます。その際、基本的な考え方は常勤の職員と同じですので、給与条例の規定を使用しています。

第二十八条は、公務のための旅行に係る費用弁償の規定であります。フルタイム会計年度任用職員の場合、地方自治法二百四条により旅費が支給されますが、パートタイム会計年度任用職員の場合、旅費は支給されず、費用弁償が支給されます。実費弁償的性格を要する旅費の費用弁償の場合、勤務時間等は無関係であるところから、常勤職員の旅費規程の例によるとしたところであります。

議案書一六ページをお開きください。

一五ページ最後の行からの続きになりますが、第五章として、雑則を規定しています。

第三十条では給与からの控除、第三十一条では給与振替の規定であり、常勤の職員と異なる扱いをする理由はないところから、どちらも給与条例を適用するものとしています。

第三十二条は、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の規定であります。

本条は、平成三十年八月二十四日、国からの文書で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJ E Tプログラム、ジェットプログラムと呼ぶようですが、J E Tプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行についてという文書を踏まえて規定されたものであります。本市の場合でいいますと、教育委員会のA L T、それと経済観光課、最近入りましたけれども、国際交流委員がそれに当たります。

条例上では、J E Tプログラムの参加者には限定をしておりませんが、適用は慎重に解されるべきだというふうにされております。

ちなみに、町村会等の資料では、J E Tプログラム以外では僻地診療所に勤務する医師なども想定されているようであります。

第三十三条は、休職者の給与の規定であります。会計年度任用職員についても分限の規定が適用されるところから、会計年度任用職員の休職者については、休職の期間中に給与は支給されないことを規定するものであります。

第三十四条は、会計年度任用技能労務職員の給与等の規定であります。給与条例十九条は、技能労務職員の給料表の規定であります。が、会計年度任用職員として任用される技能労務職員についても準用しようとするものであります。

三十五条は委任の規定でありまして、この条例の施行に関し、必

要な事項は規則で定めるものであります。

附則として、この条例は令和二年四月一日から施行することとされています。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 全く新しい制度の運用というふうな形で、ちよつと私も不勉強で、場違いな質問になるかもしれませんが、三つほどお尋ねします。

まず一つは、この新たなフルタイムとパートタイムに分けた会計年度ということになりますが、第五条であるようにですね、支給の算定には、年度ごとですので、いわゆる継続的に加算されると。継続勤務によつての加算というのはないのかなと思つた半面ですね、そうは言つても、算定基準の一つに、経験年度が加算されるという説明もありましたので、継続雇用という考え方があつて、そこに給与算定の年数加算といった部分があるように具体的に切り扱われるのかというのが一点です。すいません。

あと、二点目は、基本的にはですね、これは国の方針といいますが、国の規定によるものと受けているんですが、本市が独自に今回の制度に向けて取り入れた部分があれば、それを説明いただきたい。それが二点目です。

もう一点、最後はですね、これで対象となる本市の具体的な人数、

大体どれぐらいいらっしゃるのかを教えてください。

以上です。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えいたします。

継続雇用という考え方なんですけども、会計年度任用職員というのは、一会計年度に新たに一つの職が規定されるという考え方になります。ですから、毎年毎年、新しい職が職として規定されますので、よって、例えば三年間継続して雇用しますよという考え方にはありません。ただし、一年目の経験をもってすれば、その人には、何といいますか、経験的な重みがあると申しますか、わけですから、二年目に関しまして、もしその方が採用されたりする場合には、それについても考慮しましょうという考え方はあります。

ですから、継続的に雇用するという考えではありませんで、基本的に、一会計年度で新しい職を毎年一つずつ規定していくという考え方があります。ただし、前の年一年で経験したものについてはしっかりと考慮しますよという考え方をしております。

続きまして、国の方針であるけれども、独自のものはあるかという御質問でございますけれども、正直なかなか苦労いたしました。

というのが、それぞれの自治体にはそれぞれのところで給与条例というのがあります、その自分のところが持っている給与条例にあわせてつくっていくきますので、条文の配置とか、そういったものについてはやっぱり多少違いがあります。そういったところで、形としては違ってきてはございますけども、国で示されている考え方

というのは、基本的に、そのとおりだとのみ込むところがどうございますので、そこにつきましては大きく外れた規定はないと考えてございます。形としては、今ある給与条例に合わせていきますので、国が示しているものとは若干違ってまいります。

それと、現在の状況ですけども、現在はずね、實際上、フルタイムに近い働き方をされていらっしゃる方が九十名前後、パートタイムで働いていらっしゃる方が七十名前後いらっしゃいます。前後というのが、把握するポイントで人数が変わってきますので、四月一日とまた途中途中では変わってまいります。大体そのぐらいの数の方がいらっしゃるのです、その方がほとんど会計年度任用職員に移行するというイメージを持っていただければいいかなと思います。

ただ、報酬の中で、校区市政連絡員、集落の市政連絡員につきましても、非常勤職員ではありますが、引き続き検討はしているところなんですけども、そちらのほうは会計年度任用職員には移行しないのではないかなというふうな見解を持っております。ただ、決定はしてございませんので、これから整理をしていくことになろうかなと思います。

以上でございます。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） いろいろあるんですけど、三点に絞ってお聞きしたいと思います。

一〇ページなんですけど、一〇ページの第六条、週休日のことについてなんですが、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日というふうには、あえてここを改めて提案した理由を教えてください。

それから、パートタイムの一日の勤務時間を何時間と見て、これらの条例案だったのかを教えてください。

それから、一六ページの最後の一級、二級なんですけど、国の運用に準じてということでしたので、総じて大まかなところでいいんですけど、一級はどういう職種、二級はどういう職種というのがわかれば教えてください。

以上です。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

すいません、条文を探しているうちにちよっと見当たらなくなっちゃったんですけど、一番目の六条の規定につきましては、最初で、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給の規定だと思えますけども、六条の規定ですよね。

○一六番（橋口美幸さん） 週休日。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 六条の中の週休日ですか。

週休日の意味が変わるわけではございませんで、法令の読み方で、フルタイム会計年度任用職員の場合と給与条例を使った、勤務時間条例を使った場合の常勤の職員の給与との場合では週休日が変わる可能性ですね、可能性がございますので、そういった規定の仕方を

してございます。その点が一つです。

二点目は、すみません、何でしたっけ。申しわけないです。

○一六番（橋口美幸さん） パートタイムの。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 一日の勤務時間でございますけれども、パートタイムの会計年度任用職員の勤務時間についてはもともと勤務時間を想定したものではありませんで、勤務時間に応じて支給されるように条例のほうはつくってございますので、実際上は、運用で勤務時間というのはいろいろだと思えますので、それに応じて報酬額を計算できるようにしてございます。

三番目の別表のところの一級、二級の号給の問題ですけども、このところは職員の給与条例をもらいになつていただければわかりますけども、我々の職員の給与条例は一級から七級までが使ってございます。ただし、西之表の場合は七級は使用してございませんで、課長職が六級でございます。

で、一級職、二級職はそれぞれ役職を持たない職員、入ったばかりの職員ですとか、役職、主査になる前の職員、主事とかですね、主事補とか、そういった人たちの職員でございませんですけども、そういったところの勤務表を使うということにございませんで。

国のほうの考え方、マニュアルの中で、一会計年度に限定して雇用する会計年度任用職員については三級の適用はそぐわないという解釈がございましたので、それに倣いまして一級と二級を使用してございます。

以上です。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） お尋ねします。

今回対象者がですね、パートタイム七十名程度でフルタイム九十名前後ということですね、こちらの方たちが会計年度任用職員の給与等、今回の条例等が適用された場合の予算額はですね、試算的にどのくらいになるかということ、その財源についての考え方をお聞かせください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 財政への影響額ということでございますけれども、総体としまして、始まりまして、令和二年度。今の方々がそのまま最大限マックスで移行したと考えた場合には、全体で七千万円ほどの予算が必要になってこようかなと思います。

で、予算の財源の話でございますけれども、これはこの制度ができたときから地方自治体のほうではずっと要求といえますか、お願いしている事項ではございますけれども、考え方としては完全に経常経費でございますので、通常であれば、国のほうの地方財政計画の中での経常経費の中に組み込まれている経費でございます。それで考えますと、通常は補助ということは非常に考えにくい経費でございます。

そういうことがありますので、国のほうに財源をしっかりと考えてくださいよという話をしないといけません、それに関しましては毎年十二月の予算編成の時期に、国のほうで大蔵、今は財務ですね、

財務の原案ができるときに要求に行きますけれども、そのときの地方交付税額、その中に反映できるように、しっかりと活動を昨年もしていただいておりますし、今年度も、全国市長会とか、それぞれ地方団体のほうで、しっかりと地方のことを考えて地方財政計画をつくってほしいというふうなお願いをすることになるんだろうと思います。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 今の御答弁ですけど、まだ財源のところについては国のほうに要望していくということで確定していないのかという確認が一点と、今回、七千万円ほど予算が必要になってくるということ、この増額に伴って、財政上の影響から、今回ですね、マックスで七十名、九十名という御答弁のされ方をされましたけど、この方たちが、財源が確保できないから来年の四月以降職を失う、あるいは適応されないというようなことがあるのかをお聞かせいただけますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 若干、給与制度の話を超えてしまう話になってしまうんですけども、実際上は財源が七千万円で、予算編成で一般財源の七千万円を捻出するというのは大変厳しいところがあるところ、両方とも正直なところがあります。

しかしながら、毎年度、毎年度しっかりと予算編成をしてきておりまして、ほかの事務事業の精査とあわせてやらないということをお考えますので、両方ともしっかりと考えるというのが基本的なスタンス、

必要などころには必要な予算をつけるというのが基本的なスタンスになっていくんだらうと思います。

ただし、これまでなかなか非常勤職員の身分のところの当てができなかつたものをしっかりとやっていこうということでございますから、国の基本的な考え方としましては、空白期間をつくって故意に落とすとか、給料を落とすとか、任用をやめるとか、そういったものはやめてくださいというのがございますし、本来、そういったことはすべきではないと思いますので、予算編成が大変厳しくなり、事務事業の精査もしないといけないと思いますけれども、基本的にはそこをしっかりと守りながらやっていくことになるんだらうと思います。

○議長（永田 章君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時三十分ごろより再開いたします。

午前十一時十六分休憩

午前十一時二十八分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第一九号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第一九号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。
議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案書一七ページをお開きください。
議案第一九号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

平成二十九年五月に地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保する必要があるとして、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。

本法律の施行により関係条例の整理を行うため、条例を制定しようとするものであります。

別添で新旧対照表も配付してございますので、そちらのほうをわ

かりやすいかと思しますので、そちらのほうもあわせてごらんください。

まず、第一条は、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正であります。新旧対照表では一〇ページであります。

当該条例第二条、職員の定義の中で、今回、会計年度任用職員に関する条例は、別に定めますので、「とは、」の次に「法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く」を加えるものであります。

第二条は、西之表市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は一〇ページをごらんください。

当該条例第四条は、懲戒の中の減給に関する規定ですが、法令改正により地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員にも懲戒の規定が適用され、給料だけではなくパートタイム会計年度任用職員に支給される報酬も対象になるところから、一部改正を行うとするものであります。

第三条は、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は一、二ページをごらんください。

当該条例第一条は、条例の趣旨を述べてある部分ですが、今回の法改正により地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員、いわゆるフルタイム会計年度任用職員には給料が支給され、本条例の適用とならないところから、その旨を規定して、あわせて条項ずれと字句の整理を行うとするものであります。

第四条は、西之表市職員の旅費に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は一三ページをごらんください。

当該条例第四条は、用語の意義であります。法律の改正により、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員、いわゆるフルタイム会計年度任用職員に対して旅費が支給されることとなりますので、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書一八ページをお開きください。

第五条は、西之表市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は一四ページをごらんください。

第二条、懲戒関連の条例でも説明いたしました。会計年度任用職員は分限の規定が適用されます。当該条例は休職の期間に関する規定ですが、会計年度任用職員については、一項中、「三年を超えない範囲内」とあるものの、制度の趣旨を踏まえ、「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とし、あわせて字句の整理をするものであります。

第六条は、西之表市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。新旧対照表は一五ページをごらんください。

当該条例に関して、第二十条を、会計年度任用職員の給与は、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に準じて予算の範囲内で支給しようとするものであります。

第七条は、西之表市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で

あります。新旧対照表は一六ページ以下をごらんください。

地方公務員育児休業法に基づく育児企業や部分休業は、勤務時間等一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用されることとなることから、非常勤職員に関する改正も含め、条例の一部改正を行うとするものであります。

最初にあります第二条の改正は、育児休業することができない職員の規定でありまして、法律で規定しております育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用と臨時的に任用される職員に加えて、条例で、育児休業に伴う任期つき採用と定年による退職の特例の職員としてありますが、それに三号として、任用の状況を勘案して育児休業の対象から除外すべき合理的があると認められる非常勤職員を国の規定と同様に改正をするものであります。

一九ページをお開きください。上から五行目から、二〇ページ上から十行目までは、第二条の三の改正、二〇ページ十一行目から二十六行目までは、第二条の四の改正で、それぞれ育児休業に関する条例の一部の改正議案ですが、新旧対照表のほうがわかりやすいと思いますので、そちらのほうで説明をいたします。

新旧対照表の一七ページをお開きください。左の改正後ごらんください。

改選後、第二条の三は、育児休業法第二条第一項の条例で定める日の規定で、非常勤職員が育児休業することができる期間の規定であります。

第二条の三第一号では、基本的に養育する子の一歳到達時までとされています。二号、三号はそれぞれ例外規定で、二号が一歳二カ月まで、三号が一歳六カ月までの例外を規定しています。

議案書二〇ページ、新旧対照表では一八ページ、第二条の四は、育児休業法第二条第一項の条例で定める場合の規定で、二歳に達する日まで育児休業が認められる子の療育の事情を考慮する場合の規定で、保育園に入れなかった場合などの事情を考慮する規定であります。

新旧対照表一九ページをごらんください。

左側、改正案、第三条の改正は、育児休業法第二条第一項ただし書きの条例で定める特別の事情の規定で、従来の者に保育所に入りたくても入れないなど、第二条の改正を行われた特別の事情などを追加するものです。

第七条の改正は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給についての条文の改正で、会計年度任用職員の関係条例が整備されたことによるものであります。

第八条の改正は、育児休業をした職員の勤務復帰後における号給の調整の規程で、年度で規定される職の特性上、会計年度任用職員を除くとしたものであります。

十八条の改正は、部分休業とすることができない職員の規定、第二十条は、部分休業の承認の規定で、これまで非常勤職員についての規定がなかったところから、一定条件を満たす非常勤職員について

て、育児休業の取得が可能となるような条文を追加するものであります。

条例の改正につきましては、関係法令の記述もなく、規定も育児休業をできない職員から表現されておりますので、大変わかりにくい表現になっております。

そこで、関連法令まで含めて、関係の法令まで含めて簡単に御説明申し上げますと、会計年度任用職員については、基本的に、一番目に、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が一年以上あること、二番目に、子が一歳六カ月に達する日までにその任期が終了せずに引き続き任用されることが明らかなこと、三番目に、規則で定める勤務日数以上の勤務を行うことの三点を満たすことで育児休業の取得が可能となるものであります。

この場合の規則で定める日数でございますけれども、国に準じまして、規則の改定を考慮しておりますけれども、国に準じますと、一週間の勤務が三日以上または一年間の勤務が百二十一日以上であること、その三つの条件を満たす非常勤職員、会計年度任用職員について、これまで取得できなかった育児休業が取得できるというふうな改正になってございます。

新旧対照表二一ページお開きください。

第二十一条は、部分休業をしている職員の給与の取り扱いの規程で、会計年度任用職員の関係条例の制定に伴い、条文を整備しようとするものであります。

第八条は、公益的法人等への西之表市職員の派遣に関する条例の一部改正であります。

新旧対照表は、二二ページ以下をごらんください。

地方公務員法の法律の改正によりましての条ずれとか条文の整理の規定であります。

第九条は、西之表市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

新旧対照表は二二ページ以下をごらんください。

短時間勤務を認められた再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員についても、人事行政の運営等の状況の公表の対象となるところから条文を整理しようとするところであります。

附則として、令和二年四月一日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 確認のためですけれども、今回特にこの改正の中で、育児休業等の対象になる方は、性別にかかわらず親権があれば、男性でも女性でも受けとめるということですのでよろしいですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） そのようなことです。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第二〇号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第二〇号、令和元

年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第二〇号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）であります。

別冊予算書の条文をごらんください。また、参考でお配りしております財政係が作成した詳細説明書についてもごらんいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ三億二千五百三十八万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ百八億五千九百九十七万三千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表、地方債補正は変更四件であります。

まず上から、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴う変更でございます。次に、辺地債並びに過疎債は、事業費の増減及び県に

よる起債額の調整によるものでございます。最下段の緊急防災減災事業は、県道二路線の事業費確定に伴い、負担金に増額が生じたため、これに対応しようとするものでございます。

それでは、詳細について目の金額の大きいものや特徴的なものについて、歳出から御説明いたします。

一二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節の積立金に二億八千四百三十二万四千円を追加しております。説明欄にありますように、財政調整基金へ八千四百三十二万四千円、減債基金へ二億円、それぞれ積み立てをしております。

一三ページをお開きください。下の段になります。

三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費に一千二百三十四万七千円を追加しております。主なものは、二十節扶助費、説明欄にありますように、障害者自立支援給付事業において、各種サービス利用者の増加や単位数の増などに対応するものでございます。

一四ページをごらんください。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に一千九十一万六千円を追加しております。こちらは、十月一日から始まる幼児教育・保育の無償化に対応するための追加で、対象児童が施設を利用した場合の給付に対応するものでございます。

その二つ下になります。

三款民生費、二項児童福祉費、三目児童措置費に一千八百九十一

万九千円を計上しております。

こちらにも目と同様、幼児教育・保育無償化に伴うもので、幼稚園、それから認定こども園等における無償化対象者の利用者利用負担相当分と、利用者のうち対象となる世帯の副食費免除分の給付に対応しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。中ほどになります。

八款地方特例交付金、二項子ども・子育て支援臨時交付金、一子ども・子育て支援臨時交付金は一千二百三十万九千円を追加しております。歳出でも説明いたしました、幼児教育・保育の無償化に対応するため、法令上の負担割合に基づき国から交付されるものです。

続いて、九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税に一億六千九百八十九万六千円の追加をしております。こちらは普通交付税の確定によるものでございます。

九ページをお開きください。一番上の段になります。

十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金に三千二百十万円を追加しております。こちらは、一節及び二節の説明にありますとおり、歳出で説明いたしました障害者自立支援事業などの補助基本額の増額に伴う五百九十五万七千円と、幼児教育・保育の無償化に伴う給付に対応する二千六百十四万三千円の合計となっております。

続いて、十四款県支出金、一項県負担金、一目民生費県負担金に一千六百四万九千円を追加しております。こちらにも歳出で説明いたしました幼児教育・保育の無償化に対応するため、法令上の負担割合に基づき県から交付されるものです。

一〇ページをごらんください。最下段になります。

十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は一億三千三百三十二万二千円を減額してございます。基金繰り入れを予定しておりましたが、一般財源で対応可能となったため、繰り入れをとりやめるものでございます。

一一ページをお開きください。

十八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金に二億七千三百三十一万円を追加してございます。前年度繰越金の確定によるものでございます。

一つ飛ばしまして、その下になります。

二十款市債、一項市債、四目過疎債は二千三百十万円を減額しております。一節過疎債の説明欄に記載のとおり、県営事業の未採択一千万円と、県による起債額調整により一千三百十万円を減額しております。

説明は以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算(第二号)

○議長(永田 章君) 次は日程第一三号、議案第二二号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千九百七十一万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億九千四百三十三千円とするものです。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

六款、一項基金積立金、一目準備積立金三千六百八十四万五千円の追加は、前年度決算確定に伴い、前年度繰越金の半額を基金に積み立てようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税一千三百二十二万四千円の減額は、七月に行った国民健康保険税の本賦課に本算定に伴う補正です。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金、二節特別交付金百六十二万一千円の減額は、特定健康診査等負担金の交付見込み通知に基づく減額補正です。

六款繰入金、二項基金繰入金、一目国民健康保険基金繰入金一千八百四十二万二千円の追加は、資金不足になった際に備え、歳出の基金積立額の半額を予算化するものです。

七款、一項繰越金七千六百万円の追加は、平成三十年度決算確定による前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 以上で質疑を結びます。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二二号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算(第一号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一四、議案第二二号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)を議第

といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君）では、御説明いたします。

交通災害共済事業特別会計補正予算書をお開きください。

議案第二二号は、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計

補正予算（第一号）であります。

条文中、元号を改める政令の施行に伴い、平成三十一年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算の名称を令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算とし、予算書における年度表記については、平成三十一年度を令和元年度と読み替えるものとします。

令和元年度西之表市の交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出の予算の補正、第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百八十四万一千円とします。

第二条、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表、歳入歳出予算補正によるものとします。

補正の主なものについて歳出から御説明します。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費の十一節事業費のうち消耗品に十五万一千

円を、十六節原材料費のうち原材料費に四十六万七千円を追加し、事業費の総額を二百七十七万三千円としています。

四款、一項、一目予備費に一万三千円を追加し、予算調整をしております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款、一項、一目、一節繰越金は、前年度決算に基づく繰越金で、六十万一千円を増額し、六十三万二千円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二三号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第二三号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 御説明いたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四万七千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。

西之表市地方卸売市場特別会計補正予算及び予算に関する説明書の六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、平成三十年年度決算繰越金の確定に伴い、二十五節積立金の中央卸売市場基金と二十八節繰出金の一般会計繰出金へそれぞれ四万六千円、四万五千円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお願いいたします。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金九万一千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴う補正であります。

この結果、市場基金の令和元年度末現在の見込み額は三百五十万二千円となる見込みであります。

以上、御説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びいたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第二四号、令和元

年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千五百四十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千四百三十三万六千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書七ページをお開きください。

下段のほうになりますが、四款、一項基金積立金一千二百三十八万六千円の追加は、本補正予算の財源調整によるものでございます。

その下、七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金、五千五十四万六千円の追加は、前年度の実績確定により、国県等の負担金を精算返納するものでございます。

続きまして、八ページ。

同款、二項繰出金七百九十六万八千円の追加は、前年度の実績確定により、一般会計へ返納するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料一千二百二十一万三千円の追加は、保険料の本賦課によるものでございます。

あと、三款の国庫支出金から七款の繰入金までの介護給付費及び地域支援事業に係る負担金、交付金並びに繰入金の補正につきましては、歳出の補正予算に応じまして再算定をしたものでございます。

六ページをお開きください。

八款、一項繰越金五千九百七十八万四千円の追加は、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第二五号、令和元

年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議

題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百三十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百四十一万円とするものです。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明します。

予算書、六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金三百五十万六千円の追加は、保険料の本賦課及び前年度精算額の確定に伴い、納付金の額を補正するものです。

次に、歳入について御説明します。

予算書、五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料二百四万八千円の追加は、七月に行った後期高齢者医療保険料の本賦課に伴う補正です。

四款、一項、一目繰越金九十四万七千円の追加は、平成三十年年度決算確定による前年度繰越金の補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

（第二号）

次は、日程第一八、議案第二六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 議案第二六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

予算書、一ページをお開きください。

第二条は、資本的収支の建設改良費を百万円増額して、三億七千三百八十三万三千円とするもので、収入に対して不足する額については、本文三行目中ほどの括弧書き、不足する額二億四千三百九十九万九千円は、過年度分損益勘定留保資金二億三千三十万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千二百八十九万八千円を補填するものとする、に改めます。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を百四十万円増額して、七千三百九十四万九千円に

改めるものです。

内容につきましては一二ページをお開きください。

収益的支出の執行計画書、支出の一款事業費、一項営業費用の一目原水及び浄水費と二目配水及び給水費の時間外勤務手当をそれぞれ七十万円増額し、修繕費をそれぞれ七十万円減額するものです。

一二ページをお開きください。

資本的支出の執行計画書、支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費百万円の増は、市道安城平松線の道路改良工事に伴い、送水管の布設替えを行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午後零時休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△認定第一号 平成三十年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、認定第一号、平成三十年西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定に付すものであります。

わかりやすいように、監査の意見書を使用させていただきまして報告をいたしたいと思えます。お手元の平成三十年西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をごらんください。

二ページをお開きください。

一般会計決算の総括について御説明いたします。

一般会計歳入決算額は百十億一千二百四十一万三千八百三十円、一般会計歳出決算額は百六億九千八百三十四万七千八百五十八円、歳入歳出の差し引きであります形式収支は三億一千四百六万五千九百七十二円で、翌年度へ繰り越すべき財源一千三百四十四千円を控除した実質収支額は三億三百三十一万九千九百七十二円となりました。

次に、財政指標の主なものについて御説明いたします。

四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数は、平成三十年度は〇・二七となり、前年度と同じ値となりました。

財政構造の弾力性を測定する方法として用いられる経常収支比率は、平成三十年度は九三・五で、前年度と比較すると二・四ポイント高くなりました。依然として財政の硬直化が見られています。

続いて、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

下段の表中、平成三十年度調定額百十二億八百七十一万一千九百三十二円に対し、歳入済額百十億一千二百四十一万三千八百三十円で、収入率は九八・二％となりました。なお、不納欠損額は一千五百四十六万五千三百二十二円、収入未済額は一億八千八百三十三万二千七百八十円であります。

前年と比較すると、調定額で八億三千四百九十九万八千五百九十九円、八％、収入済額で七億七千八百八十三万四千四百二十円、七・六％の増となっております。

続いて、一〇ページをお開きください。

市税全区分の収納状況についてであります。

現年度課税分の収納率が九八・九％、滞納繰越分の収納率が一九・一％、合計で九五・五％、対前年度比〇・一ポイントの増であります。

一一ページから一三ページにかけては、譲与税、交付金等の状

況であります。主なものについて御説明いたします。

一二ページをお開きください。

一番上の段になります。第六款地方消費税交付金は、収入済額二億八千六百十九万五千円、前年度と比べ八百二十三万九千円、三・〇%の増となっております。

続いて、一三ページの一番上の段をごらんください。

最も構成比の高い地方交付税について御説明いたします。

歳入総額の三八・三%を占め、収入済額は四十二億一千五百三十四万六千円で、前年度と比べ七千六百六十万円、一・八%減となりました。

一四ページをお開きください。

第十一款分担金及び負担金は、調定額の増に依りて収入済額も増となっております。

第十二款使用料及び手数料は、調定額に対する収入済額が九六・二%となり、収入率としては〇・五%向上していますが、収入済額では六百四十五万一千百一十円で三・五%減となっております。主な要因は、公営住宅使用料滞納繰越分と一般廃棄物処理手数料の減少によるものでございます。

第十三款国庫支出金については、収入済額が十三億七千五百二十二万四千三百九十九円で、前年度より四千百十九万四千三百九十六円、二・九%減となっております。主な要因は、臨時福祉給付金給付事業費と生活保護費の減少によるものでございます。

また、一五ページの第十四款県支出金も国庫支出金と同様に、収入済額で八億九千四百七十二万四千八百八十円、前年度より二千四百八十三万一千六百八十八円、二・七%減となっております。

第一六款寄附金については、前年度より一千十万八千四百四十六円、一四%の減となっておりますが、主な要因としては、ふるさと応援寄付金の減少であります。

一六ページをお開きください。

第十七款繰入金金は三億八千四百五十七万七千四百六十四円で、前年比、六千八百九十万六千五百四十二円となり二一・八%の増となっております。財源調整のための基金繰入金金が主なものでございます。その下になります。繰越金については。

平成三十年度は二億七千二百九十一万五千三百六十三円で、前年と比べ五千九百五十一万三千三百八十三円、二七・九%の増となっております。

一七ページをごらんください。

第二十款市債は十五億二千四百五十二万二千円、前年度と比較して八億六千七百八十三万一千円、一三二・二%の増となっております。主な要因は、平成三十年度繰越事業として実施いたしました防災行政無線デジタル化設置事業などによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

一八ページをお開きください。

平成三十年度予算現額百十二億一千六百五十一万二千円に対し、

支出済額は百六億九千八百三十四万七千八百五十八円、執行率は九五・四％、翌年度への繰越額は二億七百九十一万八千円、不用額は三億一千二十四万六千四百四十二円であります。

一九ページをごらんください。

歳出を款別に比較いたしますと、金額で大きいものは総務費、民生費、消防費、公債費であります。主なものを前年度と比較で説明いたします。

総務費では約二億三千万円減っております。主な要因といたしましては、基金積立金の減少によるものです。

次に、民生費においては約四千三百万円減っております。主な要因といたしましては、平成二十九年度に実施いたしました臨時福祉給付金給付事業によるものでございます。

消防費については八億一千七百八万二千三百三十九円増えております。主な要因は、防災行政無線デジタル化に伴う設置事業と消防車両購入事業によるものです。

次に、公債費については五千六百七十八万一千四百四十四円増えております。主な要因は、地方債償還元金が七千七十六万三千三百二十三元増加し、利子で一千三百九十八万二千二百七十九円減少したことによるものです。公債費については歳出総額に占める割合が増加しているため、今後も公債費の管理には十分留意が必要な状況です。財政状況は、経年比較をいたしますと、悪化こそしていませんものの、単純に改善しつつあると楽観視できる状況下ではありません。こ

れは、近年行った大型事業による元金の償還開始や、今後増大が予想される公共施設等、社会資本の再整備など注意すべき課題が多いからであります。これらを踏まえ、長期的展望に立った財政運営に、引き続き、財政の健全化に努めてまいりたいと考えます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第二〇、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきまして、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、平成三十年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

△決算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第二一、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から木原幸四議員、川村孝則議員、田添辰郎議員、渡辺道大議員の四名、産業厚生委員会から鮫島市憲議員、橋口好文議員、長野広美議員の三名、以上七名の諸君を指名をいたします。

△認定第二号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、認定第二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の二四ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものです。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用

状況審査意見書でさせていただきます。

審査意見書の二七ページをお開きください。上の表になります。

本会計の平成三十年度決算は、収入済額が二十三億七千六百六万二千二百五十二円、支出済額が二十一億七千二百四十六万一千四百四円、実質収支額は一億三千五百二十万一千百三十八円となりました。

次に、歳入について御説明します。下の表になります。

平成三十年度の調定額は二十三億八千五百三万二千九百四十円、これに対し、収入済額は二十三億七千六百六十六万二千二百五十二円で、収入率は九六・八%でした。

不納欠損額は三百二十七万四千六百五円で、収入未済額は七千四百九万六千八十三円でした。

二九ページをお開きください。上の表になります。

歳入の主なものは、上から四行目の県支出金が十五億八千五百一十二万一千百六十五円で、構成比が六八・七%、一行目の国民健康保険税が四億一千四百四十九万八千四百六十三円で、構成比が一八・〇%、下から四行目の繰入金が二億二千百十八万五千六百三十円で、構成比が九・六%となっております。これらを合わせますと歳入決算額の九六・三%を占めております。

下の表をごらんください。

前年度分との比較では、歳入合計で六億八千六百六十九万二千四百四十円、二二・九%減少しています。

国保制度改革により平成三十年度から都道府県が財政運営の責任主体となったことから、市町村国保の財政規模は縮小することとなり、本市においても大きく減少いたしました。

減少幅が大きいのは、上から三行目の国庫支出金七億七千六十万四千九百五十二円、下から六行目の共同事業交付金六億六千五百二十四万九百七十七円、上から五行目の前期高齢者交付金五億六千七百九十一万九千七百五十九円、その上の行の療養給付費等交付金五千二百三万八千円などですが、いずれも制度改革に伴うもので、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金については平成三十年度から予算科目自体がなくなっています。

国庫支出金については、予算科目としては残っていますが、災害発生時の特例補助金のみとなっております、平成三十年度は収入実績がございませんでした。

上から六行目の県支出金については十三億八千七百二十四万五千五百五十二円増加していますが、これも制度改革によるもので、これまで市町村に直接交付されていた国からの交付金等が都道府県からの交付となったことによるものでございます。

続いて、歳出について御説明します。

三〇ページをお開きください。上の表になります。

平成三十年度の支出済額は二十一億七千二百四十六万一千百十四円で、予算現額に対する執行率は九四・二%、不用額は一億三千四百四十万一千八百八十六円でした。

下の表をごらんください。

歳出の主なものは、上から二行目の保険給付費が十四億八千六百六十一万七千九百七十六円で、構成比が六八・四%、上から七行目の国民健康保険事業納付金が五億二千九百九十万八千四十二円で、構成比が二四・四%となっております、これらを合わせますと歳出総額の、歳出決算額の九二・八%を占めております。

前年度との比較では、歳出合計で七億四千四百九十九万五千九百十四円、二五・五%減少しており、これも制度改革が主な要因でございます。

減少幅が大きいのは、下から七行目の共同事業拠出金七億五千四百八十八万二千二百九十七円、上から三行目の後期高齢者支援金等二億七千九百七十七万五千五百二十二円、上から六行目の介護納付金一億三千四百九十二万二千八百六十五円、上から二行目の保険給付費一億二千九百三十三万七千四百八十八円等で、保険給付費以外は制度改革によるもの、保険給付費については、三二ページの表にあるとおり、保険給付費が減少したことが主な要因です。

上から七行目の国民健康保険事業納付金は制度改革により新たに創設された科目で、平成三十年度は五億二千九百九十万八千四十二円となっております。

最後に、基金について御説明します。

四四ページをお開きください。

表の下から五行目、国民健康保険基金になります。平成三十年度

は平成二十九年度の決算余剰金のおおむね半額、三千八百四十四万九千円を積み立て、年度末現在高は六千八十九万四千円となっております。

二七ページにお戻りください。

平成三十年度の実質収支額は約一億三千五百万円となり、前年度と比較しますと約五千八百万円増加しており、基金に積み立てた額を合わせた平成三十年年度単年度収支も約九千六百万円の黒字となりました。

国の公費拡充や保険税負担に対する激変緩和など制度改革に伴う措置が本市の収支にプラスに作用した可能性や、医療費関連の支出が少なかったこと、国保税の収納率がよかったことなど黒字の要因として考えられますが、医療の高度化、被保険者の高齢化による医療費の増加、激変緩和措置の就労や公費拡充政策の縮小の可能性など収支を悪化させる要因は潜在しており、依然として楽観視できるものではないと考えております。

今後におきましても、市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として、安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第三号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会

計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、認定第三号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

まず、議案書の二五ページをごらんください。

認定第三号は、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

お手元の平成三十年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書にて御説明をさせていただきたいと思っております。

三三ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額二百五十八万五千円に対し、歳入決算総額二百五十九万六千三百三十五円、歳出決算総額百九十五万七千九百四十九円で、歳入歳出差引額六十三万二千六百八十六

円は全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものについては、下段の表の共済会費収入二百二十五万九千九百円で、歳入全体の八七・二三％を占めております。

加入者については、三五ページをお開きください。

加入者は一般会員が七千四百二十五人、ゼロ歳児から小学校一年生までの掛金免除の特別会員が九百二十三人の合計八千三百四十八人で、加入率は五五・三九％となっております。前年度と比較しますと一・四ポイントの減少となっております。では、歳出の主なものについて説明いたします。

三四ページをお開きください。

共済見舞金で、通院・入院費の九件分、三十五万二千八百円を支出してあります。

また、意見書四四ページをお開きください。

下から四行目の交通災害共済基金については百万円を積み立ててございまして、平成三十年度末の基金残高は三千三百二十一万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第四号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳

入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、認定第四号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） それでは、御説明いたします。

議案書二六ページをお開きください。

認定第四号は、地方自治法第二百三十三条第三項に基づき、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。

報告は、お手元の西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で御説明いたします。

意見書の三六ページをお開きください。

まず決算の概要ですが、収入済額は五十二万八千八百九十六円、支出済額四十三万六千五百四十二円で、実質収支額は九万二千三百五十四円となりました。

収入は、予算額五十三万五千円に対し、収入済額が五十二万八千八百九十六円で九八・九％の収入率であります。昨年と比較しますと二千七百七十二円、〇・五％減額しております。

歳入の主なものは、市場使用料四十五万七千二百五十八円、前年

度繰越金七万一千二百五十二円でございます。市場使用料の前年度対比は九七・二八%となりました。

次に、歳出についてであります。

三七ページをごらんください。

予算額五十三万五千円に対し、支出済額が四十三万六千五百四十二円で、執行率が八一・六%、不用額は九万八千四百五十八円でありました。

歳出の主なものは、一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、九節旅費七万四千六百円、十一節需用費、細節消耗品費二万九千七百九十円、十三節委託料、浄化槽維持管理費八万八千五百六十円、二十五節積立金、地方卸売市場基金積立金十一万二千元、二十八節繰出金、一般会計繰出金十一万二千元でございます。

この結果、平成三十年度末の基金現在高は四四・ページの下から三行目にお示ししているように、三百三十五万六千円となりました。

なお、歳入歳出差引残高額の九万二千三百五十四円は、全額、令和元年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、認定第五号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書の二七ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のほうで説明をさせていただきます。

審査意見書の三八ページをお開きください。

平成三十年度の決算額は歳入が前年度比〇・七六%増の二十二億二千三百三十六万四千九百十九円、歳出が前年度比一・一四%増の二十一億六千五百七十七万九千六百十八円となり、実質収支額は五千九百七十八万五千三百一円となりました。

歳入について御説明いたします。

三九ページ下の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、介護保険料が前年度比九・八%増の三億五千六百八十

一万二千四百五十八円で、構成比が一六・一%、国庫支出金が前年度比〇・七%減の六億五百十万六千七百六十七円で、構成比二七・二%、支払基金交付金が前年度比二・二%減の五億二千七百五十五万二千円で、構成比二三・八%、県支出金が前年度比一・一%減の二億八千七百四十二万八千六百四十五円で、構成比一二・九%、繰入金が前年度比〇・三%増の三億七千二百二十三万八千円で、構成比一六・七%、繰越金が前年度比八・三%増の六千七百四十四万三千五百三十一円で、構成比三・〇%となっております。

続いて、歳出について御説明いたします。

四〇ページ、下の歳出款別比較表をごらんください。

歳出では、総務費が前年度比五・一%増の九千七百五十一万七千四百二十二円で、構成比が四・五%、保険給付費が前年度比一・五%増の十八億六千三百七十八万六千八百五十一円で、構成比が八六・二%、地域支援事業費が前年度比一・五%減の一億一千八百八十五万一千五百三十七円で、構成比五・五%、基金積立金が前年度比八六・八%減の三百四十六万八千円で、構成比が〇・二%、諸支出金が前年度比二八・一%増の七千七百九十五万六千八百八十八円で、構成比三・六%となっております。

決算の特徴としましては、平成三十年度は第七期の介護保険事業計画の初年度ということで、歳入では、保険料の基準額の改定や被保険者数の増加等に伴い保険料収入が増加した一方で、歳出では、保険給付費が計画額を上回る伸びで増加し、基金への積み立てが前

年度より大きく減少したことが挙げられます。

高齢化がますます進行する中、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みの強化が求められていることから、引き続き、介護保険事業の適正な運営に努めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 三〇、ごめんなさい、四〇ページの歳出款別の比較表のところの地域支援事業費についてなんですけれども、この事業が、今、高齢化が進んでいて、本当に介護費用というものが高くなってきているんじゃないかなと思うんですが、まあ、この減額になった要因と、それから、諸支出金との兼ね合いがあるのかどうか、これは全く別物なのかということをちょっと教えていただきたいと思えます。

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 地域支援事業費の減額についての要因でございますけれども、地域支援事業は平成二十七年度から総合事業として導入されておりまして、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画をしましてサービスを提供するといったものでございます。

平成二十七年度の導入時からある程度期間が経過しておりますので、その総合事業が定着してきたということはあるんですけれども、サービスの利用数が前年度より若干減少をしております。

それについては、地域サロンとか元氣アップ教室など、住民を主体とした介護予防の場を利用するという傾向が増えているかと思えます。それによって、その事業費、サービス利用に対する事業費のほうが増えていると思われま

す。諸支出金のほうは前年度の実績の確定に伴う返納金でございませけれども、こちらの中にも、その地域支援事業費の実績を含めて返納が発生しておりますので、若干関係はしてきているところがございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、認定第六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の二八ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものです。

説明につきましては、審査意見書のほうで説明させていただきます。

審査意見書の四一ページをお開きください。上の表になります。

本会計の平成三十年度決算は、収入済額が二億二千三百五十三万三千五百円、支出済額が二億二千二百五十八万五千九百八十八円、実質収支額は九千四百七十九円七角となりました。

次に、歳入について御説明します。中段の表になります。

平成三十年度の調定額は二億二千四百四十万四千五百二十六円、これに対し収入済額は二億二千三百五十三万三千五百円、収入率は九九・六％でした。不納欠損額は九千四百円、収入未済額は八十六万二千二百一十一円でした。

下の表をごらんください。

歳入の主なものは、一行目の後期高齢者医療保険料が一億二千四百九十九万四千四百三十七円で、構成比五三・九％、上から四行目の繰入金が九千六百二十八万六千二百二十九円で、構成比四三・一％となっております、これらを合わせますと歳入決算額の九七・〇％を占めております。

四二ページの上の表をごらんください。

前年度との比較では、歳入合計で百二十四万二千二百二十九円、〇・六％減少しています。減少幅が大きいのは、一行目の後期高齢者医療保険料の百十九万一千八百五円、下から二行目の諸収入の五十一万九千九百一円です。

続いて、歳出について御説明します。

中段の表をごらんください。

平成三十年度の支出済額は二億二千二百五十八万五千九十八円で、予算現額に対する執行率は九九・七％、不用額は六十七万四千九百二円でした。

下の表をごらんください。

歳出の主なもの、二行目の後期高齢者医療広域連合納付金二億三百五十万四千五百円、構成比は九一・四％です。

前年度との比較では、歳出合計で十一万百十二万六千二百三十八円、〇・五％減少しています。減少幅が大きいのは、二行目の後期高齢者医療広域連合納付金の二百三十九万六千八百四十五円、下から三行目の諸支出金の百四十二万九千三百七十七円です。

決算の特徴としましては、平成二十九年度和比べ被保険者数が若干減少し、また、保険料引下げもあつたことから歳入の後期高齢者医療保険料が減少しており、これに伴い、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金も減少いたしております。

今後とも、県後期高齢者医療広域連合や構成市町村と連携を図り、事業の適正な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） えっと、四一ページなんですけど、三十年の一番下の表になります。後期高齢者保険料の不納欠損額と収入未済額の、この人数とか、これは人数を教えてください。

それからもう一点は、この医療制度、この保険制度がずっと開始してからの積算というふうに理解しているのかどうかを教えてください。

○議長（永田 章君） しばらく休憩します。そのままお願いいたします。

午後一時三十八分休憩

午後一時四十一分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

議案審議を続行いたします。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） すいません、議会運営上、御迷惑をおかけしまして申しわけございません。

七名でございます。七名。

○議長（永田 章君） 課長、それは累計、累計の分。

○税務課長（長吉輝久君） これまでの累計で、件数七名でございます。

ます。

○一六番（橋口美幸さん） この合計、不納、収入未済額の八億六千二百十二万一千円がこれまでの制度開始以来の累計という理解を
していいのかどうかという質問です。

○議長（永田 章君） 橋口美幸議員、ちょっと数字が、数字がち
よっと違うみたいですけど、もう一度。はい、もう一度お願いしま
す。

○一六番（橋口美幸さん） 失礼しました。八十六万二千二百二十
円、二十一円という額は、これまでの累計というふうに理解してい
いのかどうかを教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

収入未済額は、この調定額に対する収入済額の単純な計算でござ
いまして、前年度、前の年からの繰り越している分もあるものでござ
います。その分も不納欠損等の処理が途中で入ったりしますので、
単純に制度改正からということではありません。最大で五年という
ところで落ちてきますので、制度改正当初のところはもうなくなつ
ているというように理解してもらえればいいかと思えます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第七号 平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定に
ついて

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、認定第七号、平成三十
年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 議案書二九ページをお開きください。
平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定について御説明いた
します。

本案は、地方公益業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委
員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

説明は、西之表市水道事業決算及び事業報告書に基づいて行いま
す。

一ページをお開きください。

(一) 収益的収入及び支出の収入。第一款事業収益の決算額は四
億五千五百一十一万三千二百二十円、支出の第一款事業費の決算額は三
億九千三百五十三万三千五百七十二円となりました。

(二) 資本的収入及び支出の収入。第一款資本的収入の決算額は
六億六千七百二十九万三千二百二十円、支出の第一款資本的支出の決算
額は八億五千五百九十五万七千八百五十二円となり、不足する額に
つきましては、下段に記載してありますとおり、当年度分消費税及

び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

二ページをお開きください。損益計算書です。

下から三行目、当年度純利益は二億二千九百六十四万七千七百七十四円となり、前年度繰越欠損金に補填され、当年度未処理欠損金は二億二千四百三十万九千三百七円となりました。

五ページをお開きください。貸借対照表です。

一番下の資産及び負債資本の合計は四十九億五千三百九十四万六千二百七十八円となり、前年度から八億七千二百五十九万一千百五十五円の増となっております。

六ページをお開きください。キャッシュフロー計算書です。

下から三行目、資金増加額は一億九千八百七十八万一千五百十九円で、資金期末現在高は六億一千三百六十八万一千五百一十一円となりました。

九ページをお開きください。水道事業報告書で総括を記載しております。この内容に沿って主なものを御説明いたします。

一ページをお開きください。建設改良費の概況です。

橋梁や道路改良に伴う管路の布設替工事を六件、簡易水道統合関連の継続事業では、下からの二件、西之表地区で遠隔監視設備と附帯する施設等整備を行いました。

一二ページをお開きください。

一三ページにかけまして、能野地区は五件、武部地区は繰越しを

含め八件、深川地区は二件、国上地区の一件を実施し、合計で七億二千六千四百七十五円となりました。

一五ページをお開きください。業務量です。

上から三段目、給水人口は一万四千三百二十七人で、前年度から一・五%の減で、その下、給水件数は八千四百九十三件で、〇・六%の減となりました。

七段目、有収水量は百五十一万八千八百九立法メートルで一・三%の減、中ほど、総給水量は百九十一万一千八百九十五立法メートルで一・一%の減となった結果、有収率は七九・四四%となり、前年度比〇・一二ポイント低下しております。

下段の二項、二項目、給水原価は二百三十八円で、供給単価は二百四十八円と収益が出ている状態ではありますが、給水原価は前年から一・七%上昇しております。

一六ページをお開きください。

(二) 事業収入に関する事項。事業収益は前年度から三百三十五万二千八百六十九円、〇・八%の減となりました。

その大きなものは営業収益の給水収益で、四百二十三万八千四百七十四円、一・一%の減となりました。営業外収益では、長期前受金戻入で補助金の戻入れが増となっております。

(三) 事業費用に関する事項。事業費用は前年度から三百八十六万九千八十二円、一・〇%の増となりました。営業費用の原水及び浄水費で修繕費が増となり、減価償却費で機械及び装置が減とな

りました。資産減耗費では、施設更新に伴い、固定資産の除去費が増となっております。営業外費用の支払利息では、企業債利息が減となっております。

二〇ページをお開きください。

(二) その他経理に関する重要事項として、イ、未収金の概況の営業未収金の表の一番下、収納率は平成三十年度九八・四九%で、前年度比〇・一一ポイント低下しております。

三四ページをお開きください。企業債明細書です。

新規借入れは、財務省財政融資資金の小計の欄から上二件、平成二十九年線越事業の武部・能野・西之表地区の二億七千三百八十万円と平成三十年事業の国上・武部・深川地区の六千十万円で、利率はともに〇・四%です。

当年度償還高の合計は一億四千七百十三万六千九百八十一円で、未償還残高は十九億九千八百二万五千九百九十円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を結びたいします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△報告第一二号 平成三十年度公益社団法人西之表市農業振興

公社経営状況報告について

○議長(永田 章君) 次は、日程第二八、報告第一二号、平成三十年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長(中野賢二君) 御報告いたします。

まず、議案書三〇ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項財政状況の公表等に基づき、公益社団法人西之表市農業振興公社の平成三十年度の事業実績並びに収支決算状況を報告するものです。

それでは、平成三十年度の西之表市農業振興公社の決算書をあらんください。

平成三十年度公益社団法人西之表市農業振興公社の決算は、さとうきびの減収による収穫機械等作業収入の減額によりまして、経常収益収入が三億一千三百八十五万一千三百三十一円、経常費用支出が三億一千九百四十四万七千八百三十一円、差し引き五百二十九万六千七百円の損失です。

年間の資産の増減を示す正味財産増減計算書では、一般正味財産が四百三十五万六千九百五十四円減の九千五百二十八万八千四百七十七円に、指定正味財産が一千四百二十四万一千五百四十四円増の四千八百八十一万一千三十四円となり、正味財産合計は九百八十八万四千四百円増の一億三千七百九十九万五千五百一十一円となりました。

一ページ目は事業報告でございます。

三十年度一年間の公社の取組みを総括的に記載してございますが、他の説明項目と重複することが多いですので、後ほどごらんいただければと思います。

開けて、二ページから四ページにつきましては、平成三十年度の農作業受託事業実績を示しております。

二ページの七行目、作業受託収入（直営）までは公社直営での実績でありまして、直営受託作業収入は一億二千六百七十七万円余りの実績となり、前年対比は六百万円弱の増額、計画対比は四百五十万円の減額となっております。

その下の再委託の欄につきましては、市の農作業受託者組織の各作業班へ依頼をした作業再委託の実績です。一億一千三百二十九万円余りの取扱高であり、前年度より二千一百一十万円余りの減額となっております。作業受託収入は合計二億四千六万円余りでありました。

次の育苗の欄から四ページ援農隊の欄までは、各種事業等の取扱額を示しております。

事業総合計は二億六千六十九万一千八百九十六円であり、計画比四千五百七十七万一千七百二円の減額、前年比一千八百八十三万八千九百九十円の減額となりました。

五ページから七ページ目までは各事業の概要を示しております。後ほどごらんください。

八ページから十ページにつきましては、当公社のシステム管理し

ている詳細な科目ごとの収支計算に基づいた正味財産増減計算書となっておりますので、お目通しいただきたいと思っております。ただ、一〇ページ中段の当期一般正味財産増減額の四百三十五万六千九百五十四円が最終的な損失となります。

一一ページには財産を集約した貸借対照表であります。

まず、左表の資産の部分であります。現金については三月末残高であります。現金預金合計は、運転資金として三百九十五万八千九百七十七円の残高で、前年比一千二十万七千六百七十円の減となっております。

事業未収金については、八千九百三十五万五千五百四十三円となっております。前年比で約二十二万円余りの減となっております。

次に、二番の固定資産でありますけれども、(一)特定資産については、建物、車両、機械取得において補助事業を活用しまして整備したものであります。国、県、市、農協の補助金及び公社の負担で取得した固定資産を計上しております。一七ページから二〇ページに明細を示しております。

市、農協からの受入出捐金三千万円を含み、合計九千四百五十六万六千四百四十七円であり、前年比一千七百十三万八千二百二十円の増となっております。これは育苗ハウスの改修によるものであります。

(二)その他の固定資産合計の三百四十二万四千二百九十一円につきましては、公社のみの財源で取得した資産の帳簿価額でありまして、二一ページから二三ページに明細を示しております。

右表の負債の部でありますけれども、一、流動負債の(二)事業未払金六千八百七十七万一千八百三十一円につきましては、さとうきび等再委託の作業料金等事業に伴う未払金を計上しております。前年対比二千二百七十九万六千八百三十六円の増となっております。負債合計で七千五百九十六万一千七百二十七円となっております。前年比一千八百三十二万八千六百四十三円の増となっております。

正味財産部の一番、指定正味財産合計四千八百一十一万一千三十四円につきましては、特定資産の取得や援農隊、営農大学校等の運営の国、県、市、農協の補償金額であります。正味財産合計は、一般正味財産九千五百二十八万八千四百七十七円を含み、一億三千七百九万九千五百一十一円であります。貸借対照金額は二億一千三百六万一千二百三十八円となり、前年比二千八百二十一万二千七百四十三円の増となりました。

一二ページから一六ページには、これらの財務諸表を作成するに当たつての注記を示しております。棚卸資産の評価基準、固定資産の減価償却の方法、消費税の税込方式の記載、基本財産の明細、特定資産の増減表、一七から二三ページには、特定資産や公社独自資金で取得した固定資産の明細を記載しております。

最後の二四ページには、当公社監事による監査報告書を示しております。

以上説明いたしました。今後とも、議員各位の御支援と御理解をお願いいたしまして、平成三十年度の公益社団法人西之表市農業振

興公社の経営状況の報告を終わります。

以上です。

○議長(永田 章君) 報告は終わりました。

報告第一二号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長(永田 章君) あす六日は、午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長(永田 章君) 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後二時散会

本会議第二号（九月六日）

本会議第二号（九月六日）（金）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
三番 橋口好文君
四番 長野広美さん
五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一〇番 中野周君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年九月六日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 諸般の報告

日程第二 一般質問

七番 和田香穂里 議員

九番 鮫島 市憲 議員

一二番 生田 直弘 議員

一三番 橋口 好文 議員

三番 竹下 秀樹 議員

△諸般の報告

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、諸般の報告を行います。

九月五日に設置いたしました決算特別委員会の正副委員長の選出

結果について御報告いたします。

決算特別委員会委員長は川村孝則君、同副委員長は田添辰郎君、以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。和田香穂里でございます。

台風の進路が若干気になるところではございますが、足元のお悪
い中傍聴に足を運んでくださった方々に御礼申し上げます。

それでは、通告書に従って一般質問を行います。

これまで私は、馬毛島問題について繰り返し問い続けてきた中で、情報収集に努め、市民と共有し、議論を進めて民意の形成に努めた
いという市長の考えは、非常に重要だと受けとめております。また、馬毛島に関する市長の御発言が、特に今年に入ってから次第に

力強く響いてきたことを心強くも感じております。同様に、市長の姿勢を頼もしく感じている市民が増えてきた反面、選挙直後のあいまいさは今さらぬぐえないとの厳しい批判の声も、いまだに耳にするところではあります。市長の言動に対する市民の期待と不安、応援と批判、基地化やFCLPへのさまざまな思いが入り乱れる中で、市長が一貫して訴えてこられた馬毛島のふさわしい利活用についてあらためて伺います。

去る七月二十二日に、馬毛島体験活動が実施されました。今年は昨年よりも参加者の数や対象を広げ、その様子は「市政の窓」にも載っていましたし、八月二十九日に行われた馬毛島学習会で、参加者によるその体験活動の感想も伺い、また昨日の所信表明でも御報告いただきました。内容や実施の様子はおおむね承知いたしましたので、市の事業としての案になります。今年度の体験活動実施の評価点、反省点等の総括を具体的に伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席より行います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

今年度の馬毛島体験活動は、七月二十二日に実施し、昨年度の小学五、六年生十名から小学生、中学生、高校生とその保護者にまで枠を広げ、人数も二十名に増やし実施したところでございます。事業内容としましては、葉山港から高坊港までのいわゆる遠足で、道中、動植物や施設、建造物等の観察を行いながら、旧馬毛島小中学

校の見学や葉山港でのマリン体験、船上からの馬毛島周遊見学等を行ったところでございます。

この馬毛島体験活動の目的としましては、馬毛島の特異な自然環境や歴史、文化的なことを後世に残すべき貴重な財産として広く市民に知っていただき、馬毛島と種子島の密接なかわり合いを学ぶこととしてございます。

事業実施後の参加者の感想文を拝見してみますと、その目的は達成されたものと感じております。参加者の感想文もようやく出そろいましたので、後日、市のホームページで概要を掲載いたします。一部を紹介させていただきますと、体験活動を通じて自分の目で見た光景を多くの人に伝え、これから市を担う市民として馬毛島のことを次の世代に伝えていく必要がある。過疎化が進む種子島に人々が生活している今の様子がこれからも続いていくよう、何ができるか考え行動したいなど、それぞれが実際に馬毛島を歩き、馬毛島を見て感じることでさまざまな思いをはせたことだと感じております。この体験活動を行うに当たっては、地権者の協力を得て職員が二度上陸し、現地確認、環境整備等の事前準備作業を行ってから実施しています。また、当日も、万が一に備え、消防署員、保健師の協力も得ながら実施しており、現状で行い得る最大限の準備や配慮を行ってきたところでございます。

反省と申しますか、今後の検討事項といたしまして、今回申込み者が四十二名に對しまして二十名での実施となったところでした。

より多くの方に参加していただけるよう、計画立案や地権者との調整が必要だと感じております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 和田議員、ちよつとすみません。休憩します。

午前十時六分休憩

午前十時八分再開

○議長（永田 章君） それでは再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○七番（和田香穂里さん） そうしましたら、今、この事業、馬毛島活用事業の柱として昨年度から実施されたものと理解しております。今、お答えの部分とあわせて、昨年度とあわせての総合的な評価点、反省点、そして今後の見通しと今、御答弁いただいたことに加えてありましたらお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

昨年度とあわせての検証とのことですが、過去二回の活動は、その目的を達成しているものと判断してございます。今後につきましましては、引き続き、地権者の協力を得つつ、参加者の枠を広げていけたらと考えております。一方で、馬毛島という非日常的な場所での活動ということもあり、参加者の安全が確保されなければなりませんので、今後も安全確保最優先に事業計画を立てていきたいと考え

ております。

○七番（和田香穂里さん） それでは、体験活動は馬毛島活用の方性として四点示されているうちの一つですが、ほかの三点についても伺ってまいります。

ウです。宇宙関連事業の展開に関する県との連携の状況や関連団体との協議の進捗状況、国への要請活動、その他具体的な取り組みの進捗状況をお聞かせください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

馬毛島に係る活用計画での宇宙関連事業の展開ですが、これにつきましては、庁内の検討チームにおきまして、国策による活用がベストではないかとの視点から、種子島になじみの深い宇宙関連事業での活用を掲げたものでございます。まず、本市も会員でございませぬ鹿児島県宇宙開発促進協議会におきましては、本年度につきましても国等へ宇宙往還機開発の推進と実用段階における宇宙往還機着陸場の馬毛島への建設について要望活動を行っております。

また、本市では宇宙関連産業の企業が集まる一般社団法人ニュースペース国際戦略研究所の会合への参加を予定しており、宇宙関連産業の本格的な誘致に向け、情報発信していくことしております。この法人につきましては、経済産業省から御紹介いただいたものであり、民間ロケットの射場や関連産業の誘致を見据えての動きでございます。

宇宙関連事業の経済効果は多大なものがあると捉えてございます。

このため、さまざまな可能性が見えてくれば、馬毛島にこだわらず種子島本土も含めた形で検討を進めていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 宇宙に関しては、防衛もまた宇宙を利用しようという動きがあるところから、非常にちよつと気になるところではあります。今後また、その点についてはいろいろうかがってまいりたいと思います。

エです。自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置に関する進捗状況はいかがでしょうか。大学等へのアプローチやそれに対する反応などありましたらお示しくください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

自然保護区学術調査施設についてですが、施設設置への足がかりとしまして、市民へ馬毛島の自然環境や歴史文化的なことを知っていただくことが大切だと判断しており、本年二月と去る八月二十九日に馬毛島学習会を開催し、馬毛島に係る写真、映像展や学識者や元島民による講話、馬毛島活用に係る意見交換会を行い、馬毛島を後世に残していくべき貴重な財産として市民に理解していただく取組を行ってきているところでございます。また、昨年度は、馬毛島葉山王籠遺跡が戦没者遺骨収集の際に発見されるなど、馬毛島の歴史を解明する資料とならないか期待されるところでございます。このような調査ができる環境づくりも重要であることから、地権者に

は、引き続き調査について御協力をいただけるようお願いしてまいりたいと考えており、地権者の理解が得られるのであれば、馬毛島への自然保護区、学術調査施設の設置も可能と判断しております。大学等へのアプローチは、馬毛島の調査研究に興味を持つところは、これまでも調査研究からも数多くあると考えており、事業の進捗を見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 馬毛島学習会、私も参加させていただきました。参加者がグループごとに馬毛島の活用について自由に意見を出し合い発表するワークショップの際には、馬毛島の土地を自由に使えるためには土地を手に入れる必要があるのではないかと、いう意見も聞かれ、市長も自分たちの財産として胸を張って使えるような、だれでも行けるような環境にするのが必要と言われました。そこで、残る一点のトラスト創設について、検討状況やその展望が今どのようなになっているのかをお示しくください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

馬毛島トラストの構想ですが、馬毛島の自然環境や歴史文化的な価値を後世に残すべき貴重な財産として、世界中に発信し、あわせて馬毛島に係る問題を伝えていく上で有効な手段として計画したところでございます。推進するに当たりましては、具体的な活用が目途が立ち、市民や議会の賛同が前提と考えておりますので、引き続き、利活用計画のブラッシュアップに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 四点それぞれの現況や進捗状況はわかりました。

所信表明で報告された西之表未来ワークショップでも、また馬毛島学習会でも、若い方々が柔軟な発想でふるさとの未来を描く姿に感動を覚えました。そして、これからの社会をつくっていく力が確実に育っていると強く感じたところです。が、行政の事業は彼らが大人になるのを待っているわけにはいきません。活用案を現実的、具体的に進めていくためには、若者を初め、多くの市民の意見や知恵を生かす必要があると思います。

そこで、一つ質問を入れ替えさせていただきます、キです。市民の意見や提案をどのような形で吸い上げているか、今後の計画もあれば合わせてお示しください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

市民の皆様がさまざまな意見を述べる環境づくりが大切だと考えております。しかしながら、実際は、市民の間におきましては、馬毛島の問題につきまして意見が言いづらい雰囲気があるとも聞いております。馬毛島問題につきましては、大きな政治課題であり、今後急速な展開も想定されますので、議会とも連携しながら意見や提案を吸い上げていく作業が必要かと思っております。

地域と市長の語る会に同席させていただいておりますが、馬毛島に係るさまざまな意見が寄せられております。また、馬毛島学習会

の際には、馬毛島活用に係るワークショップを開催させていただきました。引き続きさまざまな機会を通じ、意見を収集していくこととし、あわせて市民の皆様が意見を述べやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 確かに、体験活動や学習会などで馬毛島の自然や文化歴史を知る取り組みは進んでいると、少しずつですが思います。地域で直接、市長自らが説明もされたということで、これらは確実な一歩には違いないと思うのですが、質、量、スピード感、いずれもまだ十分とは言えないというふうに感じております。今後の展開にさらなる弾みをつける必要があると思いますが、力です。ね、利活用計画全体について足りないものは何か、必要なものは何か、実現への道筋、その他現時点で市民に伝えたいことなど、今後の展望について市長の考えを聞かせてください。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員も御参加のようでしたけれども、八月二十九日に馬毛島学習会を開催いたしました。百名以上の方が参加をされ、いろんな意見を伺ったところであります。市民が望む馬毛島の活用について、今後も引き続き市民と協働して馬毛島の活用計画をブラッシュアップしていきたいと考えております。

質、量、スピードというところでありませけれども、国の動きもなかなかこの八年間進んでいないようなこともあります。そういう

中で、我々も情報収集しながら、市民の意見を、いろんな方々の御意見を参考にして取り組んでいきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） 今、国の動きも進んでいない中でとありましたが、国の動きが進んでいないからこそ、この地での動きをどんどん進めていくことも必要なというふうに考えます。

次に、説明を求める市民の声に対するお考えを伺ってまいります。六月議会に、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による説明会の早期開催を求める陳情書が出され、馬毛島対策特別委員会に付託され、継続審議となったことは既に御承知のとおりです。陳情では、市民にとつて全くの情報不足であり、報道機関等からの情報しか入ってきておらず、正確な情報がない状態での賛否の判断はできず、想像や憶測の域での論議であるとの旨が訴えられ、正確かつ丁寧な防衛省による説明を求めています。また、ちまたでは、もう決まっちゃったんでしょとか、宿舎は中種子町にできるんだってといった話や、結局一人幾らもらえるんだろうねという声も相変わらず聞こえています。

市長は前回、同僚議員の質問に対して、施設に関する具体的な情報がないこと、根拠ある情報と思えないものには答えようがないこと、防衛省は状況が変われば説明すると言っていることなどを答弁され、今説明すべきものを防衛省は持っていないと明言されました。また、地域で市長自らも説明されたとのことですが、情報が届いていない市民や、さらなる説明を求める声があることは確かです。

さきの馬毛島学習会も情報提供の一つの形ですが、防衛省による説明会もまた一つの形ではあると思えます。しかしながら、防衛省が行う説明が正確かつ丁寧であるかどうかは大きな疑問です。防衛省による住民への説明に関して、その正確性や誠実な姿勢を疑う出来事が続いているのは御承知のとおりです。

例えば、秋田市のイージス・アショア配備計画に関しては、陸上自衛隊新屋演習場を東日本では唯一の適地として、地元からの要望で検討した代替地を不適とした調査報告書のレーダーの障害となる周囲の山までの角度が、誤ったデータに基づいていたとして防衛省が謝罪をしました。また、沖縄県宮古島市では、新設された陸上自衛隊宮古島駐屯地で、防衛省は駐屯地には小銃弾等しか保管せず、弾薬庫はつくらないと明言してきたにもかかわらず、中距離多目的誘導弾、いわゆるミサイルですね、や迫撃砲弾が保管されており、地元の市民団体に対して誘導弾を保管する弾薬庫は整備しない、警備等に必要な小銃弾等の保管庫を整備する計画と文書で明確に説明したことが真つ赤なうそだったわけです。いずれも地元住民を欺くような不誠実な対応に怒りの声はおさまっていません。ほかにも住民の求める正確かつ丁寧な説明が行われていない事例は全国で枚挙にいとまがありません。

また、頻繁な訓練や自衛隊施設、さらには民間空港の使用など、米軍の運用に関しては時間帯や飛行ルートなどの約束も守られず、事前通知もおざなりにされ、特に米軍機の低空飛行はこのところ激

増していますが、幾度となく改善や説明を求めても答えを得られない状況です。日米安保地位協定の壁の前で、防衛省は米軍に対して申し入れ程度の対応しかできません。こうした状況を重く見た全国知事会が、昨年七月に日米地位協定の見直しを含む、米軍基地負担に関する提言を出したことも御承知のとおりです。馬毛島の基地化は、市長も何度もおっしゃっていますように、米軍のFCLPとセット前提です。その運用に関しても正確な情報は提供されるべきですが、それは現状あり得ないということです。そして、軍事に関しては、機密保持の点から情報が意図的に隠されるのもまた、当たり前のことです。施設、装備、備蓄、人員配置などについて防衛省が説明できることというのは、初めから限られているわけです。信頼性に欠ける点でも、米軍の運用の点でも、機密保持の点でも、防衛省による説明は市民の求めるものとはほど遠いことが各地の事例から明らかです。逆に、地元の行政や議会の立場から言えば、そのような防衛省の説明の正確性、信頼性について残念ながら市民に対して責任を持たないことも明確と考えます。

そこで、市長の御見解を伺いたいと思います。アです。現時点で防衛省が正確かつ丁寧な説明を行うとお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今、他の地域での防衛省の自衛隊に絡む事象についての御意見を添えてのことでありますけれども、防衛省による説明につきましては、防衛省の問題であり、市が答弁すべき内容ではないというふうに考えております。

○七番（和田香穂里さん） 今、防衛省の問題であり、市が答えるものではないというふうにおっしゃったんですが、これは私たちのこの市の問題であります。よその防衛省の説明のことではなくて、馬毛島に関して防衛省が説明する、それが丁寧で正確であるかと市長がお考えかということ伺っているのですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 本市として説明すべきものを持ち合わせていないということが一つ、それから本来、今、議員のおっしゃる説明を求める内容とか趣旨についてはつきりわかりませんけれども、恐らくFCLP施設の内容ということでありましょうから、それは、私どもが説明する立場にないと。まず、防衛省から平成二十三年の時点で受けたものがありますけれども、それ以後いろいろな動きがありました。それについて私どもが防衛省にかわって説明するようなものはないと、そういう意味でございます。

○議長（永田 章君） 休憩します。

午前十時二十六分休憩

午前十時二十九分再開

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

ちよつと、質問の意味が、私が捉え方がよくなかったようですけども。防衛省の所管のことにつきましては、防衛省は一番わかっているわけですから、防衛省の判断でそれなりに答えてくれるので

あろうというふうに考えます。

○七番（和田香穂里さん） 私がお尋ねしたかったのは、防衛省の説明が丁寧か、正確かと思っていらっしゃるかということだったのですが、そこはもう今のお答えでいいです。

先に行きます。計画を進めたいものが、都合の悪いことはできるだけ隠して、相手の喜ぶことや当たりさわりのないことだけを並べ立てるのは当たり前ですし、そもそも、馬毛島に関しては住民の意向を問うことなく計画されたものです。防衛省は計画を実行するために地元の理解と協力を必要としているため、理解と協力を得たという形をつくる目的では説明を行うと考えます。が、その計画の是非を問うたり、住民に判断の材料を提供するための説明を防衛省が行うとは考えられません。

そういった意味で、イですが、防衛省による説明会があるとすれば、今の時点では行われていませんが、施設建設への、これは大きな一步になるということを憂慮しますが、市長の御見解はいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私は単純にはそのようなことにはならないと考えております。市民の知る権利の保障は大変重要なことであり、市民間において賛成、そしてまた反対など、さまざまな意見があります。そうした中で、市議会、貴議会とも連携して正確な情報収集を行っていく必要があると、そういうふうにご考えております。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。私、これまで市民の方々の御意見はもちろん、書籍、新聞、雑誌、インターネット、有識者のお話など、さまざまな資料に当たってきましたが、馬毛島だけに関して言えば、二〇一一年七月に防衛省より提示された御説明資料と、その前後に発行された数回分の米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会日より、これは非常にわかりやすい資料だと思います。

多分、市長も熟読されていることと思うのですが、例えば、今回同僚議員が通告されている安全保障環境、防衛大綱を踏まえた自衛隊施設の整備、南西地域における防衛体制、大規模災害時における展開、活動、馬毛島の位置づけ、FCLPとは何か、FCLPの訓練回数、期間、周辺地域への影響、防衛施設周辺対策事業、基地交付金、再編交付金、再編交付金で地元市町村は何かができるか、漁業制限に対する補償、自衛隊施設設置による経済効果、これらは、今さら防衛省に聞くまでもなく、今、申し上げました二つの資料に全て記載されています。

それらがこれまでの市長の御説明のとおり、二〇一一年の時点と変わった点がなく、かつ当時の説明以上の情報が現時点で防衛省から出されないというのであれば、ウですが、この御説明資料や対策協議会だよりを活用して、市による説明会や資料配付等の対応も考えられるのではないのでしょうか。あらためて計画の概要や問題点を広く市民と共有することができ、市民の知る権利の保障にもつながると思いがいかでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

二〇一一年の時点での説明と変わるところがなければとの御質問であります。現在までの内容の変化については、防衛省の説明を聞いてみなければわからないところであります。市民への説明は、先ほどから申し述べましたけれども、防衛省が直接に市民にするのが適当であろうと思います。間接的に市が防衛省の資料を用いて説明をすることは、市民においても正確な情報を得たとは感じにくい部分もあるのではないかと思います。二〇一一年当時の防衛省が示した資料は、市のホームページにも掲載しております。その後、時間が経過して内容が変わっていることもあり、市もその間の情報を持ち合わせていないことから、現在のところ、市民への説明は困難と考えております。和田議員を初め議員各位の提案につきましては、貴重な御意見として承りたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） 先ほども言いましたけれども、前回市長は、防衛省は状況が変われば説明するというふうにお答えになつて、その説明がいまだにないということは、状況が変わつてないというふうに判断ができるのではないかと、私は思うところなのですけれども、今の市長のお答えは、変わっているところもあるかもしれない、それは防衛省が説明することである。もちろん防衛省が説明することではあつても、変わったら説明すると防衛省が言つていて、その説明がないということは変わつていないというふうに判断すべきではないかというふうに思います。

また、情報提供に関しては、防衛省のみが責任を持つて行うことではなく、やはり、市が、行政が責任を持つて市民に対して行うところは大事ではないかと、市長もこれまで何度も市民への情報提供という言葉を使つていらつしやいます。

そこで、そういった情報提供や意見交換などの継続的な取り組みの不足から、市民が情報不足を感じていると思われるのですが、先ほどの利活用のところでも、同じようなお答えがありましたので、エに関しては省かせていただきます。

さて、地元の理解と協力を得たいとしているのは防衛省です。防衛省が地元で説明会を開かせてほしいとお願いしてくることはあつても、こちらから要望する筋ではないと考えます。住民の知る権利を保障し、正確かつ丁寧な説明をする責任は国にあると、くだんの陳情書にも述べられています。こちらから説明会を求める必要はなく、相手の土俵に自ら乗るような要望をしないことを求めたいと思います。また、情報が足りていないのではなく、情報が届いていないというふうに思われますので、今ある情報を市民に確実に届けることを市長には強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 変わっているとかわつていないとかいふところですが、最初に、変わつていふと申し上げたのは、二〇一一年の資料説明があつた後、例えば飛行経路の問題ですとか、騒音の問題ですとか、いろいろな御意見があつて、それに対して防衛省が答えたものがありますけれども、そういうところが変わつて

いた点でありまして、先ほどの変わっていないというのは、つまり買収交渉についてのが、この半年間は非常にテーマといえますか、焦点になっていたと思いますけれども、その面が変わっていないと。私が就任して最初に防衛省にまいりましたのが二年半前の四月ですけれども、そのときからの状況というのが変わっていないと、そういうような意味です。この八年間の間には変わった部分もあるはずですけれども、それが違うことを言っているように受け取られているのであれば、それはそのようなことだと御理解いただきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） 正直言って、よくわかりませんが、市長の御説明では、恐らく、これを今これから聞く市民の方も、理解できないと思います。であるからこそ、やはりわかりやすくきちんと市長ではなくても結構ですよ、行政として、市として、住民に何がかわっているのか、変わっていないところは何か、やはり情報が届いていないと思いますので、そのあたりはぜひ説明を今後もちんと行っていたらいいかと、私、何度も説明をしていただくことが大事だというふうに申し上げているのですが、やはり足りていないからこそ説明を求める声、あるいは間違った情報を信じている声があるのだと思えます。

ただですね、国が決めることだからといって、施設が当たり前のように設置されるわけではない。地元の反対により断念された例が続いている。あくまでも地元に住む私たちが考え結論を出すという

昨日の市長の所信表明の言葉に、これは勇気づけられる市民がとても多いだろうと思えます。馬毛島にふさわしいのは、迷彩服や戦闘機の音ではなく、自然の中での子供たちの笑顔や歓声とそれを見守る市民の温かいまなざしであるうということとを訴え、この項目は終わらせていただきます。

次に、戦争の記録、記憶の継承についてです。今年も原爆記や敗戦の日を中心に、さまざまなメディアが戦争を取り上げ、記録や記憶の継承の重要性とそれを伝える体験者の減少を報じていました。私は、以前介護施設で働いていたのですが、その折、利用者の方々から戦争にまつわるお話をよく伺いました。空襲で燃える市街地から増田の空港整備でもつこ担ぎをしたこと、そこで朝鮮人がいじめられていたということ、米軍が来ると聞かされ、あすは山の中で自決かという日に敗戦を知ったこと。戦後間もなく不発弾の爆発で友人がなくなったことなど、今の平和な西之表市からは想像もつかないことばかりでした。そして、それらを語ってくださった方々は必ず戦争はいけん、二度としたりいけんと言われるのです。既に亡くなられたり、あるいは病気のためにお話を伺うことができなくなった方が何人もおられる一方で、西之表市の空襲を知っている人、あるいは学童疎開や出征兵士の家族の慰問や勤労働員を知っている人がどれだけいるでしょうか。戦争を知らないのは、もはや子供たちだけではなく、伝えられていないことは多く残されていると

思います。戦争に関するさまざまな出来事、それも身近な場所での、あるいは身近な人の体験の記憶を受け継ぎ二度と戦争をしないと誓うことは、平和な社会をつくり、守っていく大事な営みの一つです。その取り組みが当市においては、まだ不十分なように感じていますので、(一) 西之表市における戦争に関する記録の収集、集積、分類と保管の状況、文書や写真や戦跡その他と今後の取り組み、そして(二) 番、記憶の収集、集積、分類と保管の状況、体験者からの聞き取りや故人の日記や手紙等の収集、そのほかと今後の取り組み、二つは重なる点もあるかと思しますので、あわせて、もしくは続けてお答えをお願いいたします。

「社会教育課長 中里千秋君」

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

(一) の部分ですけれども、戦後七十年以上が経過し、戦争を体験した方が少なくなってきた中、戦争の悲惨さと平和へのとうとさを風化させることなく次世代に受け継いでいくことは、私たちを生きる者の使命であります。本市における戦争に関する史料や写真などの収集については、広く一般市民から募集しまして、種子島開発総合センター鉄砲館において集積し、分類、保管しているところでございます。その集積数については三百六十二点上ります。内訳としましては、西南戦争の部分が十三点、それから日清日露戦争が四十七点、太平洋戦争が三百二点ということになっております。本年度から市史編さん事業も始まりますので戦争体験者やその親族

の方々には呼びかけをしながら、御理解、御協力のもとに史料等の収集を行い、次世代に受け継ぐべく保存、保護に努めていきたいと考えております。

二番の部分でございます。二番については、戦後七十年の節目を迎えた平成二十七年に開催した戦後七十年展については、目で見るといっても語り継ぐといったことに重点を置くこととした上で、多くの方々に取材をして戦争の悲惨さを心に刻んでほしいという思いから開催をいたしました。その中では、四人の語り部による種子島の戦争を聞く講演会も開催をされております。また、総務課のほうにおいてですけれども、疎開を縁としての姉妹都市である伊佐市交流事業においても、十四名の疎開体験談をもとにしたDVDの動画や学童疎開の記念誌を作成いたしております。さらには、平成十九年に「戦争と種子島」という特別展を実施しまして、実行委員会を立ち上げ、収集委員会を中心に多くの史料や聞き取りを収集しております。来年度は、戦後七十五年を迎えます。本年度から市史編さん事業も始まりますので、戦争の体験談を話していただける方についても探していきたいというふうに思っております。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 今のお答えの中に、三番、四番のお答えも含まれていたと思いますので、ぜひ、この市史にも戦争に関する事項を多く記載していただきたいと思っております。ここにつかいた資料があるのですが、これ沖縄県史各論編六となっています。この

厚い本は、一冊全てが沖縄戦を記す膨大な史料となっております。もちろん県と市との規模や予算の違いはあるのですが、ここには記録や記憶の継承への強い意思があります。教育と継承という章も立てて、その意思を具現化しています。ちなみに、発刊の言葉は、故翁長雄志前知事です。当市の市史にも単なる年表表記ではなく、その時代を生きた方々の命の記録、命の記憶を未来につなぐ平和のメッセージとして残していただきたいと強く要望いたします。

そして、この項五番になります。戦争の記録、記憶の継承に関して、市長の御意見、御見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

さきの大戦で、数多くのとうとい命が失われました。それから七十四年の歳月が過ぎていくわけであります。戦争を実際に体験した方々というのは、この西之表市にもまだ、数多くいらつしやいます。そうした記録については体験談、それからそれ以外のものもあると思いますけれども、さまざまなものについて記録をすることは重要なことであると考えております。

現在、市史の編さん事業に着手をいたしました。このときを最後の好機ではないかと捉えているところであります。手紙ですとか、写真、体験談など、戦争に関する史料の収集に努め、そして、収集した史料は、未来永劫戦争という悲惨な歴史を繰り返すことのないよう、学んだ教訓を次の世代に継承し、そして恒久平和を築いていくための貴重な財産としていきたいと思っております。市民にとって有用

に活用していただくことも、また必要なことであると考えております。そういうことで、今後も整理、保存にしっかりと取り組んでまいります。

○七番（和田香穂里さん） 語れる方の年齢を考えれば、余り時間はないと思いますので、ぜひそこはしっかりとお願いしたいと思います。

記憶されない歴史は繰り返されるという言葉があります。体験者が少なくなる中、戦争を知らない政治家が戦争で領土を取り戻すなどと発言しています。戦争法とも言われる安保法制や治安維持法をほうふつさせる共謀罪が成立し、増え続ける防衛費とともに自衛隊と米軍の一体化が進み、隣国の脅威と嫌悪感がおおられています。そして、特攻隊伏龍だった作家城山三郎氏が、戦争で得たものは憲法だけだと語ったその憲法を、戦争体験のない首相が九条に自衛隊を書き込むという改正を目指しています。こういった世の中の動きを、戦前とそっくりだと憂慮する戦争体験者も今は相当な高齢である、それを考えると、戦争の記録、記憶の継承が急務であることは本間に間違いのないところです。国内で三百十万人、アジアでは二千万人とも言われる戦争の犠牲者がこの西之表市にもおられたこと、戦中戦後の辛い時代を生き抜いた方々の思い、他国の人々に対して犯してしまった過ち、学び語り継ぐべきことは多いですが、今、社会教育課長からも市長からもしつかり進めていくというお答えをいただきました。ぜひぜひ、よろしくお願いいたします。

最後の項目に移ります。

男女共同参画と性の多様性に関する取り組みについてです。昨年六月の一般質問では、第三次西之表市男女共同参画基本計画が策定されて間もなかったことから、具体的な取り組みのお答えは少なかつたのですが、それから一年以上が過ぎましたので、当然しかるべき進捗が見られると期待して、今回改めて伺います。ただ、計画は非常に多岐にわたりますので、主に八つの重点目標の一番、男女共同参画社会の形成に必要な制度、慣行の見直し、意識の改革という部分について中心にお答えいただければと思います。

まずは、昨年六月の一般質問以降の第三次基本計画の進捗状況をお示しく下さい。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

本市では、第三次男女共同参画基本計画を達成するために、八項目の重点目標を掲げて取り組みを進めています。その中で、各施策の方向性を示しております。毎年度その取り組みにつきまして各担当部署から取り組み実績を取りまとめているところでございます。この実績につきましては、一昨年度までは各担当部署の主観的な自己評価という形で報告を受けていましたが、昨年度からは活動指標を設定しまして、目標値と実績値の報告に変更しているところです。目標値に対する達成度としましては、全体でまず申し上げますと、百六十五個の活動指標に対しまして百二十八個の達成、率に

して七七・六%の達成率となっております。

御質問にあります一の男女共同参画社会の形成に必要な制度、慣行の見直し、意識の改革の部分については、九一・二%の活動指標に対する達成率が昨年実績になっております。この活動指標を設定することで、数字的に把握することができまして、平成三十一年三月に開催しました西之表市男女共同参画懇話会の委員からも、各担当部署ごとの取り組みについて理解がしやすくなったとの御意見をいただいているところでございます。今後は、各担当部署での活動指標達成状況を検証しまして、項目や数値の見直しも行いながら計画を推進してまいります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） かなり達成状況がよろしい数字が出ているのですが、庁内や地域における具体的な取り組みをちよつと御紹介いただけますでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

本市では、昨年六月以降ですが、内閣府のアドバイザー派遣事業を活用しまして平成三十年十月二十五日に講師を招聘し、種子島地区の民生委員と児童委員の約百名の自主研修会時に、男女共同参画の基本的な考え方についてワークショップを開催したところでございます。引き続き、地域の中の主要な立場の方々に向けて、啓発を行っていき、最終的には地域のほうへも波及を目指していきたいというふう考えているところです。

また、同日、本市職員向けにも同様の研修会を行い、三十二名の職員が受講しました。本年度もセミナーの実施を予定していますが、各担当部署におきましても目標達成に向けた取り組みを進めておりますので、複合的により意識が高まることを期待し、取り組みを進めてまいります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 市民アンケートでも子供のころからの男女平等教育の推進が望まれていました。まだ、心がやわらかくて既成概念に縛られていない児童生徒への取り組みがとても大切だと思いますので、ウですね、小中学校等教育現場における取り組みの状況を簡潔にお知らせください。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

小中学校における男女共同参画の学習は、主に人権教育の中で行われています。県が作成し、県下の全ての学校、教員が活用している資料においても、男女共同参画について学ぶことは人権教育の重要なテーマの一つとして位置づけられています。本市の学校における取り組みとしては、家庭科の学習や学級活動において、男女の協力の大切さを学ばせるとともに、校内人権週間や人権集会、地域の人権擁護委員を招いての人権教室等において、一人一人が個人として大切にされなければならないことや、男女が協力して社会をつくり上げていかなければならないこと等を教えているところです。

また、学校によっては、六月の男女共同参画週間にあわせて、特別に授業を行っているところもあります。さらに、今年度は、上西小学校において、子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業を活用して、児童、教職員、保護者、地域の方々を対象としたセミナーやワークショップを計画しているところです。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。今、男女という言葉が出てきたんですが、子供たちは、保育園、幼稚園では分け隔てされずに過ごしていたのに、小学校に上がった途端、男女は別、男子が先という刷り込みが、そうとは意識されずに繰り返されているように思うところが多々あります。これは、私この後に男女混合名簿の推進を伺いたいのですが、男女混合と言っても、何でもかんでも一緒にいいと言っているわけではありません。性別による配慮、当然必要です。ただ、もちろん混合名簿で全てが解決するわけでもありませんが、後に取り上げる性の多様性も視野に入れて、今のお答えにもあったように個々の違いを尊重する、こういった一つの形として混合名簿の導入を推進すべきではないかと考えております。

混合名簿の導入で児童の自己肯定感が飛躍的に高まったという東京都の教員の報告では、特に女子児童にその傾向が顕著とのことでした。昨年、大分と宮崎の例を挙げましたが、佐賀県でも今年度から既に導入の進んでいる小中学校に加えて、県立高校での導入も進

めるそうです。昨年、当市での導入は、小学校が五校との回答でしたが、いずれも小規模校であったと記憶しておりますので、それ以外、小中学校における今年度の男女混合名簿の導入状況をお聞かせください。合計何校かというところもわかればお願いします。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

小規模校以外の学校ということでございますので、榕城、下西、種子島中学校の三校についてお答えします。この二校の小中学校については、男女混合名簿を導入しております。中学校では導入しておりません。ちなみに市内の小中学校で男女混合名簿を導入しているのは全部で五校であります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 混合名簿が導入されていない場合は、ぜひ必要以上に男女を分けず、男女の順番を固定化しないという配慮をお願いしたいと思います。

昨年市長は、何よりも市民の意識改革が一番基本になると考えて、それに向けて努力をしておりますというふうにお答えになりました。その点について、これまでの取り組みとその成果、それによってもたらされた状況の変化や残る課題についての市長の見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民の意識につきましては、本市の男女共同参画基本計画が新たにスタートする前年度に、市民アンケート調査を実施しております。

平成二十五年度と二十九年度のアンケート結果を比較してみますと、男女間について平等であると回答した割合が増加傾向にあります。

社会通念ないしはしきたり、政治や行政、全体的に見てという観点では、男性のほうが優遇されていると感じている人が多いことや、固定的性別役割分担の意識、また男女共同参画社会への認知度が低いなどといった結果も出ているところであります。この今年五月の市民アンケート調査でも、夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという考え方に賛成しますかという問いに対しまして、男女ともに反対が賛成を上回っていることから、男女間の平等意識は、徐々にではありますけれども、高まっていると考えているところであります。今後も、男女共同参画社会の構築に向けて、継続的な啓発活動を行いながら、市民の意識改革に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ぜひよろしくお願いいたします。

さて、今度は、LGBTについてです。基本計画の理念の一つ、性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるまち、そして基本目標の一つ、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり、これとても大事なことで、先ほどの教育委員会からのお答えの中にもやはり出てきた考え方だと思えますが、ところが、性というのは単純に男女に分けることができず、あいまいかつ多様に富み、かつ流動的で、身体構造や染色体、心のあり方、あるいは恋愛対象などで

何十通りにもなることは、今や常識と言えると思います。既に、市民権を得ているLGBTという言葉でも、最近はクエスチョニングのQ、インターセックスのI、アセクシャルのAなども含めてさらなる多様性をあらわすようになっていきます。時間の関係もありますので用語の解説は割愛し、今回も便宜上LGBTという用語を使うことを御了解いただいで続けます。この多様性の中で、その人らしく生きられるまちづくりは、市民にとっても大事ですが、海外も含め、さまざまな地域から当市を訪れる観光客やあるいは移住者の方々にも多様な方々が存在していると考えれば、多様性を当たり前に受け入れる懐の深いまちづくりが、交流人口や関係人口の底辺を広げ、定住人口増加につながることを期待されると考えます。昨年は、主に人権の面からお答えいただきましたが、性の多様性への具体的な配慮や対応のますますの必要性を踏まえて、当市での状況に関する認識をお聞かせいただければと思います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 性の多様性に関する取り組みについて配慮や対応に係る本市の状況を御説明いたします。

本市は、平成三十年三月に、西之表市人権教育啓発基本計画を策定してしております。計画では、あらゆる人権問題への正しい理解のもと、全ての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目標に掲げております。御指摘の問題については、市職員はもとより、市民の皆様と正しい知識を身につけ、理解を深めていくことが求められ

ていると考えております。

法務省と全国人権擁護委員連合会が主体となりまして、県から依頼を受けて市が実施している人権週間の啓発活動においても、平成三十年度の強調事項の一部として、性的思考や性自認を理由とする偏見や差別をなくしていくことが掲げられております。市としては、人権擁護委員及び法務局等と連携をし、今後も周知広報に努め、関心と理解を深めていくことが必要だと認識しております。また、社会生活のさまざまな場面で発生した人権問題に対しては、人権擁護委員、法務局等と連携をして困りごとを抱えた方々に寄り添い、問題解決に道を探ってまいりたいというふうに考えております。その際、相談窓口としては、特設人権相談所や、市民総合相談係などの相談窓口、また法務局が開設している電話相談、インターネット相談などを御活用いただければと考えております。以上で説明を終わります。

○七番（和田香穂里さん） LGBTは、外見の性と心の性が違うことも多くて、例えば就職や賃貸住居の入居等で住民票の提出を求められるときに、性別欄を苦痛に感じたり、本人かどうかを疑われるなどの困難に直面することが知られています。その苦痛や困難を解消するために、性別表記のない住民票記載事項証明書を発行できる旨の通知が、二〇一六年十二月十二日付で総務省から各自治体あてに出されています。印鑑登録証明書にも同様の通知が出ていますが、この性別記載の必要がない書類の扱いを当市がどう行っている

か、書式改善の検討はされているかをお答えいただきたいと思えます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 性別記載の必要がない書類の現況についてお答えいたします。

市民生活課で受けつける文書では、法律で性別記載を定めるものを除き、戸籍、住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、税関係証明交付請求書、委任状の様式につきましては、性別の記載を必要としておりません。ただ、性別記載のある書類につきましては、社会の情勢、変化を踏まえて、性別記載欄の廃止や任意記入に見直すなど検討を進めてまいります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 進めていただいているということですね。住民票に関する通知でも市民への適切な対応と周知ということに言及していますので、ぜひ対応を進めていただきたいと思えます。また、選挙の投票所入場券も性別記載をなくす動きが広まっているということで、選挙管理委員会のほうでも対応が進められたらと思えます。

そして、LGBTの中には、男性、女性どちらのトイレを使うにも周囲の目が気になる方もいるのですが、だれでも使える多目的トイレならば安心して使うことができます。もちろん、障害者、高齢者にも使いやすいことは言うまでもありませんので、この整備をま

すまず進めていただきたいところですが、公共施設における多目的トイレの整備状況はいかがででしょうか。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。所管課が多岐にわたりますもので、まとめて財産監理課のほうでお答えさせていただきます。

まず、公共施設における現況でございますが、不特定多数の方が利用する公衆トイレのある公共施設については、市役所、公園、市民体育館、市民会館など六十六施設ございます。そのうち、御質問の多目的トイレが設置されている公共施設については四十七施設あり、全体の七一・二％の設置割合となっております。また、不特定多数の利用対象とならない公共施設といたしまして学校施設がございますが、学校施設は十一施設、そのうち多目的トイレのある学校施設は五施設、設置割合で申し上げますれば四五・五％の割合となっております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） ぜひ、進めていただきたい問題であると思えます。

さてですね、もう時間も余りないのですが、LGBTを個人の趣味趣向だとか、周囲にそんな人はいないとか、LGBT差別はないなどの声も聞くことがあるのですが、これらの言葉はLGBTへの無理解を端的にあらわしており、当然間違いです。性のあり方は趣

味趣向と違って好きなように選べるわけではなく、また当事者が必死に隠しているために存在や差別が見えないだけです。逆に言えば、進んで仕組みを改めて、多様性を認めるあり方を公的に示すことで理解を広めたり、差別や不利益をなくすることができると考えられま

す。
そこで、わかりやすかつ取り組む自治体が増えている事例として、同姓カップルを結婚に相当する関係と認めるパートナーシップ制度導入への検討がされたことがあるか、お答えください。

○市民生活課長（川畑利昭君） パートナーシップ制度導入への検討について、市民生活課としてお答えいたします。現時点では、法的拘束力なく制度上の障害もあることから、導入につきましては、現在のところ考えておりません。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。もう一つ、見た目明らかに男女を分けることで制服は性の多様性を狭めている面がありますが、特に思春期に心と違う性別を押しつけられてとてもつらかったと語るLGBTは少なくありません。標準服、通学用服などとも言われる小中学生の制服を多様化する検討はされたことがあるでしょうか。

○学校教育課長（内 健史君） 本市においてこれまで性の多様性の対応として、制服の問題を検討したことはございません。しかしながら、今後、そういう事態も想定されますので、先行事例も参考にしながら、対応を誤らないよう研究してまいりたいと考えており

ます。

○七番（和田香穂里さん） 最後に、性の多様性に関して本市が目指す今後の方向性を、市長に簡単にお答えいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） パートナーシップ協定など都市部ですとか、企業で取り組んでいるような事例は承知しております。種子島でも地域性を踏まえながらどういった取り組みができるか、社会的な理解が進むことを期待しつつ、検討してまいりたいと考えております。
○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。LGBTは、左ききやA B型の人と同じ程度いると言われています。このLGBTが左ききやA B型の人と、同じように当たり前に隣にいられるまちづくりをぜひ進めていただき、少数者の人権を守る事業の推進を求め、質問を終了いたします。

ありがとうございます。
○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 皆様、お疲れ様でございます。明後日は、暦の上では二十四節季の白露と本格的な秋を向かえる季節になりました。農村では、安納いもの収穫も始まり、作業にかかわる人々の車の往来も激しくなりました。これからは、安納いもからでん粉用甘しよ、そしてさとうきびの収穫へと、四月まで続く、年間で最も活気あふれる時期となりました。これからは、台風等の襲来による風水害も予想されますが、農家が丹精込めて育てた農作物が実り豊かな収穫であることを祈願するところであります。

それでは、一般質問を行います。

まず、若者、後継者を含めてのことですが、若者定住促進対策事業の再検討についてであります。大字の少子高齢化が急激に進む中で、地元に住住する若者が少ない。過去に国や県の補助事業等を導入し、家屋の新築や改築等について対応してきた時期がありました。この事業は、採択条件が厳しく、対象外にあった後継者も多かったと聞きます。当時の事業申込者及び対象者について実績はどの程度であったのか、または、近々の取り組み等の実績等について説明を求めます。

以下の質問は質問席より行います。

〔地域支援課長 松元明和君〕

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

本市では、平成二十四年度から定住促進に関する補助事業を始めておりまして、採択条件としましては、満四十五歳以下の若者夫婦世帯が大字に定住する場合でございます。それ以外の採択の条件というのはございません。住宅購入補助と、住宅リフォーム補助、家賃補助の三種の補助制度を提供しているところでございます。また、平成二十七年度からは、島外からの転入世帯に対して住宅購入補助と家賃補助について年齢基準を緩和をしまして、対象を満六十五歳以下の夫婦世帯に引き上げたところでございます。御質問の時期がいつなのか、ちよつと不明ではございますが、平成二十四年度から、平成三十年度までの補助事業のそれぞれの利用件数、総数で申し上げますと、住宅購入補助が四十五件、住宅リフォーム補助が二十二件、家賃補助が十九件となっております。人数につきましては、住宅購入補助で百七十六人、住宅リフォーム補助で六十六人、家賃補助で四十七人となっております、述べ二百八十九人の方々が大字地域に定住していることになり、一定の成果は出ているものと考えております。直近の実績で申し上げますと、平成三十年が住宅建築の部分のところは八件、それからリフォームが一件、家賃補助が四件でございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 非常に積極的に取り組まれていることがうかがえるところでありますが、なかなかやはり、年齢的なものは、確かに四十五歳以上、六十五歳以上となっているという年齢的にき

ますと、非常に高齢者対策という範囲に入っていくこともありまして、非常に、事業の設定の仕方、内容等によって苦慮することがあると思うのですが、総合的に、やはり、今大字あたりは特に、後継者対策プラス六十五歳以上、やはりそういった高齢者の中に入っている若年高齢者ということになります。そういった方々の組織力とか、社会の受ける役割とか、そういったもの等も非常に、一番肝要である、地域が求めているのだけでも、なかなかそこに到達しないということもあつたりします。そういうことのいろんな悩みごととも考えながら、地域の再生を図っていくという矢先の中に、市街地から居住する人が大字に帰ってきて、もう一度やりたい、もしくは都会から今大字にいて、借家として借りているうちを転売といたしますか、使わないということ。それを購入して、ここに永住したいという方々もいらつしやいます。そういうことからして、今のこれまで市が取り組んでこられたその事業の努力というのは広く高く評価はするわけですが、今後はこのような形が生まれてくるとするに、都会の方々はできればな、何とかできないものかなど。リフォームあたりもという、そういった相談も受けておりますので、一つその辺は、前向きに捉えて対応していきたいと、切にお願いしたいと思えます。

次に、どの地域にあつても、若者の存在というのは、住民にとつて大きな活力になります。また、その若者が所帯を持ち、地元に住してもらうということは、地域や集落の将来が見えてくるように

も感じます。

そこで、新たな施策として、市街地からの転居者等の年齢条件など垣根を超えた若者や後継者が居住する家屋の新築及び改築等の諸対策は喫緊の課題であります。この事業の再検討について、市長の見解を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

大字地域の定住促進につきましては、区長会ですとか、あるいは区長と校区での市長との語る会という中でも、いろんな御意見をいただいております。先ほどの答弁にもありましたけれども、定住促進対策事業は、一定の成果を出してきてはいるわけですが、そのほか、空き家バンク制度ですとか、そのほか関連する事業が幾つかございます。こうした諸制度につきまして大字地域への住宅支援について、今後も複合的に諸施策を展開していきたいと思えます。そういう中で、若者世帯が定住しやすい環境づくりに努めたいと考えているところです。具体的には、議員も御指摘の中にもあつたように思いますけれども、年齢基準の緩和というものも事業の検討内容になつてはいかがでしょうか。年齢基準の緩和についても検討してまいりたいと考えております。

○九番（鮫島市憲君） 実は、友人の父親から次のような話を聞いたことがあるわけですね。入植して開墾で野山を耕し、農用地をつくっていくときに、つくりやすいところの畑だけを耕作していくと、

やがてはやぶになっていくと。苦勞はしても周辺から耕作していくことと言われたそうです。このようなことは、行政にあっても同様のことが言えます。中央に人々が集中し、潤っていても、周りが榮えないことにはまちの真の反映はあり得ないと思っております。特に、大字への若者定住対策は、必須の課題であることを切に申し上げて、次の質問に移ります。

次に、将来を見据えた種子島市実現へ向けた一市二町の合併対策協議会等設置の必要性についてであります。全島の合併が実現に至らず、各々独自の振興計画や施策の執行等には財源等も含め、厳しい状況下にあることも当然のことです。業務遂行の円滑な推進を図る観点から、現在の単独行政でのメリット及びデメリットをどのように分析しているのか、所管課の説明を求めます。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

各市町の振興計画や施策の推進には、財政面やマンパワーを含め、単独より広域で活動するほうが効率性や効果の面で有効な場合もございます。このことから広域的取り組みの推進につきましては、ごみ処理や介護認定のための一部事務組合等もごさいますが、それ以外では、各市町の首長や議長、県議らで構成いたします種子島屋久島振興協議会において取り組んでいるところがございます。その主な取り組みとしては、航路、航空路、公共交通などの交通体系の整備促進や、燃油にかかる費用軽減に向けた取り組み、宇宙開発

の促進、観光推進、離島振興事業や情報発信事業の推進を行っております。加えて、種子島屋久島振興協議会では、議員の御質問にも関連します広域に関する各種施策の推進及び調査研究も行うことができるようにしてございまして、国、県の方向性を確認しつつ、種子島屋久島地区に見合った広域連携について、研究を重ねる準備はできているところでございます。

御質問の合併に係るメリット、デメリットについて申し上げますと、まず、メリットにつきましては、住民の利便性の向上やサービスの高度化多様化、重点的投資による基盤整備の推進、広域的視点に立ったまちづくりと施策展開、行財政の効率化、地域のイメージアップ等、総合的な活力の強化などが挙げられます。

デメリットにつきましては、役所が遠くなることの不便さや住民の声の集約化が困難になることによるサービス低下。中心部以外の周辺地の衰退、歴史、文化、伝統の喪失などが挙げられているところでございます。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 各市町が各々共通課題として掲げるのが、やはり人口減少傾向であります。これは深刻な問題であるわけですが、一市二町の合併による種子島市の誕生というのは、将来の種子島の浮揚施策の成立、そしてさらには効力などの構築には、必要不可欠な根本的な条件であり、かつ最重要課題であると考えます。

そこで、再度、合併問題について二町に対して協議会等設置の緊

急提案をする考えはないのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

過去を振り返りますと、圏域内の住民の理解が、この問題では必要不可欠であると考えております。平成十五年に合併協議会が解散をしております。その当時、本市においては住民への説明責任や今後の国の動向を見定める必要があると、そういう判断をいたしました。協議延長を申し入れたところでありました。各町のさまざまな意見もあり、これ以上の協議の進展が見込めないということで、期限切れで協議会解散が決定されたと認識をしております。

私自身の考え方でありませけれども、就任以来、この種子島の一市二町の連携の重要性につきましては強く感じているところであります。しかしながら、種子島市という合併ということの実現につきましては、あるいは協議会の設置の緊急提案ということでもありますけれども、何よりも、やはり住民の意思が最も重要でありますので、でき得ることであれば、貴議会でも御議論、御検討をいただき、御意見を拝聴できれば幸いですと考えているところであります。

○九番（鮫島市憲君） ありがとうございます。種子島といいますと、全国のアンケートどこに行ってみたいかというアンケートをとったときには、種子島に行きたいというのがトップだったことは多くの方が御存知であると思うのですね。まだ行ったことがない、今後行ってみたいというところが。こういった全国的なアンケートの結果なんかもあるわけですが、この交流人口増を強力に進めてい

くためにも、この本腰を入れて、種子島一市二町がそれぞれ持っている町の色、そういったものを我々自らが再認識し合い、それを醸成し合って将来を見据えた種子島市、すなわち黎明と申しますか出発ですね、今後、将来に向けた。そういう発展的な構築が図られるよう願って、次の質問に移ります。

三番目に移りますが、各地域が主体となった小学校高学年や中学生及び高校生による長期休業を活用した郷土学習活動機会の促進についてであります。西之表市史編さん五カ年計画の取り組みが始まります。これを景気として、校区や地域でも児童生徒が地域の方々と一緒になって過去の町や村の生活や歴史、農林水産業や商工業の産業等の様子などについて、高齢者や郷土の歴史に精通した方々を訪ね聞きし、地域文化の豊かさを伝授されることは、将来的にも大切な取り組みであると考えてます。長期休業中の期間を活用し、郷土を知るよき機会と捉え、呼びかけなどの推進活動を願うものであります。但し、当局の見解を問います。

「社会教育課長 中里千秋君」

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

市史編さん事業の取り組みを始めるに当たりまして、各集落の歴史や文化など調べ、調査が行われることとなります。そうした機会を利用して児童生徒がふるさとの歴史や文化を知る機会を設けてはという御意見でございますけれども、私どもも大変大事なことでと考えております。御提案の夏休み期間中などを含め、ふるさと

まなびくたい授業や、各学校で行われている総合的な学習の時間等の中で実施できないものか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 最近、夏期休業中の中高生の屋外での地域社会活動の姿を見ることが少なくなっている、そのように感じます。地域でしか得られない郷土の文化や歴史を知ることが、自らの貴重な財産にもなると考えます。今後とも、青少年の社会文化活動への参加を地域を挙げて取り組みがなされていくことを願って、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、さとうきびの生産力向上による農家経営安定化対策の強化についてであります。三十年、三十一年度さとうきびの生産実績が公表されました。本市では、栽培農家五百五十四人、栽培面積約五百六十五ヘクタール、生産量は二千八百七十九万三千トン、一反歩当たり、十アール当たりですね、平均反当が五・九七トンとのことです。例年、中種子町より平均反別は一トン近く低く、生産振興会でも増収に懸命に取り組んできておりますが、最近では、市内の生産農家ごとの収穫の格差が大きいとの指摘もあります。この原因はどこにあるのか、所管課に説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

収穫の差が大きい原因につきましては、機械収穫に対応した品種構成や機械化体系、農道を含めた圃場の条件、管理作業、採苗圃の

未確保などの複数の要因が考えられます。以上です。

○九番（鮫島市憲君） このさとうきびとでん粉用甘しょ、これは種子島の基幹作物であります。さとうきびの栽培指針では、でん粉用甘しょの輪作体系の確立の推進をしております。でん粉用甘しょ収穫後は、即座にきびの秋植えを励行して、不作の続く中であっても反当り七トン以上の生産量を維持している農家もあると聞いております。耕作面積の増反推進を進めていく上において、生産量の増収以外にはないと考えます。今後の生産者への栽培管理を含めた指導強化をどのように進めていくのか、説明を求めます。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

優良農家の農地の視察や栽培層の活用方法などの研修を、振興会においてJA、熊毛支庁など関係機関と一緒に進め、生産者の反収向上につなげていきたいと考えております。また、新植への支援によって、毎年二百ヘクタールの新植を推進していきまして、新種の春のオーギにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） このさとうきびの三年きびと言いますけれども、二株ですね、この収穫後の有機肥料とか緑肥の投与によるでん粉用甘しょへの転換、またはでん粉用甘しょ収穫後、即座に夏、秋植えの励行への定着、さとうきびですね、こういったことを定着化を図ることによって、生産性の向上が図られていくと思っております。わかりやすく話しますと、さとうきびを収穫しますと、三年きびを、

次の春まで畑が遊ぶということになっていきます。ここを埋めるということになるわけですが、きびが終わると緑肥を投与して、そして畑を肥やして春に唐いもを植えつけると、そして秋にはそのでん粉用甘しょをとって、そのまま三月、四月に春植えをするのではなくて、とったと同時に自分で種を求めておいて、さとうきびの、即座に植え込んでいくということになりますと、やはり十一月、十二月にはさとうきびを新植すると、こういった形になっていくと思うのですが、そういつて、私なども縁がありまして中種子町のさとうきびのお手伝いなんかにも行ったりよくするのですが、その辺が徹底されております。そういうことからしても、やっぱり早期に収穫したその分だけでもすぐ管理をしていくというそういう体制が組めれば、まだまだ生産性の向上につながっていくのではないかなど、このようなことを痛感するわけでございます。

今日はちょっと時間をとりすぎて、迷惑をかけますけれども、一応、答弁も整ってきましたので、ひとつ、先ほどの若者の定住促進、種子島市の誕生、そしてさとうきび、子供たちの夏休みを利用した郷土学習の体験、そういったものを含めながら、あえてソフトな面で御質問をしたわけでございますけれども、これは同じように極めて大事なことであるわけです。やはり、島の歴史を、島の生活を、これからの将来を考えたときには、まずはやっぱり子供であり、若者であり、ということになっていきます。文化を誇る種子島、特に西之表市はそうありますが、こういった、町が持っている大きな

力というものを今後、やっぱり種子島全般にも広げていけるよう、市民一丸となって文化、歴史の深い種子島というイメージを掲げていくのも私たち西之表市民に与えられた課題ではないか、もしくは使命ではなからうかと、このように考えます。そういうことからして、今後の取り組みについても大きく期待しながら私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） こんにちは。生田直弘です。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目の質問のテーマは、地域産業の振興と地域資源の循環的利用に資する分散型エネルギーインフラマスタープランの進捗状況に

ついてであります。

本件については、東京オリンピックを間近に控えた二〇二〇年四月一日に発送電分離と電力料金の全面自由化が実施されることを踏まえて、本市を含めた離島種子島全体の生活を支える電力エネルギーの創出や供給及び需要等、将来のエネルギー政策のあり方についてこれまで提言してきたものであります。

実際、我々を取り巻く外部環境は変化しており、電気事業法の改正により、発電・小売部門と送配電部門が同一会社で業務を運営することが禁止される法的分離のため、これまで発電、送配電、小売の各部門一貫体制で運営してきた九州電力は、二〇二〇年四月以降、発電・小売部門を有する九州電力のもと、送配電部門を九州電力送配電として分社化します。つまり、我々がスイッチをつければ誰でも簡単に利用している電気や、そしてその電力供給を支える全体の環境が、今後より一層市場競争の原理にさらされていく可能性があるということなのです。

かかる状況下、平成二十九年第二回、第三回、第四回、平成三十年第一回、第三回定例会における本件に係る一般質問と答弁を受けて、地域産業の振興及び地域資源の循環的利用の観点から、以下、通告書の順番に従って具体的な説明を求めていきたいと思っております。

まず一つ目、現在の進捗について説明を求めます。
以下は質問席からお尋ねします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

分散型エネルギーインフラマスタープランにつきましては、総務省の委託事業を活用しまして平成二十七年に策定しておりますが、現在これをもとに、乳用牛の家畜ふん尿を活用いたしましたバイオマス発電施設の設置について検討を進めてございます。施設設置に向けた取組みを進めていく上でさまざまな課題があることから、本年度は昨年度に引き続き、課題解決に向けた取組みを関係機関等と連携し進めているところでございます。

現在の進捗状況ですが、島外の民間企業から家畜ふん尿を原料としたバイオマス発電施設の設置について相談を受けてございまして、その業者との協議やプラントに悪影響を及ぼす酪農の敷料である山砂対策、設置場所の調査など、関係機関や農家と連携し、設置が可能かどうか検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。ありがとうございます。

本件については、幾つかある再生エネルギーの中で家畜ふん尿を資源として、今課長がおっしゃられたようなバイオガスを取り出し発電等に利用するプラントはですね、単なる発電事業として捉えるのではなく、本市の抱える課題の幾つかの中で、水質汚濁や酪農スラリーや未熟堆肥などによる悪臭に対する苦情といった環境問題及び農業残渣処理、肥料代の節約や農家の施肥作業の負担軽減等の農

業振興上の課題に対して有効であるとして、バイオガス発電について優先的に検討が図られてきたものであるというふうに整理しております。

その中で、大きく三項目についての検討が進んでいたかと思われ
ます。

一つ目は、課長がおっしゃられた答弁をもう少し掘り下げますと、これまでの議論の中では、家畜ふん尿等の原料の安定的な確保、二つ目は、答弁ありましたとおり、プラント整備・設立と運営及び生成されるガスの運用、三つ目は、収支面に大きな影響を及ぼすプラントから排出される消化液を液肥として利用できるかどうかと整理しております。

そこで、お尋ねします。

平成三十年第三回定例会における答弁では、液肥利用のメリットを確認する作業として、当年度、引き続き作物の生育・収量調査、対象はさとうきび、WCS用の稲、野菜の実施、並びに鹿児島大学と連携した液肥を利用した作物のうまみ成分調査など進めていくという内容の答弁をされていたかと思いますが、この部分についての進捗はいかがですか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

プラントから排出されます消化液、いわゆる液肥でございますけれども、有効活用を図るために、液肥利用のメリットを確認する作業といたしまして、昨年度、作物の生育・収量調査を実施をしてご

ざいます。で、作物につきましては、白菜、キャベツ、ブロッコリー、バレイショ、この品目で行っております。で、なおかつ、これにつきましては鹿児島大学の協力のもと進めてまいりました。

で、試験の結果といたしましては、どの品目につきましても、慣行区と比べまして収量及び品質、うまみ成分となる糖含量に大きな差は見られなかったところでございます。ただ、これまで農政分野におきましては、耕畜連携といたしまして、鹿児島県全体で堆肥利用を進めてございます。液肥におきましては、栽培上の利用指針が確立されていないことから、引き続き農業関係協議会等と連携し、農家が利用しやすい体制づくりについて検討を重ねていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。

それではですね、また、追加ですけれども、昨年度、市行政当局のほうで視察に行かれた京都府南丹市、並びにそれ以前の年度に行政視察されておられる福岡県の大木町においては、水稲、稲ですね、への液肥料もされているということでしたので、この辺のつきましては、先ほども、今答弁ありませんでしたけれども、WCS用の稲、家畜のえさになるものですが、こちらのほうの部分の実証状況については進捗いかがですか。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

WCS用稲の検証につきましてですけれども、このWCS用稲で液肥の検証はしております。で、効果は出ておりますが、今後、追肥のかわりに液肥がなり得るかの検証を引き続き続けていきたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ぜひとも、ほかの市町村においてうまく有効活用されているという部分でもありますので、そのあたりをしっかりとよりしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

二つ目の（二）課題と成果についてお聞かせください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

課題といたしまして、まず一点目、先ほど申しましたプラントに悪影響を及ぼす山砂対策がございます。酪農マットへの転換が可能か調査するため、熊本県の酪農家へ先進地視察を行ったところでございます。この視察には本市の酪農家も参加してございまして、酪農マットへの転換に前向きな御意見をいただいているところでございます。しかしながら、酪農マットへの転換につきましては多額の費用が生じますので、酪農家が本事業へ参画しやすい体制づくりの検討も進める必要があるかと考えてございます。

それから、二つ目としましては、消化液の活用の点がございまして、今ほど答弁をさせていただきましたので割愛をさせていただきます。三つ目としまして、家畜ふん尿以外の原料といたしまして、事業系生ごみや農業系残渣の活用というのが挙げられます。

昨年度、市内全飲食店に対しまして事業系生ごみの排出量調査を実施し、これまでのラボテストの結果により、市内全飲食店の食品残渣を混ぜても問題がないことが判明したところでございます。関係課等と協議し、事業系の食品残渣の回収方法など検討してまいります。事業系の食品残渣につきましては、異物混入などの問題があることから分別を推進していく必要があります。各飲食店の御理解と御協力が必要不可欠となっておりますので、今後、商工会や飲食店組合との協議が必要だと考えております。

また、農業系残渣につきましても、昨年度、安納いもの規格外の重量調査を実施してございまして、現在、それらの積極的活用について検討を重ねております。くずいもなどの畑への放置が有害鳥獣でありますシカの被害につながることから、くずいもの回収方法など、農業関係団体と連携し検討していく必要があるかと考えております。

このほかの課題といたしましては、ふん尿等の処理の費用負担などの問題が挙げられます。引き続きその課題解決に向け、関係機関との協議や民間企業との意見交換を進めていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

プラントの山砂の対策とですね、処理費用の負担等についてでありますけれども、こちらのところにつきまして、少し関連した質問

をさせていただきます。

原料の安定的な確保についてでありますけれども、これまでの研究調査の中で、家畜の敷料というか、今マツトの話がありましたけれども、木材の製材過程で発生するおが粉やさとうきびの搾りかすのバガスがプラントのほうで分解しやすく、かつ有機物であり、バイオガスの発生に有効であるということはこれまでの報告等で示されてきたかと思われましても、このあたりのおが粉、あるいはバガスについてはどのように整理されるのか、御答弁お願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

議員がおっしゃるように、おが粉、バガスというのは当初から視野には入れてございます。ただ、現状ではなかなか手に入りにくい、入手が困難だという問題がございまして、で、今回酪農マツトというところでちょっと視察をさせていただきました。で、特におが粉につきましては、木材の循環的利用、そういったところにもつながるといところは当初から考えておりますので、その辺につきましては、引き続き検討課題とさせていただきますと考えてるところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

先日、森林組合の総代会に出席してまいりました。そこでは、森林組合から出されるおが粉を島内の酪農家等が引き取ってくれば助かるとのお話を役員の方からお聞きしました。これまで一部の酪

農家が、今おっしゃってたような砂を敷料に使っているため、原料の質等についてですね、課題があったかと思われまします。森林組合のおが粉利用の推進をすることができれば、課長がおっしゃってたとおり、地域資源の循環的利用として課題解決につながっていくと。そして、経済も資金も島内で循環し、耕畜連携した農業並びに林業が元気になってくると考えますが、市長、御見解お願いします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 耕畜連携と申しますか、今のおが粉については林業ということでもありますけれども、限られた資源を一次産業その他において有効利用していくことは重要なことだと考えております。おが粉のことについても、また関係者の意見を聞きながら、行政としてお手伝いすることがあれば検討してまいりたいと思っております。

○一二番（生田直弘君） ぜひ検討のほうお願いします。

例えば、マツトにつきましては、敷料としての物としては有効かもしれませんが、結局島外のほうから物を購入してこちらのほうで使うためには資金は出ていくという形になりますので、例えば、おが粉であればですね、種子島の木を使っているわけですから、そういった意味では、全体的な経済的・資金的な循環というのは図られると思えますので、ぜひともですね、そのあたりも、いずれにしても何らかの資金等の支援が必要ということなのであれば、農業だけじゃなくて林業も元気になっていくような検討をですね、積み重ね

ていかれますよう、よろしく願います。

こうした形で地道に課題に対する対策をですね、実証という形で積み上げながら、実装に向けて推進されますよう、よろしく願っています。

それでは、次の三番目の質問に移ります。

進捗や課題並びに成果に対する評価はどのようなものか、お聞かせください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

本事業につきましては、もともと市内の総生産額がおよそ四百五十億円のうち、エネルギー関係で島外に流出しているおよそ二十億円の中の少しでも内部留保ができないか、あわせて電力自由化が導入され先行き不透明な離島電力供給への対策が講じられないかという背景のもと、平成二十七年に計画を策定し取り組んできているものがございます。

取組みに当たって重視してきたことにつきましては、地域資源を活用するということと、なおかつ、その資源を循環させるということと、さらに、地域課題の解決に結びつけるということとでございます。これは持続可能な地域社会づくりを目指すプラチナ寄附講座からも影響を受けたものがございます。当初は森林資源を活用いたしました木質バイオマスの導入可能性の調査から始め、現在の有機廃棄物系バイオマスの検討に至っているとございます。

電力関係で申しますと、種子島は全国で初めて太陽光発電の出力

制御がかけられました。ただ、逆を申しますと、それだけ太陽光はエネルギーとしての活用の余力があるとも言えます。島のエネルギー賦存量は風力が一番あるということがわかってございます。電力自由化に伴う競争の原理がなかなか働かない中ではありますが、現状では離島の電力供給や料金は特例で守られてる現状にあります。この先の動向というのは不透明な状況であるという、そういった状況です。そのような中、エネルギーを地域資源と捉え、課題解決に結びつけながら取り組んできているということは、将来的な島のエネルギーを考える上で必要なことだと考えております。

今回取り組んでおります有機廃棄物系バイオマスにつきましては、初期投資に莫大な投資がかかります。そこを民間から担いたいという申し出があるということは、本市のこれらの取組みが評価されつつあるものだと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

まさにですね、電力自由化等が進んでいけば、本当にこう不透明な状況になるかもしれないということが潜在的に含んでおりますので、ぜひともですね、そのあたり、太陽光の状況、あらゆるエネルギーをですね、しっかり島内全体でですね、使っていけるような形で検討を重ねていただきたいと思います。

先ほどのこの有機ガスですね、バイオガスの発電について整理された部分の中で、原料の投入の後、ガスを発生させる施設の運用

や生成されるガスの利用については、産業振興上の有効性や島内にない高度な技術を有する企業との連携、さらに具体化していくための有利な資金調達の方法等もこれまでの定例会で提案してきております。この点につきましては、今課長がおっしゃったとおり、企業等の申し出があるということで、そのあたりについては非常に評価されるべきだと思いますけども、その企業等がですね、申し出ることでよって、莫大な費用がかかるところについてはそこに持つてもらおうと。

ところが、地域の中にあるほかの環境問題であったりとか農業振興のところの課題解決につながっていくというふうに整理していただくんですけども、そういう整理でよろしいのかという点と、企業等の申し出というのについて少し具体的なお話、明るい話ですので、もう少しお聞かせいただけますか。

○企画課長（森 真樹君） 今議員がおっしゃったとおりです。ただ、申し出がございませけれども、決定したものではありません。これからお互いの役割分担というものを考えながら整理をしていく必要があるかと思っております。

で、今進出を求めてきている民間企業につきましては、基本的には発電事業をやりたいということに来ております。で、発電した部分につきましては、固定価格の買い取り制度の中で民間企業の収入になっていくわけですけども、西之表市のメリットとしましては、議員がおっしゃられたように、地域の課題の解決につながる、なお

かつ、考えられることは、莫大な投資をしての施設ができますので、その辺の固定資産税収入とか、そういったことが考えられるのかなと思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

まさにですね、そういった取組みを続けているからこそですね、見えてきた部分があると思いますので、引き続きしっかりお願いしたいと思います。

実証から徐々にですね、今おっしゃったような実装の検討にも近づいてきているかと思受けられますが、こうした状況を踏まえまして、次の（四）についてお聞きします。

今後の取組方針と対応というのはどうするのか。今少し触れられましたけれども、もし追加であればお聞かせいただけますでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

有機廃棄物系バイオマスにつきましては、先ほど来申し上げてますとおり、まだまだ課題がございます。ただし、決して解決できない課題ではないと捉えております。

まずは、進出を希望しております民間企業と協議を進めながら、役割分担を明確にしながら推進の可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、電力自由化に伴う島の電力のあり方につきましても、本格

的な検討や対策が求められていると考えております。種子島の電力系統は北から南まで連結してございます。一市二町が連携して取り組んでいく必要がございます。大学連携を軸に、この問題に対応すべく協議を始めようとしているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明わかりました。ありがとうございます。

本件の事業推進はですね、時間を要しておりますが、少しでも前に進んでいるということが確認できましたので、この部分については評価できると思います。

また、簡単にできるものではなく、簡単に崩れるものだと考えますし、内容が広域なものだけに、きちんと時間をかけて慎重に検討しないと想定外のリスクがですね、後から出てくるものというのはよくある話でございますので、幾つかの企業がですね、この取組みに関心を示して連携を模索するというお話でございますので、関係機関とよくお話しして、エネルギーインフラという容易に手に入ることが当たり前のように感じてしまってるくらい我々の生活に根づき直結してる社会基盤が、今後、自由化等によって揺らぐことがないように、そして本市の、種子島全体にとって何らかの脅威となるようなことが、我々の強みを生かしてですね、発展するチャンスに変えていけるように、今後も着実に推進されることを要望いたします。

それでは、二番目のテーマの質問に移ります。

西之表港における中央地区と洲之崎地区の港湾整備と大型クルーズ客船の誘致についてであります。

これまでの定例会で港町再生や大型クルーズ客船誘致等に関連する地域活性化策を提案してきていることから、それらの一般質問や答弁の内容を受けて、通告書内の順番に従って具体的な説明を求めていきたいと思っております。

一つ目は、西之表港港湾計画についてであります。

質問項目ア、本市の都市計画マスタープランに記載される北部地域整備方針や計画に対する市長の港町再生基本構想との関係性について、市当局の答弁を求めます。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 港町再生基本構想と都市計画マスタープランとの関連性について御説明をいたします。

港町再生基本構想の策定に当たりましては、上位計画となる第六次長期振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン及び西之表港港湾計画での西之表港周辺の方針等を整理した上で、策定組織において御意見をいただいております。

西之表港や西町、東町など中心市街地を形成する地域は、都市計画マスタープランにおける北部地域の整備方針で活気とにぎわいのまちと位置付けられており、港町再生で取り組んでいく地域とも重なっております。そのため、港町再生のビジョンの実現に向けた整

備方針においても、マスタープランの方針と関連して検討していくこととしております。

また、マスタープランの方策である中央埠頭地域と西町、東町地域との連携強化につきましては、港町再生基本構想において港からのリーディング地区の整備として検討していくこととしております。

さらに、国道五十八号線は、都市計画マスタープランにおいては、中心市街地の活性化とあわせ、買い物客の回遊性を確保するため、歩道空間の整備を図ることとしておりますが、港町再生基本構想においても、商店街の通行対策として、歩行者の安全及び円滑な通行のため、一方通行化や電線の地中化を検討していくことをしているところであり、都市計画マスタープラン策定以降の課題や資源等も踏まえまして、整理をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 関係性についてわかりました。説明どうもありがとうございます。

では、次の質問項目のイです。

イ、このマスタープランの北部地域整備方針に記載されている西之表港における港湾機能の再整備（中央埠頭地域の観光・レクリエーション拠点づくり、洲之崎地域の流通・業務核づくり）に係る現在の進捗と課題並びに今後の方針展開についてお聞かせください。

〔建設課長 古田一男君〕

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

平成十四年度策定の都市計画マスタープランでは、西之表港は鹿兒島市や指宿市、屋久島からの港の玄関口にあり、定期船、貨物船、貨物フェリー、観光船等の活動が活発であるが、岸壁の不足や岸壁が近接しているために円滑な物流活動が困難な状況であると記載されております。

西之表港の港湾計画については、港湾管理者である鹿兒島県により平成四年十二月に策定がなされ、その後、社会経済情勢の変化に伴う課題に対応するため、平成十八年七月に港湾計画の軽微な変更を行い、現在も整備を進めている状況にあります。

現在の整備進捗といたしましては、中央地区に平成二十年度に水深九メートルの岸壁が百八十メートル完成し、五万トン級の大規模クルーズ船「飛鳥Ⅱ」の寄港が可能になりました。さらに、平成二十五年に岸壁が二百六十メートルに延伸され、大型クルーズ船のより安全な係留が可能になったところです。しかし、港湾の静穏がまだ完全ではないので、これからも事業の推進を県に要望してまいります。

今後は、クルーズ船の寄港回数の増加を図り、熊毛地区の中核港として種子島観光、屋久島観光の拠点、また、外洋に面した本土に最も近い西之表港の立地を生かし、離島地域の災害時の人員・物資輸送ルートや被災者の緊急輸送ルートとしての拠点港や避難港としての機能強化を要望してまいります。

また、昨年度より次期整備計画改定に向けた実務者レベルでの会

議を開催しており、県と本市関係各課で意見交換を行っており、本年度以降も継続して開催していく予定であります。その中で、港湾計画改定と令和二年度に策定予定の都市計画マスタープランにおける立地適正化計画の中での洲之崎地区の整備の位置付けや、さらには港町再生構想などのさまざまな計画を関連させ、貨物量の推移や自然環境の変化等、新たなニーズに対応する必要があることから、耐震岸壁の建設、木材のストックヤードなどの物流機能の拡充や防災拠点の整備、防災広場の整備、また都市機能用地の再考など、港湾関係者、農林水産業者、市民の皆さん等の意見を踏まえ、本市としての方針、方向性を検討し、要望してまいりたいと思っております。以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

少し後半のほうの質問にも関連したところをここにまとめて一部御紹介いただきましたけれども、これまで進捗が遅れている理由の一つです。このマスタープランや計画中の下水道並びに浄水場の整備といった方針が残ったままであるというふうに推察されるわけですが、この点についてはどのように整理して今後の方針展開を、今後どうしていくのか、あればお聞かせいただけますか。

○建設課長（古田一男君） 当初のマスタープランで計画しておりました都市施設、下水道処理場ですけども、今現在その下水道の計画が前に進んでおりませんので、そこら辺は今後の見直しの中で検

討していくことになると思います。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 下水道、今の市の状況等考えますと、合併浄化槽等も進んでおりますので、これは合併浄化槽にしていくというような、下水道ではなくて合併浄化槽にしていくということなんでしょうか。市長、このあたりはいかがですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

下水道の計画については、まだ旗をおろしたわけではないんですけれども、現在では、その合併浄化槽の普及率の向上ということを重点的に進めているところであります。そのほかにも漁業集落排水とかです。農業集落排水とか、その中間的な運用というやり方もあるようです。そういうものを研究した上で、今後この西之表市にはどの方式がふさわしいのかというように研究しながら、よりよい方向に持っていきたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） 旗をおろしたわけではないということではあるんですが、この部分の下水道とか浄水場ですね、整備というところについては、懸案事項の一つであるかと思うんですけども、そのあたりをしっかりとですね、長年ボトルネックになってる事案でもありませんし、そのあたりが定まらないから頓挫しそうなっているように見える計画ですので、今回、計画や方針ですね、修正をすることで西之表港の港湾整備がより具体的に動いていくと思われまますので、今回のその実務者含めてですね、方針の改定が行わ

れるということですので、ぜひともこのあたりはタイミング合う形でしっかりお願いしたいと思います。

念のための確認ですけれども、重要港湾の整備に係る総工費というのは、国や県の事業や資金というので基本的に賄われると、当市のほうの財源は使わないという整理でよろしいんですか。

○建設課長（古田一男君） そのように認識しております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

つまり非常に大きな事業をですね、本市が計画と方針をしっかりと定めることで、これまで以上に速やかに国や県からの港湾整備関連事業を獲得していく道筋がつくと思われれます。このことは港湾整備から直接的な恩恵を受ける業種に従事されている方々や港町再生による地域の産業振興という観点からとても重要なことですので、港町再生構想をしっかりとですね、計画に織り込んで、きちんと実行性のある見直しと国や県への働きかけを重ねられますよう要望いたします。

それでは、続けて（二）の質問に移ります。

二つ目は、大型クルーズ客船誘致についてであります。

通告書のアの部分ですが、昨年二月から鹿児島市のマリンプォートかごしまに四千人から五千人の外国人旅行者を乗せた大型クルーズ客船が寄港することになり、その運営会社が鹿児島では離島への寄港も検討していること、そして、そのことは種子島にもチャンスがある旨を平成三十年第二回の定例会で情報を共有し、対応を要望いた

しました。市行政当局の本件に係る検討状況について報告をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 大型クルーズ客船誘致に関する検討状況についてお答えいたします。

前回説明しました高速船、小型船舶用の浮き桟橋につきましては、ニュースなどでも報じられたように、八月二十七日、鹿児島県においてマリンプォートかごしまの西側に整備されました。県の港湾空港課によりますと、設置の目的として、寄港時のマリンプォート周辺の渋滞緩和、二次的な効果として、新たな観光周遊ルートの開拓につながるということでありました。

一方、今年四月にクルーズ船員を対象にした大隅でのツアーを企画した船舶代理店に今後の離島での可能性を伺ったところ、現在、海外クルーズ船のほとんどが朝入港し夕方には出港する行程となっており、時間的な制約等で现阶段では課題が多いとの認識でありました。

船舶による外国人ツアー客につきましては、寄港した際の受入態勢づくりも重要であることから、種子屋久観光連絡協議会事務局である県熊毛支庁とも情報共有したところですが、现阶段では具体的な動きにつながっておりません。今後とも連携を図りながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 報告ありがとうございます。

それでは、次のイですけれども、熊本地域全体で見れば、世界遺産である屋久島への同規模の大型クルーズ客船の寄港は、港湾の規模や状態から難しいと推察されるわけです。一方、西之表港の中央地区の推進は問題ないかと思われれます。加えて、鹿児島県内の重要港湾に指定されている西之表港の整備が発展的な形で進めば、西之表港に停泊し、その間に屋久島観光もできるようなことになるだけでなく、貨物船の停泊も視野に入ってくるのではないのでしょうか。屋久島とセットで誘致等を提案したいと思いますが、このあたりについて市行政当局の見解を求めます。少し先ほど触れられておりますので、具体的などころ追加であればお願いします。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 世界遺産である屋久島観光とセットでの誘致等推進についてお答えいたします。

平成三十年の大型客船寄港数は、屋久島宮之浦港の二十四回に対し、西之表港は二回となっております。この西之表港への寄港は、二回とも国内最大の客船である「飛鳥Ⅱ」となっております。毎回多くの観光客が乗船しておりますが、西之表港を起点に、一部の乗客はオプショナルツアーにより高速船を利用し種子島から屋久島へ渡り、日帰りの観光をしている状況となっております。

議員がおっしゃるとおり、五万トンを超える大型客船は、熊本地域では唯一国の重要港湾である西之表港のみ接岸できることから、対外的には西之表港を起点に、世界遺産として、自然遺産として二丁が長い屋久島と宇宙センター及び鉄砲伝来の地である種子島を

セットにした周遊を推進していくことで新たな誘致を図ってまいりたいと考えております。

なお、大型クルーズ船の誘致につきましては、種子島屋久島振興協議会及び種子屋久観光連絡協議会が連携し、県熊毛支庁及び一市三町の首長等において、年に一回、関東及び関西地区への要望活動を行っており、議員がおっしゃるようにより、種子島と屋久島が一体となった誘致活動につきましても、今後とも推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○**一二番（生田直弘君）** ありがとうございます。

「飛鳥Ⅱ」が着岸する中央地区の西之表港の水深ですけれども、先ほど建設課の課長がおっしゃいました九メートルということですが、ろしいんですかというのが一点、また、でいいのかということ、屋久島の状況というのは、港湾の全体の状況について、大型の客船がつけられるのかどうか、そのあたりの状況もしわかればお聞かせください。

○**建設課長（古田一男君）** お答えいたします。

西之表港の水深は九メートルとなっております。

屋久島の関係ですけれども、宮之浦港の岸壁の水深が七・五メートル、岸壁延長が二百メートルで、二万トン級の船に対応する岸壁になっております。あと安房港については、水深七メートル、岸壁延長百五十一メートルで、今までクルーズ船の入港はないということ

を聞いております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

西之表港の水深につきましてはですね、九メートルということですので、国土交通省の交通政策審議会の資料によりますと、マリナーポートかごしまの水深は九メートル、延長三百四十メートルのようですので、この九メートルという点において、水深についてはですね、西之表港も問題ないということがわかりました。ありがとうございます。

現在、重要港湾は鹿児島県で四十二市町村中五つしかなく、また、全国で百二しかないわけですけども、その重要港湾の一つが西之表港であります。このことは、突然重要港湾に指定されるわけではなく、何百年続く先人たちの努力のたまものであり、我々市民の大事な資源であると考えます。観光・レクレーション拠点づくりに区分されている中央埠頭地域の整備に加えて、重要港湾という観点からすれば、流通・業務核づくりに区分されている洲之崎地区の整備が進むことで貨物船の停泊が活発になり、地域経済にプラスに作用すると考えますが、このあたりについて市長の見解あればお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘のように、西之表港は県内五つの重要港湾の一つでありまして、熊毛地域、種子島・屋久島のこの圏域の中で唯一の重要

港湾であります。したがって、この種子島・屋久島を含めた観光、それから災害その他多様な機能を担うべき重要港湾として、私どもは県、国に対して機能強化というのを要望を続けているところでもあります。先ほどから出ております港湾計画につきましても、そのような観点から考えているところであります。

そして、今、洲之崎地区ということがありましたけれども、平成四年の港湾計画では、その埋立ての計画で図面もつくってありまして。ところが、事情でそれが頓挫したという、計画が縮小されたということですけども、洲之崎地域の埋立ても含めてですね、今後必要になるかどうか、その辺のところを県、国、そして港湾荷役、それから一次産業の農林水産業、そしてエネルギーの関係ですね、それから土木建築、そういった広範などころの港に対するニーズとこのを、いろいろな意見を聞いた上でまとめ上げていきたいと考えております。そういう中で、洲之崎地区の埋立ての再検討ということも視野に入ってくると思います。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

ぜひですね、全体的な構想の中で少しずつ確実に、以前は事情によって頓挫したような、先ほど私が申し上げたような浄水場であるとか下水道のところも絡んでくると思いますので、そのあたりの懸案事項もですね、しっかりと構想と計画をまとめていきながらですね、進めていかれますようお願いいたします。

また、洲之崎のですね、防波堤の整備というのはですね、このあたりは迅速に進められるよう御尽力いただきたいと思えます。といまいますのは、港が静かで穏やかであることを示す静穏度というのがですね、課長が先ほどおっしゃられたとおり、向上させていくことが非常に重要とあると考えますので、ついでには、港湾整備と大型クルーズ船の誘致、そして種子島と屋久島をそれぞれ単体で考えずに、少し視座を変え、全体的な構想から課題解決につなげていかれますことを要望しまして、次のウの質問に移りたいと思います。

大型クルーズ船の誘致実現における当市全体の地域経済の活性化及び本市の財政再建への寄与について、行政当局の見解を求めます。

○経済観光課長（岩下栄一君） 誘致実現時における当市全体の地域経済等の活性化についてお答えいたします。

受入態勢が整ったと仮定してでございますけれども、観光客誘致が実現した場合、バス、タクシーなどの公共交通機関や飲食店、土産品店、生産者等、地元産業に従事する方々への経済波及効果が見込まれます。この時期を捉え、地域経済の活性化等につなげたいと考えておりますが、あわせて外貨を呼び込むための受け皿として、県及び各関係機関とも連携を図り、体制づくりや施設整備について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

私はですね、この大型クルーズ船の誘致が実現した場合は、課長がおっしゃられたところも当然ありますし、もう少し具体的なところを言いますと、次のような効果があると考えております。

一つ目、平成三十年第二回の定例会で提案したように、大型客船の寄港頻度が上がれば、船舶給水等による西之表市の水が売れ、収入の機会が増え、市民の水道料金の負担軽減につながるのではありません。

二つ目、寄港した大型クルーズ客船から下船して屋久島に訪問しない乗船客は、西之表港を中心とした本市の市街地への散策によって、本市の文化・歴史に触れる機会や商店街で買い物やサービスを受ける時間が増えるということでもあります。

三つ目、滞在期間が長くなれば、浦田海水浴場、喜志鹿崎灯台、ヘゴ群生林、沖ヶ浜田の黒糖づくりの見学、そして、パワースポットというふうに言われております東海岸の大パノラマが見られる天女ヶ倉の絶景等、島の北部や東部へも観光の足を延ばすような周遊企画ができると考えます。

場合によっては、先日、八月二十九日に開催された馬毛島学習会で小学生や中学生、高校生たちなどから提案された馬毛島への散策ツアーも企画できますし、その中で子どもたちが言っていたようなサイバブルゲームの実践の場所ということも、滞在時間が長くなれば、そういったことも可能になってくるかもしれません。

つまり、日本全体の消費人口が減少していくわけですから、大き

なパイで交流人口の動きを捉え、訪日外国人が大型客船で来る際の動線を西之表港につなぎ、背景、価値観、興味、関心の異なる多様な人の往来を増やすことが重要なのであります。

そして、時々、種子島の観光政策について、こんな残念な話を聞くことがあります。観光客は西之表市、種子島を素通りして、ロケットセンターを見たら、みんな世界遺産の屋久島に行ってしまうというのであります。であれば、屋久島とセットで分かち合う、シェアすると考えればよいと発想の転換ができると思いますが、市長、このあたり何か追加で御見解あればお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 答ええます。

大型クルーズ船、五万トン級、具体的には「飛鳥Ⅱ」の寄港ももう実現しておるわけですから、この「飛鳥Ⅱ」はざっと四、五百人の乗客がおります。これが現状では屋久島と、それから種子島の宇宙センター等で、大ざっぱに言うと、二つに二百数十人程度で分かれて観光しているという状況で、これは非常に今の西之表市、あるいは種子島の受入れのキャパシティというか、からすると、ちょうど適度なのかなという感じがいたします。

例えば、鹿児島港で今十二万トン、十五万トン級の客船が来ておりますけれども、これはもう二千人とか四千人とかいう乗客です。これは種子島・屋久島では今の状況では非常にオーバーフローというようなことになりますので、今のこの「飛鳥Ⅱ」級の五万ト

ンクラスの寄港の回数を増やしていくというのが、我々、種子島・屋久島地域、屋久島を含めてですね、身の丈に合った規模なのかなという気がいたします。

それで、西之表港の機能強化は、このクルーズ船の誘致というのが非常に大きな要素、強化の要素の一つになっていると考えておりますので、今後とも関係機関等に、運航会社等にもですね、誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

今効果に触れながらですね、政策の方向性や展開を提案させていただきますましたが、最後のエの質問です。

今後の方向性と展開についてはどういうふうにされているのかという部分でございませうけれども、ここについては、市長、今御答弁いただきましたが、追加あります。追加あればお聞かせいただけますか。なければ、追加あればお願いします。

少し質問の仕方を変えます。

御答弁いただきました。それを踏まえてですけれども、鹿児島県の二〇一九年一月に発表した資料によると、市長も少し触れられましたけれども、昨年の三月、約四千人超の旅行者を乗せる約十六万トンクラスの大型クルーズ客船が寄港して以来、マリンポートかごしまへの大型クルーズ船の寄港は一年で百回になったそうです。さらに、約五千人超の乗客を運ぶ、市長も少し触れました、二十二万トンクラス用の岸壁整備も今後計画に織り込まれておりまして、

また、優先寄港の上限枠に余裕がありますから、今後もこの流れは続くと思っています。

市長は、今の西之表市については、身の丈に合ったのは、その足元では「飛鳥Ⅱ」程度の五万トンクラスということでありますけれども、私はもう少し大胆にいいんじゃないかというふうに思います。といいますのが、先行してクルーズ客船の誘致で成功している宮崎県日南市の事例を紹介します。

日南市はですね、タクシーやバスで移動し、歴史文化財を、飫肥城というところですけども、とですね、そのほか幾つか見学をした後に、地元商店街で特産品の買い物に加えて大型家電量販店で買い物するコースを企画し、過疎の進む地域であるにもかかわらず、地元の経済はにぎわっているところでございます。この日南市につきましてはですね、この四千人クラスのクルーズ船もついておりますし、キャパシティーという対応能力ということでありましてけれども、来るという前提であればそれに対応するというところで、受入態勢をつくった上でそれに対応することもあるんですけども、もう来るということを踏まえて進んでいったことで、もう対応するしかないということの環境をつくることで、外国の言葉ができなくても、タクシーの運転手の方から、バスの運転手の方から、地元の方というのは、もう一生懸命それに対応していったようであります。

つまり、新たに鹿児島への寄港が始まった約十六万トンクラスの

超大型客船の寄港で試算しただけでも、一隻当たり、市長が御認識されているように、四千人の乗客を乗せているため、初年度の寄港実績を仮に計算の便宜上置いたときに、年間百回ですから、年間の来訪者は四十万人になるわけです。現在、日本全体の訪日外国人の旅行者の数が昨年十二月に三千万人を超えたことは、平成三十一年三月の第一回議会定例会で共有いたしました。この勢いについては変わらないということで、日本政府観光局の発表では、二〇一九年七月、韓国の情勢も引いた上で、韓国からは少し減っておりますので、それでも千九百六十二万人と、今年一月から毎月前年比で伸びているようです。

そして、追加情報ですけれども、訪日外国人旅行者の日本での平均消費額というのは、一人十五万円程度というような調査もありました。ですから、仮に種子島の滞在で飲食や買い物、レンタカーや燃料、車のチャーター等もろもろで、その十五万円のうち五千円から一万円と見積もった場合、年間二十億円から四十億円の経済効果が期待できるのであります。

現在寄港している「飛鳥Ⅱ」で乗客定数というのは八百から九百人で、それ以上の千人規模、二千人規模、中間のものがあるわけですから、そういった外国人旅行者を乗せ海外から寄港する船も、現在日本のあちこちで港に着岸しているということですので、今申し上げた試算した数字は可能であるかというふうに思われます。

また、北部観光まで視野に入れば、中央地区の観光ゾーンから

洲之崎地区の道路を整備して、景観のよい海辺の道路を通って上西地区から国上地区を通っていくことができ、洲之崎地区の道路の混雑も解消されていくというふうに考えます。

産業構造上の川上から川下まで、市内、島内の幅広い地域の方々が経済的な恩恵を受ける事業になると信じておりますが、このあたりについてよく分析して推進していただきたいと思えます。この点について方針展開として、市長、具体的などこありましたらお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 大型クルーズ船の来港というのは、鹿児島港を中心に今後増えてくるという状況にあると思えます。それに対して、西之表港もそれを迎える形で機能を強化していかなければならないと思えます。

先ほどの鹿児島に来るクルーズ船がもう一日で出ていくというようなことがありましたけども、例えば、一泊、二泊するというようなことがあった場合には、そのマリナーポートからこちらに高速船等を使って観光客を運ぶという事態も、これは想定されるわけであります。鹿児島県が二〇一九年一月に策定しました鹿児島港国際旅客船拠点形成計画というのがございますけれども、それによりますと、地理的優位性として自然豊かな多くの離島を有していることから、離島をめぐる小型探索船が寄港しやすいことを挙げております。将来的には、そうした種子島など離島を回るツアーも実現される可能性があるというふうに考えております。

このような可能性を含めまして、多くの観光客に来島してもらうように、今後とも関係機関、それから船会社等への要望、誘致活動を続けていくとともに、それから、本島の観光資源についても魅力を高めていく。鶏と卵どっちが先かというのがありますけれども、資源をブラッシュアップすること、そしてまた、どんどん入ってくるような仕組みをつくること、この両方を同時に考えて努力してまいりたいと思えます。

○一二番（生田直弘君） 具体的などころでいろいろな方針展開かせていただきました。ぜひともですね、ひとつよろしくお願います。

次の三番目のテーマの質問に移りたいと思えます。

これまで海や港をテーマに課題解決策を提案してきましたが、次は陸上の課題について、農業の側面で課題解決策をですね、質問という形で政策提言していきたいと思えます。

本日最後の質問テーマは、軽量作物を中心とした花卉園化による農業振興についてであります。

まず、本市における農業は、生産者の高齢化や地域の過疎化が進み、特に鳥獣被害が多く発生する中山間地での農業は、耕作放棄地も出てきており、後継が難しい状況になりつつあると聞いております。

また、平成三十一年三月に発行された本市の統計データによると、平成二十七年時点で年齢別農家人口は、六十五歳以上の方が男女合

わけて全体の四六・六%を占めている状況です。かかる状況下、農業従事者の負担軽減や新規就農の推進並びに耕作放棄地の再生の促進等を勘案すると、軽量作物を中心とした花卉園化の推進は、本市の今後の農業振興上、有効な手段の一つであると強く考えます。ついでには、種子島で栽培されているヒサカキ、シキミ、フェニックス・ロベレニー、レザリーフフアンの花弁四品目について、以下、具体的な説明を求めます。

まず、(一)本市の農業振興上の位置付けについてお聞かせください。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

本市の花弁生産は、花卉専業で経営している農家は少なく、安納いもや園芸品目との複合経営農家や兼業農家がほとんどであります。薬物ということで軽量作物であり、高齢農家でも栽培しやすい品目であることから、重量作物の代替品目として期待しております。

本市の園芸産地活性化プランにおいては、重点品目のレザリーフフアンを主体として、フェニックス・ロベレニー、シキミ、ヒサカキ等との組み合わせによる花卉専業農家の育成を行い、安定した花卉生産を図ることとしております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 状況わかりました。

それでは、(二)品目ごとの生産者数の戸数、栽培面積、総生産高について説明をお願いいたします。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

本市における平成三十年度生産実績につきましては、ヒサカキが生産者五名で百六十五アール作付されており、現在幼木のため収穫時期に至っておらず、生産実績はございません。シキミにつきましては、生産者三名、作付面積八十アール、生産額九十二万円となっております。フェニックス・ロベレニーにつきましては、生産者三名、作付面積二百アール、生産額六百六十七万八千円となっております。レザリーフフアンにつきましては、生産者が十一名、作付面積百二十アール、生産額七百七十八万八千円となっております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 説明ありがとうございます。

それでは、(三)普及推進に向けた目標や具体的な取組状況と課題についてお聞かせください。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

本市の園芸活性化プランでは、目標最終年度となる令和元年度で、レザリーフフアンの目標面積を二百アール、栽培戸数十四戸を目標としております。その他品目につきましては、重点品目でないことから、具体的な目標は設定しておりません。

本市のレザリーフフアンは、平成二十四年度にかごしまブランド産地指定を受けているものの、平成十八年度に産地指定された種子町及び南種子町と比較すると、栽培方法が異なることから、栽培技術の高位平準化を早急に図る必要があると考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

それではですね、次の質問、今後の方向性と方針展開についてお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

花卉四品目の今後の方向性と方針という御質問でありますけれども、本市の花弁生産は、かごしまブランドに指定されておりますレザーリーフファンを主体に、作付面積が年々増加をしております。また、他の品目につきましても、レザーリーフファンのブランド力に後押しされて、市場では引き合いが強い状況が続いております。こうしたことから、JAなど関係機関、それから関係機関と連携しながら、収益性の高い品目として推進することが今後の後継者の育成と新規就農者の確保につながると考え、その促進してまいりたいと思っております。

また、その就農の支援体制の充実ですとか受入態勢の整備を進めることによりまして、花卉生産基盤の安定につながるように、さまざまな施策を検討してまいりたいと考えております。今後ともいろいろ御意見を頂戴したいと思っております。ありがとうございます。

○一二番（生田直弘君） 説明ありがとうございます。

特にレザーリーフファンについてはですね、いろいろ詳細な説明いただきまして、方向性理解できました。ありがとうございます。既存のですね、基幹作物の振興というのはとても重要であるとい

うふうに認識してるわけなんですけれども、しかしですね、個々の作物の農業の事業モデルの中身の変化に注目すると、例えば、さとうきびですが、新たに登録される新品種は大型機械による栽培に適していると言われています。では、大規模な圃場がなくて大型機械による栽培ができない生産者は今後どうすればいいのでしょうか。

私は、農業に従事されている方々が置かれている現状と今後の人口動態を勘案すると、今後も伸ばしていきける基幹作物は伸ばしつつ、今回提案した軽量作物については、市長が少し触れられておりますけれども、戦略的に振興政策を展開していくと。その中では、ほかの三品目についてもですね、育苗や苗代の補助等による普及推進を今のうちから手がけていくことが政策上重要になってくると考えます。課長がおっしゃったとおり、収穫するまでには少し時間が、幼木期間等ありますので、そのあたりについては今からやっていく必要があるというふうに考えるわけです。

そうしたことから、鹿児島県の技術者のお話や産地の一つである八丈島の状況の調査並びに市民の方々のヒアリングから得られた結果、本件を提案する理由は次のとおりであります。

一つ目、市場性の観点からです。市長もレザーリーフファンについては触れられましたけども、ほかの花弁の特徴もあわせて御説明したいと思えます。市場は鮮度がよく安心・安全の国産を求めており、需要が過多であるということ。そして、外国産と比較して長もちするため、利用者は頻繁に葉っぱを買い替える必要がなく、単品

単価が高くてよいことでもあります。また、栽培面積は密植ができ、周年出荷ができるため、単収も悪くないということでもあります。

二つ目、当該品目の特性と栽培時の生産者の負担軽減という観点からであります。連作障害がないため、シーズンごとに畑を変える必要がなく同じ場所で行けるといふこと。そして、高齢になっても収穫されたものが軽量であるため、収穫や出荷及び運搬に係る身体的作業負担が少なくできる。そのため、妊婦の方も調整作業をされていることもあるということでもあります。

三番目が経済性の観点からです。種子島は高温多湿で気候が適しており、加温する必要がないということ。そして、野菜の栽培には日当たりが悪く立地条件が芳しくないとされる耕作放棄地が、こうした葉っぱ、枝物には逆に条件がよい場合があり、レザリーフファンでも平張りの施設で栽培が可能ということもあるということです。さらに、レザリーフファン以外のほかの品目は路地でできることから、農業を始める、あるいは切り替えるに当たっての初期投資に係る経費が小さいことでもあります。また、年々収穫する葉っぱが増えていきますので、長期的には資産・財産とも言えることでもあります。

ついては、霜や風等気候変動によるリスクの分散の観点から、これら品目を複数組み合わせ、課長も少しおっしゃられましたけども、多分ポトフォリオ型栽培と言われることだと思いますが、そ

のあたりですね、組み合わせ型の普及推進を図るのがよいかと提案したいと思いますが、レザリーフファン以外の部分について、重点作物について検討していかがと思いますが、御答弁お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

その他の品目の個々については十分な知識を持ち合わせておりませんが、せんけれども、軽量作物、花卉園芸については若い人たちも着目して、実際、宮農大学校で学んでいる学生さんも、その意思を持っているというふう聞いております。

今後も議員御指摘の点を踏まえて、後継者育成、あるいは高齢者対策として広めていくことに努力してまいりたいと考えます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

個人差はありますが、お聞きした事例をもとに事業性について少し申し上げると、例えば、フェニックス・ロベレニーであれば、一反に二千本を植えつけると、収穫は年間一本当たり三十枚ほどとれるそうです。単価が一枚三十円ぐらいで推移しているということですので、計算すると、二千本掛ける三十枚掛ける三十円で、一反当たりの収入は百八十万円と機の理論上はなるということです。この中から規格外等出てくると思いますので、大体九十万円から百万円ぐらいが単収当たりの金額になるかという点におきましてはですね、年金プラスの資産形成にもなり、週末農業や兼業でもでき、収穫時期が来てから十年以上収穫し続けることができるというメリットが

あります。

私は本市の農業の実情について理解を深めるべく、現場をあちこち回って調査したところ、今回申し上げたような軽量作物を中心とした花卉園化による農業振興が本市の農政上の課題を解決していくための有効な政策となると考えましたので、市長も御検討いただくといいことですので、ぜひとも推進方よろしく願っています。地域のですね、広域的な発展性のあるものにつきましてですね、市行政当局で育てていくような政策展開が必要になってくる場面もあるかと思しますので、今回の私の提案をさせていただきます。ぜひともよろしく願っています。

以上で私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十五分ごろより再開いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） こんにちは。橋口好文でございます。

私の一般質問は、本市の基幹産業である農業問題を毎回取り上げております。農業は自然相手の仕事で、その年の気象条件で作物の収量等が大きく左右されるということは言うまでもございません。

その点、気象に余り影響を受けないのが畜産でございます。近年、和牛子牛の価格は高価格に推移しており、生産農家には活気があふれております。先月二十二、二十三日、中種子町の競り市場で子牛の競りが開かれ、本市から百六十二頭の子牛が出荷され、売却金額は一億一千百三十三万三千元でございました。雌・去勢平均が六十八万七千二百四十一円でございました。七月の競りより平均価格で三万七千二百二十円下がっております。来月の競りで持ち直しを期待したいと思います。

そして、今日四日、一昨日でございますが、開催されました熊毛地区畜産共進会において、本市より十四頭の子牛が出品され、本市が総合優勝し、第二部で安納地区の中園昌吾氏と、第三部で住吉校区の瀬川実明氏の出品牛が最優秀賞を受賞し、今日二十八日開催の鹿児島県畜産共進会に熊毛地区代表として出品されます。お二方にはますます頑張ってください、鹿児島県畜産共進会でも好成績をおさめられますよう期待をいたすところでございます。

また、昨日と本日、宮崎県都市において葉たばこの収納があり、本市の葉たばこ生産農家の十戸の生産者が赴きました。販売結果は、

まだ最終的な結果はわかっておりませんが、キロ当たり二千円を若干下回るか二千円ぐらいだろうということで、個々の農家によって収量が違いますので、二百五十キロぐらいあれば単当五十万円ぐらいは確保できるんじゃないかということです。最終的には来週の月曜日、たばこ耕作組合に結果が入っておりますので、来週月曜日には最終的なはっきりした結果が判明いたします。

これから安納いも、でん粉用甘しょ、さとうきびと収穫が本番を迎えてまいります。基幹作物のさとうきびについては、今後台風が来ないことをただただ願うものであります。

それでは、一般質問をいたします。
さとうきびの所得向上についてであります。さとうきびの十アール当たりの所得率は幾らでしょうか。
あとの質問は質問者席より行います。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

さとうきび十アール当たりの所得率につきましては、種子島版収益性目標によりますと、春植えで一・八%、株出しで三〇・五%となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） ありがとうございます。

今報告がございましたが、春植えで一・八%、株出しで三〇・五%ということでございますが、この収益率では、とてもさとうき

び単独では農家は生活は成り立っていきません。このことは鹿児島県の担当職員もそう申されております。

次の質問になりますが、交付金引上要求で、「額を明示しての要求は、今後研究してまいりたいと思えます」との第二回定例会での八板市長の答弁がございましたが、その後どういう研究をされたのか、お教えください。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 橋口議員の質問にお答えをいたします。

国が調査しております生産費統計などを見てみますと、現状の交付金と原料代金では、さとうきび経営が大変厳しい状況にあることは理解しております。しかしながら、交付金の増額要望については、国の施策に大きく影響してくることもあります。そうしたことから、関係機関や団体、生産者と慎重に検討しなければならないと考えております。交付金の増額による経営の安定化だけではなく、現状の支援策の見直しも含めて、持続可能なさとうきび生産体制の確立に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） ただいま慎重に検討してまいらないとな

らないという御答弁もございましたが、本年度までさとうきびは増産対策事業で種苗費とか土壌改良資材、それから肥料費の一部助成もございます。こういうありがたい、農家にとっては非常にありがたい助成事業でございますが、この増産対策事業は本年度で終わるん

でしょうか、来年も続くんでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

昨年の増産の交付金につきましては、台風被害とそういうのについての補助でございまして、今回はまだ台風襲来とかが被害がありませんので、今のところないというのが現状です。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 糖業会社の本部長さんとこの間お会いいたしました、この増産対策事業が来年なくなったら、また来年は耕作面積が減っていくんじゃないかということをお部長さんも非常に心配されておりました。八板市長は、この要請に行ったとき、農家の思いを伝えられたんじゃないかと思うということが答弁がありました。農家のどういふ思いを伝えてきたんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業の厳しい現状について、るる生産者、いろんな作物の生産者がございますけれども、さとうきびにつきましては、特に台風の影響が二年続きましたので、そういう思いを受けとめて伝えたということでもあります。

○一三番（橋口好文君） 台風災害が続いて、そういう思いを伝えたとということですが、台風被害がなくても、気象災害がなくても、この所得率からいったり、農家はさとうきびでは生活できないわけですから、やっぱりそこら辺をですね、市長さん、各関係機関のJAとかそういうところですね、農家は交付金この金額で

は生活できないんだということをおみんなで話し合ってますね、そういうことをやっぱり国に要望していただきたいんです。農家はそういうことを一番望んでるんです。どうかぜひよろしくお願いします。次の質問に入ります。

次は、お茶の栽培の現状についてであります。

まず、アの平成三十年度の栽培面積は何ヘクタールか、イの生産量は幾らだったか、ウの平均販売価格は幾らだったかを教えてください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

まず、アの平成三十年度の栽培面積につきましては、九十八・一ヘクタールとなっております。続きまして、イの生産量につきましては、平成三十年度の一番茶から秋冬番茶までの生産量は四百三十九・二トンとなっております。続きまして、ウの平均販売価格につきましては、鹿児島県茶市場における平成三十年度の平均販売価格は、一キロ当たり千六百六十三円となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） これは一番から秋冬番茶までの平均価格ですか。

○農林水産課長（中野賢二君） はい。一番茶から秋冬番茶までの合計であります。

○一三番（橋口好文君） それでは、一番茶、新茶の平均価格は幾らですか。

○議長（永田 章君） 持ち合わせていないそうです。
しばらく休憩します。

午後二時三十六分休憩

午後二時四十一分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○農林水産課長（中野賢二君） 議会運営上、御迷惑をおかけしました。すいませんでした。

質問にお答えします。

一番茶の平均単価につきましては、千七百四十四円でございます。

○一三番（橋口好文君） お茶の場合、製造賃が新茶でキロ当たり大体千円弱かかるそうです。ですから、今報告があった平均単価千七百四十五円ですから、もう加工賃を引いたら七百円しか残らないわけであって、それで、十アール当たり四百キロ生葉をとったとき、その歩どまりが二〇%ぐらいだそうです。ですから、八万円ですか、十アール当たりのあれが、引いたらですね。そういうことで、とにかく所得が非常に下がっていると。お茶栽培は、昔はもうものすごく景気がよくてですね、単価が高くて、もう一万二千円とか一万八千円とかそういう時代があったわけですが、もう最近はもう新茶で千七百円ですから、もう農家経営はほんと火の車だと思えます。

そこで、私はエのですね、質問のエの市として何らかの助成をし

ていただけないかということをご提案させて、質問させていただきませんが、お茶農家もですね、こんなことを言われているそうです。景気のいい牛とか、それから災害のあったときなどは肥料代とかいろいろ補助があると。これは国からの補助がほとんどなんですけど、やっぱり茶農家にも何らかの補助がいただきたい。茶の生産農家からそういう声が上がってるそうです。八板市長、このことをですね、やっぱりさとうきびにも肥料代とか種苗費の助成とかいろいろ助成がありますが、国からの助成ほとんどですけど、市としてですね、やっぱり肥料代の一部助成とか、お茶製造にかかる燃油代ですよ、こういうのもやっぱり幾らかは市が助成していただけないかと思うんですが、八板市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

お茶関連の助成をということでありますけれども、これまでを振り返りますと、平成二十五年度と平成二十七年度に市の単独で緊急支援といたしまして、荒茶の加工料の助成を実施しております。それから、平成二十九年度より有人国境離島法によります輸送費の支援を活用しまして、海上輸送費の助成を行っております。今後、茶業の価格高騰が見込めない状況、大変厳しい状況であります。生産コストの低減による所得向上を図るための生産者の努力も続いております。そのための支援については、生産者、それから関係機関と連携して、どのような支援ができるのか、その辺のところも意見を伺いながら考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○一三番（橋口好文君）

あのですね、安納校区にあるJAの茶乾燥工場でございます。向こうもですね、非常に経営が厳しくてですね、もうやめたらどうかという意見まで、声まで出てるそうです。

しかし、生産者がおる限りやめるわけにはいかないということですが、また続けるそうですが、私、八板市長にだけお願いするんじゃないかと、JAの組合長にも私この間語ったんですが、市と一緒にやってお茶農家の救済をせねばならないことを考えてるということでした。JAとしましても、お茶農家を使う肥料とか、それから製造に係る油ですね、重油とか、そういうのを全部農協から納めてるからですから、農協はそれなりの売り上げを出してるわけですから、当然農協が真っ先にこの助成に加わっていかなきゃならないと思いますが、八板市長、やっぱりですね、JAの組合長と意思の疎通を十分とってですね、茶農家が少しでも経営が、負担が救われるような、そういう方策ぜひとっていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

次の質問でございます。

畜産振興について。平成三十年の子牛販売額は幾らだったでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 答えします。

直近で行われた八月の子牛競りの平均価格につきましては、西之表市で雌が六十二万七千百十八円、去勢が七十三万七千四百六十円

で、合計で六十八万六千十二円となっております。熊毛で雌が六十一万五千八百四十八円、去勢が七十四万五千九百八十一円、平均で六十九万三千七百二十八円となっております。

以上です。

○議長（永田 章君）

平成三十年の実績です。平成三十年の子牛販売実績。

休憩です。

午後二時四十七分休憩

午後二時五十一分開議

○議長（永田 章君）

再開をいたします。一般質問を続行いたします。

○農林水産課長（中野賢二君）

議会運営に支障を来しまして申しわけありませんでした。

すいません。お答えします。

子牛の平成三十年の平均販売価格につきましては、七十一万七千円の実績で、昨年より二千円安かったです。

以上です。

○議長（永田 章君）

平均じゃない。総額よ。

○農林水産課長（中野賢二君）

すいません。失礼しました。平均額が七十一万七千円です。

○議長（永田 章君）

違う違う違う。総額よ。

○農林水産課長（中野賢二君） 総額につきましては十三億一千五百五十二万二千元でございました。失礼しました。

○一三番（橋口好文君） ちよつとここで答弁する課長さんには、もうちよつとこの質問通告書を出しているんですから、もう即答できるような答弁をお願いします。今回も、六月議会も一回ありました。三回目ですから、もうこのようなことがないように、ぜひよろしくお願いいたします。

それでですね、今十三億円という数字が報告がありました。和牛は今西之表市の農業でもそれこそ一番の稼ぎ頭じゃないかと、私はそう考えております。そこでですね、八板市長、二の質問です。

(二)市の畜産センター施設（建屋）の更新と駐車場の拡張整備をお願いしたいんですけど、去年は八月何日、盆過ぎやつぱりあつたんですけど、非常に天気の良い日ですね、出品牛も出品者も審査場のコンクリートの上で何十分で立たされて審査を受けるわけです。これはもう非常に大変なことでございます。今年は幸いにしてといましようか、八月十九日、市の共進会があつたんですが、今年の場合は雨天で、審査場にはテントを張って審査を受けたところでございます。翌日は所管課の職員もその片づけに大変だったと思えます。

ですから、この今の出品牛のつなぎ場が二棟ありますが、これも結構老朽化しております。それで、第一、第二、第三審査場は屋根がございません。ですから、生産農家もここにぜひ屋根をつくって

ほしいということをご共進会の会場でも私に要望がございました。また、中種子町の競り市場でもそういう要望がございました。八板市長、どうでしょうか。新年度に向けてですね、この建屋のあれ、改修ちゅうんですか、あれを、更新と、それから駐車場の狭くてですね、この拡張整備も求められましたので、この二点について来年の予算措置を考えていただけませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

多少質問とその要望というところが混在して、ストレートにわかりやすくいただいておりますけれども、この問題にしましては、昨年来、議員御指摘のように、八月の共進会の際に、議員御指摘のような状況がございました。それもありまして、担当課に、本市としまして改修とか更新について研究を進めてきたところでありま

す。畜産センター自体は、昭和五十二年に個体審査室及び係留施設が建設されて、その後、昭和五十七年に係留施設が増設されているところでありまして。その後、期間がたつておりますことから老朽化が進んでいるということで、生産者、関係者からも改修等の要望が出ておりました。

それで、昨年は見積もりというところまで行きましたけれども、非常に高額であるというようなことで踏みとどまっておつたわけですから、また、その後、近隣の類似の施設等の状況も見ながらですね、もっと安価にできるのではないかとすることがありまして、

関係機関の協力、JAということになりますが、そのほか県との協力も得ながらですね、財源等の問題もありますけれども、早ければ来年度の実現を目指して検討を進めてまいりたいと、そういうところまで至ったところでございます。

○一三番（橋口好文君） 今、高額であるという答弁がございましたが、中種子町にある競り市場は共進会の審査会場にもなっております。建物が。向こうで西之表市の生産者が、こういうのでいいんだと、そうぜいたくなものは要らんのだということを言われておりました。市の単独事業ということでなく、何か国の補助事業とかそういうのもあるんじゃないかと思うんですよ。そういうのをやっぱり見つけてですね、国から銭も持ってきて、それでつくっていくという、そういう考えもまた大事かと思えます。

そして、もう一つ、その安くつくるためには、今西之表市には、もう伐期を迎えておる市有林が何百ヘクタールあるんじゃないでしょうか。面積は私把握しておりませんが。その杉を利用することも一つの経費削減に役立つ方法だと私は考えますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘の御提案のように、安価でできるのではないかということ、来年度、早ければやりたいということ、検討しているところ、指示をしているところあります。

それから、地元材の利用することにつきましても、これもまた関係機関と協議中で、協議をしながらですね、林業と、それか

ら農業と、それぞれ財源の問題もありますので、それも視野に入れて検討しているところでもあります。

○一三番（橋口好文君） 西之表市の畜産振興のために、ぜひよろしくお願いしときます。

三番目の質問に入ります。

市道改良工事と管理についてでございます。

（一）浅川城線を国に対して予算要求はしたかでございます。昨年六月議会で、前戸川建設課長は、平成三十二年に国に対しこの路線の要求をするということをこの会場で答弁されておりました。その後、どうなってるんでしょうか。

「建設課長 古田一男君」

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

御存じのとおり、本市の事業は長期振興計画に基づき事業を実施しております。浅川城線の改良工事につきましては、平成二十九年度時点の第六次長期振興計画では、令和二年度から事業開始予定でありました。しかしながら、昨年の第六次長期振興計画の実施計画見直しにおいて、近年の社会情勢により変化する国の重点施策に対応すべく、緊急性、安全性といったさまざまな観点や継続事業の進捗状況を踏まえ、財政計画との整合性を図りながら、総合的な判断によって後年度に先送りされております。

以上のことから、令和二年度の国への予算要求は行ってない状況です。しかし、今後の第六次長期振興計画の実施計画の見直しの中

で、地元要望も根強いことから、令和三年度からの事業開始を計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 課長さん、もう一度、最後の令和何年からですか。

○建設課長（古田一男君） 令和三年度からの計画しております。

○一三番（橋口好文君） この路線はですね、もう大分古いんですよ、要求があつてから。地元のこの路線の沿線の集落長さんが、当時の集落長さんです、三十四年前にこの路線の沿線の集落長さんと共同で、何集落かありますけど、陳情した案件だということで、私は昨年の前建設課長の戸川課長の答弁をそのまま信用して、この路線の沿線の住民の方々にも、平成三十二年、国に対して予算要求をするそうですということを説明しております。これがまた先送りになるということで、三十四年前から一向に手がつけられていないということでもあります。課長の答弁というのは、そうやっぱり重たいものがあると思うんですが、その予算の裏づけもなく戸川課長が私に言ったんでしょうか。そういう地元からの声があるんですけど、どうでしょうか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、そこはちょっと課長では答えられないと思いますよ。

○一三番（橋口好文君） 質問をちょっと変えます。

それですね、とにかく、いつでしたか、先月ですか、この路線

で交通事故が発生しております。この路線は道幅が狭く、カーブも多くてですね、その一番のカーブで二トンのタンクローリーと福岡ナンバーでしたか、の乗用車が衝突しております。乗用車はかなりフェンダーからボンネットにかけて大破しておりました。そういうことですね、やっぱり危ないんですよ。地元の住民はわかっていますから、ですから、そこを通行するときも用心してスピードも余り出さなくてですね、車が来たら離合できないとかもとまって待つと。そういうことも地元のドライバーはやってるんですが、やっぱり三十四年前から全然手をつけられていないということは、ちょっと納得いきません。

それで、この改良工事については順番で、やり方ですね、交通量とかそういうのは勘案しないんでしょうか。

○議長（永田 章君） 予算要求したかという質問の内容だけです。課長、答えられます。

○建設課長（古田一男君） 今すぐは厳しいですね。資料がないので。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

直接のお答えになるかどうかわかりませんが、以前の答弁で、国の財政措置がつけばそのように計画するというふうに当時の課長が答弁をしたと思います。ところが、その予算が思うようにつかなかったために計画どおりにできなかつた。で、一度外れたわけですが、今議員御指摘のような地元の要望が強いことでもありま

すので、令和三年度に計画を変えて、今のほかの路線もたくさんありますけれども、そういう中で可能な限り早くということ、令和三年度で何とか計画を進めたいと。そして、地元の要望に応えていきたいということだというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） 市長、念を押しますが、確認ですが、令和三年に予算要求するということで、これは間違いございませんか。また先送りちゅうことではないですよ。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） あくまでもこれは国も関与して、財源につきましてもありますね、当市単独の、単独というか、国の支援も要る事業でもありますので、今断定することはできませんけれども、そのような計画を持つて事に当たるということで御理解をいただきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） 先ほどから述べておりますが、三十数年前の案件でございますので、もうぜひですね、一年でも早く改良工事が着工されることをお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

市道の管理で、（一）夏場の市道草払いで、除草剤を併用してやったらどうかということでございます。

毎年七月ごろ、あの暑いさなか、県道にしても市道にしても、道路の生い茂った雑草を草払い機によって草刈っているわけですが、この作業自体がとにかく夏の暑いアスファルトの上での作業で、作業をされるスタッフの方にも大変な御苦労があると思えます。

そこでですね、ここをですね、一度草を刈り取ってからですね、大体夏場ですから、二十日ぐらいたら二十センチぐらいた伸びてきますから、そのとき除草剤を使って、根まで枯らす除草剤を使ってですね、やったらですね、もう次の年はほとんど草は生えてこない。そういうこと。私なぜこういうことを申しますかといますと、経費の削減につながるんです。大幅な経費の削減になります。三、四人で除草剤を散布したら、一日に何キロメートルも散布が可能です。そういうことを考えたらですね、ぜひこういうのも試験的にでもやったほうがいいんじゃないかと。どっかほかの自治体で、こういう除草剤を使ってやっていると、ころなんかあるんでしょうか。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

現在の市道の除草作業としては、手作業による伐根作業、主に植樹帯ですけれども、それと草刈り機を使用した草刈り作業の併用で行っております。また、地域の方々の御理解と御協力をいただき、地域で草刈りを行っており、このことに関しては感謝してるところでございます。

道路の維持管理における草刈りは、雑草の繁茂による交通標識等の視認性の確保や道路交通の安全確保、通行車両からの視認性の確保、景観の確保等さまざまな理由により道路の除草を行う必要があります。路肩や植樹帯等の雑草管理は、道路管理上、必要不可欠であり、今後、快適で安全な道路環境の維持とコスト削減を視野に入れた維持管理の両立を図りながら道路除草をしていくには、幅広い除草技

術と除草手法の知識を身につけて、道路環境や雑草の繁茂状況に応じて適宜除草の方法を選定する必要があると思っております。

除草剤の使用による雑草管理は、確かに作業性、効果の持続性にすぐれていると思われ、低コストで除草効果は大きいと思われまします。しかし、除草剤使用については多種多様な意見があると承知しております。除草剤の使用に関しては、薬剤の飛散による人的被害や農作物への被害といった被害の危険性がないとも言えないので、使用に当たっては十分な注意が必要であり、また、路肩への過度な除草剤の使用で路肩が弱くなり、雨などにより崩壊の要因の一つになり得ることが考えられますが、使用箇所及び適正な使用手順に基づいて除草剤による除草作業を実施していくことは可能であり、作業員の負担軽減も必要なことから、今後検討をしてみたいと考えております。

あと、ほかの自治体でとかいう話ですけども、県のほうが本土のほうで一部、業者に委託しておりますので、県のほうは草払い作業を、一部使っております。あと、国の、国というより道路、高速道路のインターチェンジ等人が立ち入らないところ、そういうところに関しては除草剤の使用があると聞いております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 私はですね、中種子町の、この間、牛の共進会競り市に行ったとき、中種子町の納官地区の宝来地区の地区内を通っていったんですが、あの宝来地区は、ずっと集落に入るま

で道路の両端は除草剤かけて雑草を枯らしておりました。で、農家も私ですが、もうしょっちゅう除草剤は使っております。畑の畦畔とかそういうところはしょっちゅう使っております。そういう薬害とかそういうのも心配される方もおられると思いますが、その薬害よりも、草払い機によるエンジンを全開で吹かして草払い機の排気ガスですよ、二酸化炭素を排出する、そのほうが地球温暖化に悪影響を与えるんじゃないかと、私はそう考えております。ですから、ぜひこのことも今後検討して、試験的にでもやっていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

最後の質問です。

馬毛島問題についてでございます。私はそう難しいことは質問できません。この土地の馬毛島を、八板市長は、何ですか、利活用するとよく言われております。利活用するためには土地を取得して西之表市のものにしないことに私はいけないと思うんですが、この取得について、どういう方法とか誰から取得するのか、そういうこと説明求めます。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の利活用計画に関連して、その土地の取得というような観点からの質問でございます。

この馬毛島の利活用計画の推進については、地権者の賛同が得られない場合には、土地の取得という手段が視野に入ってくるということでありまして。その中で、トラスト構想というものを打ち出したところでありまして。このトラストの推進については、やはり具体的

な活用の目途が立っていることが肝要であります。市民や議会の賛同も前提になると考えております。ということでありますので、引き続き利活用計画のブラッシュアップといえますか、具体的な案に近づけるべく努力をする必要があると考えております。現段階では、多くの住民の賛同が得られ、土地取得も含めた馬毛島活用の具体的な可能性が見えたときにトラストの取組みが進んでいく、そういうふうを考えているところであります。

○一三番（橋口好文君） この問題はですね、馬毛島のFCLP基地とかそういうのに反対の市民も賛成の市民の中からも、この土地の取得はどうするのだろうか、予算、財源はどこから出すのかと、いろんな御意見がございます。そういうことをですね、やっぱり市民に速やかに知らせる必要があると思いますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 市民に知らせるということでありませうけれども、私といたしましては、利活用計画の具体的な説得力のある、地権者との交渉に耐え得る、そういう案づくりをするために、いろいろ市民に対しては市の考え方を理解していただくと。そういう努力については、今後引き続きやっていかなければならないと考えております。

○一三番（橋口好文君） もう前からですね、地権者と国は、マスコミでも数字が踊りましたが、百六十億円の売買交渉が破綻ちゅうか、成立してないわけですよ。そういう状況のもとで、どうしてその土地を手に入れることができるんですか。市民はそれを聞きたい

と言ってるんです。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の取得について、現段階で西之表市として踏み切るという状況にはございません。今、そういう段階になりましたら、しかるべく行動を起こすために準備を進めているところなんです。だから、それを議員御質問のような形で説明するというのは非常に難しいことであろうかなというふうに思います。

○一三番（橋口好文君） いや、市長が難しいことを言ってるわけじゃないですか。市民は言うんですよ。西之表市はお金はないはずやと。馬毛島を木の葉で買うのかと。そういうことまで言ってるんですよ。ですから、やっぱりその時期が来ればと言いますが。

○議長（永田 章君） 橋口議員、今の木の葉は。

○一三番（橋口好文君） あ、取り消します。

○議長（永田 章君） 取り消してください。

○一三番（橋口好文君） はい。

その時期が来たらと言いますが、その時期に来たら、そういう購入が可能だとお考えですか。

○市長（八板俊輔君） 最初にお答えしましたようにですね、馬毛島の利活用計画というものの、市の目指す利活用というものを推進していく上で、地権者の同意がなければできないと。その利活用計画がきちんと納得できるようなものをつくり上げて、それをもとに状況によって土地取得ということも手段として視野に入れていくということでありますので、今取得するということを決めたわけではあ

りませんので、そういう状況にもありませんので、そのことは理解をしていただきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） 今そういう状況じゃないと言われますが、取得しないことにはできないわけでしょう。市長のおっしゃる利活用が。違います。土地がなければ、人様の土地に勝手にできないわけでしょう。私ね、もう質問終わりますが、八板市長のこの馬毛島問題の利活用についてもですね、非常に考え方が甘いと、私はそう指摘して質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時三十分ごろより再開いたします。

午後三時二十分休憩

午後三時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に皆さん方におつなぎをいたします。

本日は議事進行上、四時を過ぎますので、そのまま一般質問を続けたいと思えます。

一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

「三番 竹下秀樹君登壇」

○三番（竹下秀樹君） 三番議員、竹下秀樹です。本日最後の一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

まずは、幼児期及び学齢期における歯科保健についてであります。生活習慣の改善及び健康増進を図り、疾病の発症を予防する一次予防を重点とした取組みを個人及び社会全体で推進していくことが健康寿命の延伸につながっていくという観点から、本市の現状と課題を把握し、健康分野ごとの方向性を示すとともに、総合的に推進していくため、本市においても国の健康増進法に基づき、平成二十七年に西之表市健康増進計画「すこやか西之表二十一」を策定しています。

この計画期間は平成二十七年から令和六年度までの十年間で、今年度が中間の年に当たり、計画の中間評価及び見直しが予定されているところであります。

当該計画は、全体目標として健康寿命の延伸、生活の質の向上を掲げ、幅広い項目で重要項目を掲げていますが、今回は健康寿命の延伸及び生活の質の向上にも大きく影響を与えるものとして、最近特に研究が進んでいます歯と口腔の健康について、その中でも基本的な歯科保健習慣を身につける時期として重要であり、生涯を通じて歯の健康づくりに対する波及効果も高い幼児・学齢期の歯科保健対策についてお伺いをいたします。

まず最初に、健康増進計画「すこやか西之表二十一」の策定時点

において、本市は幼児期・学齢期ともに、国や県と比較してむし歯有病者率が高いとの課題が把握されています。本年度は中間評価の年になりますが、直近のむし歯有病者率などは、国・県平均及び県内の保健所管内での比較におきましてどのようなになっているのか、説明を求めます。

以下は質問者席より行います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

まず、幼児期についてでございますが、平成二十九年度の本市のむし歯有病者率は、一歳六カ月で四・一七となっております、国平均の一・三一、県平均の二・一四、西之表保健所管内の三・六五のいずれをも上回っています。三歳児の有病者率は一五・一五で、国平均の一四・四三、管内平均の一四・七二を若干上回っていますが、県平均の一九・五四は下回っています。

次に、学齢期についてですが、小学生・中学生について調査した未処置のむし歯、抜歯したむし歯、処置済みの歯の合計数で算出したDMF歯数というものがあり、平成二十九年度の小学六年生では一・五、中学一年生では一・六となっております。国・県平均との比較については、公表されているデータが十二歳の永久歯の一人当たり平均むし歯等数しかありませんので、単純に比較はできないのかもしれませんが、それによると、国が〇・八、県が一・四となっております、いずれをも上回っています。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

平成二十九年度の三歳歯、むし歯有病者率ですけれども、確かにこの年度に限っては県平均、西之表市は下回っておりますけれども、それを挟む前年、さらにその前年、そして平成三十年度も県平均を大きく上回っている状況にあるかと思えます。

いずれにしても、本市も含め、全国的にも幼児・児童のむし歯の有病者率はピーク時より大きく減少していることは事実でありますけれども、平成二十九年度の学校保健統計調査によります都道府県別十二歳児むし歯を持つ者の割合によりますと、鹿児島県は沖縄に次ぎワースト二位でしたので、その鹿児島県下でもワーストに近い本市の現状は、相対的には国内でも一番むし歯を持つ幼児・児童が多い地域に属するということが記されておりまして、極めて憂慮すべき状況だということを、これはもう地域全体で認識の共有をすべきかというふうに思っております。

そこで、次の質問ですけれども、本市におきましては、小中学校のむし歯治療率は、これは年々上昇することは承知しております。それぞれの学校で工夫を凝らして鋭意取り組んでおられることは高く評価されるところでありますけれども、そもその課題である相対的に幼児期・学童期に有病者率が高いということを踏まえ、その予防に力を入れておこうという当該計画の趣旨に基づき、「すこやか西之表二十一」を策定後、担当課におきましては課題解決に向け

てどのような事業に取り組み、また現状をどう分析しているのか、御説明をお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

むし歯予防に關しましてですが、歯磨きの徹底や甘味制限などの食生活改善などについて、健診などの機会を捉え周知を図ってきたところでございます。また、フッ素塗布についても、一歳児から三歳児までの各健診の中で行ってまいりました。

フッ化物洗口につきましては、県の委託事業であるフッ化物洗口推進支援事業の実施等により、実施する幼稚園・保育園等も徐々に増え、ぶくぶくうがいができる、おおむね五歳児を対象に行われているところと見られます。

幼児のむし歯有病者率については、高い年度もあれば低い年度もあり、これまでの取組みが有病者率にどう影響しているかについては、なかなかつかみにくいところがあります。幼児期については、保護者のむし歯予防への意識も要因の一つかと考えられるところがありますので、引き続き予防事業を実施しながら、むし歯の数の減少について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） わかりました。その一環としてということでしょうか、次の質問です。

地域ぐるみ歯科保健対策推進事業協議会並びに保健センターすこやか推進する「よろくて歯っぴい大作戦」では、幼児・児童のむ

し歯を減らすために、先ほど御案内がありましたフッ化物の活用等を推奨していただけますけれども、改めてそれはどのような手法なのか、また、むし歯予防効果と安全性はどのようなエビデンスに基づき立証されているのか、御説明をお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

「よろくて歯っぴい大作戦」については、平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間、県の地域ぐるみ歯科保健対策推進事業にモデル事業として参画し、三歳児の一人平均むし歯数を減らすことを目標に取り組んだ事業の名称でございます。

その中でフッ化物については、年二回以上フッ素塗布をする人の割合の増加、フッ素入りの歯磨剤、歯磨き粉でございますが、これを使用している人の増加を目標に取り組んだところでございます。

フッ素のむし歯予防の効果については、歯のカルシウム結合の強化による乳酸への抵抗性の向上、歯の再石灰化の促進、むし歯原因菌が乳酸をつくる際必要な酵素の活性を弱める効果などがあり、安全性については、決められた容量・用法で行えば安全であるとされています。

WHOを初め、世界の保健関連団体が安全性、効果をもとにフッ化物の応用を推奨しており、日本においては日本歯科医学会、日本口腔衛生学会などがフッ化物応用は安全だというふうに述べているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

この「よろくて歯つぴい大作戦」におきまして、まだホームペー
ジ上に残ってるんですけども、上手にぶくぶくうがいができるよ
うになった幼児・児童向けとしては、フッ化物洗口法という記載も
ありますけれども、こちらについての説明もお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望君） フッ化物洗口法につきましては、
今議員のおっしゃられるとおり、ぶくぶくうがいができる年齢に達
してからできるものです。フッ化物塗布については、それ未満で自
分ではうがいできないという方たちにするものがございます。フッ
化物の洗口液を口に含ましてぶくぶくうがいをするということでは、
口の中のフッ素の残量によりむし歯の予防の効果があるというもの
でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

歯科医師会でも、むし歯の予防は一つの手法だけではなかなか難
しく、歯磨きによるプラークコントロール、フッ化物の応用による
歯質の強化、そしてシUGARコントロールの三つを合わせたものが
基本であるとされています。先ほど課長の御答弁のとおりでありま
す。

安全性が立証された上でのフッ化物の応用を含むこの三点を推奨
するこの啓発活動も、まさに幼児のむし歯有病者率の減少に向けて
必要な事業であると認識しています。しかしながら、結果として、
現状そのデータを見る限り、その減少に至ってないことを鑑みます

と、やはり啓発事業のみの限界を感じるところでもあります。

そこで、次の質問ですけれども、学齢期のフッ化物洗口に、新潟
県、佐賀県におきまして特に積極的に取り組んでいるというふう
に聞いております。両県においては学校において実施されているのか、
また、実施によりむし歯有病者率などはどう推移しているのか、御
説明をお願いいたします。

「学校教育課長 内 健史君」

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

NPO法人日本フッ化物むし歯予防協会が二〇一六年に行った実
態調査によりますと、新潟県における施設実施率は、小学校で七
七・四％、中学校で三八・四％、人数実施率では、小学校で六五・
四％、中学校で三〇・一％となっております。また、佐賀県におい
ては、施設実施率が小学校で九四・二％、中学校で四三・九％、人数
実施率が小学校で九三・八％、中学校で三四・七％となっております。
むし歯有病率は、各県が公表した十二歳児に関する数値によると、
佐賀県においては二〇〇六年の五六・五％が二〇一七年には三四・
三％、新潟県においては二〇〇六年の二七・九％が二〇一七年には
一八・九％へと推移しています。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

いろいろな指標がありますので、特にわかりづらいところがあり
ますけれども、文部科学省の学校保健統計調査によりますと、今御

案内がありましたように、平成三十年度の新潟における十二歳児、中学一年生の一人平均むし歯数は、この場合は一人平均むし歯数というふうに変化が出てますけれども、〇・三本で全国平均の〇・七四本を大きく下回り、十九年連続日本一であり、中学一年から高校三年までのむし歯有病者率も全学年で日本一低いというふうに報告がなされています。

もとより各団体が連携しての総合的な歯科保健事業の推進により達成できたものではありませんが、その中でも長年取り組んでいる学校におけるフッ化物洗口の効果が大きく、また、その効果の持続性も立証されたのではないかということが関係者の認識であるかと思えます。

また、御案内がありましたように、以前は鹿児島県同様、例年ワーストに近い位置にあった佐賀県も、フッ化物洗口を含む歯科保健事業を推進した結果、今現在、新潟と並ぶむし歯有病者率が低い県となり、厚生労働省が示す国民健康保険医療費の地域差分析の中の十歳から十四歳の歯科医療費においては、平成二十五年度の全国平均一万百九十六円に対し、佐賀県は六千九百八円であり、これはむし歯有病者率及び一人平均むし歯数の減少に伴い、年々医療費の減少が見てとれるところであります。

そこで、次の質問ですけれども、各関係機関と連携して推進するとされています「すこやか西之表二十一」には、歯科医師会の役割の中で、全ステージ（全年齢）において予防は最重要課題であり、

特に幼児期・学齢期においてむし歯をつくらないことが八〇二〇の出発点だ。その方法で最も費用対効果が高いのがフッ化物洗口で、小中学校で集団的に行えば、予防法の中で一番効果が高いとWHOの見解を踏まえた記載がありますので、この計画の作成段階におきまして、もう既にむし歯予防のための学校での集団的フッ化物洗口の有用性は各関係機関で共有されていたものではないかと解します。しかしながら、今現在、安城小学校以外の学校単位での事業実施には至っていないのが現状でありますけれども、説明をお願いしたいと思えます。

○学校教育課長（内 健史君） お答えいたします。

熊毛郡歯科医師会では、フッ化物洗口を行おうとする学校に支援を行う種子島地域フッ化物洗口推進支援事業を昨年度から実施しています。モデル事業として実施したいという申し出がありましたので、学校の希望とすること、安全性や効果について直接説明していただくこと等をお願いした上で、実施することとしたところです。

歯科医師会としては、二校で実施したいという意向であったようにございますが、応募してきたのは安城小学校一校でございました。安城小学校においては、歯科医師会の協力のもと、洗口液は歯科医師会が準備したものを教育委員会が届けるなどして、スムーズに実施がなされたと聞いております。

本市の各学校においては、現在、歯磨きの励行、齲歯治療率一〇〇%を目指しての指導・啓発を行って、子どもたちの健康増進に取

り組んでいるところであります。本市においては、十八歳までの医療費は市の補助で無料となっておりますので、この制度を積極的に利用してむし歯の治療に役立てていきたいと考えております。

以上です。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 今課長が申したとおりですけれども、少し補足をさせていただきたいと思えます。

今委員おっしゃってましたとおり、子どもたちの歯の健康の保持ということに関しては、むし歯の予防とむし歯の治療という二本立てで行っているわけで、私どものほうもそれで進めております。むし歯の予防に関しては、歯磨きとシュガーコントロールをメインにして、家庭と一緒に頑張って、歯科医師会の協力もいただきながら進めている。

で、治療のほうは一〇〇%の齲歯治療率を目指してやっていると、うことなんです、少し数字を申し上げますと、齲歯治療率は小学校で八一・五%、中学校で八五・一%。これは平成三十年度の数値でございます。かなり向上してきております。中学校では特に、四年前は五九・六%でありましたので、劇的に向上していると思えます。しかし、まだ我々の掲げている目標には少し開きがあるという状況でございます。

それでも、このような取組みによってDMF歯数は、五年前と比較しますと、小学校が平成二十六年の二・五から一・四、平成三十

年です、ね、中学校が二・一から一・六というふうに改善はしてきておる。しかしながら、全国的に見ると、まだ高い状況にあるという状況でございます。

歯磨きの指導による治療というのは、私はそのむし歯の予防というよりも、それ以外にも非常に教育効果があるというふうに考えております。親子の結びつきも生まれますし、何よりも自分の手で自分の歯を丁寧に磨くということで、自分の健康を自分で維持していくという意識が育っていくんだろうというふうに考えております。

また、齲歯の治療につきましても、生活習慣をきちんとすることの大切さ、あるいは健康そのものの大切さ、あるいは自分の健康を改善していくことの大切さ、そういったことを歯医者さんがお話しくださることによって、子どもたちも実感をしていくわけでありま

す。このように考えますと、今後とも歯磨き指導の基本は、やはり歯磨きの徹底とシュガーコントロールにあるだろう。それを補足する手段として、確かにフッ化物洗口を行おうという自治体が県内でも出てきております。それもこれまでは保護者の自由意思において選択がなされていたわけですが、それを学校で一斉に行おうという動きが出てきております。私どもが把握している範囲では、四十三市町村中、七市町で行われているというふうに認識していると。そういう状況でございます。少し補足をさせていただきました。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

私も先ほど若干触れさせていただきましたけれども、学校におけるそのむし歯治療率は年々向上されてきて、それは各学校の鋭意努力のたまものだというふうに認識しております。

で、そういうことでありますけれども、繰り返しになりますけれども、ピーク時と比較して、全体的には児童のむし歯有病率は減少していますけれども、総体的には本市の十二歳児のむし歯有病率は全国ワーストに近い現状にあることもまた事実であります。先ほど御案内ありましたけれども、今現在、本市におきまして十八歳まで医療費の助成があつて、むし歯治療についても、その治療率の改善には大きく寄与しています。子育て世代を支える大切な施策だというふうには認識してるところであります。

しかしながら、保護者が時間的に余裕がなく、通院の手段を持たない各校区の児童にとりましては、なかなか治療に行けない現実もあるやに聞いています。特に昨今、適切な保健行動を伴う余裕のない家庭環境の子どもたちの健康格差が社会問題として指摘されているところでもあります。やはりその両縮減に向けて、各関係者、各部署での連携を図つての効果のある予防対策が求められるのではないかとこのように思うところです。

教育長、先ほどフッ化物洗口が歯磨きとシュガーコントロールを補完する施策であるという御答弁でしたけれども、これは三つが非常に大事でして、これを三つとも並行して同時にやっていくことが大事だと。これはもう新潟、あるいは佐賀でのデータとして示され

てるのではないかとこのように理解しています。

これまで以上に疾病発見管理的解決手法から健康増進支援的解決手法への転換が学校における健康づくり活動に求められる時代に対応して、教師の皆様の業務の適正化を通じた簡素化・効率化を検討していく中で、学校教育活動全体においてのこの事業の意義、位置付けをお図りいただければというふうに思っているところであります。

このテーマでの最後の質問になります。

鹿児島県におきましても、平成二十五年に鹿児島県歯科口腔保健計画を策定し、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進する中で、幼児期・学齢期においては、科学的根拠に基づいたむし歯予防対策としてフッ化物洗口などの取組みを促進しています。

本市でも、先ほど御案内ありましたように、フッ化物洗口に取り組む保育園・幼稚園が増えつつありますが、せっかく身につけた習慣を小学校・中学校でも継続し、切れ目のないむし歯予防対策を実施することも、これもまた県も推奨しており、教育長から御案内ありましたけれども、県内でも学校単位でフッ化物洗口を実施する市町村は確実に増えつつあります。本市におきましても、「すこやか西之表二十一」の趣旨に沿うとともに、学齢期の健康格差の縮小を図るためにも、早い時期の事業実施を求めるところであります。

県が作成した実施に向けた工程表、いわゆるフッ化物洗口実施フローチャートにおきましては、まず、歯科医師会の助言を踏まえな

がら、実施上の課題・問題点とその対応につきまして、教育委員会や薬剤師会など各関係連携機関と正確な情報のもと丁寧な協議を重ね、整理した上で合意形成をする場を市が主体となって設けるステップがまず大事だと示されています。

先進地事例を見ましても、その事業実施に当たっては首長の役割、リーダーシップが大きいと認識してるところですが、市長の御見解をお伺いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） むし歯予防についての御質問にお答えをいたします。

この点につきましては、先ほど教育長及び担当課のほうから答弁もございましたけれども、歯科医師会の協力のもとで現在行っている歯磨き指導の徹底、それから、齲歯の治療率一〇〇%を基本として取り組んでいただきたいと考えております。

フッ化物洗口につきましては、先ほどの鹿児島県歯科口腔保健計画によりますと、施策の方向性として、乳幼児期についての記載としてフッ化物応用による歯質強化という記載ですとか、それから、学齢期につきましてはフッ化物応用の促進という記載があります。ただ、御質問にありますような幼児期からのフッ化物洗口の習慣を小中学校でも継続しという記載は見つけられませんでした。出典があるいは間違っているのかもしれませんが、いずれにしましても、フッ化物洗口がむし歯の予防のために全国的にも保育所や学校現場

において取組みが徐々に増えているということは認識をしております。

ただ、実施に当たりましては、保護者、それから学校現場の理解が重要であると思います。さまざまな意見があることも承知しておりますので、教育委員会において慎重に検討し、いずれにしても学校現場が混乱することないようにお願いをしたいと考えております。以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

県下の実施地域事例を見ましても、実施に至るまでは、まず、各関係機関、あるいは現場の先生や保護者との丁寧な協議が重ねられ、数年を経て実施に至っていますので、私としましても、その過程が重要であるということは重々認識をしております。

そこで、県の事業に幼児期から学齢期のむし歯罹患率の減少を図ることを目的とするフッ化物洗口普及啓発事業というのがありまして、そのような協議の推進をアシストする事業でありますので、来年度はそのような事業も活用しながら協議を重ねるのも一つの方法ではないかと思えます。

また、そのような丁寧な協議を重ねた後の話ではありますけれども、事業実施に当たっては、鹿児島県地域振興補助金を活用して導入している地域もございますので、あわせて調査研究をお願いしたいと思えます。本当に子どもがむし歯のない状態で育っていくというのは、その地域社会が与える大きなギフトになると思えますので、

ぜひ前向きに御検討方をお願いしたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

次は、大きくくりで商業振興・インバウンド対策についてお伺いいたします。

まず一番目、西町にあります商店街まちかどインフォメーションセンターの利用状況の内容及び利用件数の推移、また利用者からの声などありましたら、それを含めまして御説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 利用状況の内容及び件数の推移等につきまして御説明をいたします。

商店街まちかどインフォメーションセンターにつきましては、商店街の空き店舗対策とあわせまして、観光客や市民の皆様が情報を得、交流する場をつくることで、町なかの活性化を図ることを目的に開設しております。年間の入館者数は、昨年度、一昨年度ともに約七千人となっております。

また、商店街への人の流れをつくるため、さまざまな企画展、健康づくり教室、マルシェ等のイベントが開催されていますが、その数は、平成二十八年度十七件、平成二十九年度三十八件、平成三十二年度七十二件と年々増加しております。

市民の皆様の自主的な活動では、女性グループや若い世代、高齢者の方々など多世代にわたり、さまざまな形で御利用いただいております。

ります。

市民の方の声といたしましては、商店街を訪れた方の休憩スペースとしても利用されているところですが、夏場の暑い時期には巡回バスを待たれる方に喜ばれているという声も聞かれるところがございます。

さらに、インターネットのフェイスブックや手書きの情報誌「まちかどi通信」にてイベントや商店街の旬な情報を市内外に発信し、商店街への誘客を図っており、周辺の店舗の方々からもインフォメーションセンターの存在意義を評価いただいているところでございます。以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

センターの周知も進む中で、利用件数、あるいは利用の幅も大きく増えているとあります。私も前をよく通りますけれども、中をのぞくと利用されている方を見る機会も本当に大幅に増えてまして、通りのにぎわいに寄与していることは実感しているところであります。

また、今現在、アニメ八十八カ所の聖地に選ばれたコンテンツである「ロボティクス・ノーツダッシュ」の展示も行われており、島外から聖地巡礼にいられたファンの皆様からのメッセージ等々も拝見することがあります。このセンターが住民利用だけではなく、いろんな情報発信や交流の場として有効に活用されると認識しているところです。

そこで、次の質問ですけれども、市長公約であります港町再生ですけれども、多様な市民との建設的な協議を経て、今現在、港町再生構想としてまとめられています。その中で、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地の活性化を図ると。商工業振興の重要な施策と位置付けられています。この港町再生事業を構築・推進するに当たり、このインフォメーションセンターが果たす役割・機能をどう規定しているのか、説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） インフォメーションセンターが果たす役割・機能について御説明をいたします。

先ほど説明いたしました情報発信や商店街での多世代交流の場としての利用のみならず、港町再生の市民組織であるみんなのみなとまち研究所、略してみなとラボや、商店街振興協同組合が取り組んでおります景観及び魅力向上事業等の活動の場としても利用されているところでございます。

港町再生基本構想におきましては、このような動きを含め、ソフト面での基本方針であるコミュニティを基軸とした港町利用促進の拠点として位置付けております。

今後も市民の皆様が主体となった商店街で行うさまざまな活動の拠点として利用していただき、将来的には経済的な活動も含め、商店街の活性化のためのプロジェクトを進める場とし、中核施設等へ引き継げればと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。よくわかりました。

センターは、港町再生構想の中におきます三つの戦略におきまして、七本の軸でいえば商店街リーディング軸、三つのゾーンの中ではまちなかゾーンに位置し、構想が示す戦略的価値の高い場所にあると認識しています。今さらに古民家の価値を高めるリノベーションを行っている八板邸があり、来街者の増加に大きく寄与している赤尾木の湯があり、現在、商店街振興協同組合などが考えてます榕城分団跡地の商店街活性化に資する利活用等々が進めば、センターを挟み、町なかの一定の回遊の動線が図られるものというふうに考えます。

構想の三つの戦略のうち、先ほど課長答弁にありましたけれども、三つの拠点構想が具現化するまでには、大事な役割を担う場所だと各経済団体の理事の皆様からも聞いているところであります。

そこで、次の質問ですけれども、広く住民利用も増え、各関係団体からも連携しながらの継続的な事業展開を求められているこのインフォメーションセンターですけれども、来年度の事業計画及び予算措置の検討はなされているのか、説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 来年度の事業構想及び予算措置について御説明をいたします。

商店街まちかどインフォメーションセンターにつきましては、平成二十八年度は国の地方創生加速化交付金、平成二十九年度から本年度までは地方創生推進交付金を活用して運営しております。

本年度で国からの交付金も終了ではありますが、経済観光課といたしましては、関係団体や利用者等の声を踏まえ、来年度も港町再生の拠点の一つとして継続して事業を実施したいと考えております。そのため、今年度から関係団体及び施設利用者と商店街まちかどインフォメーションセンターの運営委員会を設置いたしました。今後について検討及び取組みを行っていくとしております。

来年度の事業展開としましては、港町再生基本構想のアクションプランとして整理しております人の集まる場づくり事業や戦略的プロジェクトの実行支援を行います。収益事業等の取組みにより自立化を目指して事業にも取り組んでいきたいと考えております。また、まちづくり公社との連携等もあわせて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

ぜひ一定の収益をもたらす運営のあり方につきましては、先ほど御案内がありました運営委員会等々、各関係団体と協議を重ねて方向性を見出していただきたいと思います。いずれにしろ来年もインフォメーションセンターがあるということを確認できまして心強く思うところであります。

次の質問に移ります。

「市政の窓」でも紹介がされていますけれども、八月よりアメリカ人の国際交流員が着任し、経済観光課に配属されています。彼は

どのような業務を担い、どういう活躍が期待できるのか、改めて説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 国際交流員の業務等について御説明をいたします。

国際交流員（CIR）とは、JETプログラム、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用したもので、八月より中国語にも精通したアメリカ人男性が一名、経済観光課に配属されているところでございます。名前はライアンさんと申します。

国際交流員の業務につきましては多岐にわたりますが、本市では観光部門での雇用であり、主にインバウンド、訪日外国人観光客の対策といたしまして、通訳、翻訳、文化紹介、国際交流推進事業の業務を行うこととしております。先日開催されました鉄砲まつりでは、南蛮行列の配役説明用のパンフレットの英訳やポルトガル人の通訳などで早速活動をいただいております。

今後につきましては、市内観光看板や観光パンフレット等の多言語化への助言、外国人への観光ニーズ調査など、また、市民との交流などを通じてさまざまな業務を行うことで、インバウンド誘客への推進、また受け皿づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

以前の国際交流員は、県や政令指定都市などの国際交流課に準ず

る部署に配置されて、自国文化の発信及び地域との交流を担う役割を担うケースが多かったと認識してるところでありますけれども、最近では全国市町村において、外国人目線でインバウンド対策に取り組んでもらうために採用されてるケースが増えているように見えております。課長御案内ありましたように、本市においてもそのような内容で、その活躍を期待するところであります。

そこで、次の質問ですけれども、先ほど一部触れられていますけれども、ライアン氏はまだ着任して間もないところですけれども、だからこそ気づくことも多いかと思えますので、担当課としては本市のインバウンド対策の現状をどう捉えているというふうに聞かれていますのか、また、御案内ありました今後関係団体との情報共有を含む連携のあり方や、具体的にどうインバウンド対策事業を進めているのかということにつきまして、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

本市のインバウンド対策につきましては、観光地に係る標識の多言語表記、Wi-Fiスポットの整備を図るとともに、市内宿泊施設や飲食店での指差しシートの配布、観光協会ホームページ及び観光マップの多言語化、商店街のインバウンドマップの作成等を行っております。

このような中、国際交流員の活動につきましては、ライアンさんですが、着任して間もない状況でございますが、感想の範囲内でご

ざいますけれども、例えば、外国人の移動手段といたしまして、バスを利用する際の外国語表記でありましたり、食事の際の宗教上、もしくはアレルギー等によるメニュー表記等につきまして改善のアイデアがあるようでございます。

今後は国際交流員ならではの目線で本市のインバウンド体制構築について助言や提案をいただくとともに、種子島観光協会や市商工会など関係団体との情報共有、会員の方々との交流、また外国人対応で困った際の通訳等の対応等、官民一体となって誘客推進や受入態勢の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

もう既にいろいろと外国人の目線でいろんな指摘があるというふうに理解したところであります。

本市がアニメ聖地八十八選に選ばれたコンテンツである「ロボテイクス・ノーツダッシュ」は、その選出に当たり、国内にとどまらず、広く世界のアニメファンの投票に選ばれたものとなっております。国内のほかのアニメ聖地におきましても、国外にも一定のファンがいて、聖地巡礼を目的として訪日する方も一定数いると聞いています。本市においては、海外向けに訴求するノウハウに欠けているところもありますので、先ほど御案内ありましたように、SNSなどを活用した、このアニメに関することも国外向けに情報発信に力を入れていただきたいと思うところです。

そして、今通訳ということで御案内ありましたけれども、実際に先般インフォメーションセンターを訪ねてきた英語圏の訪日外国人の方が、宿泊先の行き方を尋ねてきたそうなんですけれども、そこにいた担当は宿泊先は理解しても、そのアクセスについてなかなか説明に苦慮した旨の話聞いたことがあります。そのようなときにすぐ通訳として対応が可能な体制も必要なことだというふうに思っているところであります。

訪日外国人の来島増加に向けての取組み、そして来島者の利便性の向上に向けての取組みを両輪としまして、ぜひ進めていただきたいと思っております。

また、国際交流員も平成三十年の段階で国内に五百人弱いて、鹿児島だけでも、その時点で十九人いるそうです。恐らく国際交流員同士のネットワークもあるかと思っておりますので、そのネットワークの活用も含めて取り組んでいただくことを期待いたします。

最後に、市長にお伺いいたします。

公約である港町再生ですけれども、確かに構想の方針自体は集約されてきましたけれども、いづごろ構想が具現化するのか、その道筋がなかなか見えてこないところもあります。人口減少が進み、経済のパイが縮小する現状において、早い段階での構想の事業化を求める声も多く聞くところですが、市長の考えてる時間軸の中で、今どの段階にあるとお考えなのか。また、それは市長のプロジェクトマネジメントの中で、特にタイムマネジメントの中においてですけ

れども、想定外の範疇なのか。そして、今後具体的な事業化に当たり予算措置をどう考えていくのか。そして、予算面も含めて、港町再生事業を後押しする周辺環境に何か変化があるのか。あればあわせてお示しをいただきたいと思っております。特に三つの拠点ということも含めてお示しをいただければありがたいです。

○市長（八板俊輔君） 港町再生構想の進捗と、それから、今後についての御質問でございます。

昨年策定されました港町再生基本構想は、現在、実施計画を策定することとしております。その中で、プロジェクトとしてマネジメントしていくべき取組みと継続的に取り組んでいく事業とが明確になっていくのではないかと考えております。例えば、中核施設の設置等についてはプロジェクトとして取り組む必要があると考えます。それから、個店の魅力向上等は継続した取組みが必要であると考えます。

先ほど三つのゾーンの話がありましたけれども、この港町再生というの、やはり城下町というような解釈というか、アピールの仕方というのが一番なじみがあるのかなという気がいたしますが、その三つのゾーンによって港町を形成していくことでもありますけれども、あと、今後の予算措置ということでもありますけれども、後年度負担ということも検討した上で、優先的にプロジェクトを措置するべきであると考えております。

一方で、平成二十九年より特定有人国境離島法が施行されまし

て、雇用機会拡充の補助事業を活用した創業ですとか事業拡大など、民間の投資による動きが非常に活発に商店街において見られております。これまでシャッターをおろしていた空き店舗も、若い経営者たち等によって新たな店舗としてリニューアルされて活気も見えてきたと。町なかの経営者たちのやる気も出てきているのではないかと考えております。引き続き港町再生構想を進める中において、商店街の盛り上がりが一層出てくることを期待しているところであります。

それから、単に西之表市だけではなく、熊毛地域の中の重要港湾という側面も、先ほど来の質問の中でも申し上げましたけれども、そうした位置付けも踏まえて、この港町、城下町というか、そういう歴史的な、文化的な特異性を發揮してですね、盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

港町再生構想、その中で今三つのゾーンのお話もありましたけれども、同時に三つの拠点というまた戦略もあったかと思えます。その三つの拠点のうちの一つが中核施設になるうかと思えます。なかなか場所の問題等々もまだ今どの段階になっているのか道筋が見えてこないところでもありますけれども、場所についてはどのようにお考え、あるいは、今協議されているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 場所につきましては、今複数の視点を、二カ所ですかね。三年前になりますか、拠点施設と言っていたあの場所、それから、今の郵便局の前のあのあたりの、その二つが今のところ有力な場所として考えられております。そのほかにですね、可能性としては、港ゾーンの中の全体の港のエリアの中で、そのほかにもいいところが定まってくれば、それもまた視野に入れていきたい。今のところ、その二カ所を進めているところであります。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

その場所の今候補がある。どちらも大事な場所でありますけれども、その最終的な選定という意味においては、時間軸の中ではどの段階で決めていくというふうにお考えなのか、お示しをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 拠点施設の設置そのものについては、早ければ年度内にといいことがございますので、年度内にできれば決めてやっていきたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

まさしく丁寧な協議の積み重ねによる意見集約、もちろん大事です。ただ、経済は生き物であり、一定のスピード感も求められるところでもあります。本市の経済構成において、医療・福祉により雇用が守られ、島外から資金が流入する医療・福祉経済、あるいは年金経済のウエートも大きい町だと言えらると思えます。

しかしながら、それも人口減少とともに経済規模は縮小すること

は自明であります。将来的にも持続可能な町になるためには、産業全体で稼げる町、税収が上がる町になるよう取り組むことが急務であるということは共通の認識と考えます。

当然港町再生構想もその一環だと考えますので、改めて早期実現に向けての取組みを要望し、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） ただいまの竹下秀樹君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす七日、八日は休会、九日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後四時二十分散会

本会議第三号（九月九日）

本会議第三号（九月九日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一番 田添辰郎君
二番 生田直弘君
三番 橋口好文君
四番 長野広美さん
五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一〇番 中野周君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年九月九日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

一五番	渡辺 道大	議員
一六番	橋口 美幸	議員
一四番	長野 広美	議員
一一番	田添 辰郎	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔一五番 渡辺道大君登壇〕

○一五番（渡辺道大君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

八月二十五日に日米首脳が日米貿易交渉について大枠で合意をし、九月下旬にも協定書に署名をするとの報道がされております。農業分野では、環太平洋連携協定（TPP）など過去の経済連携協定の範囲内でアメリカ産農産品関税引下げや撤廃をすることとなり、一方で、日本側が求めていた日本産自動車の関税撤廃は見送られているようにございます。

この協定が発効されれば、米国産の牛肉の関税は、現行の三八・五％から九％に引き下げられると見られております。輸入急増に歯止めをかける緊急輸入制限措置をめぐっては、TPP参加国を含めた調整が必要であり、豚肉や乳酸品なども焦点となるようにございます。

しかしながら、大枠で合意したとあるにもかかわらず、その内容が明らかにされていない、不明な点が多いことなどが、早速、問題として上げられております。

農産物の譲歩がTPP水準でおさまっているのかとの報道は本当なのか、牛肉の緊急輸入制限はTPP11諸国と協議をし緩和をするといえるが、TPP11諸国の納得が得られるのか、米、小麦のア

アメリカ特別枠は増えるのか減るのかなど、重要な部分が隠されている状況であります。

農林水産省が二〇一八年度の食料自給率が二〇一七年度より一ポイント低下し三七%になったと発表をし、小数点以下で見ても、大冷害に見舞われた一九九三年度の三七・三七%を下回り、三七・三三%の過去最低の水準となりそうであります。今回の大枠合意が自給率の低下に拍車をかけるものになるのではないかとの見方もされております。

この新たに基本合意された日米貿易協定ですが、現段階でどのよう
に本市として評価をしているか質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

日米貿易協定についての評価ということでございますけれども、二十五日に開かれて、議員御指摘のように、牛肉などは、過去の経済連携の範囲内として三八・五%の関税を段階的に九%に引き下げるといふことかとございます。

ただ、そのほかのことについてはなかなか判明していない部分も多うございますので評価しかねる部分もあるんですけれども、和牛、和牛といふか牛肉の心の心配もあります。ただ、牛肉については、輸入牛と国産牛、和牛の差別化も図られているようなこともありますので一概には言えない面もあると思うんですが、いままし、その

内容についてですね、月末の協定の詳細を見た上で判断するという
こともあるかと思えますけれども。

いずれにしても、本市の農業への影響というのは少なからずある
ということには間違いのないと思いますので、行方を注視しながら対策
を講じてまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 今市長からあったように、農業分野とい
うようなこともありましたので、農林水産課のほうでどういった方
向でつかんでいるかお答えをいただきたいと思えます。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

議員が先ほど述べられたように、牛肉につきましては、過去の経
済連携の範囲内として三八・五%の関税を段階的に九%に引き下
げるほか、アメリカ向けの緊急輸入制限措置（セーフガード）を設け
るといふこととありました。

内容的には、先ほど市長がおっしゃったように、詳細がまだ明ら
かにされていませんので評価しかねますけれども、一応、セーフガ
ードの設定があるということで、当面、輸入の急増は見込みがたい
と考えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

前回TTPについて質問した際の、前回、TTPが発効されます
と、関税の撤廃、引下げに加えて、貿易や投資に関するルールの整

備により経済活動が活性化すると政府は予測をしているというふうにしてあって、しかし、国が提供する地域経済分析システムですかね、これをもとにすると、平成二十五年の本市の経済循環、生産の高い産業は農業や建設業となっていて、具体的には生産性が低い構造になっていると。

また、この支出のうち約四二％は対個人サービス、小売業などとして市外へ流出をしていて、本市の産業構造などを抜本的に変えなければ、政府の試算による経済の活性化は、本市に対して限定的ではないというふうにして経済観光課の課長さんが答えられているんですけれども。

また、農業分野では、前は、全体では、関税の削減により、その影響で価格低下による生産額の減少は生じるけれども、体質強化対策による生産のコストの低減、品質向上や経営安定対策など国内対策により引き続き生産や農家所得が確保されて、国内生産が維持されるものと見込まれるというふうに言われております。

そして、さとうきび、甘味料資源ですけれども、糖価調整制度が現行どおり維持をされる中で、経営安定対策等を適切に実施することにより引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されることから、砂糖においては減少率〇％、生産減少額約四十八億円、でん粉については減少率が〇％で、生産減少額が〇％と見込んでいると。

そして、牛肉についてでありますけれども、長期の関税削減期間

を確保するとともに、セーフガードを措置して、国内産牛肉のうち和牛、交雑種牛肉は品質・価格面で輸入牛肉と差別されていることなどから、当面、輸入の急増は見込みがたく、体質強化対策や経営安定対策を適切に実施することにより引き続き生産農家所得が確保され、国内生産が維持されることから、減少率〇％、生産減少額約二百億円から三百九十九億円と見込んでいるというふうにして答えているんですけれども。

先ほど課長からもあったんですけれども、農産物に関してはですね、日本政府が市場開放をTPP水準にとどめたという報道からも、これについて変わりが無いということですから、TPPと貿易協定、これを比較をしてどのように捉えているかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（永田 章君） 渡辺議員、これは農業問題についてですね。

○一五番（渡辺道大君） そうです。農業問題だけをお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

今議員がおっしゃったように、以前、TPP11の導入の件で、そのレベルまで同じ、日米協定につきましては、TPP11で、それ以下には行かないように、一応。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩します。

午前十時十一分休憩

午前十時十二分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

先ほど早急に答えてしまったんですが、本市とのTPPとの比較ということなんですが、本市の農業への影響は何かしらあるとは考えておりますが、今後、国の動きを見て、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

報道ではですね、TPP水準にとどめているというようなことも言われておりますけれども、関税をやはり段階的に減らしていくって外国産の商品が入りやすくなって、その安い商品と国産との価格競争が始まるということですね、こういうことを考えますと、やっぱりTPPそのものがですね、やはり大きな問題だと私は考えております。

市長はですね、前回、そのTPP11について、確かな影響、情報をつかみ切れていないけれども、農業や漁業が続けられるような支援をしていくと、また一方で、関税が撤廃されれば、輸出を行う際、有利になる場合もあるので、考え方を広げながら国際情勢に対応したいというふうにして答えておりますけれども、これは付加価値の問題になるのかなというふうにして思うんですけども、確かにですね、日本のブランド牛とか工業製品とかはですね、品質がよくて、外国では価値がですね、高くなるのではないかというふうな

ことも言われていますし、ただ、これはですね、やはりブランド牛とか日本のその工業製品というのは一部の物になるのかなというふうにして思います。

地元の農業とか漁業、やはり現状をですね、出発点として見ると、このTPPの問題とか日米貿易交渉の問題というのがどういふふうにしてなるのかということを考えますと、長野前市長はですね、やはりTPPについての対応とか、国に対して個別的にでも要望していくとの姿勢を示していたわけですけども、市議会でもですね、やはりTPPについては慎重に審議をすべきではないかというふうな意見も上がっていて、TPPに対する本市の姿勢というものが一定示されているのではないかなというふうにして思います。

で、今回、日米貿易協定とのことですけども、このTPPと水準が変わらないという点ではやはり同じようなものだ、もしかしたらそれ以上のもになる可能性もあるかなというふうにして思うんですけども、やはりですね、市としても、同じような、前回、長野前市長とか市議会の決議とかについての同じような態度を示してもいいのではないかなというふうにして思いますけれども、確かに情報不足というか、詳細を明らかにしていないというこの問題がありますけれども、独自の姿勢を必要とやはり考えます。

北海道農民連盟もですね、農業者は既にTPPで大幅な関税削減を受けていて、これ以上の日本の農業が犠牲になる交渉は断固反対すると、農業が弱体化しないように声を政府に届けるとして、農業

者の未来を奪う日米貿易協定交渉等に断固反対するというような決議を上げています。

ぜひですね、市長にはですね、先頭に立って頑張っていたくださいんですけども、やはり国に対しての何らかの対応を必要というふうにして考えますけれども、今、現段階での市長の考えをお答えいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の農業を支えるという、生産農家を、生産者を支えるということに尽きると思います。

その上で、やはり地元の生産者の体力をつけるために、いろいろ行政として援助、援助というか、支援、サポートしていくということが直接的なことであろうと思います。

TPPですとか日米間のその交渉につきましては、基本的には国で対応すべきことでありますので、その点についての要望というのは、適宜、市長会ですとか、あるいは関連する、市の属する団体等も利用しながらですね、前市長の対応も踏まえて、いろいろ行動すべきときはしっかりとしていきたいと思います。

付言すると、その体力をつけるためにどうするかということですが、けれども、先ほどの中で、関税の問題が自由貿易のほうに傾いていくとすれば、それは例えば輸出ですね、種子島の農産品の輸出ということもやはり視野に入れていく必要があるのかと思います。具体的にはまだ確たるものではありませんけれども、生産者とか関係機関

の中で、例えば、本市の特産の安納いもを外に出すとかですね、アジアあるいは欧米等に輸出するというようなことが可能であれば、その可能性は追求するように、そういうことを生産者の中でも考えていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういうものも含めて対応していきたいと思います。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひ情勢に応じたですね、態度をですね、市長のほうにはとっていただきたいというふうにして思っております。

次に入りたいと思います。次にですね、公共施設のトイレ、駐車場の整備について質問をしたいと思います。

市内各地の公園、花里浜公園や嘉永山公園、また新しくですね、喜志鹿崎灯台、町なかでは栄町の公園のトイレが新しく建て替えられていて、市民や観光客など、利用者も利用しやすくなっております。

トイレの管理等についてはですね、各課さまざま、以前、公園の管理は指定管理者が週二回行って、そのほかはまちづくり公社に業務を移管し、公社からシルバー人材センターに委託をしている。今後もまちづくり公社と協議しながら維持管理に努めていくというふうにしておりますし、また場所によっては、観光のシーズンは、予算の範囲内で掃除の回数をまちづくり公社と協議をすることや、能野海水浴場のトイレは観光客から指摘があった場合は職員が対応するなどの担当課からのお答えもありました。

公衆トイレの管理がですね、各課にあることやまちづくり公社がシルバー人材センターに清掃管理を委託するなどの体制では、なかなか行き届いた管理が難しいのではないかと。市長はですね、担当が違ったり委託先が違ったりして管理がばらばらで、行き届いた掃除ができないということもあるので、市のほうでも情報を取りまとめて共有しながら、市民が快く公衆トイレを使えるように取り組んでいくというふうにして答えておりますけれども。

公園あるいは広場なんですけれども、高齢者がグラウンドゴルフやゲートボールを楽しむ場所、また交流や健康づくりのために利用頻度が高いと思うんですね。

そこで、公衆トイレがあること、きれいに管理がされていることということが重要ではあるんですけども、現在ですね、使用できないトイレ、公共施設のトイレがあると思うんですけども、今後、どのような計画があるかお答えをいただきたいと思えます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えをします。

公共施設の管理と、それと予算に関連する御質問であると思われるので、一番それから二番に際しましても一括して財産監理課のほうで基本的なところでお答えをさせていただきます。

公共施設の施設整備では、大規模改修や新規設置など多額の費用を要するものについては、長期振興計画の実施計画に計上をして、決定を受けたものが予算化されて事業を実施していきます。

なお、いわゆる一般の修繕整備についてはですね、計画的に当初予算に計上するか、危険があるなど緊急を要すと判断されるものについては直近の補正予算や、それから、それでもかつ急ぐというものについてはですね、予備費充用等をして対応するというふうに基づ本的にはしております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 今、予算の面でのことでしたけれども、先日ですね、わかさ公園の駐車場の障害者用トイレというのを見に行っただんですけども、前回、水があふれて使われていないような状況でしたけれども、改修工事がしっかりとされておりました。

また、緑の回廊ですけれども、これも、以前見たときは、障害者用トイレにはですね、ロープをかけて使用不可となっていましたけれども、先日確認をしたら、使用ができるようになっていました。

早い対応ですね、やはり利用する市民も大変喜ばれておりますけれども、一つですね、社会福祉協議会の下のふれあい広場の公衆トイレなんですけれども、男・女トイレあるんですけども、和式で、障害者用のトイレがですね、唯一洋式のトイレになっています。聞くとですね、二年ほど前から使用不可というふうになっていると話されている方がいました。

所長もですね、御存じだと思いますけれども、ふれあい広場の利用、先ほど述べた高齢者の交流の場としてあると思うんですけども、障害者用トイレとしてはあるというふうにして認識しているん

ですが、やはり高齢者の方もですね、そこを利用すると思うんですね。

今現在、ふれあい広場のトイレについての考え方、その改修の計画というのがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 老人福祉センター横に設置されている、通称ふれあい広場の身体障害者用トイレの故障の状況について御説明をいたします。

当該トイレ入り口の片引き戸が故障し、昨年から使用を休止をさせていただいております。

調査の結果、片引き戸の交換修理が必要であるということで、令和元年度の当初予算で修繕料を措置しております。

その後の対応状況ですけども、本年度当初時点で業者に確認をしたところ、片引き戸の生産に遅延が生じており、六カ月以上の期間が必要であるという連絡を受けております。その結果、引き続きトイレの使用を休止させていただいている状況です。

その後も業者と定期的に連絡を取り合っておりますけども、直近では八月時点で、さらに三カ月から四カ月ほどの期間を要するといふふうに伺っております。

片引き戸の生産が遅れている理由としては、各地で発生している災害により発注が多いことと、特殊なドアであるため発注生産であり、発注から図面作成、製作に取りかかることで一基当たり二カ月

から三カ月の作製期間を要するためであるとの説明を受けております。

市民の皆様、特に当該トイレを必要とされている方々に対しては大変に御迷惑をおかけしております。市としては、事情を考慮しつつも、早急に修繕が図られるよう、引き続き業者への働きかけを行ってまいりたいというふうに思います。

また、このような状況について、市民の皆様にご理解をいただけるよう、当該トイレの掲示についても、使用中の掲示についても、より詳細な情報を提供できるように検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 予算がついていて、その片引き戸の交換というのが、使用できないというふうなことになっているということとで、そうですね、予算はついているということなのでですね、ぜひですね、早急にですね、改修をしていただきたいと思いますというふうに思っています。

次にですね、公共施設内の駐車場整備や消えている、あるいは消えかかっている白線の整備が必要ということなんですけれども、交通事故の約三割が駐車場で発生しているということもあって、車同士の接触だけでなく、アクセルとブレーキの踏み違いで壁やフェンス、柱に衝突するという事故も多い傾向にあるようです。

狭い駐車場では、特にですね、ほかの車両が場内をどのようにし

て動くのかというのが見当つかないため、十分に注意を払うことが必要だというふうにしても言われておりますし、そういった中にあるんですね、直接的には事故防止につながるかどうかというのはわからないですけども、駐車場の整備、白線の整備についてですね、今後計画があるかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） いろいろ施設の整備については、古くなっているところはいろいろ改めなくてはいけないところがあるようございまして、先ほどの老人福祉センターのところもそういうふうな指摘があつて、改善に向けて検討が進んでいると思えます。詳細につきましては担当のほうからお答えをしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） 老人福祉センター横に設置されている、通称ふれあい広場の駐車場の状況について御説明をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、当該駐車場の白線が判別しにくくなっている状況を確認させていただいております。

ふれあい広場については、主に、議員からもありましたとおり、ゲートボールやグラウンドゴルフなどを行う目的で使用する方が多く、高齢者等も多く利用いただいております。

近年、高齢者等による事故について話題に上がることも多いため、駐車場内における安全確保のため、対応について検討させていただきたいと思えます。

○一五番（渡辺道大君） 各施設の駐車場の白線というのを見て回

ったんですけれども、やはり若干消えかかっているというような駐車場もありました。勤労青年ホームとかですね。

このふれあい広場も、今お答えありましたように、ほとんど白線が見えないような状況になっていて、特にですね、ふれあい広場の入り口というのは狭くて入りづらいところでもありますし、満杯になるとなかなか駐車をしづらい場所でもあるのかなというふうにして思いますので、改善の必要、高齢者がですね、やはり利用しやすいふれあい広場になることを求めて、次の質問に入りたいと思えます。

次に、県道伊関国上西之表港線の海岸砂が道路に上がってきているということについて質問をしたいと思います。

県道というふうにしてありますので、この改善については、市民の要望とかをですね、県に伝えていただきたいというふうなことになるかと思われましても、県道伊関国上西之表港線の美浜地域の花里崎公園前から古園団地付近の道路のことに限っての要望になるのかなと思えます。

その道路に砂が上がる状況とですね、海岸側の防砂林と歩道側ですね、砂が積み上がっているというような状況が見受けられますけれども、このような状況について本市ではどのように捉えているかお答えをいただきたいと思えます。

〔建設課長 古田一男君〕

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、冬場の季節風等により海岸の砂が飛散し、道路上に砂が堆積し、快適で安全な道路環境が阻害され、歩行者や車両等が安全で安心して通行できない状況が時々見受けられております。

道路利用者の安全を守るため、防砂対策を含め、道路管理者である熊毛支庁の担当課と連携し、迅速な対応を行わなければならないと思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 六年ほど前になりますかね、場合によってはこの砂が交通の支障となつて、その都度、県の道路維持係において除去をしていると。これまでもさくを設置したり、道路沿いに土手をつくり植樹するなどの対策を講じてきましたが、なかなかこれといった改善策とはなっていないと。海岸の景勝を損なうことのないように、有効な対策を施せないまま大変苦労しているとの当時の答弁がありましたけれども。

当時ですね、美浜の郵便局付近とか、美浜団地前の道路にですね、やはり砂が上がってきている状況を当時取り上げたんですけれども、砂が上がらないようにですね、柵をつくっております。以降ですね、道路に砂が上がってきている状況というのがなくなつたようにも見えますね。周辺の方々も大変喜んでおられましたけれども。最近、そのさくのほうを確認しに行ったら、やはり砂がですね、さくを覆っていて、また上がりかかっているような状況に見え

ました。確かに、時間の経過とともにですね、また同じような状況になってしまふのかなと思っておりますけれども、それでも、さくをつくってですね、対策をしていただいたことというのは、県としてもそういった対応をしてくれたわけですけれども。

また、前建設課長からはですね、この場所については海岸保全区域になっていて、沖には離岸堤が五基設置されていることを考えると、当時、砂の流出が激しくて、波の侵食が敷地近くまで及んでいたのではというふうにして想像していて、陸地を守って、砂浜を取り戻すために計画された施設であると思うので、基本的には砂を除去することはできず、飛砂を防止するという、ほかの方法で対策を講じなければならないと考えているというふうにして答えておりますけれども、やはり現時点ではなかなか有効な改善策というのが計画できておらず、その道路にたまった砂については随時除去を行いながら、県、市と連携をとりながら対策をとれるかどうかというふうな当時の姿勢だったんですけれども。

大変大きな課題、対策が必要になるかなと思いますけれども、今後、もっと具体的なですね、県との協議というか、取組みをですね、考えているかお答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

道路に海岸の砂が飛散し堆積する前に、より効果的な防砂対策がないか、熊毛支庁の担当課と協議を行い、道路を利用する皆様の安全確保に努めてまいりたいと思えます。

現在は、砂が堆積するたびに迅速に砂の除去を行っているところであり、今後とも、車両等の事故が発生しないよう、道路管理者との協力体制を強化し、迅速な対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） やはり繰り返しいろんな対策を講じていかないといけないのかなというふうにして思いますけれども、道路に砂が上がっているということがやはり大きな一つの問題であつてですね、何らかの抜本的な改善がですね、必要だと思いますので、県との協議を進めていただきたいなというふうにして思います。

次に、市営団地のバリアフリー化についての質問をしたいと思えます。

鹿児島県住生活基本計画にですね、目標と目標達成のための基本的な施策で、人に優しい安心できる住まいづくりとして、高齢者、障害者、子育て世帯などの居住の安定確保に向けた取組みの促進、住宅困窮者の居住の安定確保に向けた取組みの促進、住宅のバリアフリー化の促進等、基本的な施策として示されております。

市営団地の改修工事はですね、桜が丘団地なども進んでおりますけれども、このバリアフリー化についてはですね、通路、階段とかですね、狭くて、なかなか手すりとか、あるいは車椅子が通れるスペースの確保などですね、各団地を見たときに、実現に向けては大変難しい、厳しいのかなというふうにして感じるんですけれども、

こういった状況にあつて、公営住宅等長寿命化計画に沿った形で市営団地のバリアフリー化をどのように進めていくかお答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

現在、バリアフリー化された住戸がある団地は、美浜団地と古園団地の二団地になっております。

平成二十九年度に作成した西之表市公営住宅等長寿命化計画において、老朽化が激しい住棟については、原則、建替更新や集約、廃止を計画しております。

今後、既設住宅の修繕工事を実施する場合は、居住世帯の状況を考え、屋内のバリアフリー化を進めるなど、良好な住環境の維持を図ります。

また、老朽化が激しい住棟の建替更新に際しては、少子高齢化、人口減少社会を迎え、公営住宅等に対する需要の動向も変化することが想定されておることから、入居者のニーズや需要と供給のバランスを考慮しつつ、自然災害に強い住環境づくりを推進し、耐久性や耐震性、バリアフリー化、維持管理の容易性を考慮し、誰もが安心して生活できる住まいづくりを推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 長寿命化計画においてはですね、高齢者等のための設備の設備状況でバリアフリー化の状況というのを見て

みますと、住宅総数では、どれも備えていないというのが約六割というふうになっていて、対応している設備については、手すりの設置割合が最も高く二九・〇％になっております。また、廊下等が車椅子で通行可能な幅が一三％で、道路から玄関まで車椅子で通行可能が九・九％と、かなり低い水準にあるというふうにしてとれます。

課長答弁にもありましたように、バリアフリー化を進めていきたいというふうにしてあるんですけれども、そこで、古園団地ですね、ある棟は、ごみステーションですね、原則、捨ててはいけないんですけれども、一階に住む高齢者や障害のある方がですね、急な階段を避けて、捨てやすいところに持っていくきたい。しかし、そこはですね、ほかの棟の方がですね、捨てるのはよくないというふうにして注意をされるようで、当然ですね、そのごみステーションに捨てる量が多いと、あふれて大変なことになると思うんですけれども、そこはですね、特別に認めてもらうとかですね、ごみステーションを管理している棟の方、また総括管理者とも話し合いをして認めてもらうというふうな、そういう機会をですね、担当課としても取り組んでいただきたいなというふうにして思いますし、そういったことで団地内でも融和な関係性をつくっていただきたいと。これは要望みたいなふうになっていきますけれども。

同じくですね、古園営団地では、一階部分にスロープがあつてバリアフリー化されているようですけれども、そういったことから

ですね、市営団地の一階部分というのは、やはりこれから高齢者や障害者のある方の入居者のためにも改善というものが必要になるかなというふうにして思いますけれども、具体的な計画があれば、お答えをいただきたいと思います。

○建設課長（古田一男君） 古園団地に関しては、具体的な計画はありません。

先ほど議員言われたとおり、ごみステーションに行くスロープの件ですけれども、結構、古園団地に関しましては敷地に段差がありまして、高いところでは三メートル近く、レベルのところもありますけれども、その棟のごみステーションがありますけれども、そこに、この棟の人はここにしか捨てられませんとか、そういうのは指定しておりませんので、極力、皆さんが近いところに協力し合つて捨ててほしいなと思っております。

施設のバリアフリー化も大事ですけれども、議員おっしゃったように、皆さんが仲よく住んでいただきたいと思っております。その団地の中で、やっぱり心のバリアフリー化を優先していきたい、そのように思っております。施設のハード面も大事ですけれども、やっぱりこれからは心のバリアフリー化、そこら辺を重点的にお願いしていきたいと思えます。

新しくつくる分に関しては、ちゃんとしたバリアフリー化が可能だと思っておりますけれども、今現在あるやつには、もう住戸内の段差解消とか手すりとか、さっき議員おっしゃいましたけど、狭い

通路、廊下に手すりをつけますと、今度は通行できなくなったり、引越しの荷物が通らなかつたりとか、そういう弊害も出てきますので、そこら辺をまた考慮しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

改善事業の基本方針についてはですね、「住棟の安全性の確保に努め、修繕工事を実施する際は、居住世帯の状況を考慮しバリアフリー化を進めるなど、良好な住環境の維持を図る」としてありますし、今後ですね、市営団地の一階には高齢者の入居者が増えるのではないかと予想もされますけれども、今現在の建物、市営住宅、市営団地全体を見てですね、やはりバリアフリー化についての、最後に市長の考え方というかですね、予算のことについての考え方をお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 高齢化社会の中で、やはりバリアフリー化というのはどんどん進めていかなければいけないことだと思います。

先ほど来、担当課課長のほうからお答えをしておりますが、市営住宅を中心に、できるところは手すりをつけるとか、いろんな条件がありますけれども、それをやるということで、まどろっこしいかもしれませんが、やはり要望とかそういう居住者の御意見を聞いた上で、できる範囲内でやるというのが、老朽化した、対応できていない団地についてはそういうことが必要でありましょうし、また老

朽化に伴って更新の計画をつくっているところもありますので、そういうところは最大限のバリアフリーの対策をとったものを進めてやっていきたいという、そういうところで御理解をいただきたいと思えます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひですね、計画に沿った形で進めていただきたいなというふうにして思います。

最後に、日米共同訓練についての質問をしたいと思います。

昨年十月の十三日、十四日で、旧種子島空港跡地や長浜海岸で日米共同訓練が行われました。

今年三月に新設された水陸機動団、第一ヘリコプター団の約二百三十人と、そして米海兵隊第三海兵師団の約十名が参加をして、海自輸送船の「おおすみ」を拠点に、水陸機動団が旧空港近くの長浜北海岸にボートで上陸をしたと。で、米海兵隊はほかの機動団隊員とともに陸自輸送ヘリCH-47に乗り組み、旧空港におり立つというふうな訓練を行ったようです。

昨年十二月の議会でも、同僚議員の質問に対して、市長はですね、訓練の状況を見た限りでは混乱等はなかったし、住民の安全を脅かすような事態もなかったというふうにして答えていますし、この日米共同訓練の想定について、国に対して疑問やら市長の考えをですね、言って答えを聞くと、そういう機会はあると思うというふうにして答えております。

この訓練の目的でしたかね、侵略された離島を奪還する想定で行われると。まさに離島で戦闘を行うというふうにして捉えられますし、前回、昨年ですね、米軍基地や自衛隊の演習場以外で共同訓練が行われるというのは初めてと。旧空港跡地や長浜海岸などの場所の問題ですね。

そういったことなども踏まえてですね、中種子町で行われたこの日米共同訓練について、本市ではどのように捉えているかお答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

昨年の日米共同訓練についての日時、規模については議員御指摘のとおりでありますけれども、目的も、先ほど言われたように、平成三十年の三月末に発足した水陸機動団が国内で初めて行う日米共同訓練であって、その想定としては、敵に占領された離島を奪還するという想定だったと聞いております。使用場所については県の管理施設でありまして、行政区の中で本市の隣の、あるいは本市外でということでありました。

今後のことも含めてということと申し上げますと、こうした日米共同訓練というものは、私の個人的な考え方になるかもしれませんが、本来の施設ですね、例えば、専用施設、訓練施設というのは、国内には米軍専用施設というものもございますし、自衛隊の施設で訓練場というものも多数ございます。そこでするのが本来のあり方ではないかなと。自衛隊用語でセイチと言うようですね、そ

ういうところでやる場合には、やはり住民の感情とかそういうものにも配慮してやっていただきたいなというふうには思います。

今後につきましては、やはりその時々の方々の事前の説明ですとかで住民の生命、安全に支障があるかどうかということをお判断しながら、適宜対応していきたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 今市長お答えいただいた本来の形というものが、今回、そうではなかった、いうようなふうにして中種子町のその訓練を行ったように私は捉えます。

この訓練についていろんな捉え方というものもあると思いますけれども、ここでよく言われる経済効果なんですけれども、私は中種子町の商工会の関係者から話を伺ったんですけれども、十月から十一月の間で、経済効果としてガソリン、軽油などでの燃料代四十二万円、飲食店組合から確認したら、お弁当百六十万円、ホテルについては、基本、野営というふうにしてなりますけれども、幹部等が来ての宿泊が六十八万円と。その他いろいろつかんでいないところもありますけれども、概算で二百七十万円だったというふうな聞き取りができました。

この効果についての捉え方というのもいろいろあるかと思われませんが、けれども、莫大な経済効果というのは、私は見込まれないんじゃないかなというふうにして思います。

七年か八年くらいですかね、旧空港跡地で自衛隊の訓練を行うときは、旧国上中学校の敷地内を宿営地にしたり、昨年は中種子町の

太陽の里運動公園で行われたので、やらなかったと。だけど、安納球場だけは、通信の訓練ですかね、それを行ったというふうにして答弁されております。

西之表市での訓練については、これまでですね、打診というものがあつたんですけども、訓練に適した場所がないということで行われていませんでしたけれども、訓練場所の予備地域として、あつぽくらんど、浦田海水浴場、日泊みなど公園などというところが挙げられていることなんですけれども、今後ですね、こういった予備地域で訓練が行われるようになればですね、市民の目に触れる機会というのも多くなりそうですし、普通の光景になって、なれてくるということも起こりかねないと思うんですね。

中種子町で行われたこの日米共同訓練ですけども、基地や演習場以外で共同訓練をします。県が使用を許可したのでということでも訓練というのができることになれば、ここ馬毛島においてもですね、地権者が認めればということにもなりかねないというふうにして思うんですね。

中種子町では、訓練に対して抗議の集会も行われていて、地元の方も、訓練の内容等が十分に住民に知らされていないとかですね、訓練の恒常化に危機感を持つと、子や孫のために声を上げなければということでも抗議の集会にも参加をされておりました。また、西之表市からですね、市民団体や心配する市民が参加をしておりますし、この問題に対して、中種子町議会には訓練計画の白紙撤回を求

める請願書なども提出をされております。

そういったですね、訓練や基地化の問題に対してですね、大変不安や心配をしている方というのが熊毛地域や県内、広範囲にわたっておられると思います。

同様のこういった計画が今後あつた場合、あるいはですね、本市に訓練地の使用の要請があつた場合の対応についてのどのように考えているかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） これは日米共同訓練に限ったことではございませんけれども、防衛省が計画している鎮西というようなものも毎年ありますけれども、いずれにしても、基本となりますのは、やはり住民の生命、財産を守り、安全・安心を確保するということが基本になっております。地方自治を預かる者といましては、住民の安全それから環境への配慮、住民の不安の排除などが必要だと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） そうですね、今も言ったんですけど、市長、国に対して、その要請があつた場合というのは。そうか、対応になるということですね。わかりました。すみません。

今の情勢の中ですね、訓練施設建設に馬毛島がですね、候補地として上げられて、狙われていることは確かではないかなというふうにして思います。

中種子町ではですね、日米共同訓練が行われましたけれども、や

はり西之表市独自ではですね、これは絶対に認めないというようなですね、住民の立場も考えてですね、市長にはその毅然とした対応をですね、国に求めていくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時五十分ごろより再開いたします。

午前十時五十四分休憩

午前十一時五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

質問通告に従いまして一般質問をいたしたいと思います。

まず、市の職員、正規、非正規も含めまして、職員の働く環境の現状、そして今後の取組みを聞きたいと思っております。

この十数年間、行政改革の名のもとに、公務員の削減を全国の自治体に競わせて、公的職場でも正規から非正規へと置きかえられてきています。

その結果、労働者の低賃金と不安定雇用が民間の職場にも波及し、雇用の悪循環を生み出しております。

それはまた、住民に最も身近な住民サービスの面でも、質の不安定化、そして将来不安をも引き起こしています。

これまで本市でも正職員が担っていた業務を非正規に置きかえてきています。専門職の分野でも、劣悪な労働環境と低賃金で正職員と変わらない業務が要求される公的業務を担ってきております。

担当課にお聞きをいたします。非正規職員と正職員の配置はどのように変化してきたでしょうか。

以下は質問者席からお伺いします。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えいたします。

正職員の推移なんですけれども、過去に比べますと、過去、二百八十ですとか、三百名近いような時代もございましたけれども、現在では二百名程度ということで、減少傾向が続いております。直近では若干持ち直しておりますけれども、全体としましては減少傾向と言えるかと思っております。

それに反しまして、非常勤職員でございますけれども、やはり若干、直近では、平成二十八年度から平成三十一年度では、百十二名、百二十六名、百四十四名、百六十七名、こういうふううに、若干ずつではございますけれども、増加傾向にございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 具体的にですね、表もいただきましたけれども、特に、学校教育課、教育委員会の中の非正規化が本当に目立っております。具体的には、給食センターの調理員、配送の運転手も全て非正規が担っております。それから、用務員もほとんど非正規に置きかえられております。

聞くところによりますと、十年前、用務員も九人の正職員がいて、そして徐々に、正職員が退職したら、補充は非正規で補充ということにずっとなっております。

そういう中で、非正規の果たす役割、どのように担当課は認識しておられるでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

非正規職員といいますが、職種ですとか働く場所がそれぞれでございます。中には専門的な知識を必要とするような職種もございますし、そうでないようなところもございます。

そういったものを含めてですね、正規職員と同じようにとは言いませんけれども、期限を切って雇用いたしますので、その中の働き方ということになりますけれども、それぞれいろんな役割を果たしていただいているというふうに考えてございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今課長申しましたけれども、やはり継続して雇用ができない。子育ても生活も、一年やら三年で終わるわけではありません。そういう意味では、本当に不安定な雇用を、非

正規の人を増やしながら、そして重要な公的な役割ということをしてきた、こういうことが今の公的業務の実態であります。

そういう意味で、本当に皆さん、正職員で働いている人たちがですね、非正規の人たちの働き方、こういうことにもきちんと目配りをしていただき、その人たちが、非正規の人たちがどういう役割を担い、この業務が、正職員の人たちも含めて、住民サービスが充実できるようなことをどういうふうにしていけばいいのか、こういうことを観点に置きながら日々の業務をしていただきたいというふうに思います。

まず、一人の正職員の平均賃金ですね、低く見積もって六百万円としても、非正規職員の賃金、二百万円に届きません。三分の一の賃金で業務は正職員と同じことを求められております。

そしてまた、その仕組みを固定化しようとの狙いで、今回、九月議会に条例提案されておりますが、これが会計年度任用職員制度であります。

この会計年度任用職員制度導入に対してですね、具体的に質問を進めていきたいと思いますが、この会計年度任用職員制度の取組み方、これについてお伺いしたいと思います。具体的に、フルタイム会計年度任用職員、そしてパートタイム会計年度任用職員、この二種類に今雇用されている非正規職員は大きく分かれていくと思います。

今は、月に十五日の雇用であったり、さまざまな雇用形態がある

ので、来年四月からは、そういう二つのわかりやすいといましようか、そういう雇用形態にしようというのがこの会計年度任用職員制度の条例の提案であります。

条例の中でも少しは質問をいたしました、具体的に質問したいと思えます。賃金体系それから雇用体系ということ、それから休日とはなぜ正職員と違うのか。

どのような形で休日を保障していくのか、これが、休日は一点。それから、雇用体系ですが、説明の中で、二年更新、三年目に公募ということを言われたのじゃないかというふうに思います。認識が違っていたら、また訂正していただきたいんですけども、このことについてお伺いしたいと思います。

それから、賃金体系ですが、一級、二級で打ち定めという、そういう賃金体系になっておりますので、その点について御説明をお願いいたします。

○議長（永田 章君） 橋口さん、しばらく休憩させていただきます。

午前十一時十二分休憩

午前十一時十四分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

本案件につきましては議案になってございまして、委員会の中で

詳細にお答えすることになるかと思うんですけども、御質問をいただいておりますので、答えられる範囲で答えさせていただきますと思えます。

給料表につきましては七級までございまして、そのうち六級までの給料表を使っているというのが西之表市の実態でございんですけども、實際上、会計年度任用職員というのは、毎年毎年の職をその年で設置して雇用をするという前提です。そういう仕組みでございまして、一級、二級での運用を計画してございまして、給料表上はですね、三級以上は役職つきの職員ということになってございまして、年度間で運用するとすれば、一級、二級ということになるかと思えます。

休暇のほうもお答えしたほうがよろしいですか。休暇のほうも、若干いただきましたので、お答えしたいと思います。

基本的には、週休日とか祝日とか、一般の職員と同じなんですけども、職種によってはですね、そのとおりの休みではちよつと都合が悪い職種もありますので、そういったものについては全体の中で調整をしていくわけなんですけども、基本的な休みについては保障をするというふうな考え方でございまして。

で、一般的な有給の休暇とか無給の休暇とかございまして、このほうはまだしつかりとは決まっていなくて、国のほうで、国の人事院の考え方で準用するようになっていることを言われておりますので、そういったところを考慮しますと、今後になります

けれども、結婚休暇とかですね、そういったものを有給で検討するということになります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 休みの件ですが、職種によってはさまざま違うところもあると言いましたが、具体的に、インフルエンザ休暇とか出勤停止、そういう場合はどうなるのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

国の基準でいきますと、インフルエンザでの休暇というのはなかなか考えにくいんですけども、ほかのところではそういったことも考慮している自治体があるやには聞いてございます。こういった方法があるのか、そこは研究させていただきたいと思えます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひそこですね、正職員と同じような位置付けで、登庁してはいけない、出社してはいけないという指定の伝染病については休暇を保障していただきたいと思えます。

続きまして、今、この会計年度任用職員制度を導入するに当たり、現在働いている人たち、フルタイム九十八人、パート六十九人、日雇いの人が四十八人、計二百十五人の方が非正規で頑張っておられるわけですが、こういう方たちが来年度からどうしたいのか、そういう実態と、それから労働の実態をどのように調査をしているか、その進捗状況だとか、それから今後の方向性など、計画、例えば財政的な問題など、方向も含めてお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 調査の実態といえますか、説明を含めてということになりますけども、当初では、平成三十年の九月ぐらいから職員向けの説明会を開催しております。

で、平成三十一年の一月二十五日で二回目の、これも全職員向けの説明をさせていただきます。

また、二月になりましたから三回目、またまた全職員行いまして、それぞれの所管課の中でしっかりお考えくださいということもしたんですけども、やっぱりそれでもなかなかよくわかりづらかったりする。

あと、現場のことも聞かないといけないということがありますので、八月にですね、直接人事係の職員に出向いていってもらって、直接話をさせまして、その中でいろいろ聞くということもしました。で、その中では、それぞれのところでどういうふうにお考えですかとか、質問はありますかというのを直接お伺いしたんですけども、どうもなかなか人事制度というのは難しいようですね、具体的にこういうふうなところはどうかという質問は、なかなか正直なところ、出てきませんでした。

今度の場合、パートタイムの会計年度任用職員の場合は兼業ができなかったりしますので、その御事情というのは、もう職というよりは、お一人お一人によって大分違ってくると思うんですね。

そういうことがありましたので、後もって質問のある人はお聞きくださいということで、説明会は終わりました。

大体そんな状況でした。

○一六番（橋口美幸さん） この会計年度任用職員制度の制度のあり方そのものが本場に難しく、説明も難しいと思いますが、事本人たちですね、非正規職員の今後の雇用のあり方の問題だということの詳細に、具体的な丁寧な説明をお願いしたいと思います。

今後、フルタイムで雇用をする場合には、賞与の問題だったり、全て職員と同じような賃金体系というか、保障もいろんな福利厚生がかかってきますので、そこも含めて財源問題がかかわってくると思います。そういう意味では、国に対して財源要求をしていただきたいというふうに思います。

ここは、すみません、時間の都合です。市長の雇用方針、そういう、国に対して。総務省が三月の国会です。各自自治体の実情を把握してくださいと各自自治体に通達を出し、その実態に沿った形で総務省が財政措置をするということも国会で答弁をしております。

そういうことを踏まえて、やっぱり私たちのこの自治体で、本当に労働者の生活安定を含めて、行政の業務を非正規の人たちが担っているという重責が本当に大事だと思います。

そういうことを含めて、総務省に対して交付税措置なりの財政要求をしていただきたいと思うんですが、市長のその姿勢についての認識をお伺いしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 会計年度任用職員の財源についての財政措置についてのお尋ねであります。

その前に、この制度自体についての考え方といいますか、これはフルタイム、パートタイムの会計年度の任用とすることで、待遇の改善という面もかなりあると思います。それと、それに対応するといえますか、その反面、制約というか、そういう面も出てくると。両方の面があると思います。それはまた、改善される部分については一定の評価をしてもいいのではないかと考えております。

財源の問題につきましては、この制度導入に際しまして、我々の市長会、全国市長会等もありますけれども、そこできちんとした国の対応を図るようにならざるを得ないところでありまして、今後とも、その要望は関係機関等を通してきちんとしていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ全国で会議が、さまざまな会合があるとしますので、そこで適宜きちんと要求をしていただきたいと思います。

この制度の改善点で、改善するのは、評価する部分はあると思います。

やはり一番基本になる、会計年度で雇用をするということが大きな壁になっております。そういう意味では、経験を加算したりとか、業務が住民にとってどういう大事な業務なのかということを、行政、自治体自身がですね、やはり働く人と一緒に、住民サービスがどう

なっていくかということも含めまして、この会計年度にこだわらずに、ぜひ継続する雇用ができたならそういう配慮をしていただきたいと切に思つて、この制度導入をしていただけたらと思います。

それから、次の質問に行きますが、庁内における第三次西之表市男女共同参画基本計画策定が昨年提案されました。この計画策定後の到達についてお伺いしたいと思います。

具体的には、同僚議員も質問をされましたので、私は特にですね、重点目標六、七、八とあります女性活躍推進計画、これがどのような形で、主に庁内での取組みに特化して質問をしております。庁内で、この女性活躍推進計画、どのように進んでいるのかということをお伺いします。副市長にお伺いしたいなと思います。いかがでしょうか。

〔副市長 中野哲男君〕

○副市長（中野哲男君） お答えいたします。

平成三十年三月策定の第三次西之表市男女共同参画基本計画策定後の取組みについてでございます。

市役所庁内の職員を対象としている取組みといたしましては、まず、市職員の男女共同参画に関する理解の促進、次に、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進、次に、ハラスメント防止対策の推進、仕事と生活の調和に関する意識の推進、就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組みの推進、仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着の促進、行政分野に

おける女性の参画の拡大、雇用分野における女性の参画の拡大といった項目が主なものとなっております。

男女共同参画に関する理解促進やハラスメント防止対策等、意識啓発等に係る分野につきましては、職員向けの研修を実施しております。

また、行政分野における女性の参画の拡大に関しましては、平成三十一年四月一日現在におきまして、課長級職員の女性割合は九・一％、補正級一四・三％、係長級二一・一％となっております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 補佐級、係長級も報告をしていただきました。

やはりこの重点目標六、七、八がどのように具現化されているかということが一番庁内で大事なことだと思います。庁内で実施をすることがやはり市内全域に波及していく、こういうことが庁内の取組みの大事な視点だと思います。

今後ですね、私は、女性課長をとということの特化して言うわけはありませんが、やはり係長とか補佐で女性の力をどんどん活用していただきたいというふうに思います。

なぜならば、五十歳だったらあと十年ありますけれども、例えば、五十五歳、五十六歳にそういう管理職に登用しても、本当に自分がやりたい、こういう業務で住民のためにこういうことをやろうと思つても、本当に三年、四年で夢が達せられ、やる気が十分、一〇

○%能力が発揮できるだろうかというふうに思うと、やはり女性もですね、五十歳前後の管理職登用ということをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

今、女性が本当に係長級でも二一%の皆さんが登用されているということをお聞きしましたが、今後、そういう方向性で、男性も女性も同様に、五十歳前後で係長、管理職登用ということを考えられないか、市長にお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 女性職員の女性登用という観点についての御質問であります。現在、全職員の中で女子職員の割合は三割前後であると思いますが、絶対数がやはり女性のほうが少ないということが少しあります。

職員の登用につきましては、男女、男性であるとか女性であるとかということとは関係なく、能力とその意欲、情熱のある職員をどんどん登用したいと考えております。

特に、女性ということで申し上げますと、数少ない中でも、やはりきちんと仕事をしていただきたい職員にはそれなりのチャンス、係長の登用のところからきちんとやって範囲を広げていきたいと考えております。

それには、やはりもう一つ、採用の点からですね、新規採用のときから女性の採用ということもバランスを考えてやっていかなければならないと思います。それには、やはり女性の応募が少なかつたりですね、そういうこともあるので、最終的にそういうことも影響

してまいりますので、長い目で女性登用ということについては考えていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） やはり女性の応募も少ないということは今述べられました。先ほどの目標六、七、八の項目でですね、女性が本当に働き続けられる、結婚して子供を産んでも働き続けられる環境づくりというものが社会全体で保障されていく、そういうことは環境が保障されてからではなくてですね、現在進行形で、働く人たちが働きやすい家庭環境なり地域環境をつくっていくということも、改めてこの男女共同参画会議の中身として求めて、充実を求めていきたいと思えます。

続きまして馬毛島の問題に移りますが、市長に伺います。馬毛島を軍事利用させない取組み、市長が馬毛島軍事施設絶対反対という公約を実現するためにはどのような具体策があるのかをお伺いしたいということでこの質問をいたしております。

市長は、ツー・プラス・ツー、いわゆる日米安全保障協議委員会の合意文書で明記されている「馬毛島を恒久的な基地にする」、この削除を求める姿勢について、三月議会での私の質問に対しては、「同じ方向を志しているということだ」と答弁しております。最終的な目標は白紙撤回を目指す姿勢であると、私は認識しております。で、六月の議会答弁ですが、「それも一つの方法だ。ただ私は」というふうに答弁されています。

そこで、市長にお伺いしますが、二〇一九年四月十九日の日米安

全保障協議委員会の合意文書は、総論で宇宙サイバー攻撃が日米安保条約第五条の規定でなし得るとしております。で、馬毛島に関連する記述では、在日米軍の項で「昨年厚木飛行場から岩国飛行場への空母航空団部隊の移駐を歓迎した。米国は、新たな自衛隊施設のための馬毛島の取得に係る日本政府の継続的な取組みに対する評価を表明した。同施設は、大規模災害対処等の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、あわせて米軍によるFCLPの恒久的な施設として使用されることになる」と記述されております。

これは二〇一一年と全く変わりません。大規模災害対処も、これは明らかに隠れみみのだと私は思っていますが、大規模災害対処と、そして通常の訓練、それがFCLPの訓練に使われる。これは明らかに米軍です。

こういう日米、ツー・プラス・ツーの中身なんですけど、この合意文書に記述されているように、馬毛島の取得に係る日本政府の継続的な取組みをこのツー・プラス・ツーで評価をし、市長の選挙公約である馬毛島軍事施設絶対反対の公約、これをどのように実現させていくのか、今まで馬毛島の活用計画をしていくんだというふうにおっしゃってられますが、再度、この質問をいたしたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

質問の、私の今の伺った範囲のあれですが、一つは、ツー・プ

ラス・ツー合意にあるその馬毛島という文言の削除というものが最終的な目標であるか否かという、そういうふうには議員が解釈しておられるという点でありますけれども、私はそういう表現はしておりません。さきの定例会で、私はそのツー・プラス・ツー合意からの削除が最終的な目標だというふうには表現していないということでありまして、それはどうということかと申しますと、馬毛島のあるべき姿、つまり住民の幸福に資する活用を追求するということが私の最終的な目標であります。それは、FCLPよりはふさわしい活用方法があると、そういう道を追求するという意味でありまして、その方向性としては、議員がおっしゃっておられるその削除という手段、方法と方向性としては一致するところが大きいのではないかと、そういうことであります。

それから、二点目の、今後の、それを達成するためにどういう施策をするかということでもありますけれども、それについては、ちょっと重なるかもしれませんが、昨年来実施しております馬毛島の体験活動ですとか学習会を開催しましたけれども、その開催によりまして、市民が実際に馬毛島に触れて、馬毛島の実像を形づくっていくということを目指しております。市民のそれぞれの考えが生まれ、そのことよって利活用の具体化、実現についての大きな力が生み出されると考えております。遠回しのように聞こえるかもしれませんが、馬毛島に対する知識とか経験とかがこの西之表市民の中でも希薄になっている現状からしますと、それが一歩ずつ、私が最

初に申し上げた市民の幸福に資する利用の達成につながるものと信じております。

以上であります。

○一六番（橋口美幸さん） 三月の答弁では、私はここに議案書そのものを写してきたんですけれども、私が白紙撤回をしたらどうかという質問に対して、「同じ方向を志しているということだ」というふうに答弁しておられます。

そういうことで今の説明を聞きますと、そういう馬毛島のよさに触れ、市民の考えが生まれて、利活用についてそれが大きな力にしていくんだという、馬毛島を、歴史文化を大切にすることのほうが軍事施設、FCLPの訓練に使うよりもいいなど、住民が変わっていくことを希望しているんだというふうに私は受け取ったんですけども、やはりその認識の上で私も市長と議論したいと思いますが、所信表明の中でもですね、移転に賛成する人も反対する人も、まず、馬毛島を知ることから始める必要がある、だから軍事施設よりも馬毛島を大事にする方向に賛成の人も傾いていくんだというふうに市長は認識しておられるというふうに聞きました。

しかし、賛成する人たちはですね、馬毛島のそういう歴史や文化よりも、今、私たちはお金がないじゃないか、そして人が減るじゃないか、こういうことが賛成する人たちの主な意見なので、私はそういう両方に同じ価値観を求めるということ自体が無理があるんじゃないかというふうに思います。市長の認識がちよっとずれている

んじゃないかと私は思っています。

むしろ市長が馬毛島をどうしたいか、こういうふうに使いたいんだということをですね、明確に市民に伝える、市長自身がツー・プラス・ツーから明記を削除させ、そして私はこういう使い方をしたいんだということを市民に訴え、そして賛成している人たちにもそういうことを訴えるということが大事な状況になっているんじゃないかというふうに思います。

馬毛島の土地には、今ですね、抵当権が設定されていることも明らかになり、取得も進んでおりません。で、土地の違法な伐採が県の課題となって浮上をしております。

しかし、国は手段を選ばずに強引に推し進めることが常套手段であるという認識です。

反対の声を上げ続けることが重要であって、今こそ市長が市民にですね、本当にこういう馬毛島の状況を鑑みて、こういう運動を一緒にしましょうよということが市長がとるべき姿勢だというふうに私は訴えたいと思います。

答弁をいただいても多分同じ答弁だと思いますので、この馬毛島問題についてはですね、ぜひ、いや、すみません、答弁いただいているんですか。今、そういう私の質問に対して、やっぱり賛成の人と反対の人と同じ価値観を求めるといには無理があるのではないかい質問に対しての市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

鶏と卵、どっちが先かということで、利活用案か反対かと、どっちをやるかと。それはいろいろな御意見があるろうかと思えます。これは、賛成、反対の立場、それぞれの立場でも、いろんなグラデーションといえますか、ありまして、いろいろであります。

そういう中で、私がお願いしたいのは、本市の、今、市職員が結集してつくり上げようとしている利活用案の実現についてですね、議員の皆さん方も知恵を出して、ぜひ応援していただきたいというふうに考えるわけです。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　そういう考えのずれはありながらも、やはり私自身もですね、本当に馬毛島を私たちの心のふるさととして、私自身はずっと大事にしていきたいと思っておりますので、そういう、職員の皆さんがですね、日夜頑張っておられるその努力に敬意を表し、そして私自身、本当に皆さんと一緒に心一つにして、馬毛島に米軍基地をつくらせない、こういう声を上げ、運動も進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、次の三番目の質問に移りたいと思います。三番目、主要農作物種子法廃止の影響と農業政策についてお伺いしたいと思います。

種子法の問題点についてまずお伺いしたいと思います。種子法が二〇一七年の国会で廃止をされました。この廃止をされることが本市の農業にとってどのようなことが懸念されるのかということ

をお伺いしたいと思います。

種子法は一九五二年の戦後五月に発効されて以来、種が途絶えて二度と人々が飢えることのないようにということで、穀物の優良な種子の開発と安定的な供給を都道府県に義務づけた、こういう大事な法律です。だから、ここ本市でも、熊毛農業試験場があります。

しかし、安倍政権は、二〇一七年の四月、わずか十二時間、衆参合わせて十二時間という短い審議でこの廃止を決めてしまいました。この廃止の理由については、政府は、技術の向上で種子の品質が安定したと、だから民間企業を参入させて多様なニーズに応えるための廃止だと説明をしております。

しかし、廃止によって、これまで公的に取り組んできた種子の生産体制が縮小され、これまで培ってきた種子の情報が外国企業に支配され、農家は高い種子を買わされることになるということが懸念されております。

本市の農家も、資材費などの経費をいかに節約するか、このことを日々格闘、苦悩しながらですね、行政も農家も農業にいそしんでいる、こういう状況の中で、農家はさらに自分の種子を今持っているわけですが、それもままならず、高い種子を大企業に委ねてしまふ、買わされてしまうということが懸念されております。

本市の農家にどのような影響を及ぼすと思っておられるでしょうか、担当課からお伺いしたいと思います。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 答ええます。

国は、農業の国際競争力の強化に向けて、官民の総力を挙げた種子開発・供給体制を構築するため、主要農作物種子法を廃止いたしました。都道府県の役割等につきましては、種子の増殖に必要な栽培技術等の知見を維持するとともに、種子の生産や供給の状況を的確に把握し、それぞれの都道府県の実態を踏まえて必要な措置を講ずることとしております。必要な経費につきましては、引き続き地方交付税措置が講じられているところであります。

種子法においては、米、麦、大豆の種子でありますので、種子法が廃止になって、本市においては、米農家への影響はあると考えられます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 種子法の廃止ですね、都道府県が今すぐ種子の供給をやめるということではありませんが、海外の大企業が参入してしまえば、公的種子の開発、公的に、今まで私たちの税金で、県がそれぞれ、西之表市でいえば、一メートル四方にそれぞれ三種類、四種類の米を植えて、その三種類、四種類の米が、この西之表市の土壌にどの種子が適しているかということをこれまで農業試験場でもずっと検査をしてきております。米だけじゃなくて、あらゆる果物にしてもイチゴにしてもメロンにしてもそういうことを今までしてきたわけですけれども、この米、麦、大豆というところまで大企業が握ってしまうということになると、公的に守られた

種子の開発、そして供給システムが崩されるおそれがあるのではないかと。

かつて日本の野菜は、種は一〇〇%国産だったのですが、今や海外生産で、価格が四十年前の三倍になっている、農家の野菜はほとんど海外の種子だそうです。

安全性も疑われている種子を買わされる懸念が都道府県に広がっております。そういうことで条例制定の動きが広がっております。ぜひ市長もですね、本市の農業経営の観点、そして食の安全の観点から、ぜひ条例を県に定めていただきたい、こういうことを要請する必要がありますが、いかがでしょうか。

県はですね、要綱があるから条例をつくる必要はないというふうに言いつつも、今、県議会では請願書も出されて、多団体、さまざまな団体からですね、種子を守ろうという請願を出されている状況です。

全国では、十一の県がですね、この条例を制定しております。特に、農業県であります北海道だとか隣の宮崎県ももう既に条例を制定しております。

ぜひそういう声をですね、首長として県に上げていただきたい、こういうことについてはいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 種子法廃止に関連した条例制定についてのお尋ねであります。

現在、鹿児島県については、主要農作物いわゆる米の優良な品種

の種子を確保することが本県農業にとって重要であることから、要綱というものを制定しております。鹿児島県主要農作物種子生産・普及促進基本要綱というものでありますけれども、これによりまして、圃場審査や原種等の生産など、これまでと同様の取組みによって、本県に適した品種の選定と優良種子の安定供給を図っているというところでありますけれども、条例制定につきましては、議員御案内のように、多数の県等で成立している動きもございますので、県内の他の市町村とも情報交換しながらですね、要望の是非については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ県内の他自治体、私たちのこの自治体よりも、本当に鹿屋市は畜産の自治体ですし、米も伊佐市があります。そういう意味では、本当に鹿児島県は日本一の農業県と言っても過言ではないぐらい、農業が衰退してしまえば、本当、この地域の経済はどうなってしまうかという不安にさらされてしまっています。その予防の観点、そして食の安全の観点からも、ぜひ他自治体と協力して、ぜひ条例制定のために力を尽くしていただきたいと思っております。

それからですね、食の安全の問題に行きたいと思えます。

食の安全の問題ですね。この種子法廃止の説明が、民間企業のノウハウで多様なニーズに応じて種子の品種を増やすんだと。そして、民間企業がコストのかかる種子の開発や保存をするかどうかという

ことが果たしてできるのか、民間のコストのかかる種子を提供できるのかということが大きな不安材料となっております。

これまで地域で育ててきたブランド米の種子の情報が、大企業、モンサント社というふうにならざるに今規定されておりますが、今までの私たちが公的に保障してきた種子の開発そして歴史、今まで培ってきた種子の大事な情報も全部モンサント社に売り渡してしまうということが種子法廃止の狙いだったということが言われております。

海外の企業、モンサント社について言いますとですね、遺伝子組み換え世界一と言われて、グリホサートを主成分とする除草剤ラウンドアップを開発した企業です。この除草剤を散布したことによりがんを発症したと訴えた男性が勝訴して、今、八十八億円の賠償金を支払えと裁判所に命ぜられている、そのほかにもさまざまな千件を超すラウンドアップ除草剤を散布したことですね、がんを発症した人たちの訴訟が続けられております。

そしてまた、国内ですとね、アメリカ、カナダから輸入した小麦を使用した私たちの店に売っている食パンから除草剤ラウンドアップの主成分であるグリホサートが検出されたということはニュースでも皆さん聞いておられると思えます。

このことで、小麦をたくさん食べる人、パンをたくさん食べる人はグリホサートを多く摂取していることとなります。グリホサートは遺伝子組み換え作物の九〇％に使用されております。日本は、そういうことであっても、最大の遺伝子組み換え作物の輸入国だとい

うふうに言われております。

そういうモンサント社が種子を牛耳ってしまうということについては、本当に私たちの種子が、これから安心・安全に子供たちにも給食に出せるような食材を提供していけるのだろうか、こういうことが大きな不安となっております。

食の安全への影響について、担当課ではどのような認識でおられるのかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったように、いろいろな不安材料がたくさんあるとは思いますが、そこについては、いろいろと御意見を聞きまして、この取組み等については丁寧に説明していく必要があるかと考えております。

食の安全への影響につきましても、今後、情報収集を行って、県の動向を注視して対策を練っていききたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ、今回、種子法についてはですね、本当に情報が少なく、一般のマスコミでは余り報道していないのではないかと思います。

私は、農業新聞だとか、それから農民の皆さんが出している新聞だとか、食の安全を特に特集している雑誌だとか、そういうところには、本当に子供たちが発達障害の原因として、防カビ剤だったりラウンドアップだったりグリホサートだったり、そういう問題があ

るのではないかとというふうに今提起されている大変重大な問題です。

日本はですね、基準値をですね、五ppmから三〇ppmに拡大しております。これは、五ppmというのは、小麦が検出されたのは、ヤマザキパンだとかさまざまな商品がありますが、〇・〇四ppmだったり一・〇五ppmだったり、そういう検出数字なんです。日本が五ppmから大幅に六倍も、三〇ppmに拡大した、緩和したということは、世界のほかにもありません。

だから、日本は本当にそういう遺伝子組み換え食品が大量に輸入され、今度、トウモロコシも何万トンも輸入するということを安倍さんは約束してきましたが、そういういろんな人体に影響することがどんどん、ばんばん国に入ってきている状況なんだということを指摘する学者の方もいらっしゃいます。

そういう意味で、ぜひ今後ですね、学習する機会をつくっていただきたいというふうに思います。

続きまして、この二番の県知事に対して条例制定の要望というのは先ほど市長のお考えをお伺いしましたので、ぜひ努力して条例制定にこぎつけていただきたいというふうに思います。

議会も、そういう意味で、議論をして、議会からも要望書が、意見書が出されたいいなというふうに思いますので、今後の議論を私も提案していきたいと思えます。

三番目の輸送の補助拡大と後継者育成の政策充実の方向性をどう考えるかということでお伺いしたいと思います。

今、輸送の補助拡大ということでは、かなり陸路の拡大はされてきましたが、私は特に花卉の補助拡大をお願いしたいと思つて取り上げました。

先日の同僚議員の質問の中で、レーザーリーフファンが十一人、シキミが三人、サカキ五人、フェニックス・ロベレニー三人という人たちが、今、花卉に取り組んでおられるということを聞いております。

この花卉は軽量だからというふうに説明を受けましたが、箱の大きさを運送料が決まるということですので、重さに特化しない輸送料補助、そして航路だけじゃなくて陸路にも当てはめていく必要があるのではないかとこのように思います。

例えば、四万円のもの値段がついたとしたら、その中で一割以上が運送料というふうになっております。そういう意味では、例えば、四万円出したとしても、六割、七割しか農家の手元には残らない状況です。資材が本当に高くなつていて、自分の人件費は出ない、例えば、人件費を払わなきゃいけないということになると、手元に残らないというのが農家の実態です。

そういう意味で、ぜひ輸送の補助拡大、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（永田 章君） ここで、議長からお願いを申し上げます。

正午となりましたが、このまま一般質問を続行いたします。
答弁をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

輸送の補助拡大ということで、花卉類のお話になっておりますが、先ほどおっしゃったレーザーリーフファンにつきまして、ちょっとデータがありますので、お知らせしたいと思います。

まず、販売価格が七百七十八万八千七百九十二円のうちですね、輸送費が四十三万二千三百二十円ということで五・五％となっております。そのうちで、海上輸送費の分につきましては十五万六百元ということ、輸送費の中で三四・八％が海上輸送という形になっております。

で、この分につきましては、これまで四品目輸出の補助を出しております。本年度からブロッコリーとレイシの二品を追加しております。これは農家の皆さんからの声が上がってきたことで追加したものでございますので、花卉の輸送費につきましても、また生産者の方からの声を上げていただいて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ農家の皆さんの声をですね、丁寧に聞いていただきたいというふうに思います。

それから、花卉の取組みについてなんですが、花卉は、本当に若い農家を育てる、これから高齢化が進んでいくわけですから、七十代、八十代の人たちでも、さとうきびそしてからいもをつくりながら徐々に花卉に移っていくという方法もいいのではというふうに思

います。

そういう意味で、農業に対する支援、技術の支援とか、そういうこともぜひ力を入れていただきたいと思います。若い農家を育てようとするれば、農業に展望を持って、これから五年後、十年後は自立できる、そういう農家支援が必要だと思います。

そこで、農業次世代人材投資事業制度の充実について話を進めたいと思います。

今、この制度を使って農業を志そう、目指そうという若者が十九名いらつしやるということがわかりました。この十九名の育成、それぞれつくっているものは違いますが、この若い人たちを稼げる農家としてどういうふうに自立させるか、この制度を、もっと人を増やすということももちろん大事なんですけれども、今使っている人たち、二〇一九年から二〇二三年まで、それぞれ五年間という範囲がありますので、合計十九名の人たちが、二〇一九年は三名が期限切れとなります。

そういう中で、十九名の育成をどういうふうにすればいいのかということを議論したことはありますでしょうか。営農指導が十分かどうか、他機関の連携はとれているか、これも含めて現状をお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口美幸議員、ちょっとお尋ねしますが、この大きな項目、質問の件名がですね、主要農作物種子法廃止の影響と農業政策とありますが、この農業政策については全く切り離し

た考え方なんですか、それともこの種子法廃止の関連で農業政策、どっちなんですか。

○一六番（橋口美幸さん） 関連です。

○議長（永田 章君） 関連ですか。関連であつたら、今の質問はちょっといかがなものかと思えますけれども。別であれば、当然、政策が別件という形であれば、私は質問が可能と思います。

○一六番（橋口美幸さん） すみません、今の次世代育成支援事業のことと種子法の問題ですか。別です。別の問題です。

○議長（永田 章君） 別で、分けて考えていいんですか。

○一六番（橋口美幸さん） はい、農業政策という大きな。

○議長（永田 章君） 農業政策というのは別ですね。

○一六番（橋口美幸さん） はい、別です。

○議長（永田 章君） わかりました。

では、今の答弁を。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

農業次世代人材投資事業につきましては、半年に一遍、本人と面談をいたしました。現状がどうなっているか、問題点がないかとか、そういう話をいたしました。農業指導士とかその他専門の方がいらつしやいますので、その方たち、農協も含めて相談をして指導に当たっておるところでございます。

で、平成三十一年度から、本年度からちょっと法律が見直しがありました。今まで四十五歳から就農という形で設けておったんです

けれども、見直して五十歳に引き上げるとい形になっております。一応、枠については広げてはおりますが、やはりこの制度につきましては、当然、やる気のある方、実際、最初に相談にいられたときに、何をつくりたいんですかとかそういうの話をしたときに、ちゃんとした計画が立っている方に対して対象として認めておるところでありますので。

新規就農につきましても、当然、担い手不足とかいう問題もありますので、こちらとしても、当然、新規就農につなげていけるように、今、事業を行っておるところでございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひです、ね、十九人、本当、十九人にこだわりますが、やはり今農業を志したという気持ちを本当に大事にし、行政と一緒にやったりとったりしてですね、この地元で自立できるにはどうい作物がいいかとか、あなたに合っている作物はこうだとか、この時期にこういう追肥をするんですよとか、そういう具体的な農業支援、技術指導というものが本当に必要じゃないかなというふうに思います。

で、担当課の中で、やはりそういう技術指導員をきちっと配置をする、この必要性に、もちろん他機関と、農協だとか、それから熊毛支庁の農林水産関係の人たちと連携をするということは大事だと思うんですけれども、本市の中で、そういう技術指導員を配置をするという考えについては、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘の新規就農定着促進事業に応募しておられる方々というのは非常に意欲のある方々ですので、まさに議員がおっしゃっているような指導とかいうものは、実際に、今、取り組んでいるところでもあります。関係機関とともにやっているところでもありますけれども、市の中で、市職員としてというお尋ねでしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） はい。

○市長（八板俊輔君） いうことですよ。それは、また雇用ということになるのか、いろんな形態もありましょうけれども、そういう専門技能、知識を持った方々を市の施策に関与していただくということはいろんな方法があると思いますので、可能な限り、そういう方向で新規就農者の育成に役立てていきたいと思えます。

実際にその雇用の計画があるかということについては、今のところはございませんけれども、そういう趣旨で運用していきたいと思えます。

○一六番（橋口美幸さん） そういう、先ほど、制度を四十五歳から五十歳に引き上げるといことが報告されました。

他県の、全国の状況ですが、四十五歳から六十歳に引き上げたり、そして別の制度です、ね、六十歳以降、定年してからＩターンなりＵターンなりして本市で農業を始めませんかという取組みをしている町も全国でありますので、ぜひそういうことも参考にしていきたいですし、本市の農業発展のために行政が力を尽くしていただきたいとい

うふうに切に要望いたしましたして、次の質問に移りたいと思います。
すみません、時間が本当になくなりまして、子育て支援の充実に
向けてをちよっと時間までいたしましたして、次回の議会に回させてい
ただきたいと思えます。

子育て支援の充実、まず、全国です、子供たちの命を守れな
かった、こういう事件が起こっております。本市での支援充実を求
めて質問します。

この質問通告の後にですね、県内で、せつかく生まれてきた命を
救えなかった悲惨な出来事がありました。私は、責任は大人社会に、
こういう事件は全て大人社会にあると思えます。なぜ子供の命を大
人が守れなかったのか、今、社会全体に突きつけられていると思
います。

今もどこかで、本市でもですね、支援を必要としている人がいる
のではないか、そういうことに私たち大人は思いをはせなければい
けないというふうに思えます。子供たちがですね、その持てる力を
精いっぱい伸ばし、生き生きと生きる環境を保障する、こういう責
任があります。そういう意味で、私たち行政が果たすべき役割、本
当に重く思っております。

そこで、本市の支援体制について確認したいと思えます。子供が
生まれて社会に巣立つまで、切れ目のない支援を必要としておりま
す。本市の取組みは、支援を必要とする子供たちそして大人たちに
届いていますでしょうか。その認識についてお伺いいたします。

そして、それはどのような組織体制で取り組んでいるのか、こ
うことをまずお伺いしたいと思います。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 子供の貧困及び子育て困難を抱え
る保護者の実態把握の取組状況について御説明をいたします。

本市においては、子供の貧困及び子育て困難を抱える保護者の実
態を統計的に把握するための調査は行っておりません。

したがって、子育て世帯への経済支援の必要性等を判断する場合
には、保育料の階層別の子供の数や教育委員会が把握している小中
学校の要保護、準要保護の認定を受けた児童生徒数や十八歳までの
児童生徒のいる世帯の平均所得、課税状況等を参考としております。
これらの総合的な状況把握に対して、困り事を抱えた子供又は保
護者の実態の把握については、一番目に、昨年の機構改革で新設さ
れた市民総合相談係で、窓口での相談対応に加えて、気になる子供
や家庭を家庭児童相談員等が訪問し、対象となる方々が生活をされ
ている場所での生活の様子の確認や困り事への寄り添いをさせてい
ただいております。

情報の把握については、所内各係、関係課等や民生委員や事業所
等の関係機関の気づきにより寄せられる情報に加えて、学校や保育
所、認定こども園等への定期的訪問及び随時の情報共有により行っ
ております。

また、情報については、必要に応じてケース会議等を開催をして

関係機関と共有をして、それぞれの役割について確認をし、連携をさせていただいております。

また、生活実態を勘案して、必要に応じて保健センターやくらしサポートセンター、ハローワーク等とも連携を行っており、子供だけにかかわらず、保護者への就労支援、生活支援などにもつなげております。

また、二番目に、平成二十七年に設置した子育て支援センターでは、交流、情報発信、相談、預かりの場として家庭や地域における子育て支援を補完し、気軽に利用できる場所として定着をし、子育て中の保護者の方の孤独感や負担感の軽減になっているのではないかと思っております。

三番目に、困り事を抱えた方を地域ぐるみで支える仕組みや支え合いマップなどのツールづくりについても地域と一緒に考えて考える機会を設けておりまして、自助、共助、公助を包括的に活用しながら、困り事を抱えた方の把握と寄り添いにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　そういう子供たちの連携、本当に大事だと思います。実態把握をするために、市役所に来てくださいますかというのじゃなくてですね、園を訪問したりしているという状況も報告されましたが、やはり今、下に総合窓口ができておりますけれども、総合窓口の役割を十分に発揮するためには、本当に地域に、

例えば、三歳児健診、五歳児健診で、乳児健診なり来たときに、そのときは非日常のことなんですね。非日常なので、日常的に、子供と親が日常的な会話をしたり、日常的な状況をできるかというところ、やっぱりそうじゃなくて、非日常に来た健診日と、そして日常的にこういう生活を保育園なり幼稚園なり自宅で行っているのか、家の環境はどうなのかということも本当に綿密にきちんと連携をとって、相談が、困っていることは何なのかを敏感に把握して、アンテナを高く広く張るといことが私は行政の大事な役割だと思っておりますので、そこを、総合窓口の活用のあり方とかですね、子育て支援のあり方、もっと深く私たちもつかんでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。

今日は時間がありませんでしたが、また子育て支援について、そして社会教育の施設の充実について、まことに時間が足りなくて申しわけありませんでした。また十二月の議会で改めて質問通告させていただきますので、よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君）　以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時二十分ごろより再開いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） それでは、一般質問通告書に従い順次質問いたします。

最初は、馬毛島問題についてです。

明治以降、馬毛島は、実に歴史に翻弄されてきた島だと言えると思います。終戦後に国が民有地を購入し、入植者に無償払い下げをして、戦後の馬毛島開発が始まりました。その後、レジヤラント構想、石油備蓄基地又はレーダー基地など、土地転がしや闇献金など、大変不穏な話が長く聞こえてきました。このような馬毛島のこれまでの歴史の実態説明はほど遠く、実は、今まで何も明らかではありません。

私たち西之表市民にとっては、無人島になってからの馬毛島を語る機会も少なくなり、十二キロメートル先の馬毛島で何が起きているのか、見ることも容易ではありません。私たちが馬毛島をしっかりと自分のこととして将来の活用を考えようという市長の呼びかけには、市民感覚からはいまだにかけ離れた感があるのも事実です。今回、私のこの馬毛島問題に関する一般質問では、いま一度、市長にこの馬毛島問題に対する姿勢について明らかにしていただきました。

いと思ひ、質問いたします。

まずは、日米地位協定についてです。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定という、一九六〇年、日米で合意された条約です。

特に大きな特徴は、日本国においても日本の法令が適用されない、締結以後、一度も一言一句改正されていない不平等条約であります。

そこで、市長御自身は当然詳しく御存じとは思いますが、この日米地位協定についての市長の見解を伺います。

以下は質問者席にて行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 日米地位協定に関する認識についてのお尋ねであります。

さきの一般質問でも同様な御質問があったかと思えますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、基本的には、全国市長会あるいは知事会で国に対しての要望をしておりますけれども、その内容とほぼ一致していると考えていただいてよろしいかと思えます。

具体的に申しますと、「米軍人等による事件、事故、油及び汚水の流出、PCB等有害廃棄物の処理など基地の存在に伴う諸問題は後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている実情にあるなか、もはやその運用を改善するだけではこれら諸問題の解決は望めず、同協定を見直す必要がある。よって、国は国民の生命、財

産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的見直しに向けた対応を行うこと」が必要であるという申し入れ書が、要望書がありますけれども、そういう認識でございます。

○一四番（長野広美さん） 昨年八月、翁長知事が亡くなられる前後にですね、このような大変大きな歴史的な、全国知事会が全会一致で意見書を提出すると。それほど大変重要な条約だと考えます。

そこで、市長にお伺いいたします。FCLP施設の設置が計画されているこの馬毛島において、万が一にも運用が開始となった際には、馬毛島の島内だけではなくて、この西之表市内に落下物等、万一の事故が起こることが心配されるのではないかと思います。また、その際には、このような不平等な日米地位協定に基づいて処理されるということを経験は考えておられるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） そういう事故等が起こらないようにということもございませけれども、そういう場合、仮定のお話でありますけれども、そういう事態になった場合は、それに対してきちんとした対応を、抗議等も含めてですね、やらなければならないということになるかと思えます。

○一四番（長野広美さん） 馬毛島へのこの軍事関連施設というのはですね、防衛省もしくは国は明確に自衛隊だけではなく米軍との共用であるという計画、恒久的な施設が計画されているということ、もう既に私たち、市長もしくは議会に対しても説明がなされて

おります。

そういう意味では、日本における米軍の存在が、今現在、このような不平等な条約のもとに行動が行われているといった部分についてはもつと市民に伝える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 現時点では、議員のおっしゃるようなことを事改めて市民に伝えるというようなことは考えておりません。

○一四番（長野広美さん） では、もう一度市長にお伺いいたしますが、馬毛島において、市長は二つ非常にわかりやすいことを同僚議員の質問にも答えておられますし、所信表明とかいろいろな機会でも説明されておりますが、一つは、市民の安全・安心の立場で考えたいということが一点、あともう一点は、私たち地元が決めていくんだということをおっしゃりました。

まず、この安全・安心を第一に考えるということを経験は、この馬毛島に関連しておっしゃっているわけで、この地位協定の不平等さは、当然、安全・安心を考える市長の立場では、この問題点は当事者として考えていらっしやいますよね。その上で、かつ、この問題点について市民にも説明する必要があるというお考えでしょうか。これは明確に地位協定についての問題です。

○市長（八板俊輔君） 日米地位協定の内容は多岐にわたりますけれども、その個々の点についてここで論議する場にはないとは思いますが、また今の議員の御質問についての個別のことについて

ては、今の段階ではお答えする必要がないと言うと変ですけれども、
どうかと思います。論点を絞っていただければ、またお答えの
しようもあるかと思えます。

○一四番（長野広美さん） 一般質問通告書に、地位協定について
市長の見解を伺っております。地位協定は、全ての日本の国内にお
ける米軍に直接かわかる条約であります。馬毛島にFCLPの施設
が誘致されているというこの事実をもって、私たち西之表市長とし
ては、この地位協定をどのように考え、市民に対してどのように対
応するのかといった方針も考えも持ち合わせていないということ
よろしいですか。

○市長（八板俊輔君） そういうことを申し上げているわけではな
くて、日米地位協定の中身、多岐にわたりますので、例えばどの点
についてということであればですけども、たくさんありますので、
地位協定について一言で言われてもですね、たくさんありますか
ら。

例えば環境の問題とか、あるいは例えばですね、全国知事会が出
した要望書もありますけれども、例えば訓練ルートとか訓練の時期
についての事前の情報の提供ですか、それから国内法令に関する
問題ですとか、それから事件、事故に関することですか、国内の
捜査権の問題ですとかいろいろございますけれども、それを一から
げに申し上げたのが最初の市長会が要約した要望書がありますけれ
ども、そういう趣旨で、考えは一致しているというふうにお答えを

したわけですよ。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、市長は、常日ごろ、馬
毛島において考えるに当たって、市民の安全・安心を第一に考えた
いとおっしゃっていますね。違いますか。

で、今現在、この地位協定に基づいて、基地がある地域は特に、
全ての問題が、環境汚染にしても治外法権の問題にしても警察権の
問題にしても、市長が一〇〇%御存じですよ。個々具体的な現場
を見ていらして。

そういった部分が馬毛島においても今後検討せねばならない、そ
ういう状況に陥っていると、そういう認識も持ち合わせていないと
いうことですか。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩します。

午後一時三十二分休憩

午後一時三十四分開議

○議長（永田 章君） 一般質問を続行いたします。

○一四番（長野広美さん） 日米地位協定の問題点はですね、実は
馬毛島にかかわらず、日本国内においてはほぼ全域において、米軍
は、空港権、飛行権等も含めて、実はどこにでも飛んでおります。

そういった意味からも、私たち、自治体の長としてはこの条例の
今のあり方についてはしっかり検討するべきだと思えますし、まし
てや、馬毛島の問題を抱えている私たち本市において、この日米地

位協定の問題をしっかりと受けとめなければいけないという考えのもとで質問いたしました。また改めて伺いたいと思います。

次の質問に参ります。

四月十九日に公表されました日米安全保障協議委員会（ツー・プラス・ツー）の合意内容について、最初に、この内容については、しばらく前ですけれども、改めてどのように受けとめたのか、市長の見解をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

四月に公表されました日米安全保障協議委員会の合意内容につきましては、馬毛島のFCLPに関しまして日本政府の取組状況の確認がなされ、早期の施設整備完了について緊密に取り組んでいく旨が確認されております。そうした協議内容や結果が発表されたものと認識しております。

付言しますと、新たに何か約束事があったとか、従前からの特段の変更が、大きな変更があったというふうには捉えておりません。

○一四番（長野広美さん） 特段新たな情報もなく、変更はないという市長の認識ですけれども、この文章の中で明確に述べられております。「可能な限り早期に当該恒久的な施設の整備を完了させるため、緊密に取り組む意図を表明した」と。これは日本と米国の両サイドのほうからの御意見ですよね。

これが以前と全く変わらないという市長の見解を私はとても納得できないんですが。前回の二〇一一年の合意文書では、「馬毛島が

検討対象となる旨、地元の説明することとしている」、この場合は、検討対象という言葉が入っています。で、今回においては、「可能な限り早期に」「整備を完了させるため、緊密に取り組む」と。これが以前とちっとも変わらないと言っている、その根拠になつていないものは何ですか。

○市長（八板俊輔君） 変わらないと捉えていると申し上げたのは、二〇一一年の六月の時点から、国としてはFCLPの施設を整備すると、その候補地、候補地と言ったりしていますが、馬毛島にそれをつくるという方向は、方向性というか、その決意といえますか、それは当初から持っていたというふうに考えているからです。

今年四月の段階でもそれは揺らいでいないという意味で、変更した点はないと捉えていると申し上げます。

○一四番（長野広美さん） 私たちは、一般の市民の方たちは、一般的に賛成でも反対でもなく、国が何を考えているのかというふうに関心されているわけです。

この前回の二〇一一年と今回の部分で明らかに違うのは地元に対する考え方ではありませんか。以前は、候補地であり、地元説明するということを明文化してあります。今回、一言も地元に対する説明もなければ、地元に対する理解をいただくということもなく、「可能な限り早期に」というふうに明確にされていますよね。

地元の自治体の長として、市長、改めてお伺いしたいんですが、これも、この所信表明でも各地域の地元説明会においても、市長はこ

う述べられています。あくまでも地元に住む私たちが考え、結論を出す。とても大事な、自治権としてですね、当然と私自身は考えまされども、しかし、国が、しかもトップクラスです。国会の承認を必要としないツー・プラス・ツリーの、このレベルの高い、機密性の高い事項ですね、国と国とが約束しているこの事実に対して、市長は、いや、何も変わりませんという、その説明で市民に十分に理解していただけるでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 答ええます。

少しかみ合っていないような気がするんですけども、今議員がおっしゃった四月の時点で変わった現状というものは、その状況というのはですね、もう二〇一一年の六月から既に始まっているということなんです。そういう意味で、変わっていないと申し上げているところです。

○一四番（長野広美さん） それでは、市長のその防衛省側の意図するものは以前と何も変わっていないという状況の中で、改めて、今、地元の住民の皆さんに説明していらっしゃる、私たち地元が決めるんです。そのために、この情報は一体何を意味することなんです。私たちは、国がもう決めたことではないかと、もう決まったことですよというふうに考える多くの市民がいらっしゃる中で、これは一体どういう意味を持つことなんです。この日米合意の、馬毛島にできるだけ早期に施設整備を進めると、それに対して、市長はどのように市民に説明されるんですか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） 事務局の立場でちよつと回答をさせていただきます。

この件につきましては、文言が確かに違っているということもございまして、事務局のほうが防衛省のほうにどうなっているんだというところで確認を行っております。

で、その回答といいますが、五月八日に官房副長官が記者会見をさせていただきますけれども、その回答のとおりですので、そう御理解くださいということでございます。

で、その内容につきましては、防衛体制の充実のために自衛隊施設を整備するということとともに、空母艦載機のFCLP着陸訓練を実施するための候補地として検討を進めているということで、官房副長官のほうで記者会見で述べられております。

したがって、中身としては、候補地としてまだ検討を進めている段階だということと、事務局としても受けとめているところがございます。

○一四番（長野広美さん） それでは、改めて、これはお願いになります。市長がですね、市民に呼びかけて、賛成でも反対でも、いずれにしても馬毛島についての市民の意見をぜひ聞きたい。その上では、今担当課長からの説明があったように、このツー・プラス・ツリーの合意文書とその後やりとりについてもしっかりと市民にちゃんと伝えて、今現状の認識としては「何も変わりませんよ」で

はありませんよね。そういうやりとりがあったということも含めて説明を果たしていただきたいと思えます。

あくまでも市長が私たち地元が決めるんです。そのためには、少しでも多くの情報を一人でもわかりやすく説明していただきたい。ややもすると、市長の説明がですね、私自身も常日ごろ反省するんですけれども、人の説明が決して上手ではなく、端折られている部分が多くて、ちよつとよくわからないときが多くてですね、困ります。

ぜひこのツー・プラス・ツーの成り行き、それから地位協定の問題点、いずれにしましても米軍が絡むという部門においては当市にとって大変難しい問題ですので、少しでもわかりやすく市民の方々にも説明していただきたいと思えます。

次の質問です。

今、政府はですね、このツー・プラス・ツーの合意文書にありましたように、できるだけ早期に施設整備をしたいと、これはもう明らかの方針です。

それに対して、市長は、本市独自の馬毛島の利活用計画をつくりたいと。これはいつまでに策定するのでしょうか。

また、その後、その具体的なものができたときに、防衛省なのか、総務省なのか、内閣府なのか、その後のアプローチについても検討されているのか御説明お願いします。

○市長（八板俊輔君） えっと、これは。

○議長（永田 章君） これは、広美議員、三番でしよう。

○一四番（長野広美さん） 三番です。

○市長（八板俊輔君） 三番ということでもよろしいでしょうか。

○一四番（長野広美さん） はい。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の問題につきましては、現状では、地権者と国の間で土地の売買交渉がなされているものと認識しております。

仮に交渉が成立した場合、最終的には地元の意思が最重要であり、国も、これは県もそうでありませけれども、この地元の意思を無視できないものと考えております。

そうしたことから、体験活動を初めとする利活用計画のさらなる充実と具体化、その推進を図っていく必要があると考えております。

これはいつまでというお尋ねがありましたけれども、これは可及的速やかにということでありまして、日々、それを目指しているところです。

さきにも御答弁したものもあるかもしれませんが、市民が実際に馬毛島に触れて、それぞれの価値観の中で馬毛島の実像を形づくっていくということ、それが市民それぞれの考えを生むこととなり、大きな力を生み出すと考えております。

また、賛成、反対のそれぞれの考え方を市民の方はたくさんお持ちですので、正確な情報が欲しい旨を市民から要望が、昨今、近ごろいただいているところであります。

これにつきましては、市民からの要望書ということでありますけれども、その情報収集のために、議会とも連携して、足並みをそろえた形で対応していくことが必要であると考えております。市と議会が強固に連携した情報収集作業を行うことで、今後の馬毛島対策についても効果的な取組みを構築できるのではないかと考えております。

○一四番（長野広美さん） 市長は私の質問に答えていただいているんですね。私たちが議会とともにという、その情報収集の話ではなく、市長が考えておられる利活用計画づくりを速やかに、できるだけ早くにおっしゃったんですけれども、この二年半、冒頭で申し上げたとおり、私たち一般市民が馬毛島に行くことは非常に難しいですね。また、歴史的な背景もあります。その中で、市長が言われている、実際に実感して馬毛島の利活用を私たちの手でつくりたい、そう呼びかけているその部分について確かな手応えを感じていらっしゃいますか。

私は、とてもとても不十分だと考えております。なぜならば、最大の問題は、海があり、そこになかなか行けないからです。いわゆる無人島の密室化している状態になります。

申しわけありませんけれども、私は、この職員の皆さんよりも、誰よりも馬毛島に行っている回数が多いかと思えます。なぜならば、裁判を長く、十年、十五年進んでいるからです。海が荒れたり、平穏なときもありますし、行きたびごとに、いかに一般の市民の方々

があの馬毛島を自分のこととして捉えることが難しいかと実感しております。

今市長が速やかに、できるだけ早くにつくりたいとおっしゃっているその計画づくりは、もっとスピードアップする必要がありますでしょうか。

私の提案はですね、まず、一般海浜の利用です。国有地です。ビーチクリーンでも可能です。それから、漁業体験でも可能です。ダイビングやカヤックなど、観光資源としての活用も当然必要ですね。もっと具体的に、スピードアップを持って、明確にいつまでに最低限のたたき台をつくり、市民に示し、その上で国との交渉をどのようにしていくか、具体的な対応策を検討していただきたいんですが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君） 期限を決められるのであれば決めたいところではありますが、国の交渉の行方の不透明さといったこともございます。あるいは来月ということもあるかもしれません。その時点でやはりまとめなくちゃいけないという面もあります。だから、先ほども申し上げましたように、可及的速やかにというふうに申し上げたわけです。国と地権者との交渉がまとまるということもあるいはあす決まるかもしれませんが、そういう中で、それに応じて我々に対応しなければならぬわけです。だから、可及的速やかにと、それで御理解いただきたいと思えます。

○一四番（長野広美さん） 私たち、ともにですね、市長、民間の

企業でもありませんし、民間団体でもございませんので、具体的に、可及なものとは可及にいついつまでにとというのが本来の行政の目指すべき姿ではありませんか。

年度内に、少なくともたたき台としてつくるのであれば、その結果を示すべきでありますし、それはあくまでもたたき台でも結構です。しかし、いつできるかわからないものを皆さんに呼びかけるといつてもですね、なかなか具体的に先に進みませんし、交渉するに当たっても、それは非常に不透明です。それは要望として申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

馬毛島の問題の四番です。馬毛島の周辺の漁業の実態、またあわせてお願いしてありましたけれども、公害防止協定の今どのようなになっているのか、また森林法違反の疑義について進捗状況の御説明をお願いします。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 答ええます。

まず、本市の水産業につきましてですけども、小規模個人経営の漁業経営体が多く、保有する漁船においても五トン未満の漁船が九割を占めております。

漁獲場所を特定した統計等は数字の把握が困難なため持ち合わせしておりませんが、漁業種において、沿岸漁業を主とした一本釣り、モジヤコ・キビナゴ・トビウオ漁で水揚げ金額の約四割を占

めており、種子島近海、馬毛島周辺で漁業を営んでいる状況であることから、馬毛島周辺についてもよい漁場となると考えております。

次に、公害防止協定でございますけれども、これは平成十三年四月に、馬毛島開発株式会社と種子島漁業協同組合との間において、西之表市が立会人となり協定書が取り交わされております。

採石事業に伴う漁業に対する公害防止等を目的に、土砂や石粉が河川に流入しないよう必要な施設を整備すること等がうたわれております。

航空写真での確認ではございますけれども、沈殿池、沈砂池と思われる箇所は複数確認しておりますけれども、近年、現地調査ができていない状況にあります。

今後も引き続き漁業者を初め関係団体及び各機関と連携し、注視していきたく考えております。

次に、森林法に關しましてですけども、市で所管するのは伐採届となります。伐採後の現地確認がまだできておりません。

なお、林地開発許可申請は県の所管となっております。

市としましても現地調査は行いたい意向でありますので、引き続き土地所有者に立ち入りの依頼をしていく考えでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 状況説明、ありがとうございます。一点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

昨年も、そして今年の七月に市長以下皆さん馬毛島に上陸されておられますね。今回、この森林法違反の関連については、地主とはどのような会話がなされたんでしょうか。少なくとも現地調査の必要性等について市長は何らかの形で交渉されたのかどうか説明をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 結論から言うと、その点については話をしておりません。棚上げにした状態で、とりあえずその体験学習について実現するためですね、そのようなことは余り触れないようにしているというのが実情であります。

○一四番（長野広美さん） そのままでよろしいというお考えかどうかですか。棚上げの状態です。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

そういうことではありませんで、林地開発の問題ですとかこれまでの公害防止協定の問題とか、そういうものを含めまして、いろいろ馬毛島については市として取り組まなければならないものがたくさんありますけれども、その点につきましては、年度初めに必ずタストン社のほうにお送りしてですね、それについての要望は続いているところでもあります。

ただ、それに対する答えが返ってきておりませんので、非常に苦慮しているところでもあります。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、この森林法の問題については、今現在、最高裁において、民間の漁師さんたちが鹿児島県

に対する行政訴訟の原告適格で問われることとなります。民間がですね、自分たちの生活を守るために訴訟問題でも取り組んでいる、この実態を踏まえて、もっと真剣に、この森林法と伐採届の行政手続を棚上げしている状態を恥としてですね、これ、行政手続ですよ。違いますか。本来なすべき責務が果たされていないのではないですか。いま一度、市長が何か述べたいのであれば、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 少しおわびを申し上げないといけません、棚上げと申し上げましたのは、この問題について棚上げすることではなくてですね、体験活動の最中にそのことに触れることを差し控えたという意味でありますので、地権者との懸案の事項については、継続して要望は続けていきたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） よろしくお願いいたします。

以上で馬毛島関係の質問は終わり、次の質問に移ります。
地球温暖化対策についてです。

先ほども、テレビです、台風十五号の深刻な被害が出されました。

本市でも地球温暖化対策として取り組んでおられますので、その具体的な対応、また目標値、改善点等、この状況についての御説明をお願いします。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 地球温暖化対策における本市の取り組み及び改善目標値についてお答えいたします。

本市では、平成二十六年度に第二次西之表市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、電気・燃料使用量の削減、ガソリン等の使用量の削減、物品購入時の環境負荷の考慮、ごみの減量化、用紙の使用削減、節水を具体的な取組みとして上げております。

また、削減目標を平成三十一年度までに平成二十五年度比で温室効果ガス総排出量を5%削減としております。

以上で説明を終わります。

○一四番（長野広美さん） その方向性については一般のホームページ等でも公表されておりますけれども、これ、年次ごとにその結果は報告されるではありませんか、違いますか。

○市民生活課長（川畑利昭君） 先ほども申したとおり、平成三十一年までということ、平成二十七年から事業費ですね、決算等を踏まえてですね、推定はしますけど、この間のいわゆる特に電気量ですね、削減の数値自体の係数がですね、かなり変わってきておりまして、量的には、いわゆる地球温暖化等での影響もあるかと思いますが、やっぱり熱中症対策、いわゆる高齢者とかですね、いわゆる小中学生の校舎等ですね、電気量を、エアコンをですね、つけましようという動きも、健康の観点、命を守る観点から、昨今では電気量を使いましようという形で、体調維持をしましようというところで、以前まで、十年ぐらいまではですね、電気量もそをも削減するような目標で、省エネということで抜本的に、温度も二十八度に設定したりとか、エアコンはなるだけ使いませんかというふ

うなところが第一次の計画の中ではあったんですが、昨今、そういうふうなところで、電気使用量自体は、年度ごとにくくと、光熱的には伸びてきております。ただ、係数が若干年度ごとによって変わってきています。

というのも、いわゆる東北大地震で原発の発電自体がですね、とまってきたという経緯があつて、それが平成二十七年ぐらいから、九州になれば、九電の川内原発等を含めてですね、開発しました。それで、いわゆる発電効力が、通常の化石燃料の火力発電所で使う二酸化炭素の出力量よりもですね、かなりその原発を使つての電気量自体で、九州管内のいわゆる発電係数の持っていく方のところ、量が増えたんだけど、いわゆる効率化が図られて、いわゆる二酸化炭素の抑制の電気効率が進んだことによつて、いわゆる二酸化炭素排出自体は既に少なくなつてきているというふうな反比例の状況が出てきているものですから、その係数の、今、見直しにちょっと若干時間を要しているということ、今のところ、いわゆる年度ごとですね、経過措置という数値自体は報告に至っていないところ、です。

○一四番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

えつとですね、国は、私たちは、このような二酸化炭素、地球温暖化対策というのは、国家レベルでそれぞれ統計立てて取り組んでいるわけで、本市の場合は、庁舎とかですね、大きな組織の一つとして削減目標を具体的に掲げられているわけで、今御説明いただい

たように、国全体的な枠組みの部分は確かにお話があったかと思うんですけども、そうではなくて、私たち一人一人、市民生活のレベルでこの問題は避けては通れないわけですね。

で、今説明いただいたように、二酸化炭素削減の部分については、原子力発電所の活用等の部分とか社会情勢の熱中症とかいう部分も確かにあるかもしれませんが、少なくとも本市においては、平成二十五年度の分析の結果が、水道課、学校給食関係の教育委員会総務課、そしてまた斎苑がある市民生活課、いわゆる化石燃料の利用量等が非常に大きいところが改善努力目標の一つに掲げられておりますね。

今後、今年度が五カ年計画の最後になりますけれども、できるだけわかりやすく市民に各課ごとのやはり取り組んだ結果をですね、それは何かが大事かという、私たちの生活の中で二酸化炭素を減らしましょうという意識啓発活動がいかに大事かという意味で、市が音頭をとって、本市の取組みだけではなく、市民に対してもわかりやすく説明をしていただきたいと考えております。これが二つ目の今後の取組みの強化について、お願い事の一つです。

で、もう一つはですね、鹿児島県が地域ごとの説明会等をされておりまして、県との連携で本市は何か取り組んだ事例がありますか。

○市民生活課長（川畑利昭君） 本市の取組みについてお答えいたします。

現状のところ、西之表市における県との取組みの中でのいわゆる説明会であったりとか事務取組みについては、現在のところ行っておりません。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、県のほうは一般市民の住民の皆さんへの働きかけ等もありますので、ちょうど五年目の本年度の本市の取組みの成果を評価する際に、ぜひ一般市民への働きかけという部分で、県との連携等も検討していただければと考えます。

また、最後にですね、本市の取組みの強化の一つとして、今後、森林保全についての環境税の導入も入ります。バイオマスなどの再生エネルギー、可能なエネルギー源の活用も具体的に導入が計画を迎える段階まで来ています。

やはりこの地球温暖化という非常に大事な、私たち市民の生活に直結する実は環境問題でありますので、市としてですね、一本横串をつくって、この地球温暖化対策の取組みといった部分をしっかりと見える化して、今後取り組んでいただきたいと思っております。これは要望ですので、よろしくお願いします。

続いている質問に移りたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（永田 章君） どうぞ。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

続いて教育行政について伺います。

これはですね、また少し大きな項目になりますので。これは先ほ

どの、市長と議論をしましたがけれども、基本的な教育長の方針について、考え方等を伺うという趣旨で質問いたしました。

まず最初に、原発事故がございました福島原発事故以降、この発電所の問題や放射性物質の危険性等についても、どのように実は教育現場では取扱いが変わったのか変わらなかったのか、この原子力発電所と、それから放射性物質の課題について、教育現場の状況をまず説明をお願いいたします。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） お答えいたします。

放射線や原子力発電につきましては、現行学習指導要領では、放射線の性質と利用について触れること、さまざまなエネルギーを利用する際には環境や安全性に配慮する必要があること等について教えることとなされております。

学校におきましては、主に理科や社会の授業の中で学習しているところでございます。

平成二十三年の福島原発事故を受けて、文部科学省のほうで、放射線に関する教育の充実に努め、児童生徒に正しい理解を促すよう通知を发出しております。

各学校では、文部科学省が発行した放射線副読本を主に利用して、身体における放射線の量と健康への影響や原発事故による健康への影響等について学習しております。

新しい学習指導要領におきましても、環境に関する教育や放射線

に関する教育が位置付けられておりまして、今後とも、放射線に対する正しい理解、原発事故の恐ろしさ等についてしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

教育長から直接的に回答していただきましたけれども、原発事故の恐ろしさといえますか、事故の問題点等については、具体的にどの程度というふうに認識していらっしゃるのでしょうか。

○教育長（大平和男君） 教えるレベルですか。

○一四番（長野広美さん） はい。

○教育長（大平和男君） 実際に、一時保護の生徒たちが入ってきたりとかいうことも当時はあったわけでありまして、小学生、中学生のレベルにに応じてということになりますけれども、実際の写真であるとかそういうものを見ながら、その恐ろしさについて教えているというところでございます。

○一四番（長野広美さん） 申しわけありませんけれども、改めて今教育長のほうから答弁いただきましたが、この副読本等の中に、原発事故の現地の状況ですとか避難されている皆さんの状況ですとか、そういった事故についての資料等が写真で紹介されるところがあるというふうに理解してよろしいですか。

「学校教育課長 内 健史君」

○学校教育課長（内 健史君） おっしゃるとおりでございます。資料と写真と。写真というのは、原発についての写真でございます

か。

○一四番（長野広美さん） 福島原子力発電所の事故の状況が写真で説明されますか。

○学校教育課長（内 健史君） この副読本の中には、事故の状況の写真はございません。その放射線等の飛散状況の変化については、図表等で示してございます。

○一四番（長野広美さん） 今、教育長も当然御存じだと思いますが、今説明いただきました市内の小学生、中学生に配付されている原子力教育に係るこの副読本については、ある国内の自治体では回収するという実態もございます。御存じだと思えますけれども。

その背景にあるのは、国がですね、文部科学省を中心に、国内の教育機関に与えている原子力教育に関しては、まず一点、原子力教育支援事業というのがございますね。また、放射線副読本についても、これは国から教育委員会のほうに、文部科学省から配付されるものです。

事故前に、ここにありますように、平成十八年、原子力・エネルギーに関する教育支援事業についてというのが文部科学省から出ておりまして、常に、国の教育機関はどちらかといえは原子力発電を推進する側であり、実際、福島の事故発生前には、私自身も確認いたしましたけれども、本市の市内の小学校、中学校においては、電力会社から供給される資料を使って教育がなされ、たったの一言も、原子力発電所の稼働について国民を二分するような賛成、反対の議

論が起こっている、その事実ですら含まれておりませんでした。

今回のこの副読本の配付に当たっても、一定程度中立の立場で、本来あるべき原子力発電の安全神話だけではなく、今、福島原発でどれだけ多額の税金が投入され、どれだけ放射性物質が放出され、今現在もその処理が進行しているかといった、このような事実が、今、教育の現場ではしっかりと子供たちに示されているというふう

に教育長は考えていらっしゃいますか。

○教育長（大平和男君） その事故に対してどれだけの税金が投入されているかと、そういう形の提供というのは、全体としてはですね、ないかもしれません。

ただ、その原子力という問題に関しては、それは安全性の問題が一番担保されるべきでありますけれども、メリットもありデメリットもあるわけですから。ですから、子供たちに対しては、きちんとしたそういうものに対する判断力が備わるような形で、情報をですね、より正しく出す必要があると考えています。

ですから、さまざまなエネルギーを利用する際には環境や安全性に配慮する必要があると、そういうこともきちんと教えた上で、原子力というものを捉えていくということになるかと思えます。

○一四番（長野広美さん） まさにですね、教育長と同じ立場で、子供たちが正しい選択をする、社会が正しい選択をする。そのためにはですね、何かしら臭いものにはふたをするような感じで、この訴訟すると何かしらややこしいとか、そういう問題ではなく、本

当に長い目で見たときに、私たちに原子力発電が必要なかどうか。その結論自体が実はまだ私個人的にははっきり出ていないと考えておりますので、こちらは要望ですけれども、これは教育長自らがしっかり教育現場における原子力発電所のあり方についての教育のあり方はしっかり捉えていただきたいと思えます。

もう一つ申し述べれば、この副読本の中には、残念ながら、チェルノブイリの事故とそれに苦しんでいる子供たちの実態とか、そのようなことも言及されていないと聞いております。

あくまでもですね、私たちの未来の社会のあり方について、まだ不確定なものがたくさんあるのであれば、それがどのような状況なのかしっかりと中立的に捉えて、それも一方的に国からだからとかいう意味ではなくてですね、独自在自分の判断力をしっかり持つと、しっかりと情報も収集するという方向を教育の現場で考えていただきたいと思えます。

もう一つ、教育長にお尋ねしたいのがですね、通告書には、投票率が歴史的に低下していると、そのような中で、教育現場での政治と投票のあり方を問うという言葉をしました。これは大変誤解を招くような表現で、私自身も悩んだのですが、文部科学省はですね、これを主権者教育というふうに言っているそうです。こういった部分を踏まえて、この投票行動、社会を担う大切な問題です。そういった部分で、教育の現場ではどのように考えていらっしゃるのか御説明をお願いいたします。

○教育長（大平和男君） 先ほどの原子力の問題とも絡みますけれども、正しい認識という、正しいという言葉を経々に使ってしま

ましたけれども、正しいということが時の流れとともに正しくないことになったりとかそういうこともあるわけですので、本当に何が正しいのかというのは非常に難しい問題であると。それだけに、より深くですね、客観的に教えていきたいと思っております。

お尋ねの投票率の問題でありますけど、御指摘のとおり、今回の参議院選挙の投票率は四八・八%と、国政選挙として二番目の低投票率となっております。

若者たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育むことは喫緊の課題であると認識しております。

同時にまた、大人の側の問題として、あるいは責任として、政治に対する信頼を確保し、若者たちの社会への帰属意識を高めていくことも必要であろうかと考えております。

学校におきましては、小学校社会科で国会などの議会政治や選挙の意味を教えております。中学校社会科では、民主政治の来歴や民主政治の推進、公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加のあり方、大切さについて指導しております。

さらに、選挙管理委員会と連携して、出前授業を実施していただいて、選挙の仕組みについて指導したり模擬投票を行ったりしているところがあります。

高等学校においても、同様な取組みがなされていると聞いており

ます。

これらの取組みを通して、子供たちの政治や選挙に対する関心を高めるとともに、健全な社会参加のあり方について指導してまいりたいというふうに考えております。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

同じようにですね、本当にこの歴史的な低い投票率の状況というのはですね、決して子供の、ましてや、学校の現場だけの問題ではないとおっしゃる、そのとおりだと思います。

ただ、また一方でですね、実は、教育機関の役割は非常に大きいものがあるというふうに考えます。

今、投票行動ですとか参政権ですとか民主主義といった部分を御説明いただいたかと思いますが、実は、一人一人が地域の担い手であるという部分では、地域の自治会から、集落の中での生活の実態から実は投票行動につながる行為が始まっていると考えます。

私たち大人は、えてしてですね、役を嫌がったりとか、地域のものに自由参加だとかいう形で地域の行事に参加しなかったりとか、ああいった部分を反省しながらですね、いま一度、学校の現場で投票するということの重要性を、同時に、それはみんなが自分たちの社会を自分たちで決めるといふ部分で考えて行動していただきたいと思えます。

一点確認ですけれども、今教育長のお話では、選挙管理委員会を通じた現場経験といえますか、選挙に係る部分の説明を子供たちに

提供したいというお話でしたが、私たち議員が直接学校の現場で、決して個人の信条ですとか政治課題を語るわけではなく、しかしもっと身近に感じていただくためのですね、参加の仕方とか、教育現場で生かす方法という部分は可能なんでしょうか。どのように考えられますか。

○教育長（大平和男君） 主に義務教育の段階を私どもは担っているわけでありませうけれども、義務教育の段階というのは、大人になってあらゆる必要があるわけですけれども、その基本的な考え方であるとか基礎的な姿勢であるとか、そういうことを基本的に教えていくわけでありませう。

しかし、さまざまな社会の要求の中で、この段階から早く教えるほうが良いということ、今、さまざまなものが学校教育の中に入ってきているわけです。租税の教育であるとか、企業家が大事であれば企業家精神の教育であるとか、あるいはプログラミング教育であるとかですね、あるいは英語科をもう必修にして小学校の段階からやりなさいとか、あらゆるものが入ってきている。

それを限られたキャパシティの中で、不平等が起きないようにですね、学習指導要領というものを定めて、我々は取り組んでいるわけでありませう。

そういう中で、今申し上げたような取組みを、健全な社会意識の育成とかですね、あるいは権利の行使、その裏側にある義務を果たすこととか、そういうこと等を含めてですね、我々は今教えている

わけであります。

ですから、今議員が申し上げたような時間がとれば、それはベストかもしれませんけれども、直接議員の方をお招きして選挙について話をさせていただくと、そういうことを加えるかどうかということになりますと、現在のところは考えておらないところであります。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

一つは仮説のお話だったんですけれども、ともかくその政治という言葉がですね、ちよつと色がつけられてしまいがち過ぎている傾向があつて、もつと社会参加の一つとして、自分たちの意見を同じくする者の代表者を選ぶと、そういった部分ですね、改めてこの歴史的な低迷する投票の中で、学校教育の重要性を考えましたので、今回、教育長に伺いました。引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

農業振興のコイン給水所の部分についてです。これは市内で一体何個、またこの運用がどのようになっているのか、コイン給水の状況について説明をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

まず、市内のコイン給水の設置箇所は、国上の久保田、下西、柳原、深川、桃園の五カ所に設置されております。

主な維持管理としましては、年に一、二回の草払いや毎月月末に使用料の徴収を行っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 給水所は市内に多数あるかと思いますが、ちなみに、コイン給水としてされているのは、ほかの給水所とは違う扱いになりますか。どのような違いがありますか。

○議長（永田 章君） 広美議員、もう一度。言葉がちよつとわかりませんでした。

○一四番（長野広美さん） すみません。農業用のための給水所は、コイン給水と別にほかにも多数あるかと思うんですが、実態はどれぐらい数があるかわかりますか。わからなければ、これ、わからなかったもので、また後ほど確認いたしますけれども。農業用の給水所です。

○農林水産課長（中野賢二君） すみません、資料がないのでわかりません。すみません。

○一四番（長野広美さん） わかりました。すみません。

コイン給水と言われているものは、一回ごとに使用料を払いますね。使用料を払わないでも農業用で皆さん利用される、失礼、使用料が一回ごとの給水ごとに払うものではない給水所もほかに設置されていますね。

じゃあ、ごめんなさい、もう一回、すみません。失礼しました。もう一度お願いします。

申しわけありません。コイン給水は、今現在、先ほど説明いただきました六カ所ですけれども、これは市が直轄で管理運営しているものです。

で、今後も市が直接管理運営していくものと思いますが、何力年計画でこれは運用されるものですか。

○議長（永田 章君） 資料がないです。

○一四番（長野広美さん） わかりました。資料がなければ。

もう一点、あわせて後で結構ですので教えていただきたいんですが、市が直接運用している六カ所のこのコイン給水の運用計画書、何年間の運用期間を持って、年間必要経費が幾らで、何力年これを活用していくのかという計画に基づいてこれが設置されているものというふうに理解するんですけども、今後も市のほうが直営でこのコイン給水所は管理運営していくというふうに理解してよろしいですか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

これは市のほうで管理していきます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、一般質問したのはですね、市が管理するのであれば、水源の管理も含めて、その内容がしっかり把握されているかどうかの確認をとる必要があるのと、これが、実際、市が今後も何力年もですね、具体的な計画のないまま市が直接管理運営していくのが正しいのかどうか、そういった部分で、しっかり利用者のアンケート等も踏まえて今後の計画づくりを明確にさせていただきたいと思えます。それは要望でお願いしておきたいと思えます。

すみません、最後の質問をお願いいたします。

これは受動喫煙対策の取組みについてです。

健康増進法の改正が行われまして、平成三十年、昨年ですね、受動喫煙対策の取組みの強化がうたわれております。

特に今回の改正のポイントは三つありますが、一つは、望まない受動喫煙をなくす、徹底してなくすんです。たばこを吸うなどとは言いませんけれども、愛煙家の方がほかの方に迷惑をかけない。それから、特に健康影響が大きい子供や病人、患者等については、さらに受動喫煙対策を徹底すること。そして、施設場所等、具体的な施設管理をしっかり行うこととの三つがポイントとされております。

これについて簡単に、申しわけございません、時間が限られてしまいましたけれども、特に施設管理は結構いろいろと取り組まれていると思えますが、二つだけ健康保険課のほうに、市民への啓発活動また職員への啓発活動をどのようにされているのかというのを一点教えていただきたいのと、あともう一点、ちょっと急な感で申しわけないんですが、健康影響が大きい子供への対応ということがしっかりうたわれておりますので、この部分についての回答をお願いいたします。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えしたいと思います。

法律の改正内容についてはもう省きたいと思えますが、啓発活動につきましては、県のほうがまず指導とかそういうところを受け持っております。で、その県と協力しながら市民への啓発活動は行っ

ていけないと思っております。

職員といいますか、施設を持っておりますので、法律の改正がちよつと時期がずれておるところがありまして、対応が早くしなければいけないところがありましたので、その部分については、施設についてはどういう対応をとらなければいけないというところについては、健康保険課から各課のほうへアナウンスをしたところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、この健康増進法に係る受動喫煙対策については、全ての職員も、公私いずれにおいても、私たち議員においても、この受動喫煙を絶対避けるべきという明確な方針が示されております。

一度職場を離れても、飲み会の席でも、受動喫煙対策は十分かと、必ず皆さんその部分をですね、しっかり確認して、えてして職員の場合、上下関係があつて、若い職員の皆さんもしくはこれから子供を産み育てる若い男性と女性ですね、そういった皆さんに対して決して受動喫煙の被害が出ないように、しっかり対応していただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時四十五分ごろ

より再開いたします。

午後二時三十一分休憩

午後二時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 市議会議員の田添辰郎です。

通告書に従ひまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、不登校といじめについてでございます。

昨日は日曜日ということで、各校区、また私の公民会のほうでも運動会がありました。やはり感じたことが、年々子供たちの数が少なくなっているという現実であります。

人口減少、以前は毎年二百名が減っているというふうに申しおりました。現状ではそれ以上の数減っているのではないかと、人口減少が加速化され、それに伴って子供たちの数も減っているように思われます。

市長も教育長のほうも、また関係者の皆さんも、各校区また公民会の運動会に参加されて、やはり私と同じように、子供は地域の宝、国の宝、そのことを再確認されたかと思ひます。

この子供たちの健全な成長のために、幼稚園時もあるんですが、

小学校時また中学校時、いじめ、不登校という問題が大きな課題であるかと感じるわけでありませう。

種子島中学校一校に統合されました。そのときから私のほうは、榕城中学校、その当時も不登校、いじめの問題があつたわけでありませう。この榕城中学校の不登校、いじめの多さを何とか解消しない限り、より大きな規模になる統合された種子島中学校ではこの課題、重荷になっていくのではないか、そのように訴えさせていただきます。

しかしながら、つい最近、徐々に不登校のほうが増加する傾向になつていくというふうにお聞きしたところでもあります。

不登校をできる限り減らし、そしていじめをなくしていく、そのために、今日、一般質問させていただきます。

まずは、不登校の現状についてお示しただければと思います。

以下の質問は質問者席より行います。よろしく願ひします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

国や県の不登校児童生徒数は近年増加傾向にあります。本市においては、平成二十八年度が二十五名、平成二十九年度が二十一名、平成三十年度は十九名と、徐々に減少している状況にあります。

特に、平成三十年度の中学校一年生の新規の不登校発生数はゼロでした。

以上です。

○一番（田添辰郎君） これまでも不登校の問題、一般質問させていただきますました。

私のほうも塾をやっております、不登校の子が通つてきたり、なかなか西之表市のほうは不登校対策を熱心にやられている、そのように感じております。その成果が十九名という数になっているかと思うんですが、やはり不登校、長く続きますと、勉強のほうに遅れも生じてまいります。また、学力が落ちていって追いつくのが大変、そういうことでいじめの対象になったり、そのような場合もあるかと思ひます。

その辺についてですね、不登校の原因とは、社会的な要因、家庭の要因、いろいろあると思うんですが、どのように分析されて、個別の原因に対してどのように対応しようとしているのか教えていただければと思ひます。

○学校教育課長（内 健史君） 不登校の原因は、一人一人その背景は違つておりますが、ゲームやインターネット利用による生活習慣の乱れ、人間関係のトラブル、心因的な問題、それらの複合等、さまざまな要因が考えられます。

学校においては、児童生徒が落ちつける場所をつくつたり活躍できる場面をつくつたりして不登校の未然防止に努めるとともに、欠席が連続するなどの予兆を見逃さず、担任を中心に家庭訪問や電話連絡を定期的に行うなど、きめ細やかな対応をしております。

特に種子島中学校においては、欠席及び長期欠席者に対するアク

シヨンプランを作成して、職員の共通理解のもと、組織的にきめ細やかな対応ができる体制をつくっています。

教育委員会といたしましても、スクールカウンセラーや福祉事務所、医療機関とともに連携を図りながら不登校解消に向けた取組みを行うとともに、適応指導教室を設けて指導員を配置し、再登校に向けた取組みも行っていただいております。

以上です。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。不登校対策のほう、効果を上げているようであります。

この不登校、次に質問いたしますいじめの問題もですね、関連してまいります。いじめが原因で不登校になったり、また長期の夏休み、生活習慣の乱れが起きて二学期から登校できなくなってしまう、今、一番不登校が発生しやすい時期でもあるかと思っております。その点もありまして、今日、一般質問させていただきましたので、念には念を入れて、学校全体、教育委員会全体で取り組んでいただければと思います。

それと、いじめの現状について確認させていただければと思います。これは、いじめは撲滅するということはできないと解釈しております。私のほうも、いじめの問題、いろいろ本を読んで勉強させていただいたわけですが、小さなところでは、教室の机が一センチメートル離れたりと、ささいなことからプロの教師の先生はいじめの兆候を発見する、そういうことを以前読んだこともございます。

また、東京教育技術研究所ですかね、向山先生という、僕が結構信頼されている先生がいらっしやるのですが、その先生はですね、いじめに対しては、教師、学校全体が、きっぱりといじめは犯罪である、犯罪という言葉に語弊はあるかもしれませんが、いじめに対応する場合はですね、教師、担任の先生一人で対応するというのは最もまずい対策であり、やっぱり教頭先生なり、それぞれチームをつくって対応すべきなんですが、その中でも、やはり担任の先生がいじめられても仕方がないよな、大人の人たちも、いじめられてもしょうがないということをついつい思う場合もあります。しかし、担任教師の中、学校の中に、教師の中にそういう意識を少しでも持っている、いじめは減らすことはできない、そのように書いてあったわけがあります。

とりあえず、いじめの現状とですね、その原因、どのようにされるのかですね、ちょっとお話をいただければと思います。三、四、五、一緒で構いません。

〇学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本市におけるいじめの状況については、重大事態に至る深刻ないじめは発生しておりませんが、からかいや児童生徒同士のトラブルを含めた問題行動を平成三十年度は十八件認知しております。

このような問題行動の原因としましては、意見の衝突や誤解、児童生徒の特性など、さまざまなことが考えられるところでもあります。各学校においては、いじめはどの学校でも起こり得る、一件でも

多く認知し解決していくことが大切であるという認識のもと、いじめに発展しそうな事例を職員会議で共有し合ったり、年に二、三回のアンケートを実施したり、保護者に対しても子供の気になる言動等がある場合はすぐに学校に連絡をするようお願いするなど、常に緊張感を持って対応しているところでございます。

このように、いじめの発見、解消に全力を尽くすとともに、子供たちに相手を尊重する態度や相手を思いやる心、自他を大切にすることを今後さらに育み、いじめを決してしない、決して許さない力を子供たちの中に培っていきたいと考えております。

以上です。

○一番(田添辰郎君) ありがとうございます。

いじめ、不登校、本当に難しい問題です。現場において、先生方が大変御苦労されているというのは重々承知しております。私の息子のほうも小学校六年なので、そういう大変さのほうは感じているところでございます。

しかしながら、やはりこの九月の時期であります。そして、いじめ、不登校という問題がそのときだけの問題であればいいんですが、一生傷を負うということにもなってしまいます。

小学校、中学校、中学校は一枚なので同じ仲間で行くわけですが、高校になって種子島高校に行ったとしても、十八を過ぎれば、また違う世界があるわけでありまして。子供たち、小学生、中学生、思春期の場合は特にそうですが、今の学校がある生活がそれが全てだと

思い込んでしまい、問題をこじらせてしまったり、深い悩みを抱いてしまったりすることが大いにあるかと思えます。

僕らは、大人になれば違う世界がいっぱいあるんだ、それに気づくんですが。やはり不登校、いじめの問題、学校だけではなく、ほかの周りの大人、親の言うことはなかなか聞いてもらえないところがありますので、周りの大人とも共有をしながら、大人の話を聞いて、世界がこれだけではないということ、あと長いですが、中学校を卒業すれば、高校を卒業すれば、本当にいじめられて大変、西之表市の場合には少ないとは思いますが、いじめられて困っている子なんかも、いずれは自由になって人のために尽くす、自分を発見できるんだと、そういうのをですね、指導していかなければ、なかなか救えないのかなと思います。

学校の責任にはしていきなれないと思いますので、私自身も親として、また議会、また行政のほう、地域の大人もともに解決していかねればならない問題と思っています。ともに頑張っていただければと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

馬毛島の自衛隊施設とFCLP問題についてであります。

一番目、馬毛島はマスコミ等で報道される以外、情報が市民に入っていない。一体どのようなになっているのか。

これは今年になって動きがありまして、昨年度末、ですから三月末には買収契約が結ばれるんじゃないかという、そういうお話もあ

りました。それからいろいろ地権者のほうでござたが、あったよう
で、今、何も、また平行線に、売買契約も仮契約もなかったこと
になったようであります。

この辺をですね、市長、行政の立場でわかっていることがありま
したら、お知らせいただきたいと思ひます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

さきの議会でも同様な質問がございまして、またその後につきま
しても、今議員からお話がありました。繰り返しになるかもしれ
ませんが、若干説明をさせていただきます。

今年に入ってから状況を申し上げますと、一月二十一日に防衛
副大臣が来島し、馬毛島の調査に係ることについての説明がなされ
ました。その後、三月まで国による現地調査が実施されていたこと
を確認しております。

また、四月には日米安全保障協議委員会が開催され、馬毛島につ
きましては、引き続きFCCLP施設として検討がなされていること
が確認されております。

さらに、馬毛島に係る土地売買交渉は、社長交代に伴い交渉がス
トップし、タストン社側から防衛省への交渉の打ち切りの通告、こ
れは報道等の情報でございますけれども、そういう報道がなされた
ところでありませぬ。

この件について国に市のほうから確認をいたしました、売買契

約締結に向けて交渉中であり、交渉に係ることについては答えられ
ない旨の回答をいただいたところでございませぬ。

それ以降の動きというのは特に把握しておりませぬ。

以上でございませぬ。

○一 番（田添辰郎君） 鉄砲まつりのほうに地権者の方がお見え

になったかと思ひます。わからないんですが、お見えになっていま
した。地権者の方と市長のほう、何かそういった、どういふふう
になっているかという会話はなかつたのか教えていただければと思ひ
ませぬ。

○市長（八板俊輔君） 交渉については特段、多少の会話はいたし
ましたけれども、特段触れることはありませんでした。ただ、体験
活動を実施した直後でもありましたので、少し回数を増やしたいな
というふうな希望は伝えたところであります。特にそれについての
回答はありませんでした。

以上です。

○一 番（田添辰郎君） ありがとうございます。

では、二番目に移らせていただきます。

国と地方自治体のあり方から考えますと、国は直接住民の代表者
たる首長に説明するのが当然と考へております。あくまでも私の考
え方でありませぬ。国のほうは西之表市を訪れ、前市長のもと、前
議長のもと、説明を行いました。平成二十三年のことであつたかと
思ひませぬ。その説明を受けた首長なりが議会に説明し、そして住

民、市民に説明するのが基本的な流れだと思っております。

ですから、国が直接に地元住民に説明するというのは余りあり得ないことなのかなと思っておりますが、今市長に一番目の質問をさせていただきましてけれど、やはりなかなか市長の立場であつても行政の立場であつても、具体的にどうなっているのか、まあ、平成二十三年当時の資料から変更はないんでしょうが、今、どうなっているのかというのはなかなかわかりづらいかと思うんですね。

ですから、市長が、行政がそういう状態ですから、では一般市民の皆さんはどうなのかと私は思うわけでありませぬ。

今回も市民の皆さんから、六月議会ですか、陳情書のほう出ております。馬毛島への米軍空母艦載機発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める陳情書というのが出ておるわけでありませぬ。

これは、馬毛島の問題の自衛隊について、またFCLP訓練について賛成、反対ではなく、十分な説明を聞かせていただきたい、そのように議会も行政のほうも動いていただけないかということであります。はっきりわからないからであります。私も、市民の方からすれば当然のお話だと思っております。

そのようなこともありまして、後ほど、この件、また触れさせていただきますが、二番目の質問に移らせていただきます。

国、防衛省の考えはどうか。防衛省の説明資料がございませぬ。「国を守る」というものであります。新たな自衛隊施設の整備に基

づき、以下、質問させていただきますと思ひます。

これは、首長又は行政当局の受けとめた考え方ではなく、先ほど申しましたように、国の考え方、やっぱり行政が下に、住民のほうに伝えていくのが流れだと思ひますので、国の立場でどういふふうに説明を受けたのか、そのことを教えていただきたいと思ひます。

また、この「国を守る」、私が持っている資料は五、六年前の資料になります。平成二十三年になりますと、この御説明資料というものになるんですかね。内容はほぼ変わりませぬ。御説明資料のほうは、ちよつとです、FCLPのタッチ・アンド・ゴーとか、詳しく、わかりやすく載っているんですが、ですから大体内容は同じでございます。

以下、教えていただければ幸いです。馬毛島に自衛隊施設を整備する前提となる我が国周辺の安全保障環境について御説明をお願いしたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員が今おっしゃいました防衛省説明資料「国を守る」というのは、新たな自衛隊施設の整備についてというものであろうと思ひます。本市におきましては、この資料につきまして防衛省から説明を受けておりませぬ。

今議員がおっしゃいましたように、平成二十三年の御説明資料というものと酷似した内容であるところでありませぬけれども、議員の御質問を受けてインターネット等で資料を収集してその

内容を確認したところでありませぬ、質問内容の、御質問に對しましては、私どもは国の代弁機関でもございませぬので、本市が答えるべき立場にはないと考えております。御理解をいただきますと思います。

○ 一 番 (田添辰郎君) 今の答弁が市長の考え方ですね。先ほど午前中の和田議員が質問されたときは、なかなか同じような、和田さんの質問ですかね、昨日ですね。防衛の専門でもない、担当部署でもないからということで、国、防衛省のほうが説明するのが筋ではないかという発言もされてましたよね。だったと思うんですが。

私自身は、先ほど申し上げましたように、国があり、県があり、市町村という自治体があつて、住民、市民がいるわけでありませぬ。国のほうは、さまざまな問題でそうでありませぬが、やはり今回の場合は西之表市という市に説明があつて、それが議会にも当然、行政から議会のほうに情報も流れ、市民にも流れるというふうにして思つております。

ですから、今、こちらの資料、そういう立場ではないから説明する立場にはおっしゃるんですが、では、市長自身が、今、このようなFCILP訓練、自衛隊施設をつくつて、その施設の一部を年に一回か二回使つて米軍のタッチ・アンド・ゴーの訓練に使わせてくださいというお話なんです、市長として、国の立場じゃないとしても、やはりこれは国の考え方は当然知らなければ、交渉にも何もならないかと思うんです。

そういった立場からですね、今申し上げました、我が国周辺の安全保障環境についてどのようにお考えなのか教えていただければと思います。

○ 市長 (八板俊輔君) 今の御質問の最後のところですね、我が国周辺の安全保障環境について、私の考え方ということでしょう。

○ 一 番 (田添辰郎君) はい、結構です。

○ 市長 (八板俊輔君) 防衛白書等にも防衛省の考え方はありますけれども、国際情勢の中で、我が国が国防のためにとるべき措置といひますか、備えといひますか、そういうものについて考えることは重要なことであると考えております。

○ 一 番 (田添辰郎君) 古い資料ですから、平成二十三年の資料ですから、今、平成二十三年当時より厳しい東アジアの環境になつてゐることは御承知かと思ひます。

今市長に答弁していただきました。私はこの一般質問を行うために、また一般質問を行うといひるのは、市民の皆様を選んで、選ばれるような人間かどうかかわかりませぬが、選んで投票していただいて、この場に立ち一般質問をさせていただきます。今日、先ほどの答弁、二番目のアには答弁していただきました。次のア、イ、ウ、エ、オも全て答弁していただけるかと思ひますが。

その前に、市長のほうは、この僕が持つてゐる資料と資料が違うんだからなかなか説明が難しいというお話がございました。通告書

を出しています。普通の各課担当者の方は、通告書を受けて、意味内容が不明であれば、この意味内容はどうなんでしょうか、わかるように解説してください、そういうふうな電話が参ります。僕も時間があれば、きちつと説明したいので、役所のほうに伺って説明するわけです。

今回、持っている資料が違うということがあって、そして市長のほうも答弁できませんというようなことがあって、なぜ御連絡一つもいただけないのか。答弁書を書く前に、担当課のほうはどう扱うのか考えるわけです。私は、市民の代表としての一般質問でありますから、これはやはり市民に対する、また質問者に対する軽視ではないか、そのようにも思うわけです。一言言わせていただきます。防衛大綱を踏まえた自衛隊施設の整備について御説明いただければと思います。簡単で構いません。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

その前に、ちよつと誤解があるようですね。

○一 一 番（田添辰郎君） あ、いいです、誤解はありませんから。

○市長（八板俊輔君） いやいや、持っている資料が違うから答えられないというようなことを私は言っておりません。

○一 一 番（田添辰郎君） わかりました。すみません、勘違いです。

○市長（八板俊輔君） 防衛省の資料の、何ページかありますけれども、それを逐条解說的に答弁をしろというような内容でしたので、

そういうことは立場が違うのではないかと、そういうことで申し上げたところです。

それで、次の質問にお答えしますけれども、イのところですね。

○一 一 番（田添辰郎君） イですね。この資料の二番ですね。

○市長（八板俊輔君） 二のイ、これにつきましてもですね、先ほど申し上げましたとおり、資料内容についての回答を本市が答える立場にはないと考えておりますので、そのように御理解いただきたいと思えます。

○一 一 番（田添辰郎君） 国と市が立場が違うのは当然であるかと思えます。

しかしながら、市長は住民の方に、市長就任以来、情報収集を行っている、住民、市民の皆さんにも情報提供を行うと常々おっしゃっているかと思えます。また、情報提供を十分に行っているというような答弁も以前の一般質問で聞いたようなこともございます。

私がなぜ、紙に書けば読めるんですよ。これ、読んでも、一般の市民の方、僕もそうですけど、素人もそうですが、読んでもなかなか意味がわからない内容です。

議員の皆さんの中には、インターネット上にこの資料はあるんだから、またユーチューブの中に説明の映像が流れている、今、僕のほうは発見できないんですが、流れているということもありまして、それを見れば十分わかるんだという方がおっしゃるんですが、これを読んでわかるのかどうか。

私はそれを市長、行政の方、市長じゃなくて担当者の方に確認したかったわけであります。このことを僕は逐一資料に基づいて確認いたします。理解をして説明ができるのか。もしできないならば、その人たちが住民に説明して意味があるのかどうかということをお聞きしたいから、このような逐条的な質問をさせていただいていくわけです。

この問題、本当に細かい問題でございます。

○議長（永田 章君） 田添議員、ちよつと休憩します。

午後三時十一分休憩

午後三時十六分開議

○議長（永田 章君） 一般質問を続行いたします。

○一一番（田添辰郎君） 二番のイの防衛大綱を踏まえた自衛隊施設の整備についてですね、市長のほう、御存じだとは思いますが、国と地方自治体の立場では違うということでございます。それもつともかなと思っておりますが、やはり重要なところでもございます。この辺をですね、市長は常々市民の方にも説明されているということなので、この点も十分に説明していただければと思います。

防衛大綱を踏まえた、これは民主党政権下にできたわけでありませう。新防衛大綱というものがですね。それを、そのときのものが、自衛隊の運用に焦点を当てた動的防衛力の強化、平素から訓練を行

い、大規模災害、離島侵攻等に際し、迅速、効果的な活動を行う体制を整備するという基本的な考えがあるからであります。大きく基本的な考えの南西地域を含め、防衛体制の充実を図る、今の動きがそうであります。そして、重視事項として、部隊が活動を行う際の拠点を整備すること、島嶼部における対応能力の強化を図る。

読んでなかなか難しいところがあると思うんです。議員の皆さんで、読めばいいじゃないかという方がいっぱいいらっしゃるんです。一般市民の方にもいらつしやる。ですが、はっきり言って、この考えは共有したいんです。なかなか読んでも専門家じゃなきゃ、解説をいただかなきゃ理解できないというところですね、共有したいと思っております、行政のほうにもどういう意味ですかということを確認させていただきました。

また、これはですね、東北の大震災が起こる前に民主党政権下でできておりましたので、決して大地震が起きたからその後で慌ててつくったんじゃないかと、日本、民主党政権下でありましたが、大規模災害、温暖化に伴いましてきちつと体制、準備を整えておこうということ、民主党政権下ではありますが、私は先見性のある大綱計画であつたかなと思っております。

そして、ウのほうでございます。南西地域における防衛体制、大規模災害における展開、活動というものがございませう。こちらのほうの展開作戦のほうがあるわけでありませうが、御説明ができればお願いしたいわけでありませうが、これもどうでしょうか、市長のほう

は。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

少し先回りして申し上げたほうがいいかなと思いますので、通告書の御質問のAからCにつきましては、「国を守る」あるいはあれに沿った形で順を追って質問項目に上げておられますけれども、このあたりまでは、やはり何と申しますか、防衛に対する防衛省の考え方の基本構想と申しますか、考え方を圧縮して、恐らく防衛省としてはわかりやすく表現してあるんだと思いますけれども、そういうものについてですね、市が防衛省にかわって説明するやはり立場にはないというふうに考えますので、もしそれを読めということであれば、それが可能かどうかあれですが、私としては、オぐらいまでは同様の答弁で、市として説明する立場にないということをお願いしたいと思います。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。市長の立場はよくわかります。

なかなかですね、防衛省がつくった文章を簡単にどういう意味かと説明していただきたかったです、はっきり申し上げまして、私自身のほうもわかる部分、わからない部分もございませう。

それとですね、次に、南西地域における防衛体制、大規模災害時における展開、活動がございました。エに飛ばしていただきます。

馬毛島の位置付けについてであります。自衛隊、FCILP訓練施設の両面からですね、説明をしていただければと思います。今説明

ができないというふうにおっしゃったわけなんです、なぜ国がですね、馬毛島に自衛隊施設をつくり、FCILP訓練を年に一回か二回やらせていただきたいというふうになっているのか、その理由とかですね、それと施設ができた場合のイメージなんですが、イメージもございませう。また、そういうものをきちっと御理解は十分されていると思うんですが、やはりこの場で、こういうふうには、ここはわかりやすくということだよということで行政の立場からですね、説明していただければ、市民の方もわかりやすいのかなと私は思っただけです。ですから、こういうふうな質問をさせていただいてるわけなんです。簡単で結構ですから、御説明資料の六ページになりますので、よろしければ説明をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） FCILPのことに関するものではですね、もう少し御説明したいと思うんですけども、西之表市といたしましては、FCILPという国の考え方についてですね、それよりふさわしい利活用の仕方が馬毛島にはあるということを私の就任当初から申し上げてきているところでありませう。それはもう繰り返しこの議会でも申し上げておりますので、その点は御理解いただけていると思ひます。

その中で、防衛省はつくりたいというふうには考えているわけですから、つくりたいという人の側の代弁をですね、それよりふさわしいものがあるんだという本市の立場で解説するというのは非常に難しいということには理解いただけるのではないかと思います。

例えば、この文章について朗読しろという、それが、じゃあ、そういう御趣旨であるとすれば、それがこの一般質問のやりとりになさわしいのかということが言えるのではないかと思います。

例えば、いろいろな論議の中で、この点についての防衛大綱の解釈についてどう思うのかという御質問であれば、私どもは答える、答えずにはいけないと思いますけれども、その説明資料のそのままのことをですね、考え方の違う我々が防衛省にかわって説明するというのは、これは難しいと。そのことを先ほどから申し上げております。

○一番（田添辰郎君） 今、僕、頭が悪いんですかね、気づくのが遅かったんですが。

今まで市長のほうはあらゆる機会、市長と語る会を使って、市民の皆様が馬毛島の問題を十分理解してもらおうように広報活動を行ってきたというふうに聞いております。

今の発言を聞くと、国、防衛省と立場が違うから、その席では、馬毛島の位置付け、国の考えはこういう考えで、FCLPはどういう考えで、宿舍のほうはどこういうふうなイメージだと、そういうことは自分の立場ではなく、立場では説明しにくいので、今まで一切やらなかったということなんですかね。

私は、市長という立場、市長が賛成であろうと反対であろうと中立であろうと僕は構いません。自由なので構わないと思うんですが、でも、市長という立場であるならば、やはり民主主義の世の中であ

りますから、住民の皆様きちつと情報提供をした上で、きちつと住民の方が判断できる材料を十分に与えた上で判断していただく、判断をこれはまた選挙でやるのか住民投票でやるというのはナンセンスでありますから、各議員やみんなの話し合いの中で、どういふうにしたほうがいいんじゃないかということも議会にも通していただく、市長にも届けていただく、そういうふうな努力が必要かと思っております。

今の、先ほどの発言だと、この防衛省の御説明資料にあるのは自分の考え方は違うので、これまでの市長と語る会でも一切説明はされていないというふうな受けとめてよろしいんですね。国の立場はですね。確認です。

○市長（八板俊輔君） そういうことは申し上げておりません。

○一番（田添辰郎君） いや、だから確認なんですよ。こういう資料に、僕は、同僚議員の方がおっしゃったように、これをきちつと説明会のときに配って、なかなか説明しづらいところがあるかもしれないんですが、わかる部分をこういう内容ですよと説明したほうがいいのではないかとずっと思っていたわけです。そういうふうな行いはやっていなかったということなんですよ。やっていないんですかね、そういう。市民がわかりやすいようにですよ。

市長が何か賛成か反対かわからないような中立的な言葉を言っております。それにふさわしい利活用方法の説明はされているでしょうが、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設に関する防衛省の考

え方というのは、市長が説明しなきゃ、この資料の説明を伺えたのは西之表市、行政でありますから、市民はこの資料を紙ベースでは見ることはできませんが、理解するのはなかなか難しいんですよ。どうなんですか。まあ、いいですけど。

次の質問に移らせていただきます。

資料六にですね、訓練施設配置イメージがあるんです。この訓練施設、維持管理は自衛隊が実施しますと書いています。部隊の配置に伴い、所属隊員やその家族が居住するための宿舎を種子島に整備と書いてあります。写真でイメージもありますね。

ここで、わからないことがあるんです。FCLP訓練は、市長も御存じのとおり、準備期間に十日間、そして片づけのほうに十日間です。実際の訓練は約十日間程度。以前調べた共産党の国会議員の一般質問の資料では、三日から十四、五日、ばらつきがあるんですけど、国は十日間程度というふうにおっしゃっております。

これ、宿舎がここにできて、疑問に思うのは、前後十日間に、じゃあ、自衛隊の整備士さんとかはどうするんだろうと思っただけであります。これを見て一般人としても誰でも、整備士の皆さんが西之表市に宿泊してここから通うのかどうかというのは心配に思う方はいっぱいいると思うんですよ。

市長、これはどういうふうに御理解されていますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

少しそのお答えをする前に、私の認識というのを少し御説明した

と思いますけれども、馬毛島については、国がアメリカとの間でFCLPをつくりたいと、その候補地とするということで買収等を検討して現在に至っているわけですけども、その中で自衛隊というのがなぜ出てくるかということですけども、これは米軍の訓練をするために米軍の基地をつくるということではないということですね。だから、米軍基地をつくるということは日本政府も考えておりません。ということは、自衛隊施設として建設して、それを米軍に訓練施設として提供するということだと思います。

基本は、FCLPをつくるということが、FCLPの訓練を移転したいということが発端であるわけですけども、ここで、少し国が自衛隊の施設を馬毛島につくりたいということを防衛構想の中で位置付けているということから、論点が少しずれた形になっているというふうに私は認識しているわけです。

つまり、私は、自衛隊の存在そのものを否定するわけでも働きのついて否定するわけでもありません。ただ、この問題の根幹部分は、馬毛島にFCLPの訓練を移転するかどうかということが中心なわけがあります。

その点を、何といいますか、論点をちょっと移して、自衛隊はか非かというようなことにどうもなっているような気がするわけです。市民の中の賛否につきましても、自衛隊が来ればいいじゃないかというようなことでスタートしているわけですけども、根幹部分はFCLPなわけです。その点を。

○ 一番 (田添辰郎君) 質問に答えてないよ。

○ 市長 (八板俊輔君) いや、そのことが前提でありますので、そういうことからしまして、今の、これはエの質問であるわけですかね。

○ 一番 (田添辰郎君) はい。

○ 市長 (八板俊輔君) これにつきましても、本市が答える立場にはないと考えるということでもあります。

○ 一番 (田添辰郎君) 続いてオもやっています。すみません、オのやつも、さつき後ろのほうにくつつけてやったんですけど。整備士の方がどこに宿泊するのか、そういうのも質問したんですけど。

すみません、じゃあ、もう一回。この説明資料、日本語で書いてあるんですけど、疑問点がどんどん湧いてくるんです。ですから、政策判断をきちつとする、住民の代表として市長さん、行政のほうは判断していくということで、ですから、その辺は、内容的には煮詰めて理解を十分されているかなと思っ質問させていただいてるわけです。

十日間、十日間、前後、準備、片づけが必要になります。そのときに整備士の皆さんもしくはパイロットの皆さん、どこに宿泊するのか、種子島に来るのかどうか、ヘリに乗って種子島に来て宿泊するのかどうかというのを教えてほしいのですが。

○ 市長 (八板俊輔君) 先ほど先回りしてと申し上げましたけれども、今のはオに係る質問ですかね。

○ 一番 (田添辰郎君) はい。

○ 市長 (八板俊輔君) これにつきましても、市としては、今おっしゃったようなことについてデータも持ち合わせておりませんし、お答えする立場にないということです。

○ 一番 (田添辰郎君) すみません、はい、わかりました。

このような重要な問題ですね、米軍人がやってきているんな事件や事故が起きるんじゃないかと不安を持っていらっしゃる方がいっぱいいらつしたわけです。今もいるかもしれない。その点について市長は確認をとらないんですか。とるべきではないでしょうか。重要な案件ですよ、これ。

僕は、米軍人、整備士の皆さん、そしてパイロットの皆さん、厚木基地のほうにも市民の税金を使って行かせていただきました。その担当者には、「事件、事故が起こりますか。事故は起こるかもしれないませんが、事件を起こしたりとか、生活に不安が起きるようなことがありませんか」と確認させていただいたら、そういうことはないということでした。そして、逆に、無料で英語教室を開いているかわかりませんが、「奥さんがそういうものをボランティア活動でやってくれて、ありがたいぐらいです」ということを聞いてまいりました。それは、厚木基地に行ったみんなが同じことを聞いているかと思いません。

そのようなことを考えますと、そのような方たちが種子島に来て僕も僕は不安ではないんじゃないかと思うんですけど、やはり訓練です。

タッチ・アンド・ゴー、空母が出航する前の本当限られた時間にやる訓練でありますから、その期間的にも、実質的に馬毛島から種子島に来て時間を潰す時間的余裕は一切ないと思っております。これが実際だと思っております。そのようなこと、市民が誤解をされている。心配されている。航空事故はある可能性はあります。事件、事故もありませんが、米兵が、失礼ですが、米兵の皆さんが訓練期間中に渡って種子島に来ないとなると、事件の可能性はものすごく小さくなるわけがあります。

先ほどおっしゃいました日米地位協定の話もありました。沖縄を初めさまざまな問題点があるのは私のほうは少し承知しておりますが、年に一、二回の訓練、約十日間、前後十日、一月ですか、その間だけありますので、そういう日米地位協定にかかわるような問題も可能性としてはかなり低くなっているという現状であります。

このような重要な問題は、市長は当然にして確認すべきではないかと思っております。市長のほうで確認されていないとしても、担当部署の方では確認されていないでしょうか。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

平成二十三年七月当時に防衛副大臣から説明がございました。その説明後の質疑の中で、馬毛島内に米軍の人数分の隊舎を設けて、基本的に馬毛島内で活動してもらうことになるという、そういった説明のほうを受けているところでございます。

○一番（田添辰郎君） 私も個人的にいろいろ確認をさせていたいただきました。宿舎のほうは、課長のほうが御説明されたように、宿舎のほうを別につくってですね、そこで寝泊まりをするんだということであります。

その辺は市長もお知りおきの上で、でき得るならば、市民の皆様にもそういう御説明もですね、立場が違えといえども、事実は事実として伝えるべきことは伝えなきゃならない、そういうふうに思います。新聞記者ですから、そういうことを言ってもですね、おかしいかと思いますが。

では、続きましてカ、キ、クになります。FCLPとは何か、そして訓練期間、周辺地域への影響について教えていただきたいと思えます。特に騒音についてですね。よろしく願います。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

まず、FCLPとは何かについてでございます。FCLPとは、空母出航前に必要な訓練でございます。空母艦載機が空母に安全に着艦できるよう、パイロットの練度を維持するため、飛行場の滑走路の一部を空母に見立てて実施する着陸訓練とさせていただきます。

続きましてキのFCLPの訓練回数、期間についてでございます。これにつきましては、本市が平成二十三年七月当時に説明を受けました資料には、年間二回から三回の訓練とされておりまして、硫黄島で実施されている訓練は、一回当たり十日程度で、訓練は日中から深夜にまで及ぶ。なお、厚木飛行場での事前の準備や訓練を含め

ても、一回の訓練期間はおおむね三十日程度とされているところでございます。

〇一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。あ、周辺地域の。

〇市長（八板俊輔君） お答えいたします。

クの周辺地域への影響についての、特に騒音について危惧する声を聞く中で、市長の知り得る限りのことをとということでございます。

本市が平成二十三年七月に防衛副大臣から説明を受けたときには、仮に馬毛島で訓練施設を設置した際に地域に最も大きな影響を与えるものとしてFCLPによる航空機騒音が考えられるものの、飛行経路については種子島にかからず、七十デシベルの線も馬毛島にはかからないという予測図を示して、資料説明後の質疑の中で、種子島、屋久島上空は飛ばないということで米側と調整させていただきたいという説明を受けているようにございます。

それに伴って、つまり、上空は飛ばないということで家畜への影響はないこと、また騒音と海面下の魚や漁業との因果関係はこれまで見られていないこと、港湾施設の整備や保安水域の設定に伴う漁業権への影響には消滅補償で、上陸訓練での漁業制約にも補償することになっている、しかし、まだどういう施設にするのか検討できていないので、適切な時期にはきちんと説明したいという旨の説明を受けているようにございます。

また、平成二十八年六月に行われました市議会の馬毛島対策特別委員会所管事務調査の委員長報告の中では、騒音につきましては、

実際、馬毛島で調査しないとわからない部分があり、示している飛行ルートはあくまでも机上で想定したものであるため、空港と同じようになるかも、空港というのは現在の種子島空港のことでありまされども、なるかもしれないし、ならないかもしれないということ、さらに騒音防止協定の例外規定によつて夜間に飛んでいる実態については、こういった訓練をすると、米軍、自衛隊に限らず、どうしても周辺への影響というのは避けられず、騒音という問題も出てくると説明を受けた旨、報告がなされたと認識しております。

ということから、そもそも平成二十三年七月の説明の資料の内容自体に疑問も一部生じているところでもあります。

以上であります。

〇一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。丁寧な説明をいただきました。ありがとうございます。

次ですね、大きな三、地域への影響に対する国の取組みについてであります。

これ、課長さんが答弁できるなら、簡潔で結構ですが、答弁いただきたいと思えます。ア、イ、ウ、エ、防衛施設周辺対策事業、基地交付金、再編交付金、再編交付金で地元市町村は何ができますか。これ、簡略で結構ですので、短くお願いします。

〇企画課長（森 真樹君） お答えします。

まず、アの防衛施設周辺対策事業につきまして、一般的ではございますけれども、自衛隊や在日米軍による運用影響の緩和のため、

一般の施策に比べ、高い補助率で各種施策の実施が可能な事業だと認識をさせていただきます。

続きまして基地交付金等とはということですが、これも一般的には、防衛施設が所在することによる固定資産税の代替的措置であり、地方自治体の自由財源となるとさせていただきます。

次の再編交付金につきましても、一般的には、米軍再編により負担が増える地元市町村に対する交付金で、自由度が高く、ソフト事業にも支弁可能な交付金とされているところでございます。

で、エの地元市町村で何ができるかにつきましては、これにつきましては、まことに恐縮ですが、本市が答える立場にはないと考えているところでございます。

以上でございます。

〇一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

はっきりと、よくわからないというところがあります。防衛施設周辺対策事業、市町村で使う一番有効な借金の仕方という過疎債というものがあります。過疎債並みのあれだと。自由度もあり、利率のほうも安く使えるということでもあります。

基地交付金のほうは固定資産税のほうなんです。馬毛島、西之表地区内に、言葉は悪いですが、箱物とかそういうものが多くなれば多くなるほど、この固定資産税分の基地交付金が増えてまいります。

今、南種子町の宇宙センターのほうで固定資産税が一億五千万円

ぐらいですか。住民税の町税を合わせると二億一千万円ぐらいになるかと思えます。

馬毛島につくるとなると、それぐらい、それ以上の規模にはなるのではないかとふうに思っております。

米軍再編交付金のほうは、十年間にわたっての協力、再編に協力をしてくれた自治体に配付されるわけですが、協力しない場合、どうなるのかというのはわかりません。前市長のほうは、はっきり明確と、そのような場合はもらわないということを発表されていたと思うんですが、どうなるかわかりません。

読売新聞によりますと、再編交付金のほうは二百五十億円程度になるんじゃないかというお話でございます。しかしながら、防衛費の枠の中です。こんな二百五十億円という読売新聞の数字、ひとり歩きしておりますが、私自身はこれほどもらえるとは思いません。ですが、これから具体的に話が増えていく中でこの金額も明らかになっていく、そのようなものかと思えます。

そしてですね、（四）です。もう答弁いただいているんですが、市長は馬毛島のFCLP訓練施設以外の新たな活用を模索している。新たな活用法、この段階でも変わりはないですかね。

〇市長（八板俊輔君） 変わっておりません。

〇一一番（田添辰郎君） 僕の一般質問も仮定の話、未来の話なので、仮定の話と言われて答弁してもらえないこともあるんです。

しかし、市長御存じだと思っただけ、前の市長のときに質問し

たんですよ。馬毛島に地権者が何かをつくろう、今回は自衛隊の施設をつくる、国に協力して国がつくる、そのために対する法的な反対のための措置は何があるのかと確認させていただいたことがあったかと思います。そのときにはですね、なかなかいいのではないかなという話がありました。

僕、自分で考えたんですが、給水のあれがありますので、あれはもう嫌がらせで使わせないとかいうのはできるのかなと思うんですが、法的にはできなかったはずであります。

そして、今、今年に入ってから、国のほうは百五十億円から百六十億円ぐらいでお金を払うと言っております。榎本修市長の当時には、多分五億円のお金があれば、そしてまた馬毛島を買い戻したからといって市民のために有効活用できるのかどうかということが不安がありましたので、市は買い取りを行いませんでした。五億円の金額でも買い取りを行わなかったわけです。今回、国のほうは百五十億円、百六十億円を提示しております。

その中で、FCLP訓練施設、国、防衛省も地権者のほうも自衛隊施設をつくるということは一致しております。

新たな利活用方法と言うんですが、その根拠は何ですか。できないじゃないですか。できるんでしょうか。できるとしたら、根拠を教えてください。

○市長（八板俊輔君） 根拠といえますか、独自の利活用のために、馬毛島がどういう島であるのか、歴史的なものも踏まえて、あるい

は自然的環境も踏まえて、それを生かす活用法を考えるということでありますから、むしろ根拠から出発して活用法を求めているところだと思います。

○一番（田添辰郎君） 職員さんも一生懸命あの計画をブラッシュアップすると言うんだけど、つくっている職員さんはわからないよ。僕は、何で、市長さんね、貴重な税金を使って職員を雇って仕事させているのに、できないことにお金を使うの。法的に何もできないんですよ。

それですよ、今、地元の意向を重視するというふうに出ています。長野広美議員がおっしゃるように、その文言はいつの間にか消えちゃったんだけど、でも、あの文言が生きているとしたら、種子島だけで考えたら、一市二町、二のほうはもうつくってもいいんじゃないかというふうになっています。ですから、その条件もクリアできるとなる。

となると、国、防衛省のほうは、どうしても必要な施設だから、三十年近く前から問題になっているわけですよ。どうしても必要。そして、何で馬毛島が適地として選ばれたかというと、騒音とか事故の場合の迷惑を国民の皆さんに最小限に、迷惑を最小限に抑えることができると思ったからこそ馬毛島が候補になったんだと思うんですよ、僕自身はね。

だから、国のほうもつくらなきゃいけない、トランプ大統領との約束もあるし、地権者の方もともと国の国防にも協力したいとい

う意向も前々から聞いていますので、その意向は合致しているわけですよ。

市長は、その地権者と国が同じ考えになって、あとは金額の問題で交渉が成立していかないだけなのに、違う活用方法がありますよなんて、土地は持っていない、金も持っていない、言う口しかないじゃないですか、僕らには。悲しいけれど。

法的にどう訴えるかって、森林の問題とかそういうのはあるかもしれないけど。日本は、世界にまれに見る所有権絶対の国でありますよ。公共の福祉に反しない限り、所有権を壊していくというのはできないんですよ。

だから、そういった意味で、市長、何をどうやって弁解されようとも、僕は、市長のおっしゃる活用方法をブラッシュアップしてなんていうのはやめていただきたい。もう少し現実を見て、きちっと馬毛島の問題を考えていただきたいと思います。

今日、幾らか馬毛島の問題、資料に基づいて質問させていただきましたが、言い逃れをする、ごめんね、謝ります。前もって謝ります。その場を言い繕うのに一生懸命になるんじゃないかと、市民のためにどうすべきかというのを考えるべきじゃないですか。活用方法は無理なんだから、無理だと認めて、ほかの方法で真面目に市民の皆さんと情報提供して検討するというふうの方針転換したほうがいい市長になれるんじゃないですか。このためになるんじゃないですか。どうでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島の利活用法につきましては、せんだって連れて行った高校生たちも非常にいろんなアイデアを出しております。非常にそれを考えるようになっております。それは、向こう、実際に島を訪ねて、自分の目で見えてやったからであります。それで体験したこと、五感で感じたことを踏まえて、自分たちは馬毛島を守らなくてはいけない、種子島の島民はそれを考えなくてはいけないということを作文にも書いております。なぜそういうふうに思うのかということ踏まえた上で、利活用法を検討していきたい。

先ほどの別の議員からも、漁業の漁業体験ですかダイビングとかそういう活用もあるのではないかと御提案をいただきましたけれども。

国あるいはFCILPをつくりたいという側のところに欠落しているのは、馬毛島が単なる無人島であるということにあります。官房長官の発言の中にもありましたけれども、基地をつくるために優位な無人島であるというふうな発言がございました。つまり、無人島であるから適地であるところが、簡単に言えば、そういうこととあります。

ただ、我々は、地元の間人としてはその考えを聞いていないと。それを理解してもらうために、馬毛島を知らないいろんなことをおっしゃっている市民の方にも、それから国民に対しても、馬毛島はどういう島であるのかということをお我々が発信していかなくちゃいけ

ないのではないかと、そういうふうを考えております。

○一一番（田添辰郎君） 丁寧な御説明、ありがとうございます。

本当、馬毛島の歴史と伝統ですね。市長にいずれ、本当、本を一冊書いていただきたいぐらいですね。そのときになれば、一生懸命勉強させていただきましょう。

高校生の皆さんに感想文を書いていただいてと言うんですけど、それもいいかもしれません。でもね、僕は市長とか議員だから、選挙を勝たせてもらって、お金もらって、後は野となれ山となれと知らんふりできるんだけど、本当、子供たちにできること、できないことをきっちり教えてあげないと、判断能力を奪うことにならないかな。僕はある程度大人ですよ。市長も大人。当たり前だけど。やはりできないことをさもできる言うて夢を描かせていて、ああ、やっぱりできませんでいいのかと思うんですよ。

市長は心底自然を愛していて馬毛島が大好きなんだろうから、馬毛島を守りたいんでしょう。いいんです。じゃあ、市長、自分のお金で買ってください。市民まで。

だって、市役所自体に五億円、今、三十億円あるから、基金のほう、三十億円全部使ってやりましょうかと言ったら、みんな職員の人も反対しますよ。どうするのと。

幾ら子供たちを連れて行って、ああ、馬毛島はいいところだな、守らなきゃいけないなと植えたとしたとしても、これは、本当、共産党の国なんかであるという、植えた方がいいですかね、ほ

かの用語を使うんだけど。そのようなことをやってまで自分の主張を通さなきゃいけないかな。冷静になって見ましようよ。できないことはできないんだと。買い取ること、できますか。

ナショナルトラスト運動、僕、十八年前、調べたことがある。そのとき、無理だと断念しました。ちよつと教えてください。

○市長（八板俊輔君） できないと思っていては、この事業はできないと思います。私はできると信じてやっております。

それで、別の議員からの質問にもございましたけれども、土地の取得についての御質問がありました。今、国と地権者との間でいろんな価格のことが言われておりますけれども、この地権者がかわった場合には、またその土地の取得についての我々の考え方ということとを提示する機会も出てくると思います。その一つとしてはトラストのこともありますけれども、いろいろ方法はあるのではないかと考えております。

○一一番（田添辰郎君） 議長、申しわけありません。結構項目がいっぱいあったんですけど、なかなか終わりそうにありません。

以前にも聞いた問題であります。このことは本当に議会のたびに毎回でも聞きたいんです。先ほど言いました。考え直してくれませんか。賛成にならなくてもいいんです。

情報提供、きちつ、きちつとやろうと。そして市民、そして子供たちの判断も仰いでいこうよと。子供たちがどう考えるのか見ていかなきゃいけない。

でも、大人たちが自分に都合のいい情報を提供して、さあ、じゃあ、やっぱりそうでしょうと言ったって、これって民主主義じゃないですよ。子供であつても、高校生、中学生、信賴しないといけないと思ふんですよ。

念ずればかなうみたいなおことをおっしゃいましたが、念じてもかなわないことはかないません。もう大人だから、わかりましょう、それぐらい。

ですからね、市長、今日質問したのは、資料に基づいて説明しました。ええ。市長のほう、行政の立場としては、国、防衛省の立場のことを我々が説明するべきではないという考えもお持ちだということもわかりました。また、質疑を受けた場合に、それ以上詳しく説明する能力も、それ、当然です。防衛省と一自治体ですから。そういう説明することはできないということも聞きました。じゃあ、どうするか。

今、六月に陳情が出されております。これはやはりきつちりと。彼らは賛成、反対とかは明確にしているわけではありません。単に、正確な情報をくださいというふうにおっしゃっているわけでありませう。

先ほど森課長のほうから答弁がありました。米軍人の方は、馬毛島のほうに宿舍をつくって、そこで寝泊まりしてもらうんだということ。それすら知らない人もいます。きつちりと情報を流すこと。

どうでしょう。一一番、最後に飛ばしていただきます。

西之表市民、西之表市の主人公たる多くの市民から、国の説明責任及び西之表市民一人一人の知る権利を保障すべく、国、防衛省の正確かつ丁寧な説明を聞くために、地元住民に対する説明会の開催を要望する声が大きいです。やはり説明する能力もない、立場も違うのであれば、市長はこの声に真摯を傾けて応えていくべきではないでしょうか。市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民の知る権利の保障は大変重要なことでございます。市民間においてこの問題について賛成や反対などさまざまな意見がある以上、貴議会とも連携して対応していく必要があると判断しております。

また、本市に対しましても、市内の経済関連団体の代表の連名で、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求めるとする要請書も来ております。これにつきましては、既に貴議会と協議検討の上、対応してまいりたいというふうを考えております。

また、市民に対するこの問題についての説明につきましては、今議会でも多数の議員から御提案をいただきましたので、また今後検討して、何らかの提案といえますか、御注文に対しての応えるべき形をちよつと検討してまいりたいと思います。

既に、馬毛島については全戸配付でいろんな資料を二回ほど出してありますけれども、またそれに類するといえますか、いろいろ御

意見を参考にしながら考えてまいりたいと思います。

○ 一番（田添辰郎君） 議会と連携をしようか、二元代表制という意味がきちつとわかっているか。議会と一緒に動かなくてもいいと思うんですよ。それぞれ、市長の考え方があるんだから。市長の説明責任と議会の説明責任、また議会の持っている情報量と行政の長たる市長の情報量では全く違います。重要さが全く違います。それを考えると、議会と同じように横並びというのは誠実な対応なのかと、そういうふうには思いません。

いずれにしても、何とかですね、市民のほうに情報提供をお願いし、その中で一人一人の御意見を聞いていただければと思っております。

毎回言わせていただきます。このままでは宿舎のほうは中種子町につくられるんじゃないか、まことしやかに、これはもう五、六年前から言われております。港湾のほうも西之表港を使わないんじゃないか、そういう話も出ております。うそか本当かわかりません。

でも、我々は、議会も反対、市長も今日聞けば明らかに反対ですから、反対だから情報が入らないだけで、西之表市いいよということで、つんば枝敷に置かれているようなものです。

市民のことを考えたら、やはり馬毛島は行政区としては西之表市でありますから、きつちりと国、防衛省とも話し合う関係性を維持すべきじゃないでしょうかね。

根拠があるとかないとか、できないことをできるとか適当に言っ

たりとか、他の利活用方法を考えると。FCLPに反対するんじゃないよ、他の利活用方法を考えるんだよと。結局、反対じゃないですか。わけのわからないそういうへ理屈、ごめんさい、言葉を使っただと思えます。引き延ばして行って馬毛島ができなくなって、じゃあ、地権者のほうが西之表市にただ同然でくれる、それじゃないと実際は不可能じゃないですか。他の利活用方法というのは。違いますかね、市長。市長のおっしゃる利活用方法というのは、国、県が今やっている自衛隊施設云々がおじゃん、だめにならなきゃ、結果的にできないんじゃないですか。質問しているんです。

○ 議長（永田 章君） 時間がないようですけど。

○ 一番（田添辰郎君） 答えないならいいですよ。

○ 議長（永田 章君） もう時間がないんですけど。

○ 市長（八板俊輔君） 質問をもう一度端的におっしゃっていただけますか。

○ 一番（田添辰郎君） あのね、まあ、いいんだけど、結局、市長がおっしゃるのは、立石さんと国の交渉が決裂しなきゃ、実現できないことを言っているんですよという事。

以上で終わります。

○ 議長（永田 章君） 田添議員、自席のほうにお願いします。

以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十日から三十日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、十一日は総務文教委員会、十二日と十三日は予算特別委員会、十七日は常任委員会、十八日、十九日、二十日、二十四日は決算特別委員会を開きます。二十七日は各特別委員会及び議会運営委員会です。十月一日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後四時散会

本会議第四号（十月一日）

本会議第四号（十月一日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年十月一日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

- 日程第一 諸般の報告
- 日程第二 議案第一五号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第三 議案第一六号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第四 議案第一七号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第五 議案第一八号 西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第六 議案第一九号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する

る条例の制定について

日程第七 議案第二〇号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第二一号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第二二号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第一〇 議案第二三号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第一一 議案第二四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程一二 議案第二五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程一三 議案第二六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程一四 認定第一号 平成三十二年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について

日程一五 認定第二号 平成三十二年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程一六 認定第三号 平成三十二年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程一七 認定第四号 平成三十二年西之表市地方卸売市場特

別会計歳入歳出決算認定について

日程第一八 認定第五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第一九 認定第六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二〇 認定第七号 平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定について

日程第二一 陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書

日程第二二 議案第二七号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

日程第二三 総務文教委員会所管事務調査報告

日程第二四 議員派遣の件

日程第二五 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 初めに、日程一、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて健全化判断比率、資金不足比率の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第一五号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第一五号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第一五号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、十月一日より自動車取得税が廃止され、環境性能割が適用されることに伴い、軽自動車税の非課税対象と県が徴収主体である自動車税の非課税対象を統一するため、条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、日本赤十字社の所有車両等の非課税の範囲について、西之表市条例第八十一条の二中、「救急用のもの」を「次の各号に該当するもの」に改め、五つの号を加えております。

附則として、この条例を公布の日から施行することとしています。現在、当市においては、日本赤十字社所有の軽自動車はないとの説明を受けました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一六号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第一六号、西之表市

印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一六号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

住民基本台帳法施行令の改正によって、旧氏や通称について、住民票やマイナンバーカードへ記載が可能になりますが、本条例の改正によって、印鑑証明についても同様に旧氏や通称を記載することが可能となるとの説明がありました。

背景としては、女性の活躍推進や外国人の増加が考えられるとのことでした。

附則として、この条例は、令和元年十一月五日から施行することとしています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一七号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第一七号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一七号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る

ための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、関係条例の整備を行うとするものです。

認知症や知的障害者等により判断能力が十分でない人を支える成年後見人制度の被後見人になることで、資格や職を失う、いわゆる欠格条項を、地方公務員法など百八十七本の法律から削除する一括法が成立したことを受け、関係条例の整理を行うもので、西之表市職員の給与に関する条例、西之表市職員等の旅費に関する条例、西之表市職員の分限の手続及び効果に関する条例、西之表市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、西之表市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、西之表市職員等公務災害見舞金支給条例の各条例から、欠格条項を削除し字句を整理しております。

この条例は、関係法の施行起算から六月を経て施行する経過措置があるため、施行期日が本年十二月十四日からとなる旨の説明がありました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一八号 西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、審査の結果を御報告します。

本案は、これまで臨時的職員及びパート職員と呼ばれてきた職員

について、地方公務員法及び地方自治法において、会計年度任用職員として位置づける法律の一部が改正されたため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

その内容について説明します。

西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、第一条から第三十五条で成り立っており、第一章では総則、第二章でフルタイム会計年度任用職員の給与、第三章でパートタイム会計年度任用職員の給与、第四章でパートタイム会計年度任用職員の費用弁償、第五章で雑則の五章の構成となっております。

第一章総則においては、第一条で趣旨、第二条で定義として、これまで臨時的職員として勤務してきた者をフルタイム会計年度任用職員といい、これまでのパート職員についてはパートタイム会計年度任用職員といい、それぞれ支給される給料や報酬等を列記しております。

第二章フルタイム会計年度任用職員の給与においては、第四条で給与については市職員の給与に関する条例を準用することを、また職務の級は、別表に定める等級別基準表を使い職務の級に応じることとし、第五条で号給を、第六条で給料の支給を定めています。

また、初任給調整手当、特殊勤務手当、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、退職手当、期末手当についても正規職員とほぼ同じ手当が支給されることを定め

ています。

また、職員の給与の減額についても、正規職員同様勤務がなかった場合減額されることとしております。

第三章パートタイム会計年度任用職員の給与においては、第九条で報酬について定めております。また、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬についても二十条から二十三条で定めており、期末手当については二十四条で定めています。第二十五条には報酬の支給を、第二十六条で勤務一時間当たりの報酬額について定めています。報酬の減額については、第二十七条で月額及び日額により報酬を定めている場合の正規の勤務時間に勤務しない場合の減額について定めています。

第二十八条は、通勤に係る費用弁償を支給することを、第二十九条では、公務のための旅行に係る費用弁償を支給することを定めております。

第五章雑則においては、給与からの控除、口座振替、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、休職者の給与、会計年度任用技能労務職員の給与等について定め、第三十五条で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

施行日は、令和二年四月一日から施行することとしています。審査の中では、大きくは財源の問題と継続勤務の二点で議論が行われました。

現在、九十名のフルタイム臨時職員、七十名のパート職員がいる

ことや、これらの職員が新制度に移行されると、これまでより約七千万円の新たな予算措置が必要との説明がなされました。

これについては、新たな予算の財源確保についての質疑がありました。現在のところ皆無であり、年末の予算要求時に、県市長会や全国市長会等で国に対して交付税措置を要請していくとのことでした。

また、会計年度の任用ということで、継続雇用がなくなるのではないかとの質疑には、人事評価も行いながら継続もあり得るとともに、給与の格付についても経験によって異なることも明らかになりました。

その他、数年継続職員の退職金の支給のあり方、期末手当の支給など、さまざまな疑問点も出されました。また、外部団体でもあるまちづくり公社職員の給与等についても質疑があり、外部団体ではあるが同じような議論を始めたところとの説明を受けました。

フルタイム会計年度任用職員については、守秘義務はもちろんのこと、兼業の規制も加わり、新制度へ移行する場合の説明も行ったが、個々の事情もあることから、今後にも必要に応じて説明、聞き取り調査を行っていきたいとのことでした。

また、この条例は、臨時的職員の給与やこれまでなかった期末手当や通勤手当や時間外手当など、国が定める制度に沿って定められているとの意見もありました。

本委員会は、審査の結果、制度が会計年度任用職員となっており、

一年雇用が基本となつていことから、継続雇用がなされないとの心配もあるなどの意見も出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ただいまの委員長報告に反対の立場から討論を行います。

基本的に、行政は住民サービスの安定性と質を確保するために、任期の定めのない常勤職員が中心になって担うという無期限任用の原則があります。改正前の地方公務員法には、期間を決めて雇用できるのは、特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかありませんでしたが、今回、会計年度任用職員制度を導入した背景には、一九九〇年代からの自治体行財政改革、小泉政権の官から民への強力な流れの中で、各自治体に正職員削減を競わせました。

保育など専門職を含めて、正規から非正規へと置きかえることを含め、非正規雇用の労働者に不利な脱法的な任用が全国の自治体で

増加し、労働争議が広がるという問題が出てきたことにあります。そういう経過の中で、二〇一四年に総務省は、非正規職員の処遇を守れとの公務員部長通知を各自治体に出しております。

しかし、財政的な裏づけのない通知だけでは、改善は当然進みません。そこで、政府は、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任期等の在り方に関する研究会を立ち上げました。そして、新たな受け皿として、会計年度任用職員制度を創設した、こういう経過があります。

この経過を見ても、会計年度任用職員制度は、今さまざまな雇用形態で働いている非正規職員の雇用不安を広げるばかりか、正規職員の今後の働き方にも影響する全ての労働者にかかわる制度であることを、まず指摘したいと思います。

二〇二〇年四月から、全ての非正規職員がフルタイム雇用とパートタイム雇用に分類して雇用されることとなります。なるべく正規雇用が当たり前、これが一番ではないでしょうか。

そしてまた、正規雇用に近づけると言いながら、制度の矛盾は避けられません。基本的には、希望する人は全てフルタイムでの雇用を進めるべきです。

この条例制定は、不安定雇用であり、フルタイム雇用であってもパート雇用であっても、一年という期限が示され、特にパート雇用はずっと低賃金、ずっと不安定雇用が続きます。

本市では、現在、フルタイム九十八名、パートタイム六十九名が

雇用され、多くの職種で正職員と同じような業務をこなしています。

基本的に、この制度は会計年度ということですので、一年のみの

雇用となっていることです。委員会説明の中でも、本会議場でも、再雇用はあり得るとしながら、これは絶対的な保障ではありません。

しかし、現在、一部の職種でフルタイム雇用の展望を持っている、このことは評価したいと思います。そしてまた、今後のさまざまな職種、そして多くの人たちの希望を取り入れながら、経験を考慮し、継続して雇用できるよう進めるべきだということをまず指摘したいと思います。

また、給料の点で二級までの昇格となっています。労働組合が実施した若者のアンケートでは、最低の生活費は、男女ともに二十三万円から二十五万円が必要と、鹿児島県内の若者のアンケート結果が出ています。全国どこで生活しても、必要な給料は保障されるべきです。少子高齢化の中で、若い人たちが安定した賃金で、そして安定した職場で働く、このことが、この日本経済の発展のかなめではないでしょうか。

最後に、雇用のための財源についてです。

国は、税金の使い方は是正する必要があります。消費税は上がるが、社会保障には使われていません。そればかりか、五兆三千億円もの軍事費、兵器の爆買いに私たちの税金が使われているのです。そのような税金の使い方ではなく、住民の福祉と安心・安全な暮らしを守る役割を国は果たさなければなりません。公的サービスを充

実し、労働者の雇用を守るためにこそ、地方交付税措置を強く主張します。

自治体の役割として、担当課は、国に対し交付税措置を要求していくと答弁しており、評価したいと思います。総務省もまた、財政負担増を理由にした業務を民間に移管したり、労働時間の短縮とならないように、こういうことを繰り返して答弁しています。であればこそ、地方自治体が、臨時非常勤職員の待遇改善に必要とする財源は国の責任で確保するべきだと強く要求していくことを重ねて指摘し、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） おはようございます。

議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま反対者が言われました継続雇用がなされない可能性があらることとか、七千万円、今回人件費が上がりますけれども、その財源措置がなされていないなど、確かに私もそう思うところもあります。

ただ、継続雇用については、委員長報告の中にもありましたけれども、人事評価等を行いながら継続もあり得るということ。また、財源措置については、先ほどもありましたけれども、国に対して交

付税措置を要請をしていくということが、説明がございました。

また、このような問題については、全国の自治体でも同様の問題が起きているのではないかと思うところです。今後は、県の市長会とか、全国の市長会などを通じて、国に要請をお願いをしたいと思っております。

最後に要望になるかと思いますが、本市の臨時的職員やパート職員の現状についてですが、実際、来年の四月一日より、どのようにしようかということは何名かの方々から私も聞いたことがあります。これまでは副業等もできておりましたけれども、今後は副業等もできなくなりまして、収入が減っていくという現状があるようであります。大変不安に思っている方がおられるようでありますので、この現在の深刻な人手不足の状況の中ではありますので、行政当局としても、人員の確保等を考慮しながら、適切な対応をお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。

議案第一八号、西之表市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

先ほど反対討論者から、この制度のできた背景、経緯について述べられました。また、さまざまな問題点についても述べられました。私もまず、会計年度任用職員の制度そのものに多くの問題点があること、決してもろ手を挙げて賛成できる制度ではないことを初めに申し述べたいと思います。

公務員といっても、一市民でもあり一労働者でもあります。その暮らしや仕事には、正當に保証されるべき権利がありますが、この制度にはそれを壊してしまう要素が多々含まれています。

主な問題点として、公務員としての義務が強く課せられ、兼業も禁止される反面、労働者として当然の権利である労働三権、団結権、団体交渉権、団体行動権が失われるということが一つ上げられます。また、正規職員が負うべき相当の期間任用される職員をつけるべき業務、いわゆる本格的業務の基準が曖昧であり、会計年度任用職員制度の対象となる基準も明示されていないため、本来正規職員をもつて充てるべき広範囲の業務が会計年度任用職員に置きかえられること。また、リストラや業務の外部委託が進む可能性が高まり、知識や経験、専門性などが途切れることによって行政サービスの質の低下を招くこと。さらに、会計年度という一年の期間に区切った雇用制度は、雇用の継続性を切り捨て、昇給、昇格のない不安定な雇用による生活の不安を生み、労働意欲の低下や人材確保の障壁となること。また、知識や経験の積み重ねが正當に評価されず、正規職員への登用の道も閉ざされて、非正規雇用が固定化すること。さ

らに、公務員の雇用環境は民間への影響の大きさがあります。民間の雇用環境の低下を招くおそれもあります。

そして、先ほど二人の討論者からも出ましたが、国による財源手当が全く明確ではなく、賃金や労働条件の引き下げを招く可能性があります。などなど多くの点の問題が上げられますが、何よりそれらの解消について、国は誠意と責任を持った対応を示していないことも最も問題だと考えます。

しかし、残念ながら法律として成立した以上、これを無視して独自の雇用形態を定めることは、自治体には許されておりません。悪法でも法は法です。

こういった悪法、先ほど反対討論者からもありましたさまざまな制度の悪い面、本当に私たちの今、暮らしを圧迫していると考えますが、これを改正したり廃止したりするために声を上げ、国会での取り組みを後押しするために論議をし、またそのために、自治体、議会として、何ができるかを今後、真剣に考えていかなければならないとは考えます。

ただ、今回のこの議案について、問題の多い制度の運用に関して、自治体の姿勢が条例にどのように具現化、具体化されているかをしっかりと見定める必要があったと思いますが、本案に係る総務文教委員会での審査の過程では、担当部署の説明において、現時点で考え得る最良の方法を模索し、条例に盛り込むとする姿勢と、さらに、これによしとはせず、今後も協議、検討を重ねて、よりよい

運用を図っていくことの明言がありました。

具体的内容は委員長報告にあつたとおりですが、各種手当の支給や特殊勤務や時間外の取り扱い、議案第一九号の育児休暇とも合わせた休日、休暇の取り扱い等、待遇、処遇のさまざまな面において、正規職員と大きな違いが生じないようにとの配慮がなされ、雇用の継続に当たっても、制度の中でできる限りの対応や経験値の評価を行うことが明言されました。

また、制度の切替えに当たっては、対象者にできるだけ不利益が生じないように、個別に状況や希望の聞き取りを行うなどの対応も行われているということです。

業務内容や職務分掌の見直し、専門性への配慮、人事評価の方法など、今後の検討課題についても言及があり、今回提案されているものがベストではなく、よりよい運用のためには、まだ調査研究をもとにした見直しが必要であるとの認識も明らかにされました。

冒頭に述べたこの制度の問題点の多くは解消されてはいませんが、解消すべき問題があるという認識を持って条例案がつけられ、今後さらなる問題点も掘り起こし、解決していくという姿勢を明らかにしている点は評価すべきと考えます。

残された課題の解決によって、できるだけ正規職員で充てるということも一つの方向性として考え、一市民、一労働者として、一人一人の職員の生活と仕事の安定を図り、行政サービスのより一層の質の向上と地域の雇用全体の環境の向上の実現を強く要求いたします。

して、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一九号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

る法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第一九号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第一九号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、審査の

結果を御報告します。

本案は、会計年度任用職員の位置づけ等に関し、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、条例を制定しようとするものです。

法案に関する条例は、西之表市職員の給与に関する条例、西之表市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例、西之表市職員等の旅費に関する条例、西之表市職員の分限の手續及び効果に関する条例、西之表市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、西之表市職員の育児休業等に関する条例、公益的法人等へ西之表市職員の派遣等に関する条例、西之表市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の九本で、いずれも地方公務員法及び地方自治法改正に伴い、それぞれ条例の一部を改正しようとするものです。

なお、説明の中で、育児休業について、正規職員と同様ではないものの、会計年度任用職員も要件を満たせば取得可能とのことでした。

本委員会は、審査の結果、本条例についても、会計年度任用職員について、単年度の任用で継続雇用についての疑問との意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第一九号について、反対討論をいたします。

議案第一八号の趣旨と同様であることに加えまして、病休保障や休日補償についても、正規の職員並みとの乖離があります。この点についても、今後、議論を深めるべきと指摘いたします。非正規であっても、休日、休暇補償は正職員並みに補償すべき、このことを指摘いたしました。反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどの議案と同じ趣旨でほごございますが、反対討論者の方は重々御承知の上、反対されていると思うんですが、今回、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律、これは改正に伴って、我々の条例のほうも改正しようということでありまして。法律の世界には、上位法、下位法という言葉がございます。そのような中で、下位法である条例のほうを、上位法である地方公務員法、地方自治法と食い違うものをつくっていいのか、それは明確に罰則は伴いま

せんが、このようなことをすれば、市民生活に大きな混乱を生じさせるのは必至でございます。その一点をもって、賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二〇号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第二〇号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二〇号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三億二千五百三十八万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百

八億五千九百九十七万三千円とするものです。

地方債の変更は、臨時財政対策債ほか三件、合計四件で、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴う変更、辺地債並びに過疎債は、事業費の増減及び県による起債額の調整によるもの、緊急防災・減災事業は、県道二路線の事業費確定に伴い、負担金に増額が生じたため、これに対応しようとするもので、地方債の限度額を八億七百三十八万九千円と定めるものです。

次に、歳入から説明いたします。

地方特例交付金の子ども子育て支援臨時交付金は、一千二百三十九万九千円を追加するもので、幼児教育・保育の無償化に対応するため、法令上の負担割合に基づき国から交付されるものです。

地方交付税の増額は、普通交付税の確定により、一億六千九百八十九万六千円を追加するものです。

国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金の増額は、三千二百十万円を追加するもので、障害者自立支援給付事業の補助基本額の増額に伴う五百九十五万七千円と、幼児教育・保育の無償化に伴う給付に対応する二千六百十四万三千円を計上するものです。

県支出金の県負担金、民生費県負担金の増額についても同様に、障害者自立支援給付事業の補助基本額の増額に伴う二百九十七万九千円と、幼児教育・保育の無償化に対応するため、法令上の負担割合に基づき県から交付される一千三百七万円を計上するもので、一千六百四万九千円を追加しております。

基金繰入金の減額は、基金繰入れする予定としておりましたが、一般財源で対応可能となったため、繰入れを取りやめるもので、一億三千七百三十三万二千円を減額しております。

市債の過疎債の減額は、県営事業の未採択一千万円と、県による起債額調整により一千三百十万円を減額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

総務費の総務管理費、財産管理費、積立金の増額は、財政調整基金へ八千四百三十二万四千円、減債基金へ二億円、それぞれ積み立てるものです。

民生費の社会福祉費、障害者福祉費の増額は、障害者自立支援給付事業において、各種サービス利用者の増加や単位数の増などに対応するため、一千二百三十四万七千円を追加するものです。

民生費、児童福祉費の児童福祉総務費の増額は、十月一日から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、対象児童が施設を利用した場合の給付に対応するもので、一千九十一万六千円を追加しております。これは、新制度未移行幼稚園無償化対象児童の副食助成、生活保護世帯の児童への教材費等の助成となっております。

民生費、児童福祉費、児童措置費の増額についても、幼児教育・保育無償化に伴うもので、幼稚園・認定こども園等における無償化対象者の利用者負担相当分と、利用者のうち対象となる世帯の副食費免除分の給付に対応しようとするものです。

農林水産業費の農業費、農業振興費の増額は、各事業費の交付決

定に伴うもので、県単事業を活用した地域ブランド推進事業、さつまいも輸出向け産地づくりへの補助金も含まれています。

土木費の道路橋梁費、道路橋梁維持費の増額は、市道の路肩決壊等に対応しようとするもので、重機借上料及び原材料費であります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二一号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第二一号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二一号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千九百七十一万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億九千四百三万三千円とするものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明いたします。

国民健康保険税の補正は、現年度本賦課に伴い、一千三百十二万四千円減額されています。これは、昨年度の被保険者に係る農業所得等の減少によるものとの説明がありました。

県支出金の補正は、特定健康診査に係る負担金の交付見込み通知により減額しております。

繰入金 of 補正は、資金不足になった際に備え、歳出の基金積立金の半額を予算化するものです。

繰越金七千六百万円の追加は、前年度決算確定によるものです。次に、歳出について説明いたします。

基金積立金については、前年度決算確定に伴い、前年度繰越金の

半額を基金に積み立てようとするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二二号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第二二号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二二号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百八十四万一千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

繰越金の増額は、前年度決算に伴い六十三万一千円追加するものです。

次に、歳出について説明いたします。

事業費の増額は、カーブミラーを設置する経費として、四十六万七千円追加するとともに、需用費として十五万一千円追加するものです。

審査の過程において、カーブミラー設置に係る経費については、一般会計で考慮すべきとの意見もありましたが、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） おはようございます。

議案第二二号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

本案は、委員長報告のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ六十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百八十四万一千円とするものであります。

補正予算の主なものは、前年度決算に基づく繰越金で、六十三万一千円が確定し、繰越金の総額が六十三万二千円となったため、このたび繰り入れられた繰越金六十三万一千円を財源にして、今年の台風十号により被害を受けた市内六カ所のカーブミラー修理等、交通安全施設等の資金に充てようとするものであります。

私が強く反対する理由は事業内容ではありません。これが一般会計での提案なら、もろ手を挙げて賛成いたします。しかし、本特別会計の現条例では、交通安全施設等の資金を予算計上することはできません。

ただし、補足として、剰余金を生じたときはこれを交通安全施設等の資金に充てることができるかとあります。剰余金とは、会計年度の収支がプラスの場合剰余金といい、マイナスの場合を欠損金といいます。よって、現実的に会計年度の途中の今現在、この特別会計に条例で認められている剰余金は一円も存在しないと主張し、本案に強く反対するものであります。

本案は、このたび、前年度決算結果繰り越されてきた繰越金が、本会計年度の今現在の剰余金だとの単純な勘違いから起案された議案であります。

剰余金とは、予算特別委員会の説明においても、交通特別会計に剰余金が生じているので、この繰越金で予算措置ができないものか、庁内検討会を行ったとの説明もありました。

また、委員から、条例の第十四条第二項の説明を求められたときも、「市長は、剰余金が生じたときは交通安全施設等の資金に充てることができる」という条文です」と、明確に剰余金と答えております。

このように、予算特別委員会の説明の中でも、繰り返し剰余金という用語を使っていました。すなわち、剰余金イコール剰余金と思いつているあかしだと私は確信いたしました。初歩的なことではありませんが、剰余金と剰余金は全く性格の違う用語であります。

続いて、カーブミラー設置等交通安全対策の事業自体は、一般会計なのに、なぜ今回は特別会計で補正を組むのかとの質問に対して、一般会計では予算の確保が難しく、確保できても時間がかかり過ぎる。昨年度も十二月議会で補正をしており、壊れている期間を短くしたいとの考えで、今年度はいわゆる交通特会の共済事業の条例の中に、市長は、剰余金を生じたときは交通安全施設等の資金に充てることができるという条文を使って、この特別会計で補正を組んだとの説明でした。

この説明でもわかるように、一般会計で予算獲得が困難だから、もしくは予算獲得に時間がかかるからなどの理由で、予算執行が自由な特別会計で、カーブミラーの修繕に必要な原材料と消耗品の経費を特別会計で補正するなど言語道断であります。

予算獲得の難易度で会計を選別した提案など容認できません。動機が余りにも不純過ぎます。万が一にも合法だったとしても、一つの事業を二つの会計で執行していく提案など、事務事業をますます煩雑化していくだけで、権限移譲が進み、事務事業が増え、高い精度の事務能力が求められている現行政下に求められている改革、改善に逆行する提案であることに、ぜひ気づいていただきたい。

同時に本案は、現在取り組んでいる本市の機構改革とか、事務分掌の見直しとか、会議体の改善取り組み等にも逆行する提案内容ではないでしょうか。

しかも、この特別会計は、現在、六千七百七十六人の会員で、年会費三百円の会費収入で運営をされている任意団体の会計であります。一般会計とは、生まれも育ちもその目的とか性格も全く異なります。だからこそ、条文の第十四条第一項に、共済事業は特別会計とするとの条文があるわけです。

公金の管理運営を任されている当局、議会ともに、安易な公金運用及び条例に抵触する運用は、厳に慎むべきだと提言いたします。

西之表市交通災害共済条例の第一条に、その目的を定めています。第一条、この条例は交通事故により災害を受けた者を救済するため

共済制度を設け、もって市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とすると定めていることから理解できるように、会員同士で交通被災者を救済しようとする相互扶助が目的であります。

第二条に定義を、第三条に交通事故により災害を受けた場合において死亡または障害の程度に応じて共済見舞金を支給する交通災害共済の見舞いについて定め、第四条で会員の資格を定め、以下、共済期間とか、会費は会員一人につき三百円にするなどの共済加入申し込みなど必要事項を、第十三条までに細やかに規定しております。

補足として、第十四条第一項に、共済事業は特別会計にする。第二項に、市長は、共済の事業において欠損金を生じたときは、別途交付金をもって、これに充てることができる。なお、剰余金を生じたときは、交通安全施設の資金に充てることができる。これが条例の全貌であります。

論点の本丸は、補足の第十四条第二項の剰余金が生じたときは交通安全施設の資金に充てることができるという、この剰余金とは何をもって剰余金というのかという基本的な定義についての討論であります。

まず、剰余金とは、詳しくは会計上の用語として使用され、資産及び純資産から資本金及び資本準備金を引いた金額のことであり、一般的にはその会計年度の収支がプラスの場合、剰余金といい、マイナスの場合は欠損金といえます。

また、剰余金に似た用語に余剰金という用語があります。剰余金とは、当初定めた予算額に対して余った金銭を意味しますので、剰余金とは全く用語の意味が違います。

次は、繰越金についてですが、繰越金とは、前会計年度の剰余金であり、本年度に繰越金として繰り越されてきた金額のことです。すなわち、繰越金とは、会員の会費収入とか預金利息または雑収入などと同じ、歳入財源の科目の一つであることをぜひ御理解いただきたいと存じます。繰越金と剰余金は全く別次元のものであります。

地方自治法第二百五十五条、歳入の款項目は性質別に、歳出の款項目は目的別、節は性質別に区分するように、また歳出予算の場合は、予算に計上されていない経費及び予算計上された金額を超えて支出することはできない決まりがあります。

同じように特別会計でも、交通災害共済条例を定め、その運用を細部にわたり条文化しています。もちろんのこととして、法律条例は厳格に遵守すべきです。

予算特別委員会においての所管課課長の説明によると、今回の繰越金六十三万一千円を財源にして、交通安全施設の財源に充てたいとの説明でしたが、この六十三万一千円の繰越金はあくまでも前会計年度の剰余金であって、本会計年度では歳入の科目の一つであります。今年度の剰余金とは、一切の関係はありません。今日現在、特別会計に剰余金など一切存在しません。

繰り返し力説いたしますが、この繰越金は、前年度の剰余金であり、前年度決算時において生じたこの剰余金の中から基金として百万円積み上げて、その残金を翌年度への繰越金とすべきか、それも第十四条第二項を適用すべきか検討したはずです。その検討の結果、翌年度への運用繰越金とすべきと決定し、本年度に繰り越された繰越金であり、本年度の歳入財源の大切な財源の一つであります。あくまでも、本会計年度に剰余金が発生するのかが、それとも今後、交通被災者が多く発生し欠損金が発生するのかが、本会計年度末の令和二年三月三十一日まで確定できないことぐらい、誰にでも理解できると考えます。

ちなみに、本年度交通災害見舞金の予算額は百三万円、九月十三日現在の執行残額は九十七万六千円となっております。

また、昨年度の交通災害共済見舞金の決算額は三十五万二千八百円でしたが、過去には三百六十一万六千六百円の交通災害共済見舞金を支給した会計年度もあつたことも、念のため申し添えておきます。

これらの説明でもわかるように、会計年度の途中で剰余金が発生するなど決してあり得ません。このことからしても本案は法的根拠がなく、条例を無視した補正予算であると指摘せざるを得ません。にもかかわらず、この議案第二二号の補正予算が庁内検討会及び政策調整部会等の審査をクリアして、市長決裁を経て、この定例議会に上程されてきたのか、どの角度から検証しても、私には全く理解

できません。当局の良識、見識を疑わざるを得ません。

加えて、一般会計では予算獲得は困難だから、予算獲得が自由に行けるこの特別会計の第十四条の条文を適用し、特別会計で補正を組むなど余りにも動機が不純過ぎると強く指摘いたします。

結びに、当初予算にしる、補正予算にしる、予算とは、ある目的のためにあらかじめ必要な費用を見積もった金額のことであり、決算とは、毎会計年度の年度末の収入、支出を明らかにする手続きをいいます。

条例の第十四条第二項は、剰余金が生じたときはとあります。生じたときは、確定したときのことをいうのではないのでしょうか。

本案は、明らかに繰越金を財源に交通安全施設の資金に充てようとするものであり、条例を著しく逸脱している提案だと確信し、本案に強く反対するものであります。

繰り返し申し上げます。本特別会計の事業目的は、交通事故により災害を受けた者を、会員同士で救済し合うため、共済制度を設け、もって市民の生活と福祉の増進に寄与することを目的にしております。

このことからしても、本案は本末転倒だと指摘し、反対討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第二二号、令和元年度西之表市交

通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、委員長報告に賛成の討論をいたします。

西之表市交通災害共済事業特別会計は、平成三十年度決算からの繰越金を加算し、また、平成三十年度末基金残高は三千三百二十一万円となっております。

基金額が累積していることもあり、平成二十四年度から共済掛金等の見直しを行ってまいりました。既に、年会費の引き下げ、見舞金の増額、見舞金適用期間の短縮などの改善策を投じております。

現実的に、本市の大変厳しい予算編成に直面している現状がある中で、容易な決断だったという厳しい反対論者の御意見がありました。

今回は、前年度の決算に伴う繰越金であって、前年度の剰余金に資する内容です。会計年度が変わったから剰余金ではないという反対論者の御指摘には疑義がございます。

まさに、西之表市交通災害共済事業特別会計条例第十四条二項にあります、剰余金が生じたときは交通安全施設等の資金に充てることができるといふ趣旨に適応できるものと考えます。

年間決算額を大きく上回る基金を勘案し、交通事故抑制などへの有効活用することは当局側の当然の責務であると判断し、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第二三号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第二三号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二三号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四万七千円とするものです。

補正の内容につきまして歳入から説明いたします。

繰越金の増額は、前年度決算に伴い九万一千円追加するものです。次に、歳出について説明いたします。

総務費の総務管理費、一般管理費の増額は、積立金を四万六千円追加するとともに一般会計繰出金として四万五千円追加するものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第二四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千五百五十万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千四百十三万六千円とするものです。

補正の主なものにつきまして歳入から説明いたします。

介護保険料は、第一号被保険者に係る現年度保険料の本賦課により、一千百二十一万三千円を増額しております。

繰越金の増額は、前年度決算に伴い五千九百七十八万四千円追加

するものです。

次に、歳出について説明いたします。

基金積立金の増額は、財政調整のため介護給付費準備基金として一千二百三十八万六千円追加するものです。

諸支出金の追加は、前年度実績確定により国・県等の負担金を精算返納するもので、繰越金の追加は、前年度実績により一般会計へ返納するものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算(第二号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一二、議案第二五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議案第二五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百三十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百四十一万円とするものです。

補正の主な内容につきまして歳入から説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、現年度分の本賦課により、特別徴収を六十二万八千円減額し、普通徴収を三百三万六千円増額しております。

繰越金の増額は、前年度決算確定に伴い、九十四万七千円追加するものです。

次に歳出について説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金の増額は、前年度精算額の決定及び本賦課に伴う保険料納付額の変更によるもので三百五十万六千円

追加するものです。

諸支出金の減額は、前年度決算確定による繰入金精算返納金で十五万円減額しております。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(永田 章君) 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

(第二号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一三、議案第二六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

第二条は資本的支出の補正で、資本的支出に百万円を追加し、三億七百三十八万三千円とするもので、増額の内容は、市道安城平松線の道路改良工事に伴う送水管布設替えです。

不足する額二億四千三百九十九万九千円は、過年度分損益勘定留保資金二億三千三十万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千二百八十九万八千円で補填することとしています。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与を百四十万円増額しています。

これに伴い、事業費の原水及び浄水費、配水及び給水費の修繕費を減額し調整しています。

職員給与の増額の内容は、時間外勤務手当が新しい施設の試運転等、給水開始までの準備と事業完了に伴う実績報告や固定資産税台帳整理、決算処理業務を同時期に行う必要があり、今後不足するところが想定するための説明がありました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△認定第一号 平成三十三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、認定第一号、平成三十三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 川村孝則君登壇〕

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第一号、平成三十三年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

初めに、今年度から決算特別委員会は日程が大幅に変わりまして、

会期中に審査を行い、採決まで行うこととなりました。理事者におかれましては、御理解いただき、予定どおりに審査ができましたことをまずもって御礼を申し上げたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました認定第一号平成三十年年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

本委員会は監査委員から意見聴取を行い、各会計歳入歳出決算書等計数については、基本的な問題を抱えている状況ではないが、伝票等において、記載漏れ等が見受けられるため、正確かつ適正な予算の執行に関する事務処理適正に努めてほしいとの指摘がございました。

一般会計については、歳入百十億一千二百四十一万三千八百三十円、対前年度比七・六％増、歳出百六億九千八百三十四万七千八百五十八円、対前年度比七・四％増となりました。

その主な要因は、防災行政無線（デジタル化）設置事業、北部観光整備事業等の完了や基金積立金の減少によるものです。

実質収支は三億三百三万一千九百七十二円と平成十九年度より十二年連続の黒字となりました。

歳入について、調定に対する収入率は九八・二％、対前年度比〇・四ポイントの減、不納欠損額一千五百四十六万五千三百二十二円、収入未済額は一億八千八百三十三万二千七百八十円です。

収入未済額の主なものは、市税五千七百七十六万一千七百十円、使

用料及び手数料の住宅使用料七百五万三千三百円、国庫支出金の国庫補助金九千七百七十九万一千円及び、諸収入のうち奨学資金貸付金収入一千三百四十万八千八百二十五円となっています。

収納率については、市民税の現年度課税分九九・二％、対前年度比〇・一ポイント増、滞納繰越分二六・二％、対前年度比〇・一ポイント減、市税合計九五・五％、対前年度比〇・一ポイントの増となりました。また、その他の公共料金の返済等についてもこれまでの取組みの成果が見受けられました。

平成三十年年度財務状況については、財政力指数は、〇・二七％と前年度と変わりませんが、経常収支比率は、九三・五％、対前年度比二・四ポイント増となっております。

一般会計における当年度末公債費残高は、前年度より四・四％増加し、百五億八千二百九十六万二千四百二十三円となりました。実質公債比率は九・四％と対前年度比で〇・二ポイント増加しており、今後、少子高齢化により社会保障経費の増大が見込まれるほか、広域で行った一般廃棄物処理建設に伴う償還費（負担金）や汚泥再生処理センター及び新種子島産婦人科医院の建設や防災関連施設の改修・新設に伴う公債費、また、老朽化した公共施設の維持補修等、長寿命化に係る経費の増加が見込まれることから、新行財政改革大綱のもと定員管理や事務事業の見直しなど経常経費の圧縮に努め、健全財政への取組みを望むものであります。

本委員会では、給食費の一部無償化や医療費の一部窓口負担がな

くなつたことなど評価できる部分はあるものの、子育て支援や就学支援に重きをおいた予算配分が必要だという反対の意見等も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で本案を認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程で出されたさまざまな意見については、検討方をよろしく願います。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 決算審査お疲れさまでした。川村委員長におかれましては、取りまとめ大変だったかと思われませんが、まことにありがとうございます。

さて、私は常任委員会の産業厚生委員会委員長を拝命しております関係上、西之表市議会のルール上ですね、決算委員会には委員として参加が認められておりません。そうしたことからですね、今回この定例会におきまして、決算特別委員長への質疑をする機会をいただいておりますので、先にお伝えしてる通告の内容に従いまして、委員長報告への質疑をさせていただきたいと思えます。御答弁よろしく願います。

それでは、一つ目でございます。四つございますけれども、まず一つ目でございます。

平成三十年西之表市各会計歳入歳出決算附属書、主要施策の成

果説明書、施策マネジメントシート、こちらでございますけれども、平成三十年度の振返りから二〇一九年度の取組みへの十二ページ、御参照いただければと思います。

はい。こちらですね、参照しながらになりますけれども、長期振興計画の位置づけにつきましては、政策分野を地域産業に分類し、施策名を農業の振興にしている平成三十年度の振返りについてお聞きしたいと思います。

施策の目的の対象を農業者に設定し、意図を所得を増やす担い手（新規就農者）を増やすと記載されております。施策の目標指数であります、遊休農地の割合が平成三十年度の実績二・四三%になっておりまして、前年度二・〇二%対比増加しておりますが、当初の見込みにつきましては、一・四二%を下回っております。

また、もう一つの目標指数であります、担い手の農地集積率につきましては、平成三十年度三四・四六%となり、当初見込み三八・〇四%より下回っている状況です。

加えまして前述の状況下、別の資料におきましては、別の資料こちらはですね、決算特別委員会審査資料におきましては農業委員会運営事業費の平成三十年の決算額は四千八百九十万円となっております。市的一般財源が四千万円ほど配分されている状況でございます。

これらのことにつきまして、成果がやや芳しくない状況でありますが、決算委員会としましてはどのように審査され、どのような所

見を持たれ、またどのように所管課に指摘、改善要望等がなされたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○決算特別委員長（川村孝則君） 今、生田議員のほうから質疑いただきましたが、中身がですね、まずもって、この施策マネジメントシートに記載している中身で、中身の質疑であると思いません。

冒頭申し上げておきますけれども、あくまで決算議案の附属資料の一つに対するものであります。したがって、委員会としては附属書に、附属資料に対する質疑として審査を行っておりますので、各議員の判断よっての議論ということで、その旨、御理解をください。

今ほど質疑を受けた、このページ、一二ページの農業委員会の、この関係であります。まずもって、施策マネジメントシートの実績、目標数値の算定の基礎、各議員において数値の重要性の捉え方がばらばらでありまして、そういった意味では委員会として深まった議論になったのかという部分については、そこまではいいいなと。場合によっては、この数値設定の基準そのものを検討すべきという意見もありました。

したがって、今ほど出された質疑については、マネジメントシートその数値の議論、あわせて、それに付随する別冊の決算資料での、この決算額の、そういったからみの質疑等についてはですね、十分な議論が深まっていないというふうに思います。

で、各課それぞれ決算の審査してきた中で、先ほど委員長報告にも申し上げましたけれども、本年度の決算委員会としては各課に対する、特にその指摘、要望する事項はなかったということであります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 御答弁ありがとうございます。

えっとですね、そうしますと、今御答弁いただきましたところで、ちよつと私のほうで確認でございます。地方議会運営辞典、こちらのほうでございますけれども、こちらはですね、議会運営委員会におきまして、議長のほうからこちらの議会の運営であるとか、ルールにつきましてはですね、きちつと勉強しておくということとでありまして、決算認定のところについて、ちよつと確認させていただきますと、決算運用例とした、これ、全国の地方議会がこれを運用例に従って運用されているわけなんですけども、決算審査に当たっては、期待された行政効果等は達成されたか等ですね、確認していつて、当該年度限りではなく、広い範囲、将来展望にわたって総合審査を心がけなければならないということとこれまで運用例として含んでいるところなんですけれども。今のちよつと御答弁をお聞きしますと、ちよつと質疑させていただく内容について、こちらにつきましてはですね、将来に対してもかかわる大きなところであるかと思えますから、私といたしましては議会申合せ事項のですね、二条の十一項にあります、議会運営上、本会議における委員長報告

に対する質疑の項がございます。ここにつきましてはですね、議会運営上並びに執行上、理事者に発言させるほうが効率的な場合もあり、本市は慣行により理事者への質疑を認めた経緯がある、これについては討論やその形態をとらないよう簡単な質疑をするというのが、ルール上規定されておりますので、ここにつきましては、重要なところで、当市ですね、農政上もですね、非常に重要なところで、決算におきましてもですね、きちつと認定する上で御答弁いただきたいと思いますが、理事者のほうからの御答弁、できるのであればお願いしたいんですけれども。

○決算特別委員長（川村孝則君） 今、議員のほうから質疑ございましたけれども、過去にそういった例はあることはありませんけれども、決算委員会として、今ほど生田議員がおっしゃった施策マネジメントシートに係る質疑において、決算委員会が何も議論がないということではなくて、その三十年の実績に対して、当初見込み数値、それから目標達成率、そういった数値について、生田議員の指摘するような深まった議論があつたかどうかという部分について、委員長としては審査の、決算委員会の審査においては、そこまでの十分な議論はなかつたというふうな判断であります。ですから、ほかの附属資料にもありますし、決算資料もありますし、そういった部分では委員会としては十分な議論はありましたけれども、その数値にかかわる問題について、それが三十年の実績に下回ったから、なぜなんだというか、どういう原因でそうなったんだという部分について

ではですね、それぞれの議員の判断によつて、どこまで深まったかというのは、私としては報告するほどの議論が深まったというふうには考えておりませんので、そういうふうな答弁をさせていただきます。なおもつて、その後の、課長に対するそういった答弁においては、それは議長裁量にお任せいたします。

○議長（永田 章君） 生田議員、再度お尋ねします。

課長、今、決算特別委員長はその旨、方針も、決算委員会での取扱いについて報告がありました。課長のほうに答弁を求めますか。

○一二番（生田直弘君） はい。先日行われた議会運営委員会におかれまして、予算委員会同様でございますね、議長を除く全委員による決算委員会のその委員会構成を提案いたしました。本年度は見送りということになりましたので、先ほど委員長お話しされたとおり、各議員の判断によるということになってくることなのであれば、私としてはですね、今の委員長の御報告の中ではちよつと確認できなかったところがございましたので、所管課のほうに確認できれば幸いです。

〔農委事務局長 園田博己君〕

○農委事務局長（園田博己君） 会長に成りかわりまして、農業委員会のほうで説明させていただきます。

遊休農地の割合で昨年度実績二・〇五％から、実績で二・四％になったというところで、目標に対して一・四二％から二・四三％に上昇したという理由でございますが、当農業委員会におきまして

は、農業委員会それから農地適正化推進委員の各種委員等で一年間をかけた上で、遊休農地の利用状況、農地の利用状況を実施しております。でその中で、遊休農地と判断されたものにつきましては、また所有者までその確認を行って、遊休農地であるかというところを判断したところでございます。

本農業委員会は二年目につきまして、やっと、やっとという言葉は悪いんですが、軌道に、制度上軌道に乗ってうまく回っているところでございまして、今般の農地利用意向調査を実施した結果として、遊休農地が面積でいいますと七十七・二ヘクタールでございます。この面積が確定をしたというところでございまして、これをもとに今後新規事業であります、遊休農地解消、遊休農地対策支援事業並びに農地法に基づく地目変更の促進を図っている、遊休農地解消を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。よくわかりました。丁寧な説明ありがとうございます。

それでは、二番目の質問に、質疑のほうに移りたいと思います。同じく施策マネジメントシートでございますけれども、こちらの一四ページ、御参照いただきながら御説明させていただけたらと思います。

こちらにつきましては、長期振興計画の位置づけにおきましては、政策分野を地域産業に分類しておりまして、施策名を林業の推進に

している平成三十年度の振返りについてお聞きしたいと思います。

施策の目的の対象を林業者・森林所有者に設定し、意図を所得を増やす、森林資源を保全活用すると記載されております。

目標指数であります林業総生産額は平成三十年度の実績におきまして七千八百十三万円となりまして、前年度対比約一・三百万円増加しておりますが、当初の見込み八千五百万円を下回っております。また、もう一つの目標指数であります間伐面積も八十ヘクタールとなり、当初見込み百ヘクタールや前年度百・五ヘクタール対比でも下回っていると状況でございます。

加えて、下のほうの項目になりますけれども、基本事業の目標達成状況につきましても、木材等、当該出荷量は前年度比増加しているものの、特用林産物総生産額は約二千八百万円に落ち込み、前年度当初見込みの水準である三千五百万円程度を大幅に下回っているという状況です。

また、年間の林業就業者数は平成三十年年度実績で二十九名となり、前年度四十二名の実績や当初見込み五十名の水準を大幅に下回っております。

最後に、そのページの後段の成果の欄でございますけれども、この施策の成果として、一文の森林組合においては、資金貸付けによる間伐事業を計画的に進め、経営改善につながりつつあるとの説明、記載がございますけれども、経営改善の根拠がよくわかりません。これらのことにつきまして、決算委員会としてどのように審査され、

どのような所見を持たれ、所管課指摘を要望されたのであれば、先ほどの御答弁、包括的な御答弁だったと思いますが、追加がございましたらお願いいたします。

○決算特別委員長（川村孝則君） 森林組合以外はですね、先ほどの答弁と同様でありますので、その旨了解ください。

森林組合の件で、経営改善につながると、つながっているというが、その根拠がわからないという指摘であります。

で、この件についても委員会の中で、いくつかその質疑というか、そういった部分があったかといえば、それは、それほどはないと思っております。ただ、私自身、委員会としての認識がですね、やっぱり森林組合が今、現在、市が貸し付けている資金によって経営改善に向けて努力をしていると、そういう状況であるという認識を委員会の中で各議員が持たれているということによって、そういった認識によつて、この問題は受けとめられているというふうな委員長としては、そういうふうな受けとめております。

ほかの内容は先ほどと同様であります。

○一二番（生田直弘君） 委員長、御答弁ありがとうございます。

実際はですね、経営のところは非常に厳しい状況になっているという結果が出ている状況にあるようでございますので、このあたりにつきましてもですね、大変恐縮でございますが、所管課のほうから御答弁いただけるのであれば幸いです。

○議長（永田 章君） 生田議員、あの今委員長の報告の中で、た

だいま答弁の中で、委員会としては努力をしているという認識と受けとめているということでありますので、十分委員長報告の答弁は私はなりうると思っております。

はい、次の項目に移ってください。

○一二番（生田直弘君） はい、残り二つ質問させていただきます。

三つ目でございますけれども、同じくこの主要施策成果説明書のほうで質疑させていただきたいと思えます。

三八ページでございます。

行政全体のところにかかってくることでございますので、非常に重要なところだと思いますので、質疑させていただきたいと思えます。

同じく長期振興計画上の位置づけとしましては、政策分野を行政運営、市民協同に分類しております、施策名を組織力等職員力の向上にしている平成三十年年度の振返りについてお聞きしたいと思います。

施策の目的の対象を市役所で働く人に設定し、意図を高い能力を持つて生き生きと働いてもらうことに効果的な仕組みをつくる、というふうに記載されております。

目標指数といたしましては、人事評価の仕組みの定着度が平成三十年の実績では六一・六％となり、当初見込みの七〇％を下回っているだけでなく、前年度の六四・三％対比でも下回っている状況であります。加えまして、基本事業の中段のですね、基本事業の達成率におきましては、研修参加延べ人数が前年度対比増加しております。

ますけれども、市民視点を基本とした改革の推進の改善を意識して仕事をしている職員の割合を含めた当該政策課の基本事業の取組みを図る成果指標の四指標がですね、当初見込みを下回っているだけでなく、前年度対比でも三指標を下回っているというような状況でございます。

これらのことにつきまして、決算委員会としましてどのように審査され、どのような所見を持たれて、どのような所管課に指摘改善要望とかなされたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○決算特別委員長（川村孝則君） これまでの回答と同様であります。

○一二番（生田直弘君） 同様の御説明ということでございますけれども、この諸書類につきましてはですね、議会認定の対象とならないということにつきましては、こちらの辞典のほうにも書いておりますので、このあたりにつきましては行政全体の、その人材育成のところにかかってくるというところにつきまして、決算認定上、非常に重要なことと思われませんが、もし所管課のほうの御答弁いただけるのであればお願いしたいんですけれども。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

まず、人事評価の仕組みの定着度のところの三十年度実績分が目標に対しては前年度と比べて低くなっているということがありますけれども、こちら辺も、私どもの悩みでもあるんですけれど、ここ

数年退職者が多くてですね、新人さんがだいぶ増えてきて、そういった意味でのその理解というのがなかなか進まないという結果になっているんじゃないかなというのを考えます。

アンケート調査とかで、このところの項目の中で拾っていきま

すので、そういった状況が出てきているのかなと思います。あと、改善を意識して仕事をしている職員の割合も同じようなアンケート調査でやりますので、同じような状況が起きてるんだろうなと思います。全体的にやっぱりベテランの職員が少なくなってる手の職員が多くなってきたという現実がありますので、そういうことかなと思います。

健康診断の受診率ですけども、こちらのほうはもう頑張ってるんですけども、やっぱり人数が落ちてしまったというのが現実でして、やってる回数は一緒です。勸奨とかもやっていますけれども、どうしても目標は一〇〇%ということで高い目標を持ちますけれども、現実的には、そういう数字になってしまったというのが現状でございます。

あと、研修参加の延べ人数ですけども、こちらのほうも高い参加を目指して行いますけれども、毎年の研修の状況ですとね、やっぱり人数的には増えているんですけども、五百人というちょっと高い目標が設定されてございますので、数は若干去年より、その前々年度よりは減っているわけなんですけれども、若干変動はあったけれども、目標届かなかったということで今後とも頑張っていきたいなと考え

てます。

人事評価の仕組みの定着度も先ほど一番最初に申し述べましたことと同じでございます。職員の構造がだいぶ変わってきましたので、やっぱりいろんなことを理解が進んでるベテラン職員というのが少なくなってきたということがあります。

以後もまた研修等、努力を続けていきたいと思えます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

それでは、最後の四番目の質疑をさせていただきたいと思えます。最後につきまして、この施策マネジメントシートですね、次の四〇ページを御確認いただきながら質疑をさせていただきます。

長期振興計画の位置づけ上、政策の分野を行政運営、市民協同に分類し、施策名を計画的で効率的な行政運営の推進にしている平成三十年度の振返りについてお聞きします。

施策の目的の対象を市の施策及び事務事業に設定し、意図を適正かつ計画的効率的に行われると記載されております。

目標指数である長期振興計画の各施策の目標達成率が平成三十年度実績では四八・一％となり、当初見込み七〇％を大幅に下回っているだけでなく、前年度実績で六五・三％対比でも大幅に下回っている状況でございます。

加えて、中段の基本事業のところでございますけれども、こちらにつきましても目標達成率において当初見込みを下回っているだけで

なく、前年対比でも下回っているという状況が散見されます。これらのことにつきまして、決算委員会としてはどのように審査され、所見等どういうふうになっているのか、また、どのように所管課に指摘要望なされたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○決算特別委員長（川村孝則君） この点についても、これまでの回答と同様であります。

○一二番（生田直弘君） 委員長、ありがとうございます。

この部分につきましてはですね、行政全体の組織の計画の効率的な行政運営の推進がどういうふうになっているのか、決算に直接影響してくることでございますし、また、この部分につきましては将来にわたってもですね、非常に重要な項目であるというふうに考えますので、できましたら、所管課の答弁いただけたら幸いです。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御指摘の目標指標につきまして四八・一％ということで、目標値を大幅に下回る結果となっております。

ちよつと内訳をお話しさせていただきますと思います。全部で指標が五十四あるんですけれども、そのうち実際に目標どおりだったのが十六でした。で、ある程度改善されたのが十項目ございまして、合わせて四八・一％という結果となっております。

それぞれ、なぜ目標に達しなかったかというのはお手元のマネ

午後零時休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

認定第一号、平成三十年西之表市一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 認定第一号、平成三十年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対し反対の討論を行います。

一般会計については、歳入百十億一千二百四十一万三千八百三十円、歳出百六億九千八百三十四万七千八百五十八円となっており、主要要因としても、防災行政無線デジタル化設置事業や北部観光整備事業等の完了や基金積立金の減少によるものとの報告であります。

平成三十年度一般会計決算の市長の政治姿勢として、馬毛島問題は、この間、多数の議員がその態度を明確にすべきではないかとの質問等をしておりますが、納得のいく回答は得られていないと思っております。しかし、馬毛島にFCLP訓練施設はふさわしくないとその見解を示しており、馬毛島活用の方向性など不十分さはありますが、この問題については一定の評価ができます。

ジメントシートの現状とか課題、そういったところで御確認をいただければと思いますけれども、総じて、取り組み、長期振興計画が始まって間もないというところ、そういったところも原因の一つとなつていようかと思えます。四年後、そういったもの、二〇二一年度最終的に目標を達せられるよう引き続き努力をしていきたい、そういう意味で、今後の方向性までちよつとお示しをさせていただいているところだということで御理解いただければと思います。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。この部分につ

きましては長期振興計画という西之表市の一番最上位の計画のこの

の推進について、長期という計画であるんですけども、昨年度

はうまくいって、今年度下がっているところにつきましては、きちつと審査した上でですね、審査というのは、きちつと今後の課題として取り組んでいただけたらと思います。

委員長並びに所管課のほうの御説明ありがとうございます。

○議長（永田 章君）

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いを申し上げます。

正午となりましたので、ここで中断をいたしまして、討論については、午後よりやりたいとそう思うと思いますが、いかがですか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） そのように決めます。

じゃあ、ここでしばらく休憩いたします。お疲れさまです。

また、学校給食費の一部無償化や、一部の対象者ではありませんが子ども医療費の窓口無料化が実施されており、このことについても評価ができるものであります。

一方で、平成三十年九月議会に提案された姉妹都市友好都市記念事業への事業費七百二十万円の縮小を求めた修正案が複数の議員から出されており、およそ市民感覚からかけ離れたといえる事業を実施したことを強く指摘をいたします。

市民所得が減少している中で就学援助の支給状況の改善や子育て支援の充実など、福祉等に重きを置いたさらなる予算配分にすべきという立場から、本案決算認定について反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

まずもって、三点について私の意見のほうを言わせていただきましたと思います。

先ほども反対討論者からございました、ヴィラ・ド・ビスポ市との交流についてでございます。

ポルトガルとの国際交流事業については、二〇二〇年の東京オリンピックにおいて、同国のサーフィン連盟一行の事前合宿を誘致できないかということで動いてまいりましたが、同団体から合宿をしない旨の返答があり、断念したという経過がございます。

交流事業はそのような経過の中で行われ、幸いにも何ら事故もなく、これまで以上の友好関係を築くことができました。両市の子供たちの笑顔を肝に銘ずべきと考えております。

結果的には、今年二月二十八日に、内閣からオリンピックでのホストタウンとしての認可を受けることができました。今後、ホストタウンとしてどのような活動ができるか、両国、両市とのきずなをいかに深めることができるのか、今後の課題であります。

種子島にとってサーフィンは、さらにサーファーとしての生き方は、島の自然が育んできた、島外からやってきた若者と一緒につくり上げた一つの財産であり、誇りでもあります。また、これから情報格差のない5Gの世界を迎えるに当たって、西之表市、種子島の大きな生き残りのための武器でもあります。この交流事業及びホストタウンになったことは、西之表市の豊かな未来を築く大きなきっかけになると信じるものであります。

二つ目に、子育て環境の充実についてであります。

前市長のもとから行われた子ども医療費の拡大充実は、現市長においても何ら変わるところはございません。国の制度改正に伴って子育て世帯の負担がいい方向へ劇的に変化していることを認めていかなければなりません。

そして、政治姿勢についてでございます。

西之表市及び西之表市市民が抱える問題は多々ございます。基幹産業である農業、これは自然が相手だけに本当に難しいものであり

ます。市長は、台風等の災害時に市議会議長、地元の県議との連携を図り、迅速に災害対策、補償等、積極的に動いていることは議員の皆様御承知のことと存じます。

さらに、これからの喫緊の課題であるジェットフォイルの更新についても、そして、その他のさまざまな問題についても同様に、積極的な動きがございました。これは評価に値すべきだと私のほうは思っているところでございます。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第二号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、認定第二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 川村孝則君登壇〕

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本委員会に付託されました認定第二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

平成三十年度歳入二十三億七百六十六万二千二百五十二円で、全体の一八％を占める国民健康保険税は、調定額に対する収入率八四・三％、不納欠損額三百二十七万四千六百五円、収入未済額七千三百九十九万八千四百五十五円で、それぞれ対前年度比で、収入済額は八・五％減、収入未済額は七・八％減で、不納欠損額は六六・四％の減となっております。

歳入合計で、前年と比較して六億八千六百六十九万二千四百四十四円、二二・九％減少しています。国保制度改正により、平成三十年から都道府県が財政運営の責任主体となったことから、市町村国保の財政規模は縮小することとなり、本市においても大きく減少しています。

歳出は、対前年度比七億四千四百九十九万五千九百十四円減の二

十一億七千二百四十六万一千百十四円で二五・五％減となっており、これも歳入同様、制度改革が主な要因です。

平成三十年度国民健康保険基金は、平成二十九年度剰余金のおおむね半額の三千八百四十四万九千円を積み立てて、年度末現在高は六千八百九万、失礼、六千八百九万四千円となりました。

実質収支額は一億三千五百二十万一千百三十八円となり、前年度と比較して五千八百三十三万三千四百七十四円増加しており、基金に積み立てた額を合わせた平成三十年度単年度収支も九千六百七十五万二千四百七十四円の黒字となっています。その主な要因は、医療費関連の支出が少なかったこと、国保税の収入率がよかったことなどが考えられます。

本委員会では、国保制度の構造的な仕組みに問題があると反対の意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 認定第二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の討

論を行います。

国民健康保険制度は、皆さんも御存じのように、持続可能な医療保険制度を構築するために平成三十年度から都道府県が財政運営をすることとなっており、歳入歳出の変動については、報告にもありますように、制度改革が主な要因となっております。

平成三十年度から始まった国保の都道府県化であります。自治体独自の国保税の軽減、一般会計からの繰入れをできなくする、また、収納対策の強化や病院の統廃合、病床の削減による医療費削減なども推進をし、こういった取組みに成績のよい自治体には予算の重点配分をするという仕組みもつくられております。

そういった中でも宮崎市や葦崎市など少ない市町村が国保税の引き下げを実施し、また、ほかの市町村でも、子供の均等割の独自軽減にも動いており、国保運営の主体である市町村と都道府県が住民の立場で国保税の引き下げ抑制の努力ができるのかも問われております。

国保制度は、加入者に年金生活者や非正規雇用など不安定な雇用条件にある若い層や女性等の所得の低い方が国保に入っており、本来の制度、支え合い制度を維持するのに困難な状況にあります。持続可能な医療保険制度とするならば、昭和五十九年に四五％から三八％へ、そして、今では三〇％までに引き下げられた国庫負担の割合を増やすべきと考えております。

また、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高

く、負担が限界になっていることを国保の構造問題とし、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的財政基盤の強化が必要と、全国知事会や全国市長会、全国町村会などが主張をしております。本市においても、国に対し、制度の安定化を図るために国庫負担の拡充強化を行うこと等、抜本的な改革を行うよう求めた意見書も提出をされております。

年金者生活や不安定な雇用状況にある若い層や女性が多く加入する国保制度の健全な運営のための抜本的改革をすべきとの立場から、本案決算認定について反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔五番 木原幸四君登壇〕

○五番（木原幸四君） 認定第二号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成する立場で討論をいたします。

国保制度の構造的仕組みについては、反対討論者の言う、財政的に厳しいところにはもっと大幅に増やすとか、持続可能な取組みをすべき等は理解するところであります。

国民健康保険事業を取り巻く市の状況は、年齢構成が高く、医療費水準が高く、所得水準が低く、保険料負担の重いなどの構造的問題に加え、高齢化の進行、一人当たりの医療費の増大などにより非常に厳しい財政運営となっております。

このような中、平成三十年度から県が国保財政運営の責任主体と

なり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととなりました。

それに伴い、鹿児島県国民健康保険運営方針のもとに、国民健康保険の安定運営のため、徹底した収納対策を初め、医療費適正化対策、また、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上に積極的に取り組むこととなりました。

国民健康保険においては、先ほども言いましたように、平成三十年度の制度改正について、大きな混乱もなくおおむね円滑に移行ができた。このような制度改革により、予算の編成方法など財政事務に大幅な変更があり、普通交付金の交付方法が年度末の一括交付から毎月の概算交付となったため資金繰りには余裕ができたこと、以上の点を見て、改善されているなどのことを考慮して賛成討論といたします。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第三号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会

計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、認定第三号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 川村孝則君登壇〕

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第三号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本委員会に付託されました認定第三号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

歳入二百五十九万六千三百五十五円、対前年度比九・二％減、歳出百九十五万七千九百四十九円、対前年度比二二・八％減で、実質収支額は六十三万二千六百八十六円となっております。

会員数は前年より三百五十四名減少し、八千三百四十八名で、西之表市人口の五五・三九％が加入したこととなり、一・四ポイントの減となりました。

共済見舞金の支給額は、昨年度と比較して五九・九％減の三十五

万二千八百円となっております。基金は百万円を積み立てて、年度末基金残高は三千三百二十一万円となりました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第四号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳

入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、認定第四号、平成三十

年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 川村孝則君登壇〕

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第四号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本委員会に付託されました認定第四号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

歳入五十二万八千八百九十六円、対前年度比〇・五％減、歳出四十三万六千五百四十二円、対前年度比五・二％減で、実質収支額は九万二千三百五十四円となっております。

基金には十一万二千元を積み立てて、平成三十年度末の基金残高は三百三十五万六千円となりました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、認定第五号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 川村孝則君登壇〕

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第五号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本委員会に付託されました認定第五号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

歳入は二十二億二千三百六万四千九百十九円、対前年度比〇・

七六％増、歳出二十一億六千五百七十七万九千六百十八円、対前年度比一・一四％増で、実質収支額は五千九百七十八万五千三百一円となっております。歳入では、収入未済額が九百三十三万五千十三円、前年度より三・九八％減少しております。不納欠損額百八十二万三千二百二十九円は、介護保険法第二百条の規定により、徴収権が消滅したことによるものであります。

歳出の主なものは保険給付費十八億六千三百七十八円、ごめんなさい、失礼しました、十八億六千三百七十八万六千八百五十一円で、前年度と比較して一・四八％増加しております。

平成三十年度は第七期介護保険事業計画の初年度となり、歳入では保険料基準額の改定や被保険者数の増加等に伴い保険料収入が増加した一方で、歳出では、保険給付費が計画を上回る伸びで増加したことなどにより、平成三十年度の基金積立金は前年度比八六・八％減の三百四十六万八千円で、基金残高は五千六百五十七万四千円となりました。

第一号被保険者は五千六百七十七人、そのうち要介護認定者数は千二十一人で、認定率は一八・一八％、前年度と比較して〇・〇五ポイントの減で、九百七十一人が介護サービスを受けております。

要介護認定者を対象にした介護サービス給付費のうち、居宅介護サービス給付費は七億二千五百九十四万三千四百八十八円で、前年度比三・二〇％増、地域密着型サービス給付費は三億六千八百九十三万六千二百八円で、前年度比二・九六％増加しています。それに

反し、施設サービス給付費は五億四十五万四千五百五十七円と、前年度より〇・三七％減少しています。

介護予防サービス給付費は八百六十万八千八百八十五円で、前年度よりも一四・一六％減少しています。

本委員会では、介護保険制度の構造的な仕組みについて問題があり、個人の保険料、利用料の負担の増加につながる可能性があるのではないかと反対の意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 認定第五号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の討論を行います。

平成三十年度は第七期介護保険事業計画の初年度となり、本市では要介護認定者数が千二十一名、認定率一八・一八％、また、平均介護度においても二・四九で前年度より低くなっていることから、介護予防、重度化予防に効果があらわれているようであり、

地域サロンや元氣アップ教室など介護予防への取り組みは評価がで

きるものであります。しかし、依然として高齢者の生活の実態、介護保険料の負担は大きな問題ではありますが、改善をされていない状況であります。

介護保険を払い続け、いざ介護を受けたくても受けられないことが起こったり、また、利用が増え、介護労働者の賃金に充てる介護報酬が引き上げられると保険料や利用料に負担がはね返る仕組みとなっており、そのため、介護が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者が多い自治体ほど保険料が高くなることが考えられます。

本市における平成三十年の高齢化率は三七・二九％と年々高くなってきております。安心して受けられる介護制度は国の責任、あるいは減免の制度など抜本的な改善が必要であることを指摘し、本案決算認定について反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 認定第五号、介護保険特別会計認定について、委員長報告に賛成の討論をいたします。

平成三十年度、第一号被保険者数が前年より若干増加しているものの、認定率がわずかに減少しているのは徐々に予防効果があらわれているとの説明がありました。

重要施策の成果として、地域支援事業の介護予防生活支援サービスマス事業、よろうて元氣アップ教室や地域サロンの活動を支援する一般介護予防、包括支援センターを中心に包括的支援事業、本市独自

の紙おむつ支給など、多岐にわたるきめ細かな事業が報告されました。

介護保険制度は、五年ごとの制度見直しから国主導の制度改正が三年ごとに加速化しているとも言われます。中でも保険者機能強化推進交付金が新たに創設され、自立支援や重度化防止などの取組みを重視する施策が示されており、本市も三十年度は約二百九十七万円の交付を受け、本市の取組みが評価されています。

反対論者のほうからも御指摘がありましたけれども、本市は高齢化率、単身高齢世帯の比率が高い地域であり、また、介護人材を確保も容易ではありません。このような中で介護保険制度の維持、充実に努めている取組みを評価し、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、認定第六号、平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 川村孝則君登壇〕

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本委員会に付託されました認定第六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果を御報告いたします。

歳入二億二千三百五十三万三千五百円、歳出二億二千二百五十八万五千九十八円で、実質収支額は九十四万七千九百七十七円の黒字となっております。

歳入の主なものとは後期高齢者医療保険料で、収入未済額は八十六万二千二百二十一円で、前年度と比較して二六・九二％減少となっております。

歳出の主なものとは後期高齢者医療広域連合納付金で、二億三百五十四万四千五百円で、前年度と比較して一・一六％減少しております。

なお、被保険者数は三千九十五人で、平成二十年四月制度施行当初に比べ八・八三％増加しています。

平成二十九年と比べ被保険者が若干減少し、また、保険料率の引き下げもあったことから、歳入の後期高齢者医療保険料が減少しており、これに伴い、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金も減少しています。

本委員会では、七十五歳以上という年齢で別枠の保険制度に組み込まれ、負担が増えている制度自体に問題があるとの反対意見もありましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一五番 渡辺道大君登壇〕

○一五番（渡辺道大君） 認定第六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の討論を行います。

二〇〇八年四月に開始された後期高齢者医療制度ですが、七十五歳になった途端、それまで入っていた医療保険から切り離され、独立した保険に加入させる仕組みとなっております。また、七十五歳以上の人口が増えるほど保険料が上がる仕組みとなっております。鹿児島県でも平成三十年には八百五十六円の増額となっております。

さらに、年金から天引きされることも、保険料の重さが暮らしを圧迫していることも明らかで、高齢になれば病気になるがちな一方で、収入が少なく暮らしが不安定な人が多い七十五歳以上を一つの保険に集めて運営する制度設計そのものに無理があります。

後期医療を廃止し、もとの老人保険制度に戻せば、七十五歳を過ぎても国保や健保などから切り離されず、際限のない保険料アップの仕組みもなくせるはずであります。

長生きを脅かし、高齢者に大変な思いをさせる制度を続けるべきではないとの立場から、本案決算認定に反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） 認定第六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対し賛成の立場で討論を行います。

平成三十年度の後期高齢者医療保険特別会計の決算は、歳入合計二億二千三百五十三万円の中で収納率は九九・六％と前年より若干改善し、不納欠損額においては九千四百円と前年より大きく減少しております。

広域連合からの受託事業である重複頻回受診者等訪問指導及び長寿健診も適正に行われているとの報告を受け、委員長報告に賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第七号 平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、認定第七号、平成三十年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

「決算特別委員長 川村孝則君登壇」

○決算特別委員長（川村孝則君） 認定第七号、平成三十年度西之表市水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

本委員会に付託されました認定第七号、平成三十年度西之表水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

平成三十年度給水件数は八千四百九十三件、対前年度比〇・六一％減、総給水量は百九十一万八千八百九十五立方メートル、対前年

度比一・一一％増、給水人口は一万四千三百二十七人、対前年度比一・五三％減となっております。

有収率は七九・四四％で、昨年度と比較して〇・一二ポイント減少しています。

資本的収入は六億六千七百二万九千三百三十二円、対前年度比八四・二八％増加しております。これは、出資金が二百八十九万五千五百五十三円、負担金が八百七十八万四千八百円、補助金が一億四千八十八万四千六百円、企業債が一億五千二百五十万円増加したことによるものであります。

平成三十年度の損益については、四億一千五百二十二万八千三百四十二円の総収益に対し、総費用三億八千五百四十八万一千百六十八円で、差引き二千九百六十四万七千七百七十四円の利益となっております。

当年度未処理欠損金は二億二千四百三十九万九千三百七十七円となりました。平成三十年度末企業債残高は十九億九千八百二万五千九十九円となっております。

本委員会では、水道事業に対して、施設に費用がかかっていることと漏水の件数が増えたところについては一定の改善が必要ではないかとの反対の意見も出されましたが、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 認定第七号、平成三十年度西之表市水道事業会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に反対の討論を行います。

水道事業会計につきましては、給水人口の減少、有収率の減少の中で単年度の黒字収支となっております。また、この間、水道課職員におきましては、人員削減や人件費削減など、夜間の大変な作業のある中で経営改善の努力をされていることは知られているところであります。

しかしながら、人件費の節減等が経営改善の一つとなっている点は何らかの措置が必要で、改善に向けて全体の議論が必要ではないかと考えております。

防水、漏水防止で有収率を上げることや滞納世帯の解消、施設の布設替工事に費用がかかっていることなどを指摘し、本案決算認定について反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 認定第七号、平成三十年度西之表市水道事業会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成の立場で討論

いたします。

御承知のように、小中規模の水道経営は財政の問題として、水利の減少による給水収益の低下、さらには累積債務及び水道料金アップの抑制と施設設備の更新費用、それに、故障時の対応費用、ランニングコスト等の増大等、また一方では、維持管理の面でも、職員の高齢化と技術継承及び緊急時の対応能力と技術力が上げられません。また、施設面でも、施設の老朽化に伴う対応など多くの課題を抱えております。

今後、少子高齢化に伴う人口減少、右肩下がりの給水収益、技術継承の問題等、環境条件は極めて厳しく、経営の破綻だけではなく、老朽管の破裂や水質劣化など、対応に苦慮する状態を迎えることとなります。

本市も、国が示す水道統合事業の方針に沿って平成十九年度に統合整備計画を作成し、平成二十八年度を目標に、集落水道を上水道への一本化に向けて積極的にその実現に努め、平成三十年度に事業が終了しました。給水区域が拡大したことで料金収入は一時的には増加するものの、人口減少に伴い料金収入は減少し、投資した建設事業の返済と老朽施設の更新が必要なことから、厳しい経営状況は続きます。

漏水事故防止と有収率向上を図るために耐震管を用いた管路布設整備を行うとともに、安心安全な水を安定的に供給するために各水道施設の運転状況を監視するシステムを構築したこと、また、漏水

事故が例年より多かつたこともあり、有収率が向上までに至りませんでした。管路全体の更新率が低い状況にあり、耐震化を含めた施設整備を計画的に進める必要があります。今後、中長期的な収支計画となる経営戦略を作成し、その方針に沿って事業経営を行っていくとのことであります。

さきの議案第二六号、水道事業会計補正予算（第二号）で委員長報告にもありましたように、新しい施設の試運転等、給水開始までの準備と事業完了に伴う実績報告、台帳整備等、多くの作業を同時に行う必要があるとした補正増額の報告がありました。現在、職員十名、通年臨時職員二名、パート職員一名の業務体制で昼夜を問わず対応をしていることを高く評価し、委員長報告の賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、決算特別委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（F

CLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」

陳情書

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書を議題といたします。

馬毛島対策特別委員長長野委員長から、委員会において審査中の事件につき、西之表市議会会議規則第一百一十一条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

馬毛島対策特別委員会は議長を除く十五名で構成をされておりますので、質疑は省略をいたします。

ここで、討論に入ります。

委員長の申し出は継続審査であります。継続審査に当たり、反対討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 委員長報告の継続という判断に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

この陳情書のほう、六月に出されております。西之表市経済六団体の長が出されたものであります。馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民

説明会の早期開催を求める陳情書であります。

六月議会においても、また今議会においても継続すべきだという意見が多数を得ました。しかしながら、考えていただきたいことがございます。この陳情書、一番下、三行がございませう。

「貴議会におかれましては、国の説明責任及び市民一人一人の知る権利を御理解いただき、地元住民に対する説明会の開催を国、防衛省に対し早急に要望していただきますよう、ここに陳情いたします」。

この陳情書の求めることは、この一点でございます。この一点を継続して慎重審査するようなものでしょうか。市民の真摯な思い、声を聞くべきだと思います。

以上で討論を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 陳情第一四号の継続審査との委員会決定に賛成討論をいたします。

今委員会では、種子島漁業協同組合組合長、浦添氏と西之表市きび・甘藷生産振興会会長、折口氏の二名に出席いただき、陳情の理由について直接伺いました。

両氏ともに、馬毛島はどうなっているのか情報不足の中で、基地ができたかどうか、判断材料を議会の責任として出してほしいという趣旨でした。

西之表市議会はこれまでにFCLP訓練地建設に反対してきました。前回の防衛省での意見交換で得た情報については、議会だよりも市民に報告してきました。日米地位協定が存在する中で、防衛省の説明だけが市民への正確な情報なのかという意見も委員会の中に出されています。

今後、防衛省へ再度の所管事務調査を行い、当馬毛島対策特別委員会に課せられている調査研究をさらに進め、市民により正確な情報の提供を行うため、継続審査とした委員会決定に賛成の討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件は、委員長申し出のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、陳情第一四号は継続審査と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時ごろより再開いたします。

午後一時四十九分休憩

午後二時再開

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第二七号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

これより、議案第二七号の議案一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第二七号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（永田 章君） 日程第二二、議案第二七号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、河本幸男。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和四十五年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、四次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさと地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたも

のである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年十月一日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思
います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決ま
した。

△総務文教委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、総務文教委員会所管事

務調査報告を行います。

河本総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会は、令和元年七月十七
日から十九日にかけて、長崎県五島市において、スポーツ合宿誘致
事業について、離島における防災対策についての二点について調査
を行いました。

まず、五島市について説明します。

五島市は、長崎市から西へ約百キロメートル、東シナ海の五島列
島の南部に位置し、平成十六年八月一日に一市五町が合併し、誕生
した市です。

その合併から約十五年経過し、潜伏キリシタン関連遺産世界遺産
登録、海洋エネルギーによる島づくり、クロマグロの養殖基地化、
日本一の椿の島づくりを四大プロジェクトと位置づけ、施策を展開
しておりました。

しかし、合併当時、四万四千七百六十五人だった人口は、平成二
十七年の国勢調査では三万七千三百二十七人と、大幅に減少したと
のことでした。

それでは、スポーツ合宿誘致事業について報告します。

五島市は、スポーツ合宿誘致に取り組んだのは、高校総体、国体で剣道競技の会場になったことがきっかけのことでした。人口が減少する中で、子供の数も減少し、全ての学校に全ての部活が整っていないこともあり、試合するには島外に出かける必要があります。合宿費がかかってしまう、親の負担がかかるということでした。合宿に来たチームと試合することにより、子供たちの刺激にもなり、競技力の向上にもつながっているとのことでした。また、そのことが交流人口の拡大にもつながっているとのことでした。

次に、事業概要について説明します。

対象としているのは、一、市外の企業、団体のスポーツ競技部、二、市外の小学校、中学校、高等学校及び大学等のスポーツ競技部、三、市外のスポーツ少年団等の指導者、選手です。要件としては、一つ、五島市内の宿泊施設を利用すること、二つ、一団体の合宿における延べ宿泊数が十泊以上であること、三、他の団体から助成を受けていないこととなっております。

助成金額は、一人一泊につき二千元、児童の場合は千円、公共施設利用は一人につき五百円。交通費は一人千円、上限は一団体当たり十万円。そのほか、公的スポーツ施設の利用料も免除しております。

その結果、平成二十三年度に始まった当初は七十八団体、約千四百名、約三千二百泊であった利用者は、平成三十年では百二十二団体、約千九百名、約四千四百泊と、順調に増えてきているとのこと

でした。

課題としては、夏以外の閑散期への呼び込みと宿泊施設の確保が挙げられました。合宿自体、小・中・高校生が多いため、夏休みに集中してしまうこと、また、宿泊施設についても夏の利用者が五百人を超えるため、宿泊施設を確保できずに、合宿を断念することも多いとのことでした。

次に、主な施設を見学させていただきました。

メインアリーナは、バレーボールコート三面の広さで、冷暖房完備はしていないものの、男女控室やシャワー施設など整っており、使い勝手がよさそうでした。

サブアリーナは、バレーボールコート二面と狭いものの、冷暖房を完備し、トレーニング室も、本市よりも充実しております。

多目的グラウンドは、サッカー並びにソフトボール対応となっております。野球場は両翼九十二メートル、アーチェリー場、屋内・屋外相撲場、テニスコートは四面で、ナイター設備完備、陸上競技場は今年五月に約四億九千万円で全天候型に改修が終わっており、これらの施設は五島市中央公園内にあります。そのほか、市街地に福江武道館があり、一階に柔道場二面、二階に剣道場二面があるとのことでした。

説明の中で印象に残ったことは、施設整備の重要性はもちろんですが、合宿に集中していただくためのサポート体制で、ロードレース時の交通整理などを職員が丸となって行っており、おもてなし

の対応が必要だと感じました。

次に、離島における防災対策について、現状や課題について説明をいただきました。

本市においても、平成十三年九月に水害があったわけですが、五島市においても過去に福江大水害（昭和四十二年七月）により、一時間百十三ミリの大雨により死者十一名、住宅の全壊三十五棟、半壊十七棟、床上浸水四百八十七棟。昭和六十二年八月、台風十二号により、最大瞬間風速五十五・六メートル、住宅全壊十九棟、半壊百三十二棟、一部破損三千九百六十六棟、被害総額三十二億円の大災害を経験したとのことでした。

近年五カ年の警戒本部設置回数は、昨年は五回と少なかったものの、ほかの年は十回以上設置しておりました。また、昨年七月の台風七号では六億円を超える被害があったとのことでした。

五島市においては、水害や台風災害が主で、地震については震度三以上の記録がないとのことでした。

災害時相互応援協定・協力協定については、新上五島町との協定や、救援物資供給、ライフライン、建築土木、避難施設の分野について、十五の民間事業者や団体と協定を締結しておりました。

職員の配置体制は、防災担当が二名で、勤務時間外における災害に備え、消防本部と連携し、警報等の発表後、直ちに警戒本部を立ち上げること、配備体制は、注意体制、特別注意体制、警戒体制、非常体制、特別非常体制と、本市とほぼ同様の体制となつて

おりました。ただ、五島市においては支所があり、支所については、本部の指示により、必要に応じて警戒本部を設置することです。防災行政無線については、平成三十年にデジタル化されておりますが、災害等の緊急情報伝達手段としての使用を原則としており、行政からのお知らせは通常行っていないとのことでした。したがって、防災無線から放送が流れば、何らかの緊急情報だという認識が市民にできていると思われま

す。自主防災組織は、町内会を単位として組織され、二百四十四の町内会のうち二百四十三の町内会で組織化されておりました。災害弱者については、個人情報観点から、各地域に名簿は提出されていないものの、中心地域以外の地域では把握がなされており、問題は市街地であり、今後、条例化するなど対策を考えたいとのことでした。

災害時の物資備蓄については、人口五％に当たる被災者二千人を想定し、備蓄計画を策定しているが、米やパン、飲料水等五〇％にも満たない状況であり、課題として、充足率を上げることとあわせて、備蓄品の保管場所、補完手段としての救援物資供給協定の締結、家庭用備蓄と非常持ち出し品の準備を挙げておりました。

実際、近年、大規模災害が発生していない中で、避難所運営や自助・共助の意識を高めることなど、課題も山積しているとのことでしたが、離島ということで共通する課題も多く、実際起こっていない中で備えや訓練等、個々の意識の高揚を図ることが大切と感じ

ました。

以上、報告を終わります。なお、詳しい資料を事務局に備えてお
りますので、ごらんください。

○議長（永田 章君） 総務文教委員長の報告は終わりました。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議員派遣の件を議題と
いたします。

議員派遣の件につきましては、十月三日開催の第八回種子島屋久
島議会議員大会参加でありましたが、台風接近のため中止となりま
したので、議員派遣については、なしといたします。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、閉会中の継続審査を議
題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管
事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを
許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員
会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、

これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求め
られていますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和元年第三回定例市議会の閉会に当たり
まして、御挨拶を申し上げます。

九月五日に開会いたしました九月議会は、本日十月一日まで、提
案全議案につきまして熱心に御審議をいただきました。

また、今回の議会は、会期中に平成三十年年度決算まで御審査をい
ただきました。決算特別委員会の皆様には、時間の限られる中、精
査をいただくこととなり、御苦勞をおかけいたしました。熱心な審
査に対しまして心より感謝を申し上げます。

今回の議会では、予算案等審議を通じて多くの御指摘を頂戴しま
した。御指摘いただきました内容につきましては、真摯に受けとめ、
改善の努力を重ねてまいります。

また、残念ながら、常日ごろの事務のあり方につきましては、課
題が散見されております。職員一人一人が、公務という責任ある仕
事をしているというをしっかり認識して、適正・的確な業務
が行われるよう、総務課を中心に改善に向けて努めてまいります。

議員各位におかれましても、引き続き、御指導、御鞭撻いただきとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日より十月に入りました。朝晩もだんだん涼しくなってきましたところがあります。各地域では、それぞれの伝統行事や運動会、敬老会などイベントが予定されているようです。本市といたしましても、市民体育祭や市内一周駅伝大会、文化祭などのイベントを予定いたしております。それぞれの行事の中で多くの市民の皆様笑顔になっていただけますよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

また、実りの秋でもあります。今年は、これまでどうか台風の直撃は免れております。作物の育成もおおむね順調に推移していると考えております。しかしながら、今後油断することなく、諸施策の展開に努めてまいりたいと考えます。

それでは、最後に、議員各位、市民の皆様のみますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

令和元年第三回市議会定例会が、議員、理事者各位の御協力のもと全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

ます。

全ての議案において慎重審議をいただきました。特に、平成三十二年度決算審査においては、定例会中審査として初めて取り組みました。当局におかれましては、本会議終了の準備と合わせ、短期間で対応いただきました。また、川村決算委員長初め、各委員の皆様方には大変御苦労さまでございました。今後とも、議会運営のあり方については、皆様方の声を拝聴しながら、さらなる改善に取り組んでまいりたいと思います。

さて、月日の立つのは早いもの、今年も九月の十八日、百一歳以上の長寿のお祝いの訪問をさせていただきました。

皆さん元気な方ばかりで、長寿の秘訣、楽しいこととお尋ねいたしますと、食べること、歌を歌うことが一番ですとのことでありました。

百二歳の市のおばあちゃんを訪問させていただいた折、若いときから歌い続けている歌があるとお聞きいたしました。その歌詞を御紹介をさせていただきます。

種子島ララ 種子島ララ たねがしま

芋で名高い種子島

朝も芋 昼も芋 夜も芋

芋で名高い種子島

雨が降りや道はなし たねがしま

人の畑の土手を行く

大ぜっか 大つぼき― 道はなし

人の畑の土手を行く

ぜひ、この歌を皆さん方に御紹介いたしたく、この機会をいただきました。

市内最高長寿者は、この十月で百五歳になるとのことです。我が故郷を支えていただいた長寿の皆様が、いつまでも御健勝であられますことを改めて願うものであります。

私どもも長寿にあやかり、体調にはくれぐれも御自愛をいただき、御活躍されますことを御祈念申し上げます、私の挨拶いたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、令和元年第三回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後二時二十二分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 五 番 議 員

一 六 番 議 員